

平成 19 年度

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録

平成 19 年 2 月 28 日 開 会

平成 19 年 3 月 2 日 閉 会

塩 竈 市 議 会 事 務 局

平成19年度予算特別委員会会議録目次

【平成19年2月28日(水)】

1日目

委員長互選	5
議案説明(議案第19号から第50号まで)	6
資料要求	
鈴木昭一委員	29
吉川弘委員	30
福島紀勝委員	31
質疑	
〔一般会計〕	
田中徳寿委員	33
中川邦彦委員	45
志子田吉晃委員	52
吉川弘委員	62

【平成19年3月1日(木)】

2日目

質疑	
〔一般会計〕	
浅野敏江委員	78
東海林京子委員	90
曾我三三委員	102
福島紀勝委員	113
伊勢由典委員	123
木村吉雄委員	135
伊藤博章委員	145

小野 絹子 委員	_____	158
鈴木 昭一 委員	_____	169

【平成19年3月2日(金)】 3日目

質疑

〔一般会計〕

浅野 敏江 委員	_____	176
吉川 弘 委員	_____	181
伊勢 由典 委員	_____	187
田中 徳寿 委員	_____	195
曾我 三三 委員	_____	202
中川 邦彦 委員	_____	208
志子田 吉晃 委員	_____	217
小野 絹子 委員	_____	226
佐藤 貞夫 委員	_____	235

採決 _____ 240

平成19年2月28日（水曜日）

平成19年度予算特別委員会
（第1日目）

平成19年度予算特別委員会第1日目

平成19年2月28日(水曜日)午前10時00分開会

出席委員(21名)

菊地進委員	田中徳寿委員
伊藤栄一委員	志子田吉晃委員
鈴木昭一委員	今野恭一委員
浅野敏江委員	吉田住男委員
佐藤貞夫委員	木村吉雄委員
鹿野司委員	志賀直哉委員
香取嗣雄委員	曾我三三委員
中川邦彦委員	小野絹子委員
吉川弘委員	伊勢由典委員
東海林京子委員	福島紀勝委員
伊藤博章委員	

欠席委員(2名)

武田悦一委員	嶺岸淳一委員
--------	--------

(全会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶 教 君
総務部長 兼危機管理監	山本 進 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一 泰 君
建設部長	内形 繁 夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部 総務課長	郷古 正 夫 君
総務部 財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部 税務課長	福田 文 弘 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真 一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克 巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純 子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君
建設部 建築課長	千葉 伸 一 君	建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君
建設部 土木課長	千葉 正 君	総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	橘内 行 雄 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜 昭 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君	教育委員会教育長	小倉 和 憲 君

教育委員会 教育部長	伊賀光男君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部 総務課長	小山浩幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤福実君
教育委員会教育部 生涯学習課長	中川政則君	教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地辰夫君
選挙管理委員会 事務局長	星清輝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

菊地 進議長 ただいまから、平成19年度予算特別委員会を開会いたします。

本日、欠席の通告がありましたのは、武田悦一委員及び嶺岸淳一委員の2名であります。

香取嗣雄君より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

本日は、正副委員長の互選と予算審査をお願いいたします。

それでは、臨時委員長を年長者である鹿野 司委員をお願いいたします。

臨時委員長と交代いたします。よろしくをお願いいたします。

鹿野臨時委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、年長のゆえをもちまして私が臨時委員長の職務を行います。

委員長が選出されるまでの間、議事をとらせていただきます。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りをいたします。伊勢委員。

伊勢委員 正副委員長の選任については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

鹿野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選を行いたい旨の発言がありました。さようお取り計らうことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、鈴木昭一委員、吉田住男委員、佐藤貞夫委員、吉川 弘委員、福島紀勝委員、以上5名の方に選考委員をお願いいたします。

それでは、別室にて選考を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時17分 再開

鹿野臨時委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より選考結果のご報告をお願いいたします。佐藤貞夫委員。
佐藤委員 先ほど別室におきまして、平成19年度の予算特別委員会の正副委員長の互選を行いました。

5名の選考委員で慎重に審査をした結果、本特別委員会の委員長には伊藤栄一委員、副委員長には田中徳寿委員のご両名を選考いたしました。

皆様のご賛同心からお願い申し上げ、以上報告いたします。

鹿野臨時委員長 ただいま佐藤貞夫委員のご報告のとおり、委員長には伊藤栄一君、副委員長には田中徳寿君を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鹿野臨時委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、伊藤栄一君に委員長のごあいさつをお願いいたします。

伊藤委員長 皆さんおはようございます。

図らずも、平成19年度の予算特別委員長に皆さんからのご推挙をいただきました。

塩竈は衰退しているこのような状態でございますが、今、塩竈の町を見ますと国道、そして下馬春日線、北浜沢乙線、このようなまちが動いております。しかし、まちが動いているということは、やはり活気づいてきているのじゃなかろうかなと、私は思っております。

そんな関係で、塩竈が今財政難で大変だという中で、19年度の予算を審議する当たり、委員各位の皆様方のいろいろのチェック等、ご要望、ご質問をいただきながら、委員長の役を務めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつご協力のほどよろしくお願いを申し上げる次第でございます。（拍手）

鹿野臨時委員長 次に田中徳寿君に、副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

田中副委員長 おはようございます。ただいま皆さんのご推挙により平成19年度予算特別委員会の副委員長を仰せつかった田中です。まだ未熟な者ですけれども、ひとつ皆さんのご協力により実りある予算委員会にしていきたいと思っておりますので、私も頑張っていきますので、皆様のご協力ひとつよろしくお願い申し上げます。（拍手）

鹿野臨時委員長 それでは、委員長と交代をいたします。

伊藤委員長 それでは、これより平成19年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第19号ないし第50号、32件であります。

それでは、まず平成19年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいり

ます。

日程については、2月28日、3月1日及び3月2日の3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は2月28日、3月1日及び3月2日の3日間とすることに決定いたしました。

なお、本特別委員会は、委員会条例第18条の規定により公開制とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、本委員会を公開制とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。まず最初に市当局から説明を求め、次に、さきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順序に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明はポイントをつかんで要領よく簡明をお願いいたします。

それでは、各会計予算の内容説明をお願いします。田中行革専門監。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 それでは、私の方から、議案第19号「塩竈市職員定数条例の一部を改正する条例」につきまして説明をさせていただきます。

説明の都合上、資料 2、塩竈市議会定例会議案、並びに資料 12、第1回市議会定例会議案資料その2をご用意をお願いいたします。

まず、最初に資料 12、1ページをお開き願います。

塩竈市職員定数条例につきましては、市長、議会の事務部局及び学校その他の教育機関に常時勤務いたします市の公務員で、一般職に属する職員の定数を定めているものであります。

今回、この条例の一部を改正するものでございますが、条例第2条に規定してございます職員の定数につきまして、現行805人を787人に改正しようとするものでございます。

内容であります。定員適正化計画の19年4月の計画値758人を基本としながら、市立病院の医療体制を確保するため、病院の定数につきましては199床の基準定数を考慮した現行条例

の180人の定数を引き続き確保し、全体の定数を787人にしようとするものでございます。

また、改正の具体的な内容でございますが、市長の事務部局の職員数のうち一般の職員435人を421人に、並びに といたしまして、教育委員会事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の数114人を110人に改正しようとするものでございます。

次に、資料 2の15ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの方に、後段でございますが、施行日を19年4月1日といたしまして、提案理由につきましては後段の部分に記載してございますが、今回の改正は、塩竈市定数適正化計画を確実に推進するため、平成19年4月の計画値を基本にしながら職員定数条例の所要の改正を行うとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 私からは、議案第24号「塩竈市休日急患診療センター条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、第1回市議会定例会議案資料その2、冊子番号12になります。12の資料、10ページをお開き願います。

塩釜地区二市三町の地域で構成されます、塩釜医療圏における課題となっております夜間救急医療体制整備について、これまで関係機関と協議してまいりました結果、休日急患診療センターにおきまして、現在の休日診療に加え、土曜日準夜帯での診療が実施可能となりました。具体的には、資料に記載のとおり、平成19年度より土曜日において午後7時から10時までの時間帯で、新たに小児科診療を実施しようとするものであります。

このために必要な条例の一部改正を行おうとするものでございます。

同じ資料12の8、9ページをお開き願います。

休日急患診療センター条例一部改正新旧対照表であります。

第3条において、診療日として土曜日を、診療時間として午後7時から午後10時までを、診療科目として小児科を追加しております。

また、休日急患診療センターの運営を円滑に行っていくため、第5条においては基本方針を協議する機関として、医師会、薬剤師会等の各関係機関の代表委員12名以内で構成される運営委員会を、第6条においては具体的事項を協議する機関として同じく各関係機関から推薦される委員13名以内で構成される小委員会についての条項を新たに追加しております。以上、よろ

しくお願いいたします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 それでは、財政課から平成19年度当初予算につきまして、一般会計を中心に、その概要をご説明申し上げます。

議案資料 12をご用意いたします。

29ページをお開き願います。

一般会計当初予算は、4月に市長及び市議会議員の選挙が予定されていることから、経常的な経費や継続事業、あるいは市民生活に直接的な影響を及ぼす事業費を計上した骨格予算となっております。

予算総額は176億7,310万円、前年度と比較いたしますと2.2%、金額にいたしまして3億7,810万円の増となっております。

次に、特別会計についてであります。10の特別会計の予算総額は225億394万8,000円、前年度と比較いたしますと7.7%、金額にいたしまして16億1,367万4,000円の増となっております。

一般、特別会計を合わせました総額は401億7,704万8,000円、前年度と比較いたしまして5.2%、金額にいたしまして19億9,177万4,000円の増となっております。

30、31ページをお開き願います。

一般会計の歳入についての対前年度比較表でございます。主な特徴点についてご説明申し上げます。

費目1の市税は、定率減税の廃止や三位一体改革による税源移譲による増加を見込み、前年度から4億386万2,000円増の66億540万円を計上しております。

費目2の地方譲与税は、税源移譲により所得譲与税が廃止されたことから、前年度から4億2,420万円減の1億6,480万円と見込んでおります。

費目9の地方特例交付金は、定率減税の廃止により交付が減少することから、前年度から8,750万円の減の5,250万円としております。

費目10の地方交付税は、基準財政収入額の減少分を加味することとともに、公債費算入額の増を見込んだことから1億4,700万円増の48億9,600万円を計上しております。

費目14の国庫支出金は、生活保護費及び児童手当の増などにより1億1,084万4,000円の増となっております。

費目15の県支出金は、障害者自立支援給付費補助金の増及び強い水産業づくり交付金の計上などにより、前年度から1億9,762万3,000円の増となっております。

費目21の市債は、退職手当債を計上したことなどにより2億7,620万円の増となっております。

その他の歳入費目につきましては、後ほど予算説明書によりご説明申し上げます。

次に、32、33ページをお開き願います。

一般会計の歳出につきまして、目的別に前年度と比較したものでございます。詳細につきまして、予算説明書によりご説明申し上げますので、ここでは省略させていただきます。

34、35ページをお開き願います。

一般会計の歳出を性質別に分類し、前年度と比較したものでございます。

主な特徴点を申し上げます。

費目1の人件費であります。定員適正化計画に基づき職員数の縮減に努めるとともに、昨年度から実施いたしました職員給与の独自削減を本年度におきましても継続したことから、前年度と比較いたしますと1億7,954万8,000円の減となっております。

費目2の物件費はワークシェアリング対策事業費や保育所、清掃工場の管理費などを計上しておりますが、経常的な経費の縮減などにより前年度から1,028万5,000円の減となっております。

費目3の維持補修費は、道路や市営住宅、小中学校などの修繕費や補修費を計上しております。1,173万3,000円の減でございますが、昨年度から学校施設の補修工事のうち一定規模のものにつきましては、起債制度を活用するとともに普通建設事業費の方に分類がえをしております。

費目4の扶助費であります。前年度と比較いたしますと1億8,551万3,000円増加しております。

これは生活保護費の増加が続いていることや、制度改正により児童手当が増加していることによるものでございます。

費目5の補助費等は、中小企業融資制度信用保証料補給金や、塩釜地区消防事務組合への負担金などを計上しているものでございますが、本年度は塩釜駅エレベーター整備事業に対する補助金及び浦戸地区で行います漁業経営構造改善事業に対する補助金を計上したことにより、8,310万8,000円の増となっております。

費目6の普通建設事業は、玉川小学校大規模改造事業が主なものでございます。

費目9の積立金は、職員互助会からの寄附金5,000万円を庁舎建設基金に積み立てるものなどでございます。

費目12の繰出金は、前年度から3億383万円の増となっております。これは老人保健医療会計及び区画会計の繰出金が増加したこと、及び病院会計への繰出金につきまして再生緊急プランに基づく繰出金を当初予算に計上したことによるものでございます。

以上、歳入、歳出予算の概略をご説明申し上げましたが、財源調整のための基金残高が底をつくという極めて厳しい局面にあることから、予算編成に当たりましては新行財政改革推進計画に基づき、事務事業の見直しに努めるとともに、昨年度から実施いたしました職員給与の独自削減を本年度におきましても継続しております。

また、歳入確保策の一環として起債制度を活用しており、退職手当債を計上するとともに、下水道事業特別会計において資本費平準化債の借り入れを継続し、一般会計の繰出金からを抑制しております。

このような歳入歳出全般にわたる取り組みにより、基金からの繰入金は前年度から2億7,000万円ほど減の5,401万3,000円に縮小しております。しかしながら縮小したとはいえ、基金からの繰入金を計上しており、加えて地方公共団体の再生法制の動きの中で、全会計を連結した財政指標の改善がこれまで以上に求められておりますので、今後行財政改革をさらに推し進め、さらなる財政の健全化に取り組んでまいります。

36ページをお開き願います。

平成19年度一般会計の投資的経費の内訳一覧表でございます。

前段でご説明申し上げました普通建設事業の詳細でございます。

清掃工場改良事業など12件を計上しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、平成19年度一般会計予算案の概要をご説明申し上げます。

議案資料 8 をご用意願います。

1 ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を176億7,310万円と定めております。

第2条の債務負担行為及び第3条の地方債につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第4条一時借入金は、35億円と設定しております。

第5条は、人件費の各項間の流用について規定しております。

次に、6、7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為では、塩竈市中小企業振興資金損失補償など11件の債務負担行為を設定しております。

下から3段目をごらん願います。住民参加型市場公募債共同発行による連帯債務を計上しております。これは、本年度におきまして、県との共同発行で、住民参加型市場公募債の発行を予定しておりますことに伴い、共同発行自治体の借入額に対する連帯債務を計上しているものでございます。

第3表地方債は、清掃工場改良事業など6件の地方債を設定しております。

退職手当債3億7,000万円は、定員適正化計画などを策定して、人件費の削減に取り組んでいる自治体を対象に許可されるものでございます。本市では18年度から許可される見込みでございますので、18年度の金額と同程度の額を計上しております。

次に、平成19年度一般会計予算説明書についてご説明申し上げます。

議案資料 9をご用意願います。

1、2ページをお開き願います。

1、2ページは一般会計歳入歳出予算事項別明細書の総括表でございます。

歳入につきまして、款別に前年度と比較したものでございます。

3ページをお開き願います。歳出につきまして、款別に前年度と比較したものでございます。

次に、これらの内容につきまして、ご説明申し上げます。

4、5ページをお開き願います。

第1款市税でございますが、地下の下落などによる減少がございますが、定率減税の廃止や三位一体改革による税源移譲による増加を見込み、前年度から4億386万2,000円増の66億540万円を計上しております。

6、7ページをお開き願います。

第2款地方譲与税は、4億2,420万円減の1億6,480万円を計上しております。これは、三位一体改革による国庫補助負担金削減額の補てん措置として交付されておりました所得譲与税が本年度から市民税に振りかわることによるものでございます。

8、9ページをお開き願います。

第9款地方特例交付金は、5,250万円と前年度から8,750万円の減を見込んでおります。これ

は定率減税の廃止により、地方特例交付金のうち減税補てん措置分の交付額が減少することによるものでございます。

第10款地方交付税は、前年度から1億4,700万円増の48億9,600万円を見込んでおります。増加の要因ですが、公債費算入額が増加したこと及び歳入面で基準財政収入額の減少が地方交付税においては増加要因として働くことなどによるものでございます。

12、13ページをお開き願います。

第14款国庫支出金は、18億1,273万9,000円と前年度から1億1,084万4,000円の増となっております。これは、生活保護費の増加が続いていることや、制度の拡充により児童手当が増加したことによるものでございます。また玉川小学校大規模改造事業補助金を計上してございます。

16、17ページをお開き願います。

第15款県支出金は、前年度から1億9,762万3,000円の増でございます。これは障害者自立支援費が増加したこと、及び塩釜駅エレベーター整備に伴う県支出金や、浦戸地区で行う漁業経営構造改善事業に伴う強い水産業づくり交付金などを計上したことによるものでございます。

22、23ページをお開き願います。

第21款市債は、前年度から2億7,620万円の増となっております。本年度に市債を充当する主な建設事業は、玉川小学校大規模改造事業などでございます。

また退職手当債、及び臨時財政対策債を計上しております。

次に、歳出につきまして、主要事業を中心にご説明申し上げます。

34、35ページをお開き願います。

まず、第2款総務費19億3,252万1,000円ですが、主なるものをご説明申し上げます。

説明の方は、主に右のページの事業内訳欄及び説明欄で申し上げますので、よろしく願いいたします。

40、41ページをお開き願います。

7目企画費の右ページ、事業内訳欄をごらんいただきたいと思います。

事業内訳欄の下段の方に、市民活動推進費289万7,000円を計上してございます。これは市民活動推進室を拠点として情報の提供や、活動団体相互の交流を支援していこうとするものでございます。

62、63ページをお開き願います。

3 款民生費57億1,491万9,000円は、前年度から2億4,732万7,000円増加しております。これは、主に児童手当及び生活保護費の増によるものでございます。

68、69ページをお開き願います。

7 目身体障害者福祉費には、東北本線塩釜駅エレベーター設置補助金として19節に2,500万円を計上しております。

72、73ページをお開き願います。

2 目児童措置費10億7,351万7,000円は、前年度から7,536万9,000円の増となっております。この主なる要因ですが、事業内訳欄の4段目に児童手当事業費4億500万円を計上しております。本年度から第1子及び第2子の給付額が増額されており、前年度から4,728万円の増となっているものでございます。

80、81ページをお開き願います。

2 目生活保護扶助費は、12億6,682万6,000円となっております。これは医療扶助の増などにより、前年度から1億1,302万7,000円増加しているものでございます。

84、85ページをお開き願います。

4 款衛生費には、17億734万7,000円を計上しております。1 項1 目保健衛生総務費の事業内訳欄をごらん願います。3 段目に、老人健康対策事業費として1億5,844万1,000円を計上しております。老人保健法に基づき、市民の健康づくりを推進するため、基本健診や各種がん健診などを実施してまいります。

また、本年度は前立腺がん検診につきまして、これまでの5歳ごと検診であったものを隔年検診に充実してまいります。

100、101ページをお開き願います。

2 目休日急患診療費ですが、休日急患診療センターにおいて小児科土曜準夜帯診療を実施してまいります。

102、103ページをお開き願います。

3 目病院整備費では、繰出金といたしまして総務省繰り出し基準に基づく繰出金2億9,000万円に、再生緊急プランに基づく繰出金1億3,000万円を加えた計4億2,000万円を計上しております。

104、105ページをお開き願います。

5 款労働費4,501万円ですが、21節貸付金に労働福祉対策融資事業として勤労者生活安定資

金預託金などを計上しております。

106、107ページをお開き願います。

6款農林水産業費4億1,017万6,000円ですが、主なる事業といたしましては、110、111ページをお開き願います。

3目浅海漁業振興費の19節に漁業経営構造改善事業補助金9,300万円を計上し、桂島地区におけるカキ処理施設、ノリ種苗生産施設の整備を支援してまいります。

114、115ページをお開き願います。

7款商工費4億7,817万1,000円ですが、その主なるものといたしましては、2目商工振興費の事業内訳欄、2段目になりますが、中小企業の経営安定化及び育成のため中小企業対策融資事業3億2,500万円を計上しております。前年度から5,000万円を増額し、融資枠の拡大を図っております。

118、119ページをお開き願います。

19節に、仙台・宮城destinationキャンペーン推進協議会負担金100万円を計上しております。本年度は平成20年度のキャンペーン実施に向けた準備を進めるとともに、市内の各種イベントを有機的に結びつけ、集客力の向上に努めてまいります。

120、121ページをお開き願います。

8款土木費に24億1,796万9,000円を計上しております。1項1目土木総務費ですが、地震対策を促進するため13節に木造住宅耐震診断等委託料544万円を計上して、耐震診断士を派遣するとともに、122、123ページをお開き願います。説明欄の2段目でございますが、木造住宅耐震改修工事助成金300万円を計上しております。

136、137ページをお開き願います。

9款消防費は、6億2,959万3,000円を計上しております。その主なるものでございますが、2目非常備消防費の事業内訳欄の、消防団運営事業2,461万5,000円、それから消火栓等の設置を行う消防施設等整備事業955万2,000円などでございます。

140、141ページをお開き願います。

10款教育費は17億9,671万7,000円でございます。その主なるものですが、1項2目事務局費の事業内訳欄の下段に、感動支援プロジェクト事業費360万円を計上しております。小中学校において、文化スポーツ講演会や職業体験などの自主企画事業を実施してまいります。

144、145ページをお開き願います。

2項1目学校管理費の事業内訳欄下段をごらん願います。玉川小学校の大規模改造事業費2億1,835万円、月見ヶ丘小学校の耐震補強設計委託費800万円を計上しております。

148、149ページをお開き願います。

事業内訳欄下段に、中学校耐震補強事業費1,260万円を計上して、第三中学校の耐震補強工事の実施設計を行ってまいります。

172、173ページをお開き願います。

12款公債費22億3,616万2,000円、前年度から2,796万円の増となっております。普通建設事業費の抑制などにより公債費は横ばいとなっておりますが、前年度に退職手当債を借り入れたことなどにより、微増となっております。

174、175ページをお開き願います。

13款諸支出金6,842万5,000円は、交通事業会計への繰出金を計上しているものでございます。

178ページ、これは債務負担行為の調書でございますが、178ページ以降につきましては債務負担行為、地方債現在高、給与費明細に関する調書でございますので、ご参照いただきたいと思っております。

一般会計の説明につきましては、以上でございます。

伊藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 続きまして、私から議案第30号平成19年度交通事業特別会計予算についてご説明いたします。

同じく定例会資料9の、予算説明書191、192ページをごらんください。

歳入歳出とも同額の1億9,270万円を計上しております。前年と比較しまして680万円の減額としております。説明の都合上、歳出から説明します。195、196ページをごらんください。

第1款1項1目の総務管理費に1億4,473万9,000円を計上しております。前年と比較して69万4,000円の減額としております。

197、198ページをごらんください。

2目の運航費に3,172万2,000円を計上しております。前年より257万8,000円の増額としております。これは、ことし「しおじ」が5年に一度の精度の高い特一の中間検査の年に当たっております。15節の工事請負費等が増額となったためでございます。

199、200ページをごらんください。

第2款の公債費に、1,623万9,000円を計上しております。「みしお」に係ります辺地債の償還が昨年度、18年度で終了したことで、全体として243万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳入でございます。

申しわけございません、193、194ページにお戻りください。

第1款の事業収入は、前年度ほぼ同額の9,557万7,000円を計上しております。

第2款の国庫支出金に2,869万9,000円を計上しております。前年と比較しまして、708万2,000円の減額となっております。これは「うらと」の就航により、補助対象となります船舶職員の人件費、及び修繕費の減少が見込まれるためでございます。

第3款の繰入金に6,842万4,000円を計上しております。

交通事業特別会計の予算につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

伊藤委員長 木下健康福祉部次長兼保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 続きまして、議案第31号国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

同じ資料の207、208ページをお開きをお願いいたします。

歳入歳出69億130万円、前年度と比較いたしまして12億5,790万円、22.3%の増となります。説明の都合上、歳出からご説明をいたします。恐れ入ります、219ページ、220ページをお開きをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、47億7,153万2,000円、前年度と比較いたしまして6億9,348万4,000円、17%の増で計上してございます。

1項の療養諸費、それから2項高額療養費、3項移送費それぞれ一般被保険者、退職被保険者の区分ごとに計上してございますが、一般被保険者に係る保険給付といたしましては、23億2,154万4,000円、前年度と比較いたしまして1億2,196万8,000円、5%の減で計上してございます。退職被保険者に係る保険給付費につきましては、23億8,310万8,000円、前年度と比較いたしまして8億1,361万2,000円、51.8%の増として計上してございます。これは、これまで保険給付費の伸びの大きな要因でありました平成14年10月の制度改正によります老人保健適用年齢の段階的な引き上げが、平成19年9月で75歳への引き上げが完了いたします。順次老人保健制度へ移行することになります。それから本市国保の被保険者の構成が、一般被保険者が減少し、退職被保険者が増加していることによるものでございます。

次に、221ページ、222ページをお開きをお願いいたします。

3 款の老人保健拠出金につきましては、10億8,468万6,000円、前年度と比較いたしまして9,071万6,000円、9.1%の増で計上してございます。これは、老人保健法に基づきます老人医療費に充てる社会保険診療報酬支払金に拠出するものでございますが、平成17年度分の医療費の精算分といたしまして約1億5,900万円ほど発生する見込みによるものでございます。

次に、223ページ、224ページをお開きをお願いいたします。

4 款の介護納付金につきましては、3億124万1,000円、前年度と比較いたしまして2,889万円の減で計上しております。介護保険の費用に充てます40歳から64歳までの2号被保険者に対しまして賦課徴収をし、社会保険診療報酬支払金に納付するものでございますが、平成19年度の1人当たりの概算負担額は4万9,500円ということで、前年度の4万7,578円から4%ほど引き上げる見通しでございますが、17年度の確定負担額が概算負担額を下回る見通しになってございますので、精算還付を見込んだものでございます。

次に、225ページ、226ページをお開きをお願いいたします。

5 款の共同事業拠出金につきましては、6億1,284万3,000円、前年度と比較いたしまして5億453万5,000円の増で計上してございます。これは高額な医療費の増加によります国保財政への影響を緩和するために、国保連合会が運営主体となりまして県内の市町村が財源を拠出する費用でございます。

1 目の高額医療費共同事業拠出金につきましては、80万円を超える医療費を対象といたします。3 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、30万円を超え80万円未満の医療費を対象とする事業で、対象医療費の発生に応じまして国保連合会から交付金といたしまして交付されるものでございます。歳入におきましても、ほぼ同額計上してございます。

なお、3 目の保険財政共同安定化事業につきましては、平成18年10月から創設されたものでございますので、前年度当初では計上してございませんので5億円の増となったものでございます。以上が、歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

209ページ、210ページに戻っていただきたいと思っております。

1 款の国民健康保険税につきましては、19億8,432万1,000円、前年度と比較いたしまして1,919万4,000円、1%の増として計上してございます。これは、被保険者区分ごとに1 目の一般被保険者に係る分といたしましては14億6,900万9,000円、前年度と比較いたしまして4,942万1,000円、3.3%の減として計上してございます。2 目の退職被保険者に係る分といたしまし

て5億1,531万2,000円、前年度と比較いたしまして6,861万5,000円、15.4%の増として計上してございます。これは歳出の保険給付費でもご説明をいたしましたが、被保険者の構成の変化を踏まえたものでございます。

それから、4款の国庫支出金につきましては、14億8,094万8,000円、前年度と比較いたしまして5,089万1,000円の減で計上してございます。これは一般被保険者に係る保険給付費、老人拠出金、介護納付金に対しまして国が負担するものでございますが、一般被保険者の給付費の減に基づき計上してございます。

211ページ、212ページをお開きをお願いいたします。

5款の療養給付費交付金につきましては、21億3,610万2,000円、前年度と比較いたしまして7億6,364万4,000円、55.6%の増として計上してございます。この退職被保険者に係る保険給付費につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、退職被保険者の保険給付費の増に基づき計上してございます。

7款の共同事業交付金につきましては、歳出でご説明いたしました高額医療費の共同事業、保険財政共同安定化事業に係る交付金でございます。この保険財政共同安定化事業につきましては、平成18年10月から創設されたということで、前年度と比較いたしまして5億447万7,000円の増として計上してございます。

続きまして、213ページ、214ページをお開きをお願いいたします。

9款2項の基金繰入金につきましては、財源調整のため5,811万5,000円計上してございます。以上が歳入の主な内容でございます。

以上、歳入歳出それぞれ69億130万円、前年度と比較いたしまして22.3%増で計上させていただくものでございます。以上でございます。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 それでは、議案第32号魚市場事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

同じ資料の241ページ、242ページをごらんください。

まず、歳入の主なものでございますが、第1款の使用料及び手数料は、魚市場使用料としまして5,550万円を、事務室使用料としまして1,881万9,000円など、合計で前年と比較しまして1,050万円減の7,831万9,000円を計上しております。

第4款の一般会計からの繰入金につきましては、3,991万4,000円を、第5款の諸収入としましては1,518万4,000円を計上しております。

次に、245ページ、246ページをお開きください。

歳出でございますが、第1款の市場費に1億3,347万8,000円を計上しております。主なものは、人件費、需用費、各種委託料、次のページになりますが、工事請負費などがございます。

続きまして249ページ、250ページをごらんください。

第2款の公債費でございますが、82万2,000円を計上しております。

戻りまして239ページ、240ページをごらんください。

以上の内容によりまして、歳入歳出の総額を前年より90万円減額の1億3,430万円とするものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

伊藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 それでは、議案第33号下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

同じ資料 9の258ページないし259ページをお開き願います。

初めに、歳入歳出予算でございますが、それぞれ45億330万円、前年度と比較いたしますと2億7,830万円減とさせていただくものでございます。

説明の都合上、歳出より説明いたします。

264ページ、265ページをお開きいただきます。

初めに総務費でございますが、職員構成年齢の若年化や一般経費の削減などにより、前年度と比較いたしますと2,253万3,000円の減となっております。

1目一般管理費では、職員人件費として1億6,216万8,000円を計上しております。また13節委託費1億3,464万5,000円の主なるものを申し上げますと、中央ポンプ場や藤倉汚水ポンプ場の施設管理委託業務、市内全域を対象とした管渠等、汚泥清掃委託料などがございます。

次に、267ページ、19節負担金補助及び交付金2億3,239万円の主なるものといたしましては、本市から発生いたします汚水の最終処分場であります仙塩浄化センターの流域下水道維持管理負担金2億3,153万3,000円となっております。

次に、1款2項1目水洗化普及費の主なるものといたしましては、19節負担金補助及び交付金として水洗化改造資金の融資に対する利子補給金でございます。

続きまして268ページ、269ページをお開き願います。

2款1項1目公共下水道築造費は、汚水整備の面的整備が減少することなどから、前年比3億円の減となり13億円の計上となっております。この内容につきましては、別冊の資料 10

に、議案資料 の38、39ページをお開き願います。

公共下水道事業の内訳でございますが、各事業欄の左端に図面番号が記載されております。これは39ページの箇所図の番号と対比しておりますので、ご参照願います。

初めに、公共下水道事業費13億円のうち、補助事業は8億9,000万円で前年度と同額としております。主なる内容といたしましては、平成18年度から事業着手しております藤倉污水ポンプ場の土木建築機械電気施設の整備を引き続き行わせていただく内容となっております。ポンプ場建設には、多額の費用と日数を要することとなりますので、備考欄に記載しておりますように国から全体計画の承認を取り、2カ年にわたり実施するものであります。

の牛生活污水管線は県事業八幡築港線の進捗に合わせ実施してまいります。その他、下水道貯留浸透施設の実施を予定しております。

次に右側の単独事業、4億1,000万円の内容でございますが、貞山通3丁目污水枝線整備、港町污水枝線の改築工事など、その他市内各所の未整備地区、汚水雨水を含めますが、その整備促進を行わせていただくものであります。

恐れ入りますが、資料 9の予算説明書にお戻りいただきます。

270ページ、271ページをお開きいただきます。

歳出の3款1項公債費の25億9,499万2,000円でございますが、これは前年度と比較いたしますと4,423万3,000円の増となっており、元金が5,944万2,000円増、利子が1,520万9,000円の減となっております。これは平成14年度に借りた部分の償還が始まりましたので、若干増という形になってございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、260ページ、261ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款1項1目の下水道負担金2,193万2,000円は、受益者負担金であり、18年度工事の減少などから減額計上としております。

次に、2款1項1目の使用料は、大規模な污水整備の終了や人口減少、節水機器の普及等により減少傾向にありますので、11億516万2,000円を見込んでおります。

次に、3款1項1目4億3,000万円は、下水道補助事業国庫補助金でございます。

次に、4款1項1目一般会計繰入金は、15億5,366万6,000円の計上とさせていただいております。

次に、262、263ページをお開きいただきます。

5款1項1目雑入2,421万円は、公共下水道相互利用負担金といたしまして、多賀城市並びに利府町からの収入を計上しております。

次に、市債13億6,820万円でございますが、説明欄に記載のとおり、公共下水道事業の財源に充当するものや、資本費平準化債の内容となっております。

以上で、下水道特別会計の概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長 荒川商工観光課長。

荒川商工観光課長 それでは、商工観光課から議案第34号公共駐車場事業特別会計について説明させていただきます。

同じく予算説明書281、282ページをお開き願います。

歳入といたしまして、第1款使用料及び手数料、駐車場使用料といたしまして1,180万円。第2款諸収入といたしまして20万円、これは自動販売機の設置料等でございます。

次に、283、284ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款事業費駐車場管理費といたしまして1,193万円を計上しております。内容については、説明欄にございますように光熱水費、各種委託料であります。

続きまして、285、286ページをお開き願います。

第2款公債費といたしまして7万円を計上しております。

戻りまして、279、280ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額を前年度同額の1,200万円を計上させていただこうとするものでございます。今後とも、歳出面において管理経費の節減に努め、歳入面におきましては「とくとくホリデープラン」、それから「とくとく朝までサービスプラン」を初め、海岸通駐車場と連携を取りながら利用拡大に努めていきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第35号老人保健医療事業特別会計についてご説明申し上げます。

同じ資料288ページ、289ページをお開きをお願いいたします。

歳入歳出61億8,200万円、前年度と比較いたしまして12.4%、6億8,190万円増で計上しております。説明の都合上、歳出からご説明をいたします。

296ページ、297ページをお開きをお願いいたします。

2 款医療諸費につきましては、61億6,393万5,000円、前年と比較いたしまして12.4%、6億8,168万1,000円の増として計上しております。これは、これまで平成14年10月の医療制度改正によりまして、老人医療適用年齢が70歳から75歳に引き上げられたことによりまして、受給者数は減少してございますが、数年医療諸費は増加傾向が続いているということ、それから制度改正によります適用年齢の段階的な引き上げの経過措置が19年9月で終了いたしますので、受給者が増加することを見込み、計上したものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

290、291ページをお開きをお願いいたします。

老人医療費につきましては、一定の負担割合が定められておりますので、1 款の支払基金交付金につきましては、医療諸費の50%、2 款の国庫支出金につきましては33%、3 款の県支出金、4 款の繰入金、市の負担でございますが、それぞれ8%と定められておりますので、それぞれの負担ルールに基づき計上したものでございます。

以上が、老人保健会計でございます。以上で説明を終わります。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 それでは、議案第36号漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明いたします。

同じ資料の303、304ページをごらんください。

歳入歳出の総額を前年より9,640万円増額の1億6,940万円とするものでございます。説明の都合上、歳出より説明させていただきます。

309ページ、310ページをごらんください。

第1 款総務費に617万3,000円を計上しております。これは、主に寒風沢の漁業集落排水処理施設の維持管理に要する委託料でございます。

次に、311、312ページをごらんください。

第2 款事業費に1億5,000万円を計上しております。これは事業内訳に記載のとおり、今年度から実施しております野々島の漁業集落排水事業に関するもので、主な事業費は排水処理施設の工事請負費でございます。

続きまして、313、314ページをごらんください。

第3 款公債費としまして、1,322万7,000円を計上してございます。

次に、歳入でございますが、お戻り願いまして305ページ、306ページをごらんください。

主なものは、第2款使用料及び手数料に281万1,000円、第3款県支出金に野々島漁業集落排水事業費補助金といたしまして7,500万円を計上してございます。第4款一般会計からの繰入金に1,653万8,000円を計上してございます。

次のページ、307ページ、308ページをごらんください。

第6款市債に、野々島の漁業集落排水事業債としまして7,500万円を計上してございます。

以上、よろしく申し上げます。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 議案第37号平成19年度公共用地先行取得事業特別会計について、ご説明申し上げます。

同じ資料の321、322ページをお開き願います。

本会計は、公共用地先行取得事業債を借り入れた場合の会計処理及び土地開発基金に関する会計処理を行うために設けているものでございます。

本年度は、土地開発基金の会計処理のみの計上であり、基金から生じます利子収入と当該利子の積立金を計上しております。

歳入歳出総額それぞれ11万8,000円を計上しております。以上でございます。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 それでは、議案第38号介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

同じく資料 9の329、330ページをお開き願います。

平成18年度から介護保険事業特別会計内に二つの勘定を設けておりますが、まず保険事業勘定についてご説明いたします。この勘定は、介護保険の保険者としての会計勘定であります。歳入歳出それぞれ36億2,959万円を計上しており、前年度と比較しまして1億2,932万円、率にしまして3.7%の伸びになっております。

次に、説明の関係で歳出から説明させていただきます。

337ページ、338ページをお開き願います。

第1款総務費につきましては、6,976万4,000円で、前年度と比べ232万円の減となっております。電算システム委託費等の減によるものであります。

341、342ページをお開き願います。

第2款介護給付費では、34億8,842万円で、4%の伸びを見込んでおります。居宅介護サー

ビス等給付費の増を初め、介護サービス計画給付費、高額サービス費、特定入所者介護サービス費等の増を見込んでおります。

347ページ、348ページをお願いいたします。

第5款地域支援事業につきましては、5,734万7,000円を計上し、介護予防事業や地域包括支援センターを中心にした相談支援事業などの包括的支援事業、あるいは任意事業として家族介護支援等の事業を実施するものでございます。

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、331、332ページをお願いいたします。

第1款保険料につきましては、6億7,750万9,000円で4%の増を見込んでおります。第3款国庫支出金であります。1項国庫負担金は居宅サービス給付費の20%と施設給付費の15%をルール分として計上いたしております。2項国庫補助金では、調整交付金及び地域支援事業に係る交付金を計上しております。第4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。これは2号被保険者の保険料に当たる内容でございます。給付費の31%の交付金と地域支援事業に係る交付金を計上しております。

第5款県支出金につきましては、次ページにまたがりませんが、1項県負担金として、居宅サービス給付費等の12.5%、施設分の17.5%をルール分として計上しております。2項県補助金では、地域支援事業に係る交付金を計上しております。

第7款1項1目一般会計繰入金につきましては、5億2,528万2,000円となり、2.6%の増と見込んでおります。介護給付費繰入金と事務費、それから地域支援事業に係る繰入金でございます。

続きまして、365ないし366ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定について、歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、要支援者に係る介護予防支援事業を、地域包括支援センターにおいて実施することから、介護サービス事業の会計処理を明確化するために平成18年度から新設したものでございます。歳入歳出それぞれ1,554万円を計上しております。平成18年の介護報酬改定におきまして、減額改定となりましたことを受け、前年度と比べ4,555万3,000円の大幅な減となっております。

365ページの歳入予算につきましては、1款のサービス収入、これは要支援者に係る居宅支援サービス計画費収入でございますが、改定後の介護報酬に合わせまして減額し7,981万円で

計上しております。これに伴い、2款の繰入金につきましては755万8,000円の一般会計からの繰り入れを計上しております。

366ページの歳出予算につきましては、1款総務費につきましては職員人件費等でございます。2款事業費につきましては、指定介護予防支援業務の一部を民間の居宅介護支援事業所に委託する際の委託料であります。これについても介護報酬改定に合わせて減額し、計上いたしております。介護保険事業特別会計については以上でございます。

伊藤委員長 茂庭建設部次長兼都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 それでは、議案第39号平成19年度海辺の賑わい土地区画整理事業特別会計予算について、ご説明いたします。

資料番号9、382ページからでございます。説明の都合上、歳出から説明させていただきますので、386ページをお開き願います。

386ページ、1款事業費であります。右側、387ページの方に説明欄、事業内訳欄に詳細を記載してございますが、区画整理事業費といたしまして7億2,560万円を計上しております。内訳といたします、主なものといたしまして委託料といたしまして、2,039万7,000円、これは仮換地等に伴います図面の作成、測量業務委託並びに移転対象家屋等の内部調査等の詳細調査費であります。

その下段であります。15節工事費1億5,023万円です。これは新駅前広場の構築事業費と、区画道路等の構築事業費であります。

ここで、お手数ですが、議案資料12の40ページをお開き願います。

40ページでございます。上段に事業費目での分類でまとめ直したものがございます。ここに記載しております工事費の総額が1億5,023万円です。その下段の位置図にその工事箇所等を記載してございます。

また、先ほどの資料番号9、同じく386ページにお戻りを願います。

386ページの22節移転補償費5億2,570万円は、去る1月24日第3回区画整理審議会においてご承認をいただきました。仮換地指定対象者の方々から移転補償交渉がまとまった方から順次補償を行わせていただく計画で予算を計上させていただきました。

次、388、389ページをお開き願います。

2款公債費3,810万円を計上してございます。これは、過年度の事業費に含まれます地方債の元利償還金で、財源はすべて一般財源とするものであります。

390ページ以降には、事務費等の債務負担行為調書、また391ページには地方債限度額の見込額等を記載してございます。ご参照願います。

最後に、歳入であります、382ページ、383ページをお開き願います。

事業費総額 7億6,370万円の歳入でございますが、1款国庫補助金として2億8,700万円、2款繰入金として1億2,770万円、3款市債といたしまして3億4,900万円を計上しております。

383ページの歳出の本年度予算の財源内訳欄に、その充当先額が記載されております。

海辺の賑わい地区土地区画整理事業特別会計予算の説明は、以上であります。

伊藤委員長 伊藤市立病院事務部次長兼業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 それでは、続きまして議案第40号をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、冊子番号10番をご用意願います。

1ページをお開き願います。

平成19年度市立病院事業会計予算でございます。

1ページは業務の予定量について定めてございます。

第2条、業務予定量といたしまして、まず 病床数につきましては、一般、療養合わせて199床、これは許可病床変わりございません。 には、1日の平均患者数を定めてございます。ここで入院につきましては、159.4人を見込んでございます。これは、今の平成18年度、今のところの決算見込みでありますと大体1日の平均入院は、118.9、ですから約120人でございます。これですと、病床利用率は約6割となるわけですが、既にことし1月麻酔科の医師を確保しておりますし、4月からは3名程度の内科医の確保を見込んでおりますので、それを踏まえまして159.4、大体160人の1日平均入院患者数を見込んでございます。これは病床利用率でいいますと8割を目指すということになります。これによりまして得られる収入及び支出の方ではありますが、これは2ページの方をごらんいただきます。

2ページ、収益的収入及び支出を上げてございます。第3条、まず収入であります、第1款病院事業収益といたしまして、26億7,970万円を上げてございます。これに対して支出であります、第1款病院事業費用といたしまして、27億6,430万円を計上しております。ここで、収入と支出に差がございまして、大体8,460万円ほど支出の方が上回っているという形になりますが、この数字につきましては4ページをごらんいただきたいと思っております。

4ページ、収益的収入及び支出のそれぞれの款項目に分けた表がございまして、この支出の

方、下の表であります。この1款1項4目、減価償却費をごらんいただきます。有形固定資産の減価償却といたしまして8,460万円、予算上歳出に計上しておりますが、これは現金の支出を伴わないものでありまして、この差が収入及び支出の差となっております。今回、年度当初から4億2,000万円の繰り入れをいただいておりますので、これも含めて現金ベースでは収入と支出が均衡している予算となっております。

それでは、2ページにお戻りをいただきたいと思います。

2ページの下は、資本的収入及び支出でございます。それぞれ1億4,377万円を計上しております。

また、3ページにつきましては、第5条債務負担行為から第9条たな卸資産購入限度額まで、記載のとおりでございます。

また、4ページ以降につきましては、関係の資料となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

ご承知のとおり、国の総医療費抑制策によりまして、現在各医療機関の経営状況、大変厳しくなっております。特に公立病院につきましては、地域の不採算医療を支えるということでありまして、その中であって医師不足あるいは交付税の削減などもありまして、大変公立病院の経営、特に厳しくなっておりますが、しかし地域医療を支える、地域住民の命あるいは健康を守るという意味での公立病院の役割というのは、これは変わらないわけでありまして、特に、この塩釜医療圏の中では、市立病院、唯一の公立病院でございますので、その役割を今後とも果たしていくためにも、医療の質の確保と経営の健全性と、この両立がぜひとも必要になってきます。そういった意味でも、19年度につきましては何としましてもまず収支均衡を図ると。そのために職員一同一丸となって努力をしておりますので、よろしくご支援のほどをお願い申し上げます。病院からは以上です。

伊藤委員長 尾形水道部総務課長。

尾形水道部総務課長 それでは、議案第41号平成19年度塩竈市水道事業会計予算について、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 11の1ページをお開き願います。

第2条は業務の予定量でございますが、給水戸数を2万5,910戸、年間総給水量を812万9,318立方メートル、1日平均給水量を2万2,272立方メートルにしております。

また、主要な建設改良事業でございますが、第5次配水管整備事業といたしまして、老朽管

の布設がえ、中小口径管の統合を施工している内容で8,000万円、国庫補助事業を活用した老朽管更新事業といたしまして、老朽管の更新により水道管路の耐震性の向上を図るため、2億2,000万円を予定してございます。

次に、第3条は収益収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は、17億6,824万2,000円で、前年度当初費で1.9%、金額で3,436万円の減となっております。内容といたしまして、第1款の営業収益17億4,276万3,000円は、水道料金、水道加入金などでございます。

第2項の営業外収益、2,527万9,000円は、他会計補助金、受託工事収益などでございます。

第3項特別利益20万円は、固定資産売却益などでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用は、17億2,922万5,000円で、前年度当初費で2.0%、金額で3,607万9,000円の減となっております。内容といたしまして、第1項の営業費用14億868万6,000円、第2項の営業外費用3億1,583万9,000円、第3項の特別損失170万円、第4項の予備費300万円でございます。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款資本的収入は3億689万3,000円で、内容といたしまして、第1項の企業債2億3,000万円は第5次配水管整備事業と老朽管更新事業の財源でございます。第2項の負担金1,495万6,000円は、消火栓設置費に係る一般会計からの負担金と、宮城県からの工事補償金でございます。

第3項の出資金2,197万2,000円は、水源開発に要した経費の元金償還金に係る出資金でございます。

第4項の補助金3,895万5,000円は、老朽管更新事業の財源でございます。

その他といたしまして、第5項の開発負担金100万円などでございます。

2ページをお開き願います。

支出の第1款資本的支出は7億3,828万9,000円で、内容といたしまして、第1項の水道改良費4,628万9,000円、第2項の第5次配水管整備事業費8,000万円、第3項の老朽管更新事業費2億2,000万円、第4項の企業債償還金3億9,200万円でございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億3,139万6,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする内容でございます。

第5条は、債務負担行為でございます。内容といたしまして、平成19年度パソコン賃貸借

料、ハンディターミナル及び企業会計システム再リース賃借料、給水装置工事資金融資に伴う損失補償と利子補給でございます。

第6条は、企業債でございます。起債の目的といたしまして、第5次配水管整備事業費で6,500万円、老朽管更新事業費で1億6,500万円を限度といたしまして、借入先の融資条件により償還していくものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額で、1億円としております。

第8条は、予定支出の各項目間で流用ができる範囲を定めるものでございます。

3ページをお開き願います。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございまして、職員給与費及び交際費でございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を定めるものでございます。

4ページ以降は、予算に関する説明書になってございまして、実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございますので、ご参照願いたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

伊藤委員長 以上で、各会計予算の内容説明は終了いたしました。

委員各位に申し上げます。資料要求がありましたら、ご発言をお願いいたします。鈴木委員。

鈴木委員 それでは、ニュー市民クラブから資料の要求をさせていただきます。

まず、一番目に、平成16年から18年度、生活保護率推移表、仙台市を除いた県内全市分でございます。

それから、2番目に平成17年から19年度、扶助別支給一覧表、お願いいたします。

それから、3番目、平成15年から19年度、繰出金一覧表、地方交付税の基準内、基準外含めてでございます。

4番目に、平成15年度～19年度各種基金・貸付金・預託金残高比較表（一般会計）分をお願いいたします。

5番目に、平成15年から19年度、各種団体への補助金並びに助成金一覧表をお願いいたします。

6番目、平成14年度から18年度、市内小中学校の不登校者の推移をお願いいたします。

それから7番目、平成14年から18年度、離島航路事業の国・県・市の負担額割合と職員数・

人件費の推移表でございます。

8番目に、平成14年度から18年度、職員数、正規、臨時、パート、嘱託などの種別ごとの推移表をお願いいたします。

それから9番目に、平成18年度予定価格事前交渉案件の落札率の内訳をお願いいたします。

最後に、10番目、公用車車両台数、これは市の所有またはリース、それからレンタルの内訳と金額、それから平均走行キロ数、出勤回数でございます。これは各部、市立病院、財政課なども含めてお願いいたします。以上でございます。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 では、日本共産党市議団からの資料要求でございます。

1点目は、平成16年度から20年度までの財政決算と財政見通しであります。

それから2点目は、海辺の賑わい地区土地区画整理事業における、この間及び今後の施工場所と事業費、財源内訳であります。

三つ目は、平成19年度の海辺の賑わい地区土地区画整理事業計画及び予定箇所であります。

それから、4番目は海辺の賑わい地区土地区画整理事業の仮換地終了箇所と、今後の予定箇所であります。

5番目は、新行財政改革推進計画で進められたスクラップ&ビルドの事業で、この間の平成17年度、18年度の実施内容及び金額、財源内訳であります。

6番目は、平成19年度各小中学校別修繕予定箇所であります。

7番目は、平成19年度各小中学校別工事予定箇所であります。

8番目は、平成19年度各市営住宅別修繕箇所調であります。

9番目は、平成18年救急概要であります。

10番目は、県内各市比較の国民健康保険税（料）一覧表であります。

11番目は、県内各市比較の国保税率による総所得金額別世帯平均課税額の比較であります。

12番目は、平成17年度国保税滞納世帯の所得階層別分布であります。

13番目は、国保の短期被保険者証及び資格証明書の発行状況であります。

14番目は、国保の資格証明書発行状況（所得階層別）であります。

15番目は、平成19年度地方財政計画についてであります。

16番目は、平成19年度から3カ年で5兆円の繰り上げ償還に基づき本市の特別会計、企業会計の繰上償還対象件数と財政効果であります。これは本市が対象団体となった場合でお願いし

ます。

それから17番目は、住民税と所得税の税率改正に基づき、定率減税廃止による負担増額と、対象人数及び給与収入者、夫婦2人の場合（収入200万円、300万円、400万円、500万円、600万円）、年金収入者夫婦2人の場合（150万円、200万円、250万円、300万円）の負担増額であります。以上です。

伊藤委員長 福島委員。

福島委員 社会民主党市議団から1点だけお願いをいたします。

公共施設のガス湯沸かし器及び石油ストーブの保有台数。これは、製造年式とメーカー別に区分をしてお願いをいたします。

伊藤委員長 ほかにご発言はございませんか。

ただいま資料要求がありました。が、当局において内容の確認をお願いいたします。加藤助役。

加藤助役 それでは、何点か確認をさせていただきながら、資料の提出についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、鈴木委員の方から要求のございました中で、5番目に要求のありました平成15年から19年度各種団体の補助金云々という部分につきましては、平成19年度につきましては6月定例会に提案予定のものもございまして、そういったものは除いた資料として提出をさせていただければと思っております。

また、6番目に要求のありましたものにつきましては、14年度から18年度について資料は提出をさせていただきますが、18年度につきましては1月末現在での資料の整理をさせていただければと思っております。

次に、7番目に要求のございました平成14年から18年度の離島航路、国・県・市の負担割合云々という要求分でございますけれども、これにつきましては14年度から18年度まで出させていただきますが、18年度につきましては国県の補助金がまだ確定してございません。そういったこともございますので、職員数及び人件費の見込額のみ資料として用意をさせていただければと思っております。

8番目の14年から18年度の職員数の推移についてでございますが、これにつきましては18年度まで提出を予定させていただきますが、4月を基準月として資料をつくらさせていただきますので、よろしくをお願いをさせていただきます。ほかのものにつきましても、この

とおり要求あったとおり用意をさせていただきたいと思います。

次に、吉川委員の方から要求のございました中で、全部で17項目ございました。その中の、15番目の19年度の地財計画についてということの内容であります。これにつきましては総務省の地財計画説明資料というのがございますので、この写しで資料にかえさせていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、福島委員から要求のございました部分につきましてでございますが、メーカーごとと製造年式ごとにまとめた資料を提出をさせていただきたいと思います。

なお、年式につきましては、5年程度に集約をし、集計させていただきたいと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

それから、集会所につきましては、ご案内のとおり現在指定管理者ということになっておりまして、施設の管理を指定管理者が行ってございます。そういったことから全体の把握は難しいのでございますが、調査するのに、了承等を取るのに時間がなかなかございませんので、私どもの方で湯沸かし器のみ昨年調査をいたしております。そういった内容の資料ということで提出をさせていただきたいと思います。

また市営住宅のガス湯沸かし器につきましては、個人で設置されたものもございますので、市が設置をいたしたものののみのご報告ということでご了承いただければ提出をさせていただきたいと思います。

なお、今、要求のございますそれぞれの資料は、今、お願いいたしました内容でよろしければ、午後の一番から皆様の自席の方にご配付をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

伊藤委員長 お諮りいたします。

資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

なお、本日午後より審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、一般会計の審査に入ります。

当局に要求しておりました資料について、助役から報告をお願いいたします。助役。

加藤助役 午前中に、本委員会で提出要求のございました資料につきましては、お手元にご配付申し上げておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

伊藤委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、ご発言のお1人の持ち時間は、答弁を含めて一般会計はおおむね40分以内、特別会計、企業会計はおおむね30分以内とさせていただきますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、質問をお願いします。田中徳寿君。

田中委員 それでは、私から質問させていただきます。

まず、初めに、財政が厳しいときに、どのように予算を節減していくかということが第一の課題だと思います。今、18年度は職員の給与を削減しながらいろいろ予算を立てて頑張ってきたと思います。その中で、今、庁舎の清掃業務委託料ですか、それを全会計ベースでいうと語弊がありますので、一般会計で3,000数百万、今、予算節減の中で職員がそれをできる部分からしていったならば、相当の金が捻出されるだろう、そういうお考えがあるかどうかお聞きいたします。

伊藤委員長 田中行財政改革推進専門監。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 行革に関連ということで、私の方から答えさせていただきたいと思います。

委員ご指摘のとおり、庁舎、本庁舎、公共施設含めました清掃業務の委託料につきましては、一般会計ベースで3,270万1,000円という状況になってございます。このようなもので、本庁の部分につきましては493万5,000円という内容になっておりまして、ただいま委員ご指摘のように、例えば職員でできるものは職員でというお話がございましたけれども、例えば本庁の清掃委託に限って見ますと、平成16年度が約670万円ほどでありましたものを、例えばワックスがけの回数を減らしたり、それから隔日ごとに清掃しておったものを週2回としたりとか、

そのような努力をする中で、18年度では493万5,000円というような形、19年度も同程度ということになってございますが、そのような努力をしているということでございます。そういった中で、職員ができるものは職員でというお話でございました。清掃業務ではないのですが、例えば市有地の空き地の草刈り、それから教育委員会は用務員が共同の事業ということで小破修理等を行ったり、それからエスポとか公民館でも周辺の環境整備の方を職員みずからがやるということなど、さまざまな努力をしているという状況にございます。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 そこなのです。なぜそのようなことを言うかということ、給料を削減し、職員のモラルをアップするためにはインセンティブを導入しなければならない時代が来ているのだろうと。そうすると、そういうものを削減して職員がやったことによって、年度末のあるいは賞与にはね返るような制度ができるならば変わってくるだろうと。以上、そういうことです。

それから、次行きます。

4ページ。市税の増加の理由を聞きたいです。

伊藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 市税の増加の要因でございますけれども、18年度の当初予算と比べて4億ほど増になってございます。これは、一番大きなのがこの総額の三つ下のところ、個人の市民税がでございます。個人の市民税が約6億円ほど伸びてございます。これの内訳は、例の税源移譲で5億円、それから定率減税の全廃によりまして1億円、その6億円の増を見てございます。しかし、中段にいきまして固定資産税、固定資産税については前年度と比べまして1億5,000万円ほど落ちてございます。次のページの都市計画税と含めると、約2億円ほど減になってございます。この減の大きな要因は土地でございますけれども、土地の下落がまだ続いておりますので、6億円プラスに対して2億円マイナスの合計で4億円の増を19年度は見てございます。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 ページ、41ページ、財務会計システム費についてちょっとお伺いいたします。

財務会計を入れかえるのであれば、いろいろな資料がコンピューター操作の中で確実にできるのかお聞きしたいです。

伊藤委員長 田中行財政改革推進専門監。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 財務会計システムの内容でございます

が、こちらの方については一般的な会計の処理、予算編成、それから決算の調整といったところで行ってございまして、それからさまざまな事業、それから節、項目等についてコード化してございますので、決算統計等についても利用ができるというような状況になっているというふうに思っております。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 コンピューターシステムが連動しているかどうかお聞きしたいのです。今、役所のシステムを、たまに、私、システムはほとんどわからないのですけれども、コンピューターも持ってないのですけれども、私、昔機械科だったものですから、物のシステムというのは連動して動かなければ片手落ちのシステムなのですよ。一つの物をやることによってすべてが出てくるようなシステムでなければ、このような厚い資料を見て一見で理解できるレベルの人間は多分いないと思います。それであるならば、各仕事、仕分けの中でどのような物があるのかということを知るシステムなのかお聞きしたいのであります。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 財務会計システムの中で、予算書の作成もその財務会計システムの中で行っているわけでございますけれども、その予算編成のそのシステムの中では、目別の分類、それから性質別の分類ということで、各経費項目にそれぞれの分類を持たせながら集計しておりますので、そうしたことでこの予算書ができ上がり、また、性質別の分類などで議会にもご報告しているような、そういった基礎データが得られるというふうなことになるわけでございます。

それから、あと予算説明書は目別の分類ということで、行政目的の目単位まで分類してお示ししているわけでございますけれども、事業内訳欄の方に載っておりますのは、その目別の分類をさらに事業別に分類して、くくって計上しているというようなことで、そういった細目というふうにいってまますけれども、そういった目をさらに事業単位まで分けた集計ができるというふうな、そういうような形でなっております。

伊藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 あと、前段で質問がございましたシステムの連携はされているのかというお話をちょうだいしました。その件につきまして、電算システムは大きく分けまして住民情報系のシステム、財務会計のシステム、内部情報系のシステムということになってございます。これらのものはそれぞれ連結をさせていないということにな

ります。といいますのは、住民情報系のシステムにつきましては、いわゆる住民記録、税の賦課、国保税、介護、さまざまな、いわゆる市民のプライバシーに関するものでございますので、その辺の部分につきましては単独のシステムになっておりまして、所要の必要なデータのみだけを関連システムに送信するというようなシステムになってございます。

それから、財務は今お話しさせていただいたとおり。

そのほかに、内部情報システムがございまして、こちらの方は文書管理システムとそれから国からの文書が電子送信されるという分のL G 1のシステム。それから、インターネットシステムという三つからなる内部情報システムという形になっております。そのほかに、各部局によりましては単独でシステムを構築して導入している分もあるということでございます。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 私が聞きたいのは、この間の補正予算の中で連結決算が出てくると。それから財務会計は連結決算システムに対応できてるのかとお聞きしたいのであります。ただ、まだ法体系上、一般会計と企業会計を連結して行えるシステムそのものが存在しないと思っておりますが、勘定科目、借入金、起債残高、そういうものを一覧、人件費あるいは主要勘定科目が一覧で取り出せるシステムになっているかとお聞きしたいのであります。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 今の会計単位で申しますと、やはり分かれている部分がございますので、一元で打ち出すというような形には現在のところなってございません。今後、再生法制の動きがございますし、それ以前から、従来からその連結の必要性と言われておりまして、そういったまは決算をどのようにまとめるかというあたりから、多分一律の基準になって、国等で示してくるのだと思うのですけれども、そういったことに取り組みながら、ご指摘のような連結会計の、一元化までいくかどうかわかりませんが、そういった把握について一元性を求めていくというふうな方向で進んでいくというのは、これは間違いのないのかなというふうに思いますが。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 結局ですね、何を言いたいかといいますと、瞬時に財務状況がわかるようなシステムでなければ、わからないうちにだめになっていることがあるということなのです。今までの会計システム、役所を4年間観察させていただきまして感じたことは、リスク分散型なのです。

よ。透明性を高めるといふ名のリスク分散型で仕事が図られてきているわけです。ところが、リスクを集中して管理するところがなければ、これからの危機に対応する情報が不足するのではないかと思います。今、役所の仕組みそのものを議論する気はないのですが、役所は高度経済成長の中で拡大主義をとりながら、リスクを分散しながら業務を行ってきたシステムをとってきたような気がします。これから人員も減り、予算も減ってくる形の中で自立型経営をするということであれば、やはり情報を一元化に管理するシステムがなければ、いつ経営トップである市長に情報が提供できるのかということでもあります。そういうシステムをつくり上げていく、そういう考え方が根底になれば、絵にかいたもちしかできないのであります。そのような例でいうならば、資料15の18ページ、こういうことになるのであります。19年度の決算見込み、市税66億5,000万円、20年度見通し58億6,600万円、これを説明お願いしたいのであります。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

この資料のまとめ方でございます。資料の作成の趣旨と申しますか、それが収支見通し、描いた収支見通しと、それから現実の姿がどのように変わっているのかというふうなことではないかというふうにとらえておりますけれども、まずその描いた見通しがどうだったのかということでございますが、それが収支見通しの方に入れております数字でございます。そうしますと、平成16年度から見通し数値入れております。これはなぜかといいますと、17年の4月に総教に収支見通しを出ささせていただきました。それは議会に示している見通しであるわけなのでけれども、その際の新行革推進計画をつくるという時期に当たっておりまして、その新行革推進計画をつくる際の一つの資料として収支見通しをつくったという経過があるわけでございます。それで、収支見通し等比較表ということで、現実の姿ということなのですけれども、19年度までは予算組みしておりますので、決算見込みをつくっておりますので、19年度までは決算見込みに入れております。20年度につきましては、まだ20年度の見通しと、現実の現時点における見通しというのがまだ得ておりませんので、20年度につきましては17年4月に示した数字を入れているということでございます。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 説明ではわかりますけれども、19年度の予算の資料の中に、そういう修正があるようなものであるならば、書き加えていく時代が来たのではないかと思います。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

具体的な市税の数字で申しますと、19年度の決算見込みが66億円、それから20年度の見通しに入っている数字が58億6,000万円ということで、かなり大きな数字の開きが出るのですが、これは、その後に行われた制度改正がありますので、先ほどありましたけれども、定率減税なのか財源移譲であるとか、そういった17年4月時点ではまだわからない点があったわけでございまして、こういった数字の差がなっているわけでございます。

収支の見通しにつきましては、やはり一定期間過ぎて制度の改正等が当然ございますので、いずれそのローリングという形で見通し数字を修正する必要があるというふうに考えておりますので、そういったことを今後考えていきたいなというふうに思っております。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 結局、17年4月に求めた数字をそのままベースとして使っているのであれば、これほど制度改正が行われたときなぜ見直しをなさらないのかということ。制度改正がないのであればそのままよろしいのですけれども、制度改正があったらば、その17年4月のものを見直しして、新しい目安をつくっていく。それが現実的姿じゃないのか。そのときにちょっと所見をお伺いしたいのですけれども。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

収支見通しにつきましては、私ども議会にお示ししている数字は17年4月のものが最後なので、毎年予算編成に先立ちまして、翌年度の収支見通しを秋ぐらいに立てます。それに基づきまして、おおよその前年度ベースでいけば翌年度の予算はこうなると。それから翌年度以降、何年間かの見通しを立てるのですけれども、そういったことで現実の予算編成の方には臨んでいるというふうなことでございます。そういった中で、枠配分の目標値であるとか、それから制度の活用であるとか、そういったことも盛り込んで言っているわけでございます。それで、そういった内部資料としてはそういった収支見通し、編成作業を必ずやるのですけれども、そういったものを先ほど言いましたように、ある一定の制度改正が行われた時点で議会の方に、議員の皆様にもお示しするようなことが今後必要じゃないかなというふうな考えであります。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 それでは、資料15の6ページ、市内の小中学校児童生徒の不登校の推移なのですが、平成14年度から比べるとかなり数の減少が起きておられると思うのですが、どのような対策をとられてきたのかちょっとお伺いしたいのですけど。

伊藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤学校教育課長 それではお答えいたします。

今、田中委員の方からお話がありましたように、平成14年度には小中合わせまして83名、15年度には81名、そして16年度には67名、そして17年度には54名ということで、これは前年の学校基本調査に基づきまして、30日以上の不登校数ということで抑えております。とりあえず17年度につきましては全国平均が1.17でございましたけれども、本市の場合には1.09ということで減少しております。それで、対策でございますけれども、以前心の教室相談員というのがありましたけれども、それにかわりましてスクールカウンセラーの配置はもちろんでございますけれども、文部科学省でやっております問題行動に対する地域における行動連携推進事業というところで、支援員あるいは学習指導員を3名配置していただきまして対応しているところでございます。それにつけ加えまして、養護教諭の相談業務の充実であるとか、あるいは担任教諭との相談あるいはカウンセリング技術の向上ということで対応しております。

また、不登校気味に陥った子供につきましては、本町分室でございますけれども、けやき教室などを勧めながら学校復帰を目指してきたところでございます。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 その中で、ある中学校だけがかなりの数、減らしているのですけれども、そういう何か特殊な事情がおりなのか、ちょっと教えていただけますか。

伊藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤学校教育課長 やはり地域性というのがあるようでございますけれども、大分減っている状況にはございますけれども、まだまだ多い状況です。それで、来年度ですね、新たにいじめ、問題行動等に関するということで、不登校数の多い学校に指導員を置きまして、そこを拠点としていろいろ対策を練った部分については他の学校にも発信していくような授業をやる予定にしております。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 よろしく申し上げます。子供たちのことなので、そういうことをこれからも頑張ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、資料9の47ページ、防犯灯維持管理助成金についてお伺いいたします。

どれぐらいの数で、どれぐらいの割合で助成していらっしゃるのか。それから、予算厳しい中でどういう状況になってくるのか。ちょっと見解を伺いたいのですけれども。

伊藤委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 18年度の実績で144町内会、4,575灯であります。これは、防犯灯の維持管理助成金交付要綱に従いまして、各町内会に対しまして年間電気料のおよそ2分の1を助成しております。ただ、予算が厳しいということもありますが、安心・安全というのが本市の施策の大きな柱であります。例えば、市民の皆さんに対して玄関とか、門柱の明かりを帰宅する時間までにつけていただけるような、そうなれば街の様子はまた変わってまいります。そういった市民の皆さんと一緒に、そういった運動も展開してまいりたいと思います。以上であります。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 ありがとうございます。市民の皆様の啓蒙も頑張らなきゃいけないという時代が来たということだと思います。よろしくお願いします。

次に、ページ、119ページ、仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会負担金100万円とありますけれども、これはどういう内容なのかお聞かせください。

伊藤委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 デスティネーションキャンペーンの内容についてですけれども、この事業については昭和53年に和歌山県から始めた事業でありまして、開催自治体、それからあとJR6社、それから関係企業の方々に構成して始まった事業であります。今回、20年度に宮城県が初めて手を挙げまして、20年10月、12月と3カ月間実施する予定になっております。その中ではどういうふうなことかということ、集中的にその3カ月間観光客を誘客し、地元にお客さんをお呼びするというふうな事業であります。今回、宮城県の推進母体になっているのは、宮城県、それから仙台市、それからJR東日本、それから事業趣旨に賛同する県内の市町村及び関係企業が、昨年11月に仙台・宮城デスティネーションキャンペーン推進協議会を立ち上げまして、今、実施中でありまして、今年度においても、プレDCを開催する予定になっております。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 続いて同じ資料の147ページなのですけれども、そこに中学校の給食等ゴミ処理運

搬業務委託料というものが載っておりますのですけれども、生活系ごみの処理の委託に関し、これは市町村の権限と考えておりますのですけれども、いかがでしょうか。

伊藤委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育委員会総務課長 小中学校の給食のごみの関係ですので、ちょっとまず私の方から実態についてお答えをさせていただきたいと思います。

小中学校の給食等のごみにつきましては、小学校で今回予算で308万円、中学校関係につきましては191万8,000円ということで、500万円弱の予算を計上させていただきまして、業者の方に可燃、不燃ごみの処理運搬業務の委託ということで、処理手数料を込みで委託をお願いしておりますのでございます。具体的には給食のごみでございますので、年間175回あるいは170回程度小中学校でそれぞれ給食がございますので、そういった回数で収集処理の方お願いしているというような状況でございます。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 この中で質問なのですよ。この生活系ごみの収集に関し、今、予算厳しき折、市町村長の判断でこれが生活ごみの範疇に入るかどうかの見解をお伺いしたいのです。

伊藤委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 ごみにつきましては一般廃棄物と産業廃棄物ありますけれども、この学校に関しては事業系の一般廃棄物になりまして、例えば市立病院とかいろいろ事業系として廃棄物として、委託された業者からその一袋300円とか、そういったものの、あと丸抱えで委託したもので入ってきますので、一般の家庭ごみとは違う扱いになります。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 一般との判断をするのが市町村長ではないのかとお聞きしているのですけれども。

伊藤委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 普通の家庭ごみにつきましては、市民生活をしている家庭ごみですので、事業系の一般廃棄物と生活系の一般廃棄物はおのずと違います。

判断は、ごみの処理形態でございますので、一つ同じ判断になっていきます。産業廃棄物と一般廃棄物の違いですから。

伊藤委員長 だから判断をだれがするかということ。

綿市民生活部次長兼環境課長 それは国のあれで決まっております。産業廃棄物と。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 私の知識では、市町村長が判断すると推察しているのですけれども、そこら辺の判断だけ。あとでいいです。時間なくなりましたので。あとで正式に回答お願いしたいと思います。

次に、資料9の161ページ、市民交流センターの管理運営費が載っておりますけれども、ここには何人の方が働いているのか。それからパートの人がいないのかちょっとお伺いしたいのですけれども。よろしく申し上げます。

伊藤委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 160ページの市民交流センターのうちの職員の人件費ということですが、名称的にちょっとややこしいので申しわけありませんけれども、壱番館の中には遊ホールの関係の職員と、図書館の関係の職員があります。ここでいう市民交流センターというのは、遊ホール関係の職員ということで、現在2名の職員を配置しております。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 2名の中で、そのほかに管理運営費8,000万円というのがすごい数字だというだけわかりました。

次に、163ページのエスプの関係なのですけれども、エスプのこの職員の方々何人いらっしゃるのか。それからパートの方、嘱託の人何人ぐらいいるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

伊藤委員長 渡辺教育委員会教育部次長。

渡辺教育委員会教育部次長 エスプの方につきましては、ここもエスプと公民館、二つの建物がありますが、それを一体的に管理運営しております。人件費の配分については、こちらの人事の方と協議しながら、予算の中にどういう配分に入れるかということで、協議して予算を計上しておりますが、このふれあいエスプ塩竈の人件費7,300万円につきましては、正職員8名ですね、この部分ということです。それ以外に非常勤嘱託6名を雇用しております。ただ、公民館の方には5名を、ちょっと質問ないのですけれども、5名配置しておりますが、その5名と先ほど言いました8名、これで一体的に運営していますので、この8名がエスプだけを運営しているという理解はしていただかない方がよろしいかと思えます。13名全体でやっていると。ただ、財政の組み方の考え方としてこういう配置をしているという理解をしていただけれ

ばよろしいかと思えます。（「わかりました」の声あり）

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 資料15の、今、8ページなのですけれどもこの人数、一般職員の人数はかなり市長さんになられてから減っているように感じます。でも、総体的な人数がどういう形で常勤嘱託、非常勤嘱託、パート職員数、こういう実態をちょっと教えていただきたいです。勤務時間とかそういうのをお願いします。

伊藤委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 常勤嘱託とまず非常勤嘱託、その違いなのですけれども、常勤嘱託につきましては時間、8時間という勤務、職員と同じ勤務です。非常勤嘱託、パートにつきましては1日6時間という、そういった勤務になっております。

あと委員ご指摘の、一般職員の数がこういった形で減っておりますけれども、こういった嘱託、パートを含めての数というものがどうなんだというようなお話かと思えますけれども、非常勤嘱託につきましては、この表の右の方に市立病院の関係なのですが、ここの分につきましては再生緊急プラン、そういったものに基づいた形での職員が非常勤に切りかわっている部分がございますので、そういった増ということもあります。あと、パートの中ではそれほど人数は変わってはいないのですけれども、17年度と18年度の違いの中で教育委員会では9名ふえております。その内訳としましては、育休、病休、退職者不補充関係で用務員なり調理師のパートを雇っていると、そういった個別の事情によりましての推移という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 わかりました。

次に、10ページからの資料をつくっていただきました公用車のリストですけれども、走行距離の平均がざっと一覧するだけで年間5,000キロぐらいだと思います。普通の営業車両ですと、私が聞いている限りでは年間2万キロだそうなのです。それが車を置く必要があるということだそうです。それから、塩竈市の中で、普通車が必要なのか軽が必要なのかという議論があって、これぐらい100何十台ですかね、車が持たれているのかということです。車所有の基準みたいなのがあったら教えていただきたいのですけれども。

伊藤委員長 答弁。菅原財政課長。

菅原財政課長 まず、軽についてということについてお答えいたします。

これまで市役所の車について軽自動車もあったのですが、普通車もありまして、両方が併存する形でございますけれども、現在考えておりますのはできるだけ軽の方に移していこうということで、やはり金額につきましてもかなり差がございますし、そういった経費の面でもかなり違いがございますので、使用実態からしましても軽自動車で十分対応可能ではないかということから、ここ数年新たな更新に当たりましては軽自動車に極力かえていくというふうなことでやっております。

それから基準ということですが、そういった2万キロとか、そういったキロ数というふうなことでの基準はないのですが、これらの稼働状況がよくなる形で調整加えながら台数をふやさないようにしている、でき得れば減らそうとしているというふうなことでございます。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 いろいろな予算費目を削りながら、経常経費を削りながら、予算をつくられてきていると思うのです。そうすることによって、予算ができ上がってきていると思うのですが、こういう分野が未調整なのであります。今までは枠配分だと言ってますけれども、だから全部チェックしなきゃいけないのです。一つ一つなのであります。先ほども言った給食のこともそうなのであります。だれが判断するのかということ、それはわかってないのです。それで政策なのでしょう。最後に一言お願いします。

伊藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 田中委員にお答えいたします。

この予算につきましては、基本的には財政課長答弁したとおりでございますけれども、以前のような買い取りからリース方式にする、さらに備考欄にありますように再リースをしてまた使うと、さらには極力軽自動車化してございます。建設現場、あるいは災害用車両等につきましては、これは普通車あるいは大型の特殊車両になりますけれども、基本的にはこういう狭い地域でございますので極力軽自動車化する。さらに、契約に当たりましても、1台じゃなくて複数台一括しての入札というふうなことで、極力低価格で購入するというようなことです。ただ、残念ながら庁舎分散してございますので、なかなか本庁において一括管理となかなかできかねますけれども、極力それぞれの庁舎の中で集中管理して、お互い融通し合ってやっていくというふうなことでございます。それで我々といましては、決して余分な公用車は1台もないと理解してましますけれども、なお田中委員のご指摘につきましては今後の参考にさせていた

だきたいというふうに思います。以上です。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 私の方から、資料 9に基づいて、幾つか質問しますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

まずは、最初に資料請求いたしました資料 15の25ページ、26ページに当たって、小中学校
の修繕予定箇所と、それから小中学校の工事予定箇所、この資料を出していただいたのですけ
れども、ざっと見て、私も何回か第一中学校の体育館の暗幕の交換について議会で何度か質問
してきた箇所なのですが、今回ようやく認められたなというふうに思いますので、よろしくお
願ひしたいと思います。

資料 9の145ページの小学校の施設維持管理費とそれから149ページの中学校の施設維持管
理費、この二つについて伺いたいのですが、その二つを合わせたのが、先ほど言いました資料
15の中に該当してくるのかどうか。そういうふうに理解していいのか、まずその辺伺いた
いと思います。

伊藤委員長 小山総務課長。

小山教育委員会総務課長 お答えいたします。先ほどの資料 15の25ページの修繕についまし
ては、こちら資料 9の予算説明書で申し上げますと145ページ、こちら小学校の学校管理費
のうち、中ほどよりちょっと下の方にあります11節需用費の中に修繕料1,068万4,000円という
金額がございますが、この一部が先ほどの資料の小学校の修繕費というふうになります。ま
た、同じように、中学校につきましたは、149ページ、こちらの中ほどに需用費という項目ご
ざいですが、こちらの中の修繕料720万円の一部が中学校の修繕料というふうになります。

また、あわせて工事請負費、資料の26ページの工事箇所の予算につきましたは、同じくこの
資料の147ページ、こちらの中ほどちょっと上に15節の工事請負費、学校補修等工事費 2億
5,200万円のうちの3,500万円、あと施設設備工事905万円が小学校の工事、そして同じように
151ページの上の方に15節工事請負費がございますが、こちらの合計額2,720万円が中学校の工
事費に該当いたします。以上です。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

私どもも共産党の議員団として何回か学校の調査をした結果、設備とか備品などについての
要望を出していただいて、年度ごとに幾つか改善されてはきておりますが、まだまだされない

部分あると思います。けれども、今後ともひとつ子供たちの安全も含めて、ぜひ進めていただいたらいいというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

それで、1点だけ伺いますが、この第一中学校の体育館の暗幕の交換ということなのですが、開閉できるようになるのか、今までどうしても光が入ってきて、いろいろ行事を組むときにも支障を来してたということがあったり、体育館を使うときに暗幕をあけることができないということだったのですが、そういうことも含めて修理できるのか、改めてつくられるのかどうかその点伺います。

伊藤委員長 小山総務課長。

小山教育委員会総務課長 第一中学校の体育館の暗幕につきましては、今のものを基本的には交換してくださいという学校の要望でございましたけれども、なお現場の方を確認しまして、より使いやすいような形にできるのかどうか、その辺も含めて対応していきたいというふうに考えております。以上です。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 よろしくどうぞ、お願いいたします。

幾つかまた伺いたいののですが、資料 9の71ページと73ページに民生費のことで伺いたいのですけれども、一つはここで71ページだと下の方に、20節の扶助費のケアホーム、これ3,000万円がありますが、続いて、それから次のページの73ページの上から3段目にあるグループホームの1,961万3,000円ということについてまず伺いたいののですが、これは自立支援法の改正されてきているということで、民生の協議会でも示されたとは思いますが、その中でこの実態、ケアホームとグループホームについて、まず伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

こちらの予算は、ケアホームに対して知的障害者19名、それから精神障害者8名、それからグループホームにつきましては知的障害者17名、精神障害者9名の予定で予算を組んでおります。現実的に、今から2カ月ぐらい前、それが請求として今来ているわけですけれども、その時点ではグループホーム、知的障害者が13名入所しております。それからケアホームには14名入所しております。それから精神関係のグループホームには7名、それからケアホームには5名というような実態でございます。以上でございます。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 やはり国から障害者自立支援法が改正されて、昨年の10月に東北の市長会から障害者自立支援法の改善を求めるといふ決議がされて、一定緩和されてきている部分というのがある、今年度多分出されてきている点だといふふうに思うのですけれども、やはりそれでもまだまだ本人の1割負担というものが結構出てきているといふふうに思うのですけれども、実態として、今、塩竈で見た場合に、今課長の方から言われましたように、安心して生活できて、なお自立の方向で進めていくのに、やはり今国からの激変緩和措置ということで施設についてもあるのですが、やはり一番は安心して生活ができるような、そういう場をつくっていくといふことで、必要だといふふうには思うのですが、今後、本市としてどのように今後軽減策などについても実施いただければといふふうに思うのですが、当局として考え方、それから取り組みの方向性といひますか、それについてまず伺います。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 障害者自立支援法は、障害者が地域の中で地域の皆様と助け合って自立して生活していけることを目的としております。そういった中、最近グループホームやケアホームが着々と市内でもふえてきております。知的障害者のグループホーム、ケアホーム、両方対応しているのですね。グループホームは割と区分の低い方、それからケアホームはある程度介護の必要な方というふうに分かれますが、ほとんどの施設が両方受け入れております。そういった中で、知的障害者施設については3事業所、それから精神障害については2事業所あります。今後もいろいろ市内の事業所が、さらに必要に応じて拡大していく考えがあると聞いておりますけれども、塩竈市としてはそういった事業所が進出する際、その地域が適切かどうか、それから規模が適切かどうか、計画に当たって相談を受けるというスタンスをとっております。

それから、こういった事業所に対して立ち上げの際、例えばケアホームなんかはバリアフリー法に基づいて、バリアフリー化する際には、その予算の補助が出ると。それからグループホームを設置する際は、民間を借り上げる際の敷金とかそういったものが補助されるというような形になっております。

先ほど、ちょっと済みません、軽減策ということで、利用者側の軽減策なのかちょっと理解できなかったのですけれども。（「両方で」の声あり）両方ですか。今回といひますか、12月議会で塩竈市では利用者の上限額を4分の1にする補正予算を可決していただいております。そういった形で進めておりましたが、このたび、今回の国会で2月に入ってからだったと思いま

すけれども、19年度と20年度の利用者軽減、国の軽減策が打ち出されました。それは、一定の所得以下の方について上限を4分の1にするというような形です。それから、あと施設利用者、グループホームなどの利用者についての食費の軽減もするというような形になっています。

こういった取り組みがされておりますので、塩竈市としては国の施策や、あとそれから塩竈市単独の減免といいますか、軽減策はとっていますけれども、どちらか利用者にとって有利な方を適用していくような形で進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

もう1点だけその点について伺いますが、やはり、今、多分この間、二、三日前のNHKのテレビで障害者の問題について放映されてきていると思うのですが、何と言っても施設とか、それから障害者がいろいろこういう何らかの問題といいますか、それが生じたときにどういふふうに対応して、援助していける方向といいますか、そういうものをどんなふう考えているのか伺います。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 今回、地域生活支援事業の中には相談業務というものが義務づけられています。各市町、いろいろ調査しますとその相談業務をいろいろな社協、各県の社協とか、市にある社協などに委託している部分もありますけれども、塩竈市の場合は一番福祉事務所の窓口で相談に来ていただいている件数が多いということで、委託はしないで独自で相談業務を行っております。かなり、ほとんどの方が本当にそのまま自立支援法になっても市の窓口に来て相談できるという体制をとっております。

それから、これから地域協議会といって、適切なサービスが提供されているかといったものを検討する協議会を開催しなければならないのですけれども、そういったメンバー、まだ立ち上げてはおりませんけれども、そういったメンバーの方たちは、市内のそれこそ障害者団体の代表、すべての代表、事業者の代表、それから養護学校の先生とか、そういった皆様が構成するというような、今、打ち合わせを進めております。そういった中でも適切なサービスが適応されていけるように取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

それで、先ほどちょっと言い忘れたのですが、利用者についての軽減策ということで、本市でという言い方もしていたと思うのですが、やはり問題は国にきちっと働きかけていってもらおうという方向がやはり一番だというふうに思うのです。それも、先ほどもまた繰り返すようですが、東北市長会のときに出されたその改善を求める決議の中にも含まれていますし、やはり国にきちっと働きかけていくという、そういう方向性でぜひ進めてほしいなと思います。

次なのですが、資料 9 の85ページにいきいたいと思うのですが、端的に伺いますが、ここで右端の事業内容の2番目に、保健センターの運営事業費ということで822万6,000円ですか、上がっていますが、私はここでどういう保健師の事業と伺いますが、89ページにも3項に保健師の事業ということもありますが、今、全国的に虐待に関するニュースとか、そういう関連する話がよく聞かれるわけですがけれども、特に幼児に対する虐待などがあった場合に、保健師として、また保健センターとしてどのように指導していくのか、それからどのように進めていくのか、その点について伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 保健センターでの虐待に関する取り組みということでのご質問でございました。保健センターとしては、一つは具体的な相談があった場合に対応している部分と、母子保健の児童虐待予防事業として実施している部分と大きく二つに分かれるというふうに考えてございます。

具体的に相談が、例えばご本人自身が悩まれて相談するとか、家族の方が心配されて相談していらっしゃるとかいろいろな事例はございますけれども、そういった場合に直接的に対応するという場合がございます。これは例えば、子供の発達障害とか、そういったものについて悩まれている場合については、具体的にお子様の状況を見ながら精密検査、指導機関と一緒に同行しながら、お母様と相談をお受けしていくと、そういった形とか、あるいはもし経済的な支援で非常に悩まれている場合については、やはり一緒に社会福祉事務所とか、必要な関係機関と一緒に相談をすとか、そういった形でのフォローをさせていただいている内容になっております。また、必要に応じて保健所あるいは県の子供センターとか、そういった部分と連携をとりながら対応しているところでございます。

また、もう一つ大きな柱として、母子保健児童虐待予防ということで、まさに予防が肝心というふうに考えておきまして、従来から本市の健診事業におきましては、1歳6カ月児健診とか3歳児健診においては、臨床心理士を配置しながら早期の発達障害の発見とか、運動障害の

発見とかに努めてまいりまして、支援の必要な方に対する見守りとかについてはやってきております。ここ数年、重点的にほかにやっております部分につきましては、17年、18年と重点的に取り組んでいる部分としましては、母子保健手帳の交付の際には必ず母子保健センターの方に母子保健手帳を取りにいらっしゃいますので、その場合には必ず保健師ないしは助産師の面接を行っております。その中で、必ず面接を行うことによって、何か困り事が起きたときにはだれも相談する人がいない場合は保健センターというものも非常に印象づけていただくと、そういったことと、それから従来母性講座ということで育児支援の講座を行っていましたが、父親の育児支援ということを念頭に置きまして、パパ&ママセミナーということで育児講座への父親になる方も一緒に受けていただくという試みもしております。

また、赤ちゃんが生まれてからのことですが、新生児訪問を従来から行っておりますけれども、これについてはEPDSといまして、産後うつ病質問指標を活用した訪問指導ということで、虐待を予防するためにお母さんのうつ病を早期に発見しながら予防すると、そういった試みもやっております。

また、母親の孤立、孤独感解消を図っていくために、育児4カ月未満のお母さんを対象に育児相談会、あるいは7カ月児健康相談会等の充実等について図っていきたいというふうに考えております。以上です。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。これからもひとついろいろなときに対応、ぜひやっていただければというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

最後に1点だけ伺いますが、ちょっと、時間、余りいっぱいあるのですが、一つだけ伺って終わりたいと思います。

第8款の土木費127ページで、伺いたいのですが、これは市道等整備補助金の100万円というところなのですが、これは市道整備ばかりじゃなくて市道にかかわる整備として理解していいでしょうか。

伊藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

今回、100万円を計上させていただいてますのは、私道の整備補助金ということで計上させていただいてございます。これは、私道で環境がまだ整っていないような、未舗装であったり排水施設が入ってなかったりするような箇所につきましては、一定の要件を満たす場合に補助を

させていただくという内容でございます。以上でございます。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 それで、伺いたいのですが、具体的な例で示しながら話した方がいいかなというふうに思うのですけれども、北浜2丁目にトンネルありますよね、小松崎に抜けるところなのですが、そのトンネルは市の道路なのです。そのトンネルの上は、脇から上にかけて私道になっているのです。それで前にもトンネルの上が陥落したときに、市の方からフェンスをつけていただいたのです。それはトンネルは市道だからと。頭の上は市道でないのかということで、私も議員になって間もないころだったと思うのですが、そういうこともやったのですけれども、そのときにそのわきの方の結局トンネルの上のわきですから、下から見れば相当の段差があるわけで、そのときにわきの方が結局道幅が狭い上に生活道路にもなっていますし、子供たちの通学路にもなっていると、そういうところなのです。それで、何回かお願いしていたのですが、安全対策上どうしても手すりがないと危険だということがあるのです。それで、理屈から言えばトンネルは市道だからその頭の上が安全対策上フェンスは必要なんだという理屈だというふうに思うのですが、じゃそのトンネルが全体が区切られてくぼんでいるわけですから、その上の部分というのが民有地だからといってできないということでは、安全上問題があるのではないかなというふうに思うのです。今、どうなっているかということ、鉄棒にロープを巻いて、安全には全然ほど遠い、人が注意して歩きなさいというだけの代物だというふうに思うのです。それで、できれば、フェンスでもいいですし、そういうものを安全対策上されないのかどうか、やはり住民の方からもそういう面ではぜひ私道にはなっているのですが、皆さんの生活道路であるし、自分たちも通るのだと、それから子供たちも通る上でそのところにぜひ何とかできないだろうかということだというふうに思うのです。それで、私が意地悪い言い方をしたわけではないのですが、私道等整備補助となっていたものですから、そういうものを含まれるのかなと思って今聞いたのですが、その点についてどんなふうに思うのか、まず伺いたいと思います。

伊藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えいたします。

今、具体的に今手すりの設置ができないかというお話でございますが、今、私道として補助金を交付させていただいている内容につきましては、側溝もしくは舗装というような内容で補助金を交付させていただいているという状況でございます。ただ、大きい意味では生活環境の向上というような視点もございますので、ちょっと今具体的なお話でございますので、現地を

詳細に確認した中でいろいろとできるものについてはできるというようなご回答、できないものについてはと、そういう整理をさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

伊藤委員長 中川委員。

中川委員 やはり、今、来年度予算の審議をしているわけですから、決められた形というふうにあると思うのですけれども、ぜひ課長が言われましたように、ぜひ現場をまず見ていただいて、多分皆さんもご存じだというふうには思うのですけれども、やはりなんと言っても安全を、それこそ安全対策をきちっと講じて、安心して通行できるように、ましてや夜なんか通るわけですから、そしてますます高齢化している中で歩くのにも不便だという方が結構出てますので、何とか事故が起きてからばかりが問題じゃなくて、やはりまずは安全を講ずるということで、やはりまだまだ市内にはあちこちあるというふうに思うのですけれども、やはりぜひ調査していただいて、優先順位なりを決めていただいて、やはり進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上、終わります。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 私も何点かお尋ねします。

いただいた資料の12の29ページのところに、一般会計、特別会計当初予算総括表というのがありますね。それで、前年度、18年度と比べて本年度19年度、骨太の予算だとは言われながら、18年度と比較すると一般会計は3億7,800万円ふえました。今まではずっと減り続けてきたのですが、今回なぜこのようにふえたのか大ざっぱな原因。それから特別会計の方は、国民健康保険事業、だからこれ特別会計というよりも、これは特別会計だからここは聞けないのかな。そのこのところだけでいいです。よろしくお願ひします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

一般会計の当初予算の予算規模の話でございますが、歳出の抑制基調、超緊縮型予算というてよろしいと思うのですけれども、そういったものは継続しているわけでございます。そういうことで、例えば性質別で見ますと人件費の縮減、物件費の縮減などに出ているのですけれども、ただ一方でふえたものはまず扶助費関係で、生活保護費が前年度から1億円増、それから児童手当これが第1子、第2子の方への給付額がふえたということで、これも5,000万円ほどの増。それから繰出金の方でなんですけれども、繰出金の方でも一定の金額、老人保健会計の

繰り出しが給付額の伸びによってふえたのですけれども、そういった老人保健会計の増、それからあともう一つは病院会計への繰出金につきましてこれまでは当初予算では2億9,000万円の総務省基準に基づく繰り出しをし、緊急再生プランに基づく1億3,000万円につきましては2月補正の段階でということだったのですけれども、19年度重要な時期に差しかかっている中で、緊急プランに基づく繰出金4億2,000万円を計上したことで、これが1億3,000万円の増ということで、そういったことによって増加しているものでございます。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

それで、今、課長言われたところが、この資料12の、ここで言うと34、35ページかな。この辺に見ると扶助費が1億8,500万円、それから繰出金だと3億300万円、こういうふうにごこの歳出合計の一番下の欄で3億7,810万円ふえた大きな原因だろうという説明わかりましたので、それではそういうことで、扶助費のことと繰出金を聞きたいと思います。それで、資料15の、きょうつくっていただいた予算特別委員会資料15に基づいて、1ページ、ここに生活保護推移表というのが、毎回つくっていただいているのですけれども、そこを見ると塩竈市は平成16年が保護率10.92%、それから17年11.70、18年度13.22まで毎年ずっと伸びているのですけれども、急激に伸びて、似たような市でいうと気仙沼は6.56、名取は6.27、多賀城は7.22、そういうことからすると塩竈市は約2倍ぐらいの生活保護率が高いということになるのですけれども、その辺のところ何か根本的な対策というか、ふえ続けることに対してその原因と対策というのでしょうか、基本的には産業が活性化しなければダメなのか、その辺のところ大きな理由についてお答え願いたいです。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 生活保護者が塩竈市は本当に県内でもトップを走っているという形なのですけれども、特に生活保護の中でもこういった方が保護対象になるかといいますと、老人とかあと医療給付が非常に多いと、半数以上を占めているというような状況です。どこの市町村でも医療給付、要するに病人の働けない方たちの保護が多いようでございます。塩竈市としましては、大変住みやすい土地であるということ、JRの駅が四つもあるとか、あとそれも医療機関も非常に多いということで大変住みやすいという評価をいただいている一方、こういった方たちも住みやすいので多いのかなとも思っております。

また、当然、働き口がないということがまた保護につながりますけれども、私が塩竈市の統

計画を見た限りでは、大変事業所統計なんかもここ10年でもう本当に減っている、5,000件くらいあったのが3,000件台になっているとか、当然従業員もそれくらい減っているということは、それだけ働き口がない状況なのですね。やはりそういった部分が大きいとも思います。その中でも、一応就労指導ということで、ケースワーカーがそれぞれの家庭を訪問しながらいろいろな面で指導したり、就労に向けての指導を行っておりますけれども、なかなかそれが実現できない、就労には結びつかないというのが現状でございます。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

やはり働き口が少ないと、会社が少なくなってきて、そういうところが行けないから、収入がないから該当するという形だと思っております。それで、そういうふうに町が活性化するような企業が出るような、根本的には塩竈はやはり魚の町、ですから、この基幹産業が元気にならないと関連していろいろな仕事が出てこないと思うのですけれども、そういうことを含めて根本的に働き口をいっぱいつくっていただくための方法、何かありましたらお聞かせください。

伊藤委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 やはり何と言っても地場産業、基幹産業である水産業ですね。やはりもう一度昔のような力強い姿に取り戻すこと、そしてまた撤退されていられました企業の跡地につきましては、こちらにはまたこの地域に合いましたそういった企業を誘致させていただくというようなこと等が積み重なっていく中で、やはり塩竈の元気というものを取り戻していくことができるのではないかと、そういった意味でみなとまちづくり課ということで企業誘致の事業に一生懸命取り組んでおまして、年間100社を超える企業を訪問させていただき、そしてまたいきいき企業支援条例、これもまた年度内にはぜひ適用させたいということで、いろいろな動きをとらせていただいている状況でございます。今後とも、頑張ってまいりたい、そんなふうに思っております。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしく申し上げます。

それで、生活扶助のところに関連しまして、この資料9の82ページ、82ページに扶助費、載っています。12億6,682万6,000円、それとこのこちらの15の資料の下のところにも平成19年予算12億6,600、それでこの資料、毎回ニュー市民クラブが資料要求しているからかなと前回も聞いたのですけれども、こういうふうに支給、保護費、扶助、支給一覧表の内訳をすると生

活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、その他扶助、施設扶助と、予算でもちゃんと詳しく分けてもらっているのですけれども、こっちの予算説明書というのは、また12億なんだけれども1行だけなのですよね。かえてもらえば多分、来年度からうちの会派で資料要求しないかもしれないのですけれども、その辺のところ、書くのか書かないのかお願いします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

よりわかりやすい説明書ということで、改善していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 よろしくお願いします。

それで、よくわかりやすい説明書にだんだんってきたと思うのです。これ見て、今までは空欄のところがいっぱいあったのですけれども、委託料の13、この資料9でいうと97ページの13の委託料、清掃施設費の中の区分13の委託料ということになるのですけれども、こういうふうに清掃業務委託料、警備委託料、施設管理業務委託料、これ皆、煤煙測定委託料とずっと次の99ページまで書いてあるのですけれども、こういうふうに細かく書いてもらったから予算審議がうんと、むだな金額使っているか使っていないかよくわかるようになりましたが、そのことによって以前はこの委託料の項目の小さいのは、項目ごとには13区分だけにして説明欄には金額がなかったのですが、今度入れてもらった。それで、悪影響とか、そういうのはあったのかどうかお聞きします。入札との関係。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

委託の表示する際に、県内の他の市町の状況も確認したのですけれども、その中でも特段委託の金額を掲載することによるその弊害等はないということだったので、本市におきまして現在のところそういった何らかの悪い方での影響があるというふうなことは把握してございません。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 それで、多分そういう悪影響はなかったと。そうすると、細かく書いた方がよくわかりやすいというのが結論だと思います。

それで、この 15の資料で要求しました、9ページに平成18年度の予定価格事前公表した分

の落札率の内訳が書いてあります。事前公表というものを当局に取り入れていただいて、試験的に18年度から導入されたと。それでその資料です。それで、上の方が一般競争入札が1番から10番までありまして、落札率の平均が74%です。74%というと、予定価格に対する落札金額のところ見てもらうと、予定は14億7,594万6,000円、それが一般競争入札でそれも事前公表をして、最初から何円以下でやってくれと、こういうことで入札していただいたら、合計が10億9,100万円、大ざっぱに言って4億円くらい違うのです、これ。

そういうことで、すごく事前公表でやっても入札した場合は下がるという証拠だと思うのです。ですから、今、前に質問した13の委託料の項目、何も隠していることはないのじゃないかと。これ以下でやってくれと言えればそれ以下でなるのだという証明ではないかと思えます。それと、このページでいうと、この下の方では指名競争入札にすると89%、一般競争と指名競争で15%の開きがあります。その辺のところなぜなのか、説明をお願いします。15%の開きはどうしてか。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

表の方をごらんになっていただいて、今、ご指摘のあったことでございますけれども、予定価格の事前公表により透明性、そういったものを向上したいということで18年度から導入したわけでございます。それで、5,000万円を一つの線にしまして、それについて事前公表し、年度内に一定の総括をしながら、19年度についても考えていきたいということでございますけれども、決算委員会等で落札率についてはご報告しているわけでございますけれども、年々その一般競争については下がりつつあるということで、17年度が86.9だったのですが、18年度が10ポイント程度落ちて74%、現在のところ74%まで落ちております。

あと、もう一つは指名競争の方ですけれども、指名競争の方も落ちてはいるのですけれども、一般競争に比べまして、一般競争の落ち方と比べますとやはりその下がり幅は少ないということで、17年度で92.1だったのですが、18年度でこのように89、これは5,000万円以上ですので、金額少ないものも含めるとまた違った数字になってまいります、やや下がってはいるけれども、なかなかという点でございます。

それで、あの、一つの、この差が出ている要因というのはなかなか発注者側で答えにくいのですけれども、より競争性があるような取り組みとやはりしなきゃならないということで、一般競争入札の枠の拡大であるとか、そういった取り組みをしまして、その辺については対処し

たいなというふうに考えております。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございます。頑張っていたきたいと思います。

しかし、これだけ差があるので、そうすると指名ということが問題あるのじゃないかということも言えるのじゃないと思いますが。各県、今、全国的にどこも1,000万円以上のところは一般競争にしようという全国的な動きですが、塩竈市としてはもう19年度から500万円以上は全部一般競争にしますとか、そういうことを宣言するようなことはお考えになっているかをお聞かせください。

伊藤委員長 加藤助役。

加藤助役 ただいま全国的な傾向、あるいは国、都道府県、政令指定都市については1,000万円以上が一般競争の入札と対象とするというような考え方が出てきております。私どもの方でも、これまでの経過、そして今いろいろこの資料でご意見等いただきましたけれども、この一般競争あるいは指名のこれまでの施行の状況を総括した上で、塩竈として、この地域としてどういう設定をすればいいのか、ただ全国的な傾向だけで塩竈もそれに乗れるのか、あるいはよく言われる地元企業の育成というのはどこまでどうやったらいいのか、そういったことも含めて少し協議をした中で、内容の設定といいますか、価格についても考え方を示していきたいと。今現実には何をどうのということまでは協議はしておりませんが、今、この総括をした上で、どういうふうなあり方がいいのかをやっていきたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いします。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 ぜひお願いしたいと思っております。

違うことを聞きます。せっかくなつくっていただいた資料ですので、15の3ページ、各種基金比較表あります。一番上が基金のところ。それでいろいろといろいろな基金があるのですが、基金残高が少なくなったということで、18年度は3億1,500万円、19年度は3億5,700万円、あとほとんどないと。だけれども、その下のところ見ると違う数字がまた書いてあるのです。15億円とか、19年度でいうと16億1,579万5,000円と書いてありますけれども、括弧の中は3億5,779万4,000円。名目は16億あるのだけれども、現金としては3億5,000万円しかないということかなと思います。それで、この15年、16年、17年、18年、19年とその括弧のところと、下の方の数字の差が結局長期貸付金だと思うのです。この差額が。そうすると、15

年度の長期貸付金は7億9,300万円、16年度は7億8,800万円、17年度は9億8,800万円、18年度は12億5,300万円、19年度は12億5,800万円と毎年長期貸付金がふえている形になっていますけれども、これはどういうことなのか。あるいは長期貸付金の減らす方法、返していただければこの基金の方の使える方のお金が中身の数字がふえると思うのですけれども、その辺のところの考え方をお願いします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

まず、表の方でございますけれども、委員ご指摘のとおりでございますが、基金の方の計の方で出ているところの下の方は基金の現在高ということで、基金の金額としての分でございます。ただし、その基金の方から貸し付けをしておりますので、その分除きますと、つまり現金残高ですか、使えるお金としては括弧の中だよということでございます。これは、最も最初にしましたのは、一般会計の方で借りましたのはマリゲートの取得の際に、庁舎建設基金から6億4,200万円を一般会計で長期で借りたということが最初なわけでございます。それ以降、特定目的基金からの基金の活用はこういった長期で借り入れるという方法しか、基金条例を廃止して、基金をなくすというのであれば別なのですけれども、特定目的基金の現金の活用はこういった長期の借り入れでしか行えないものですから、そういった措置をしたと。そうしますと、言ってみれば帳簿の残高と現金の残高が異なってくるというようなことが出るというわけでございますので、こういった違いが出てきているということでございます。

その基金の長期の借り入れ、13年度だったかと思うのですけれども、それ以降行っていなかったのですが、予算の財源対策として、予算計上は当初予算ではするものの、年度末までに財源状況見ながら実際はその借り入れはしなかったのですが、ここ数年一段と財政状況が厳しい中で、行わざるを得ないということで、みなとまちづくり基金、もしくは庁舎建設基金から昨年、一昨年と大きな金額を借りていたということでございます。そういったことからこういった開きになっております。それで、当初予算にもその5,000万円、庁舎建設基金からの繰り入れ計上しているのですけれども、それも長期の借り入れを想定したものでございます。でき得れば5,000万円について年内に取り崩しを実際はしないで決算したいなと考えているのですけれども、残念ながら18年度、17年度とはそうせざるを得ないということでございます。基金からの借り入れは、一定の取り決めをしまして、基金の方に返していくということなのですが、ただなかなか1回に返すことはできませんので、一定の、これもちょっと長期になりますけれ

ども、10年もしくは20年といったような計画のもとで返していきたいというふうに考えております。ただ、財政状況によりましてはなかなか難しい点があるのですが、そういった、例えば繰り上げて返せるような場合には返していきたいなというふうには考えておりますが、なかなか現時点においては難しいかなと思います。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 それでふえ続けているので、減らす方法聞いているのですけれども。なんかどうしたら減るのか、その辺のところ。あるいは仕方ないという認識なのか。今は仕方ないってしか聞こえなかったのですけれども。なんか考えていないのですか。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 なかなか返すのが難しいというお答えをしたわけですが、19年度の当初予算組みの中では、さまざまな歳入歳出面でのこれまでの取り組みの、言ってみれば効果のようなものが出ているのじゃないかなと。それに加えまして退職手当債の借り入れが可能だったのでここまで縮んだということで、基金からの繰り入れの計上額が1億円を切ったというのは、かなり何年かぶりというぐらいだと思うのです。ですから、そこまで何とかこぎつけてきたのじゃないかなと思うのです。それを、今後一層行革努力なり、経費の節減なり、また歳入確保なり、そういった取り組む中で、そういった返済ができるようにしてまいりたいと思います。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 みんなで考えても難しいからやはり難しいと思いますが。

別なこと聞きます。繰出金一覧表。最初の質問で一般会計、当初予算が3億円ふえた主なるものは繰出金ですということ聞いたので、繰出金の一覧表もつくっていただきました。それで、これは交通とか、別な特別会計書いてあるけれども、一般会計の繰出金だからこれ質問いいですよ、繰出金だから。そういうことで、聞きたいと思います。

それで、考え方なのですけれども、基準内と基準外というのが書いてありまして、一番左の会計は基準内から基準外、最初は基準内がなかったのだけれども、基準外だけだったのだけれども、途中から、18年度から交通会計は基準内に切りかわったのですけれども、この意味は。これ聞いてもいいですよ。繰出金だから。なぜ、ここから基準内がふえたのかお願いします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 資料の方の下の方になって、ちょっと小さい字で見にくいのですけれども、交

通会計の繰り出しについての取り扱いについて記載してございました。まず、この繰出金のこの基準内、基準外の区分けについては、基本的には総務省で定めております通知に基づいた区分けでもってしているということでございます。ただ、会計によりまして、総務省通知に定めがないものがございまして、交通会計はその定めがなかったということで、分類の仕方がよりどころがなかったということで、前の資料では基準外の方に計上していたわけでございます。ただ、果たしてその他会計とのバランス上、交通会計がすべて基準外なのかというところとらえ方としては、ちょっと整合性がとれないのじゃないかなということで、県の補助金の交付要綱をもとにして、交通会計と財政課の方で協議いたしまして、市内部の基準ではございますが、一定の線を設けました。そういうことで、18年度からは交通会計につきまして、一定の区分けをしまして、基準内、基準外というふうな計上の仕方に変えてきております。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 それからこの表で言うと、魚市場会計の方と公共駐車場会計に出している一般会計からの繰出金の話ですけれども、17年度までは魚市場は基準外はあったのだけれども、18年度から19年度はなくなったし。公共駐車場も17年度まで基準外あったのですけれども、18と19は基準外の繰り出しがなくなったのですけれども、その辺は会計が黒字化してきたからなのか、その辺なぜこうなったのか理由をお願いします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 ちょっと表の作り込みの仕方でもあるのですけれども、この表の15年度から17年度までは決算額、18年度と19年度は当初予算額というふうな、ちょっと18年度まだ決算迎えておりませんので、当初予算同士の比較ということで18、19はしているというふうな作り方をしておりました。それで、18年度の例えば市場会計ですと、当初予算段階では市場会計では基準外繰り出しは生じないような予算組みになっていた。19年度につきましても、そのような予算組みになっているということでございます。それで、市場会計におきましても、歳入それから歳出、両方ともそのさまざまな取り組みにしてございますけれども、いずれの金額にも左右されるところではございますが、18年度その基準外が最終的にどうなるかというのは、これからちょっと決算を見てもわからないとわからないと。かなり縮まるのではないかなと思っておりますけれども、まだわからないところがございます。19年度の当初予算については、先ほど申しましたような形です。

駐車場会計につきましても、駐車場会計の繰り出しにつきまして、2月補正措置ということ

をしておりましたので、当初にのっていないところでもここにのらなただけでございます。
18年度につきましては400万円の繰り出しを2月補正で駐車場に対しては行っております。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 だから、そういうふうに誤解されるような表なのじゃないかなと思って聞いたのです。わかりました。

それでもう一つ、最後に1点だけお聞きします。15の5ページのところにいろいろな補助金
が各種団体に出ています。5ページの69番に学校給食諸費補助金、これが15年度、16年度まで
あったのですけれども、17、18、19と420万円ほどのものがなくなったのですけれども、これ
は何だったのか。これから復活するのか。なくなるのか、その辺のところお聞かせください。
それ聞いて終わります。

伊藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 お答え申し上げます。

補助金でございますが、当初各学校の方に一律という形で補助してございましたけれども、予
算額も減ってきたところもありますけれども、学校教育課の保健給食係の方で一括して購入し
て各学校に配分するということになりますので、各学校に補助金はなくなるということござ
います。以上です。

伊藤委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、そのかわったやつは予算書のどこのところに書いてあるのですか。
振りかわただけですか、補助金という名目から一般予算化したということによろしいのでし
ょうか。

伊藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それまでは、各学校に補助金という形でお金で補助してありま
したけれども、学校教育課の方で、今度物で、こちらで買いまして、物で配分しているとい
うことでございますので、補助金から中学校の給食の管理費といいますか、その中で賄うとい
うことになっております。（「ありがとうございました」の声あり）

伊藤委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時、3時からにします。

午後2時36分 休憩

午後3時00分 再開

田中副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。吉川委員。

吉川委員 私の方からも質疑をさせていただきます。

資料 9、初めにページ、69ページになります。

鉄道駅舎エレベーター整備事業費2,500万円ついておりますけれども、この件に関しましては昨年12月の請願が出されて、塩釜駅を初め三つの駅へのエレベーター設置、これが全会派一致で採択されたと、こういう経過がございます。我が党市議団としては、市長に対して19年度の当初予算からぜひ設置をしていただきたいと、こういう要望をしまいった経過があります。そういう中で、今回のそういう予算が設置されたということで非常に市民からも大変喜ばれております。そういう面では、今回の予算設置については非常に評価したいと、そういうふうに思っております。

県からの補助金として1,000万円、あと本市が1,500万円と2,500万円はわかりますけれども、総事業費がどのぐらいになって、事業主体のJR、それからあと国、あと地方自治体と、そういう負担割合がどのようになって、あとさらに工期、いつごろ完成するのか、本当に市民からは望まれていると思うので、それについて伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 田中政策課長。

田中政策課長 塩釜駅のエレベーターの設置につきまして、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年12月請願が全会一致で採択されるという、こちらの方といたしましても重く受けとめながら、予算化に向けていろいろとJRと協議を重ねてきたというところでございます。

事業費の全体については、まだ明らかにはされておらないのですが、当初は1億弱というお話がございましたが、その後1億数千万とお話が出てまいりまして、今、JRで詳細を設計中ということでございますので、額はまだ明らかになっておらないということでございます。

仕組み的には、国の交通施設バリアフリー化設備整備費補助金という仕組みがございまして、こちらはJRの方が事業の実施主体になってございまして、3分の1がJR、3分の1が国、3分の1が地方自治体という基本的な枠組みでございます。そういった中でありましたけれども、私どもの方ではそのうちの2,500万円につきまして何とか助成をしましょうということでJRと協議をさせていただいたということでございます。そのうち県補助金が1,000万円とい

うことになっているということでございます。

それから工期ということでございますが、19年度事業ということ承ってございまして、まだ正式な期間等については明確になっていないということでございます。といいますのはJRの塩釜駅につきましては、いわゆる島方式といわれるホームでございまして、改札を通りまして階段が向かって右に階段が行くわけですが、その反対側の左の方に穴を掘りながら手掘りでホームまで穴を立ち上げると、その中にエレベーターを設置するということになるので、若干時間がかかるということのようでございます。ただし、19年度中には事業完了する予定というふうに伺ってございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 各3分の1ずつと、これ前の本塩釜駅のときも、6年前の本塩釜駅のときもやはりそうだったというふうに思いますけれども、今回の場合特にホームが車椅子の方にとっては非常に狭い場所があるのですね。そういう面で早くその辺の手直しもしなければならぬのかなと。そういうことで1億数千万で3分の1ずつですと、やはり1億前後で大体済むと思いますけれども、やはりそれが1億数千万というのはそういう手直し、そういうのが必要になってくるのかなというふうに思いますけれども、その辺で車椅子の方たちに対するその辺の安全性についてはどういうふうに話し合いがされているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

田中副委員長 田中政策課長。

田中政策課長 JRとのお話の中で、確かに委員おっしゃるとおり塩釜駅ホームにつきましては階段が大分広くとってございますので、その上に上屋があるということで、その上屋を支える柱というのでしょうか、そちらが出ている関係でホームとそこの柱との関係で、若干スペースが足りないということが挙げられているようでございます。この辺につきましては現在JRの方で、駅舎の部分の全体のバリアフリーということを検討されているようなので、その中で整理されてくるのではなかろうかというふうに思っております。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 ひとつよろしく申し上げます。

続いて、ページ、91ページになりますけれども、墓地管理費、344万2,000円がついておりますけれども、これ前年度の当初予算で279万円と比べますと65万2,000円ほど増額されて、23%の伸びとなっております。これはどういう内容なのか伺いたいと思います。

田中副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 お答えをさせていただきます。

墓地の今回、前年度よりも大きくアップしたというのは、臨時的な経費ということで環境整備の委託、この部分につきましてお認めをいただいたということでございます。具体的には、ごみ置き場の環境整備、その整理、それから給排水関係の整備、あるいは看板作成の委託、そういったものと、あと若干一般的には、あそこの月見ヶ丘にはトイレが実はないということで、各方面からいろいろ要望、苦情等今までございましたが、ただ、あそこの中にいる時間が実は少ないだろうということで、これまでなかなか対応してこなかった経過もあつたのですが、今回あそこに一応簡易ではありますけれども、臨時的なトイレがございますので、それを開放するような形で若干予算を膨らませていただいたと、こういった内容でございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 環境整備費と、そういうことでやはり環境をぜひよくしていただきたいと、あとあわせましてトイレも確かに時間は少ないですけれども、やはり子供たちとか本当に急に必要になったときにはやはりそういう必要性があるわけなので、ぜひこれについてもやはり改善をお願いしたいと思います。

あと、特に、墓地に対する要望、非常に強いものがあると思いますけれども、最近、6コマですか、6区画、これ募集した経過があると思いますけれども、その辺ではどのぐらいの応募があつたのか、そういうやはり墓地に対する要望、その辺について伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 今回6コマを募集いたしまして、応募者の方は61名ございました。したがって、10倍の競争率、実際に抽選会場におみえになつたのは、たしか57人ぐらいだつたと思いますが、いずれにしてもかなり倍率が高い状況になっております。

ただ、今現在のところ、今の月見ヶ丘霊園はなかなか新たな拡張ということはちょっと難しい状況でございますので、非常に苦慮しているというのも事実でございます。以上です。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 10倍の応募ということで、非常にやはり倍率が高いと、そのように思います。

隣の多賀城市ではたしか七ヶ浜町から確保して、やはり市民に提供している、そういうのもあつたのじゃないかというふうに思いますけれども、確かに場所の問題ありますけれども、今後の造成計画、これが現在どういうふうになつていくのか、その見通しについて伺いたい

というふうに思います。

田中副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 月見ヶ丘霊園につきましては、都市計画の墓地公園の指定を受けて昭和30年代から開設しておるわけでございますけれども、その場合には都市計画に基づくいろいろな規制等がございます、墓域につきましても3分の1以内という、そういった縛りがございます。現在33%がもう墓域、墓所ですね、その部分がございますこれ以上拡大するというのはもう非常に困難な状況になっておりますので、ここ何年かはほかの区域への拡張というのはいかない状況になっております。以上です。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 ひとつ、ほかの地域、この辺についてぜひ積極的に働きかけていただきたいというふうに思います。

あと、続いてページ、93ページになりますけれども、斎場管理費ですね、3,164万9,000円ついでしております。現在の施設、これの耐用年数、これがどのようになっているか伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 現在の斎場につきましては、平成6年度から建てかえをいたしまして運営いたしております。ですので、もう13年ぐらいいは経過しておりますけれども、外観的には非常に立派に建設をした、やはりこれは地域の方々に配慮をして、やはりその外観もかなり立派につくったという経過がございます。

一般的にああいう構築物は40年以上の耐用年数、建物は40年以上の耐用年数があるものというふうに考えております。ただ、設備、中の炉につきましては、これも非常に何年持つのだという難しい判断があるのですが、一般的に業者にお伺いしますと20年から30年ぐらいいの間というふうな耐用年数というふうに伺っております。ただ、全部取りかえてしまえばまたずっと使えるというふうなことにもなるかとは思いますが、一般的にはそのような耐用年数というふうに伺っております。以上です。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 建物は立派ですけれども、炉の方がなかなか耐用年数がやはり20年から30年と。そういう中で、平成3年に袖野田町内会と市の方で協定を結んで、平成20年、おおむね平成20年までということで移転ということで話し合い、これが取り決められているというふうに聞いて

おりますけれども、その辺で今後の計画として二市三町、いろいろ話し合いが進められているというふうに聞きますけれども、その辺がどの程度までいっているのか伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 まず、今二市三町の話、これまでの協議の中ではやはりあの施設が塩竈市の一応単独施設という形にはなっておりますけれども、やはり二市三町が経費を負担しておりますので、実態としては二市三町の施設だろうという、そういう視点に立って今まで検討を進めてきております。また、あと地元に対しても、委員ご指摘のとおり、おおむね平成20年までには移転をするという、そういう協定なんかも結んでおりますけれども、平成20年の移転というのはこれは現実的に無理だということも地元に対してご説明をいたしております。では、どうするのだということで、鋭意地元の方からも、責められているといいますが、市あるいは二市三町に対していろいろな要望されておるわけですけれども、とりあえずまず移転を前提に立ってくれということで、移転候補地を早く決めてほしい。できれば、おおむね平成20年までに一定の方向性を示してもらいたいということ、あとそういったことで移転候補地につきましては、やはり広域化の施設、やはり二市三町の施設ということで位置づけるということも、ひとつやはり地域の方々、二市三町の地域の方々の理解を得るためには非常に重要な形だろうということで、担当課長会議を鋭意何度か開催をいたしまして、そういった2点、移転候補地の検討あるいはどっかすばらしい施設をどこか見に行こうとか、調査、そういったものもやっておりますが、そういったこと、あとやはり二市三町の広域的施設としてきちっと位置づけていこうと、実態と合わせていこうと、そういった検討を鋭意進めております。以上です。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 わかりました。

それで、協定の中には、やはり地域からの要望ということで出ていると思いますけれども、その中で泉塩釜線の、東北本線のガードですね、その拡幅についても出てますし、この件についてはぜひ県任せでなく、やはり本当に袖野田町内会含んで、市民皆さんの要望にこたえて、ぜひ積極的に働きかけていただきたいと。あと、町内会としても、かつてはバスが走っていたのですが、バスの廃止に伴って歩行者用の横断歩道、これについても近々要望を出したいと、そういう意見も聞いていますので、その際にはぜひ積極的にこたえていただきたいというふうに思います。

あと続きまして、ページ、155ページになりますけれども、公民館管理費、これが2,640万7,000円ついております。公民館の、とりわけ本館ですね、利用者数は平成17年度の決算で見ますと7万7,053人ということで、前年と比べても12%、8,615人ふえているのですね。特に公民館運営事業の施策の目的として、生涯にわたる多様な学習活動の機会を市民に提供するとともに、市民の地域社会における生涯学習活動への積極的な参加を促進すると、こういうふういうたっております。現在の高齢社会の中、やはり本当にこういう目的からするならば、やはり本当に高齢者とか障害者にとって本当に利用しやすい、参加促進ですね、そういう立場からやはりエレベーターが必要でないかと。そういうふうに私は思います。この件に関しても、平成17年9月決算で福島委員、私もこの件で取り上げました。それに対して、市長は要求されたものについては優先順位をつけて査定をさせていただいていると。今後、総合的に調査をさせていただいて、改めてこの件については近い時期に報告させていただくと。近い時期にと、こういうふうに言われて、私もせいぜい近い時期というから半年ぐらいで、18年度ぐらいに出てくるのじゃないかなというの本当に期待していたのですけれども、その後なかなか出てこないという状況になっておりますけれども、市長にお伺いしますけれども、この件に関して近い時期というのはどういう時期で、今、現在どういうふうにか考えられているのか伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 公民館のエレベーター設置についてご質問いただきました。私、確かに検討させていただくというようなご回答申し上げました。なかなか経費的な問題、あるいは先ほども話が出ておりましたが、塩釜駅舎のエレベーターとどちらを優先すべきかというような内部での検討を重ねたわけではありますが、19年度につきましては残念ながら公民館のエレベーター設置は見送らせていただいたところであります。よろしくお願いたします。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 担当者としては、本当にバリアフリーしたいというそういう要望を上げていると思っておりますけれども、やはりなかなか市長のところ、財政難という、これまでよく言われていますけれども、しかし市民にとっては本当に利用されているところですし、2階に上がるのに本当に大変急な階段であるということやはり間違いないというふうに思います。そういう面やはり優先順位、本当に私としてもやはり優先順位高いのじゃないかというふうに思いますけれども、その辺でぜひ市民の要望にこたえていただきたいと、そういう点で今回は骨格予算にな

っておりますけれども、6月の補正予算でその辺をつける。そういう考えはないのかどうかもう一度お願いします。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今ほどご答弁を申し上げましたとおりでありますし、今回の骨格予算を組むに当たりまして、全体的なものも見通した形にはさせていただいておりますが、今ほど申し上げましたように、19年度の設置については大変厳しい状況かなというふうに考えさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 ぜひ、積極的に前向きの方で検討していただきたいというふうに思います。

あと、ページ、134ページになりますけれども、公営住宅建設費として前年度は梅の宮住宅で、第2期工事が完成したわけです。1億7,000万円ついでましたけれども、今回はゼロと、本当に新しい住宅に対する市民の要望が強いわけですが、そういう中で梅の宮住宅の第2期工事に対して12戸の募集に対して応募してはどのぐらいの応募があったのか、数をお願いしたい。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 梅の宮、2DKと3DK、2DKに関しては8倍強、3DKに関しては13倍強の応募でございました。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに非常に高い倍率になっているというふうに思います。

それで、公営住宅ストック総合活用計画、これが平成13年3月に出されておりますけれども、それに基づきますと梅の宮住宅とあとあわせて同時期に玉川住宅、これが建てかえ計画として出されていたわけですが、これが中止になった経過があります。その辺でやはり本当に今後の5カ年計画、あとさらには10カ年計画というふうになれば、やはり玉川住宅についてどういう状況になっているのか伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 委員のおっしゃるとおり平成15年度からの整備予定ということで、当初立ち上げられておりましたけれども、その後梅の宮住宅の方を最優先に実施しまして、その後という形で進められてまいりました。その後もいろいろな市の財政状況、その他いろいろな総合的に判断して今の状況になっておりますけれども、全体的な調整、財政的な調整はまた別としまし

て、建築課そのものとしては玉川住宅の5カ年計画、当初5カ年計画ですけれども、そういった意味での進め方について要望はしてございます。ただ、全体的な今の財政状況、それから今までの住宅の整備の手法とか、そういった部分に関してもいろいろと変化してきておりますので、そういったものも踏まえながら、再調査といいますか、再度検討をし直しながら、今後の計画を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 玉川住宅は昭和38年に建築されて、非常に古い建物になっていると。その意味では耐用年数もやはりもうとうに過ぎているのじゃないかというふうに思いますけれども、その辺でやはり本当に住民に対して今後の計画をしっかりと示すべきじゃないかというふうに思います。

あと、先ほどのストック総合活用計画、これが大体建てかえ中心になって、今後の計画がつけられているわけですけれども、この計画も平成13年3月に立って、15年から5年間計画でやっていこうと、そういう中で玉川住宅の場合も非常に早期建てかえが必要だと、そういう位置づけされているのですよね。ですから、そういう面でやはり先ほどの公民館のエレベーターも同じですけれども、担当としてはやはり玉川住宅はやりたいと、そういう計画に基づいてやりたいと、これがやはり狂ってくれば、今後のやはり新浜とかそれから貞山とかいろいろ老朽化したところ、これが延び延びになっていくわけですから、これが結局はどんどん後送りになってしまうということになると思うので、ぜひ計画どおり進めていただきたいというふうに思いますし、そういう面で確かに財政難ということありますけれども、やはり計画に基づいて行政をやっていただきたいというふうに思いますけれども、そういう意味で市長確かに財政難ということ言われてますけれども、やはりトップのところの判断ということも非常に大事じゃないかというふうに思います。考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

田中副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 財政的な問題で、私の方からお答えいたします。

確かに、建築サイドとか今後について協議はしてございますが、現在あります平成13年のストック計画に基づいて順次建てかえして、梅の宮が完成したわけでございます。今後につきましては、確かに委員ご指摘のとおり老朽化が進んでいますし、何度か現場に足を運びまして、いろいろ検討した経過がございます。ただ、老朽化したからじゃすぐ建てかえるのじゃなくて、限りある財政の中で、例えば民間の賃貸アパートの利活用とかと。あるいは実際問題と雇用促

進住宅の空き室ございますし、将来的には財産の譲渡ということも内々打診されてございますので、それを取得ということでもって、将来的な公営住宅のあり方というものを考えていきたいというふうに考えています。以上でございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 今、部長いろいろな形態があるというふうに今後の計画として、それは出されましたけれども、やはり基本は入居者の要望、しっかり聞いて、それでやはり対応していただきたいというふうに思うのです。ですから、そこがなかなか入居者に対してはやはり説明がなくてこの間ずっときているという問題があるわけなので、それについてもっと市民の立場、入居者の立場で対応していただきたいというふうに思います。

あと、続いて同じページ、135ページになりますけれども、住宅管理費の中で、市営住宅入居者明渡請求訴訟等委託料、これが234万円がついております。これは、何件が対象になって滞納、そういう期間ですね、それから家賃の滞納総額、その辺がわかればお聞かせ願いたいと。

あと、また昨年度の当初予算でも同じ額が、300万円ついておりますけれども、その300万円というのは今回の234万円とのかかわりがどうなるのか、それについても伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 昨年まず初めてのケースということで、想定してましたのは5件という形で想定させていただいて予算計上させていただきました。実際に、裁判の方の訴訟に持っていったのが4件でございました。今回は、減額して予算にのせてございますのが、想定しているのが4件でございます。ただこの4件に関しても、現実には裁判にかける方が4件ということではございませんので、4件一応想定して予算化させていただいておると。できればこういう形の予算化、この件に関していえば予算を使わないで執行していければというふうに担当としては考えてございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 あとそういう裁判にかける内容としては、やはりどういう形で結局家賃が未納になって、あとどのぐらいの期間ずっとそれが続いているのか。あと家賃の総額、大体おおよそでいいですけども、その辺がわかればお聞かせ願いたいというふうに思います。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

滞納に関して言いますと、大体明け渡し云々に関して市当局側として動きが始まるというのは、3カ月家賃滞納以降の方々を一応対象にしてございます。ただ、3カ月滞納家賃したから即というわけではなくて、そういう方々に対していろいろな形でアプローチしていきます。その方々含めてあとその後どうしてもだめな場合には、ちょっと連帯保証人を含めて滞納者の方にいろいろな形で支払いに関してお願いしていくというような手段をとってもどうしても、例えば分納とかそういう形での履行をしていただけない方、もしくはそういう形での我々のアプローチに対して拒否を続ける方々、そういう方々に関しては残念ながらそういった明け渡し要求とかそういう裁判とか、そういった形にならざるを得ないというふうな形でやってございます。

それから、滞納の額の問題でございますが、現在、1月末現在でございますけれども滞納額としては2,300万円ほどございます。そのうち、100万円を超えるものが5件。大体600万円の状況になっております。これは平成17年、昨年の決算時点で言いますとこの100万円を超える部分に関していえば、件数でいえば8件、金額にすれば1,000万円、決算時期から比べてみても大分減少はしてきてございますけれども、まだそういった形で多くの額がまだ滞納されてございます。これが今の現状でございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 滞納額2,300万円というのは全体の中での滞納額というふうに思いますけれども、先ほどの昨年でいけば裁判にかけた4件、その4件でどのくらいの滞納額とか、あとはそういう何カ月ぐらいになっているのか。今回の234万円、これが去年と全く別になってのそういう予算措置なのか、それについて伺います。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 まず後半の方からお話ししたいと思いますけれども、今回の予算に関しては前回のとはまるっきり別です。前回の方々に関しては、裁判結審しておりますので、その方についてはもう済んでございます。現実に明け渡しまでしていただいております。

その4件の滞納額の方なのですが、全体額今ちょっとつかめてないのですけれども、大体利子とか延滞金とか含めて、裁判上の請求額として600万円台というふうに記憶してございます。そのうち、現実的にもう既に支払っていただいている部分に関しては230万円を超える額に、現実にもう支払っていただいているという状況になってございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 滞納者にとっては悪質な場合と、あと今生活が大変で納め切れないというか、そういう点、やはりその辺の判断はひとつあるというふうに思います。

そういう中で、やはり入居者の義務と権利というか、二つあると思いますけれども、その中で昨年の私も決算で取り上げましたけれども、とりわけ低所得者に対する家賃の減免、これについて取り上げましたけれども、なかなかこれ市の方と平行線に終わっているという状況があります。この問題、やはり考えますと本当に今の家賃減免、やはりこれが規則どおりにきちんとやるべきじゃないかと。やはり県営住宅とあと市営住宅、大体同じような施行規則、それからあと要綱をつくっているにもかかわらず、県営住宅の場合はやはりきちんと所得に応じて、やはり所得に基づいてそれが結局家賃減免がされていると。ところがやはり本市の場合はやはり所得に至らないで、初めの総収入で見ている結果、なかなか減免の対象に生まれないと。そういう違いがあるわけなので、この間、やはり去年の9月からその後どういう検討がされて、現在もやはり以前と同じような考えにいいのかどうか、それについて伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 一般質問の通告があるのですが、今答えてよろしいのでしょうか。

担当課としては、昨年同様考え方としては変わらず適正にやっているという判断でもって現在も執行してございます。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 市営住宅に入居している方、70代過ぎて二人暮らしになる方ですけども、年金収入が161万円と。この方の場合家賃が2万1,300円になっておりますけれども、しかしこの件に関して私も県の住宅の担当者の方に行って、やはり県営住宅ならばどうなのだと、そうなったらやはりこの方はもう家賃免除なのですよ。ところが、やはり本市の場合はやはり収入ということで考えているから、2万1,300円、もう大きな差があるのですね。ですから、本当にやはり今市営住宅、公営住宅入居者というのは、やはり低所得者が対象として入っていますし、生活保護世帯、それから生活保護基準以下の方もいっぱい今ふえておりますけれども、生活保護の場合もやはり公営住宅に入っていれば家賃の免除、さらにあと民間の住宅にいれば最大3万5,000円まで見れると。そういうきちんとした措置があるのですよ。ですから、やはりそういう面でやはり運用について、私はやはり正しく運用していただきたいと、そういうふうに思っております。

この問題で、昨年の12月議会で我が党の横田県会議員、県議会で取り上げていただきました。この件に関して、県の土木部長は塩竈市に対して適切な助言をしておりますと、こういうふうに述べているのです。ですから、やはりそういう面では同じような施行規則、要綱でやっているわけなので、その辺でぜひ一致して、本当に今住宅に住みやすい、そういうものに対処していただきたいというふうに思います。

田中副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 塩竈市の公営住宅家賃並びに減免につきましては、公営住宅法並びに施行令に基づきまして、塩竈市の条例、規則を定め、そして取り扱い要綱を定めまして、塩竈市規則条例に基づいてやらせていただいております。

また、今、お話にありました県の方からの照会につきましても、こちらの取り扱いにつきまして、つぶさに説明をしまして、県の方からは塩竈市の取り扱いについて理解をいただいております。以上であります。

田中副委員長 吉川委員。

吉川委員 県の方で理解していただいたとは言っていますが、やはり一番基本になるのはやはり条例、そして条例の中にこの公営住宅法の施行令に基づいてちゃんとうたっているわけです。収入とはなんぞやというふうになっているわけなので、その辺でやはり県のやり方と市のやり方では違いがあります。この件については一般質問でも通告していますので、あとさらに続けてやりたいというふうに思います。以上です。

田中副委員長 お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明3月1日午前10時より再開し、一般会計についての質疑を続行したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

田中副委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

午後3時37分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年2月28日

平成19年度予算特別委員会委員長 伊藤 栄 一

平成19年3月1日（木曜日）

平成19年度予算特別委員会
（第2日目）

平成19年度予算特別委員会第2日目

平成19年3月1日(木曜日)午前10時00分開会

出席委員(22名)

菊地 進 委員	田中 徳 寿 委員
武田 悦一 委員	伊藤 栄一 委員
志子田 吉晃 委員	鈴木 昭一 委員
今野 恭一 委員	嶺岸 淳一 委員
浅野 敏江 委員	吉田 住男 委員
佐藤 貞夫 委員	木村 吉雄 委員
志賀 直哉 委員	香取 嗣雄 委員
曾我 三三 委員	中川 邦彦 委員
小野 絹子 委員	吉川 弘 委員
伊勢 由典 委員	東海林 京子 委員
福島 紀勝 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員(1名)

鹿野 司 委員

(一般会計)

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶教 君
総務部長 兼危機管理監	山本 進 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一泰 君
建設部長	内形 繁夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸雄 君
総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀久 君	総務部 総務課長	郷古 正夫 君
総務部 財政課長	菅原 靖彦 君	総務部 税務課長	福田 文弘 君
総務部 防災安全課長	佐々木 真一 君	市民生活部 市民課長	澤田 克巳 君
市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊行 君	健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君
健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏也 君	健康福祉部 健康課長	阿部 純子 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	産業部 水産課長	渡辺 常幸 君
建設部 建築課長	千葉 伸一 君	建設部 下水道事業所長	金子 信也 君
建設部 土木課長	千葉 正 君	総務部総務課 総務係主査	大山 貴之 君
会計課長	橋内 行雄 君	市立病院長	伊藤 喜和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君
水道部長	佐々木 栄一 君	水道部次長	大和田 功次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則雄 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君

教育委員会 教育部長	伊賀光男君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習センター館長 兼市民交流センター館長 兼市民図書館長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部 総務課長	小山浩幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤福実君
教育委員会教育部 生涯学習課長	中川政則君	教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地辰夫君
選挙管理委員会 事務局長	星清輝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午前10時00分 開会

伊藤委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成19年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありましたのは鹿野 司委員の1名であります。

これより、2月28日の会議に引き続き、審査区分1の質疑を行います。

なお、質疑の際には資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願い申し上げます。発言をお願いします。浅野委員。

浅野委員 おはようございます。平成19年度の予算特別委員会の質問をさせていただきます。

まず、順番は逆になりますが、資料 9の127ページをお願いいたします。

この127ページの事業内訳の中に、マリゲート利用推進事業600万円と、それから、一番下の委託料として旅客ターミナル指定管理料とありますが、この中身についてお知らせ願います。

伊藤委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 ただいまお尋ねのマリゲート利用推進事業でございます。

マリゲート塩釜は市の施設として位置づけられておりまして、昨年平成18年度より指定管理者ということで塩釜港開発株式会社がマリゲートの管理運営を行っております。この指定管理に係る指定管理料として600万円をお支払いするという内容でございます。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 市の施設として管理運営の方は委託しているというような中身でよろしいのでしょうか。

そこでお尋ねいたしますが、去る1月13日に北海道東部の方の津波、地震津波の注意報が発令されまして、ちょうど12時前後に市営汽船の方もとまりまして、一応様子を見るという段階で、結果的にはその日1日終日船の方の運航が停止なったそうなんです、その状況についてお知らせ願いたいと思います。

伊藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 当日の市営汽船の対応について報告いたします。

市営汽船といたしましては、13時36分に津波注意報発令というのがありまして、これに伴いまして、朴島14時、午後2時発上り6便の運航の見合わせをまず決定しまして、それに

つきまして防災無線により島内の方々へその旨を周知したところでございます。

あわせて、マリゲート内で15時30分発、3時30分発の下り便を待っていたお客さんに対して、職員が津波注意報の発令に伴い運航を見合わせることや、今後の津波の到達予想時間、そういったものについて状況の説明を行ったところでございます。さらに、第1波の到達状況など、気象庁から情報があるたびに随時最新の情報の説明を行うなど、乗客の皆様へ不安解消を行ったところでございます。

それから、職員体制といたしましては、津波注意報が解除になり次第いつでも運航が再開できるよう準備しておりましたが、塩竈18時発、午後6時発の下り最終の朴島行きの出航時刻になりましても注意報が一向に解除にならず、今後の見通しも立たないことから、19時の段階、午後7時の段階で大変恐縮ではあったんですが、やむなく欠航を決定し、乗客の皆さんへ説明したところでございます。

今回の措置は海上運送法に定める運送約款に基づき、乗客の皆様の安全を第一に考えて運航の中止を決定したものでありますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございました。

以前も石巻の方でその津波注意報を解除した後にまた津波が来たということで、今回はこの対応は大変的確だったのではないかとと思われるんですが、ただ、マリゲートの方にはそのとき何人ぐらいの乗客の方がお待ちいただいて、またそのときの状態はどのようだったのか、もしおわかりいただけましたらご回答願いたいんですが。

伊藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 当日のその6時の段階で私が数えた段階では、大人の方が約50名、それから子供の方、子供といいますが、中学生以下の方が10名ほどで、この方々が1階の待合室と、それからその反対側にあります飲食店のところのテーブルというか、いすを使って待っていたという状況でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 私、実はこのときのことを伺いまして、緊急処置だったとはいえ、やはり今50名から子供さん合わせて約60名の方たちがその間船が出航するのを待っていたんですけれども、その場所的にもいすもそんなにないし、また、中には高齢の方や病院帰りの方もいらしたと。

それで、横になる場所もないということで、1時半から発令があって、例えば3時半の船に乗ろうと思って来た方も、結局のところ7時ころまで長い方は待った方もいらっしゃったようです。途中であきらめて親戚の方に連絡とって対応した方もいらっしゃったそうですけれども、この多くの人たちがやはり足どめ、それだけでなくやはり空腹、それから体もつらいと思うんですけれども、そういった対応はマリゲートの方でできなかったのか、その辺のことをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 神谷みなとまちづくり課長。

神谷みなとまちづくり課長 今お尋ねの件でございますが、マリゲート塩釜、観光客等の一時的な避難場所としての避難ビルの指定ということもされてございます。また、指定管理者ということもございますので、例えば緊急時の対応等につきましては、危機管理計画書というものをつくって対応させていただいているところでございます。

当日の対応といたしましては、津波注意報が発令されました直後に初動体制ということで館内放送をかける、あるいは館内、館外にも放送をかけるということで、お客様を中に入れさせると。あとはまた館内にありますテレビ等をかけまして、適時そういう情報をお知らせするという対応はとらせていただいたところでございます。

そのご指摘のいただきました点も含めまして、今後の具体的な対応、なお会社と協議を踏まえまして対応できるようなもの、こういうものを考えていくべきではないかと考えております。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひそのようなことを早急をお願いしたいと思います。といいますのは、やはり朴島の方でも2時の船便が欠航といいますか、動かないということで、何人かの方がいらしたそうなんです、近くの民家の主婦の方がおにぎりを握って差し上げたそうなんです。やはり見ず知らずの方ですけれども、大変喜ばれて後日お礼の電話があったということをお聞きしておりますので、やはり私たちもこういった場合、すぐに対応できる、本当に市民に優しい塩竈であっていただきたいと思いますので、このことは早急に対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、同じ資料 9の65ページの民生費でございますけれども、21節の貸付金としまして1,400万円、高額療養費貸付金とございますが、このことについてちょっとお伺いしたいと思います。この4月より入院時などの医療費が高額になった場合の支払い方法が見直されて、

患者が窓口で支払う医療費は、高額療養費制度の自己負担限度額までで済むようになると同
っておりますが、このことはどうなっていますでしょうか。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

健康保険法改正によりまして、今度4月から高額療養費につきましては自己負担限度額で
済むようになってございます。ただ、経過措置といたしまして、一気に高額療養費の貸し付
け制度を全廃するというのではなくて、1年間若干経過措置を設けながらの対象者に対し
て貸し付けを行っていきたいというように考えておりますので、去年よりも約半分ぐらいの
計上ということで計上させて、実際は貸し付けがあればご相談をさせていただきますけれど
も、現実的には現物給付ということで対応させていただきますので、対象者は減るものと思
ってございます。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 この高額療養費なんですけれども、入院時の場合は1カ月以内のその請求というこ
とで、そういった窓口支払いの限度額も可能でしょうけれども、例えばがんの治療を受けて
いまして、通院で一気に高額請求があるという場合もあるかと思うんです。そういう例が
1例、2例あるということをごの間ちょっと伺ったんですけれども、そういうときの対応は
どのようにしたらよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 高額療養費の貸付制度につきましては、高額療養費で戻
る部分につきまして前払いということで貸し付けをしておりますので、原則的に高額療養費
の対象になれば基本的にはお貸し付けをするということで対応させていただきたいと思いま
す。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。そうしますと、これは入院時のときも、また通院時のときもどちら
も窓口で自己払い限度額で済むというように受けとめてよろしいのでしょうか。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 基本的にはそのように高額療養費で対応できる部分につ
いては前払いをさせていただきたいということで対応させていただきたいと思えます。以上
です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

次に、同じ資料の73ページの児童手当支給事業費についてお伺いいたします。

これまで児童手当は小学6年生までということで、第1子、第2子とも5,000円で、第3子から月額1万円の支給というふうに伺っておりますけれども、この4月より乳幼児加算としてゼロ歳から2歳までの第1子、第2子の児童手当の支給が現行の5,000円から1万円に倍増されると伺っておりますけれども、本市の方の対応はどのようになっていますでしょうか。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 答えをいたします。

児童手当につきましては、今委員おっしゃられるとおり今年の4月から3歳未満の児童に対しまして一律1万円ということで対応させていただきたいと思っております。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 これは大変朗報だと思っておりますけれども、まだまだ市民の方にはこのことが周知徹底されていないと思っておりますし、また、そのときの手続、例えばその子供さんが今2歳半だというときには、自動的にこれ1万円に変更になるのか、また、新たに手続をし直さなければならぬのか、その辺のことについてお聞きいたします。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 児童手当につきましては毎年6月に現況届を出していただきますが、対象者につきましては4月から1万円になりますので、これは私どもで事務的に1万円に改定させていただきたいと思っております。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。

市民の皆さんも本当に喜ばれる内容かと思っておりますので。

それから、同じく資料の77ページ、ここの保育所管理運営費という部分について関連してお聞きいたしますけれども、現在藤倉保育所の敷地内に設置しています「ひまわり園」についての現在の運営事業について、何組ぐらいの親子でご利用されているのか、また、1日の活動はどのような活動をされているのか、お聞きしたいと思います。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 藤倉保育所に併設されていますひまわり園でございますけれども、今

回自立支援法の施行に伴いまして、児童デイサービスという形に変更してあります。ただ、運営内容は今年度は余り変わりなかったんですけれども、19年度からは実際開園時間を長くして午前9時から、それから夕方は4時半ぐらいまでやるという形に時間を延長しております。

それで、実際登録されている方というのは、まだちょっと済みません、10組までには至らないんですけれども、1日に利用していただける人数としましては大体多くて5組、そして少ないときは1組というような形です。どうしても対象になるお子さんたちがやはり障害児ということで、体調が悪ければ来られないし、大変それは必ず大きいお子さんと違って必ず来られるかどうかというのは、行くつもりでもその日になって来られなくなったりということで、大変その辺は変動が大きいような状態になっています。

そして、朝大体お母様と一緒に迎えのバスに乗って来られまして、一緒に母親とお子さんと一緒に遊ぶ時間、それから母親とお子さんを分離した時間、そういった部分を設けまして、その分離しているときはお子さんたちだけで遊べるような状況、そして母親はまた別室に移りましてそれぞれいろいろコミュニケーションを図ったり、先生方とお子さんの育児についていろいろ相談をしたりということで、あとお昼には一緒にお母様と一緒にご飯を食べていただいて、大体1時半ぐらいにはお帰りいただくというような内容になっております。

ただ、障害児をお持ちのご家庭でも何か用事があったり、お母さんが病院に通わなければならないというとき、どうしてもお子さん連れて病院に行けないわけですから、そういうときは一時預かるようなそういったサービスもいたしております。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

今母子通園、そしてまた分離する時間もあるとお聞きしたんですが、療育的に子供さんのその発達にプラスになるようなそういった、お預かりだけでなく、またお母様とのご相談に応じるだけでなく、その子供さんに対するその何か療育的な教育と言っていいのかわかりませんが、そういったことはなさっているのかどうか、お聞きしたいんですが。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 児童デイサービスに位置づけられておりますので、当然そういった療育を目的としたサービスでございます。ですから、お子さん一人一人に合ったカリキュラムというか、メニューを準備しまして、そういった形で一人一人の成長を手助けするようなサ

ービス内容になっております。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 今求められているのはその点だと思います。やはりお母さんたちはその子供さんたちがずっとこのままでというふうには思っていないくて、やはり少しでも学校に、また社会に適應できる子供に成長してもらいたいと願っている部分で、これまでひまわり園の部分でもしかしたらこの療育的な部分というのがなかなか難しかったのかなと思いますので、ぜひこの部分を4月から本市においても力を入れていただけるのであれば、ぜひお母様たちにもより多く知っていただきたい。単なるお預かりする場所ではないんだということを皆さんにお知らせしていただければと思っております。

あわせて、就学児童の登録人数と、また児童数についてもお聞きしたいんですが。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 学童で通っているお子さん、その方たちも今受け入れるような形にしております。ただ、今登録はまだお1人だけなので、今後時間も開園時間を延長している中で、どんどん利用しやすい体制に整えてまいりますので、ふえてくるものと考えております。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ、多分必要といたしますか、そういった部分がふえてくるのかなと思われまので、ぜひ今後の運営についてもその部分も考えていただきながら進めていただきたいと思っております。

あわせまして、81ページの方の放課後児童クラブの運営事業費についてお尋ねいたします。

現在市内の放課後児童クラブの状況はどのような状況になっておりますでしょうか。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えいたします。

現在8クラブ、約250名前後がご利用いただいております。放課後児童クラブは保育所と同じように保育に欠ける家庭のお子さんを預かるような状況になっておりますけれども、近年共働き家庭が多くなったり、それから母子家庭がふえたりということで、利用人数が大変多くなってきております。そういった中で、現在のクラブ数でもちょっと間に合わなくなるような、そういった状況というか、なっておりますけれども、現在本市の方で何とか全員お子さんたちを受け入れられるようにやりくりをしているというところでございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員　それで、今現在1年生から3年生を対象に児童クラブの方に入っていると思われるんですが、18年度から発達障害のお子様も受け入れていただいていると聞いていますが、そうでしょうか。

伊藤委員長　会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長　発達障害のお子さん、それから特殊学級なんかにも通われているお子さん何人かお預かりしております。そういった部分で加配、指導員の加配ということで1名ほどふやしまして、前27名でやっていたんですけれども、1名ふやしてフリーでこう回るような形で強化したような形で見ているというような状況でございます。

伊藤委員長　浅野委員。

浅野委員　今1人の職員の方を加配していただいたとお聞きいたしました。やはりその方が1カ所というわけではなくて、各クラブの方を回っていらっしゃるということも聞いておりますが、そういった点で、例えば今落ち着きを見せているなと思ったお子様もその専門員の方がいなくなってまたちょっとこうバランスを崩されているいろいろな問題行動があったりすることも聞いておりますけれども、ほかの職員の方たち、その27名の方たちに対するその指導とか、また勉強の方といたしますか、その対応策といたしますか、そういった部分はどのようになさっているのか、お聞きしたいんですが。

伊藤委員長　会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長　一般の方たちと同等に同じように扱うというか、指導するというのはまず基本だと思うんです。できるだけ子供さんの間で差別が生じないような形でいろいろ気を配りながら指導をするようにこちらの方の社会福祉事務所の方でも指導しております。

ただ、すべてそうしたいと思っても、なかなか発達障害のお子さんたちはうまくこう同一行動ができないということもありますので、そういった場合は指導員がその子について特別心配りとか、それから、指導上、手厚いといいますか、そういった形で見ているというような形になります。

伊藤委員長　浅野委員。

浅野委員　それだと対応が結局専門の方だけにお任せするという形になってしまうと思うんですが、私もちょっと少し勉強までいかないんですけれども、聞いた話によりますと、自閉症の方にしてもある一定のルールということが家庭の中とか、学校の中とかで、要するにコーディネーターの方が順番をいろいろ決めていただくと、その子はそれに従って自分の行動を

決められるという、さまざまな今勉強会も設けられておりまして、本市におきましても保健師さんの方が2名一生懸命熱心に勉強なさっているのもよく存じています。

ぜひそういった部分で、その専門の職員の方がいらっしゃらなくても、一つの一定のルール、この子はこの時間こういうふうに動くと、あと、目で確認できるように時間の時計の部分が「あと3時になるところだね」とか、靴があると、「この靴をはいて表に出るんだよ」みたいな一つの決まり事があるわけですよ。それをほかの職員の方と共有していただければ、決してその専門の方がそのことだけをきちんと「この子はこうだ」という行動のことを教えていただければ、ほかの先生たちでも対応できるだろうし、また、トラブルも少なくなるのではないかと思います、いかがでしょうか。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 委員おっしゃるとおりに、自閉症のお子さんとかというのは1日の何というんですか、リズムが狂ってしまうと、非常にパニックになってしまったりということも本当にそういった現象があります。そういった部分で本市では指導員、もちろん加配の指導員も中心になりますけれども、全体の指導員がそういった障害をお持ちのお子さんに対応できるような形で研修を重ねております。まだまだ不十分なところもあるかと思っておりますけれども、今後もそういった部分でいろいろな指導上のスキルアップについて研修を深めてまいりたいと思っております。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

残り時間も少ないので、87ページをお願いいたします。

87ページの方で、衛生費の方に関係していますが、前立腺の検診につきまして、19年度から隔年で実施していただけるということをお聞きしましたが、ありがとうございます。本市の検診の状況を教えていただきたいと思っております。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 本市の検診の状況ということでありますけれども、前立腺がん検診のみでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）18年度におきましては、376名の方が受けていただいております。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 17年度から始まったと思うんですが、17年度はどうだったんでしょうか。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 17年度におきましては、419人の方に受けていただいております。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 それで、発見率または疑いという部分でパーセンテージ出ていましたらぜひお願いしたいんですが。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 17年度で、がん発見率につきましては、まず18年度につきましては生検の状況が報告されておりませんのでまだ出ておりませんが、17年度の状況では2.39%ということで、前立腺がん10人の方が見つかった状況でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 これは単年度で高い率なのか、そうではないのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 まだまだ症例的には数が少ない状況ではございますが、ほかのがんの発見率に比べれば非常に高いがん発見率というふうに考えてございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 今、年々前立腺がんの罹患者がふえているということはよく言われますので、ぜひ5年に一遍から1年おいてなるということは2年に一遍ですよね。その部分は本当に市民の方の健康を、また安心、そして早期発見、早期治療に結びつくと思いますので、ぜひこれを強力に押し進めていただきたいと思います。

また、この同じページで乳がんの検診についてお聞きいたします。

これは17年度よりこれも同じくマンモグラフィーで検診を始めておりますけれども、こういうのをやはり検診した、そして発見率とかがわかりましたら教えてください。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 17年度の結果について報告させていただきます。

受診者数は2,296名ということで、がんであった者の人数が7名、がん発見率は0.3%になっております。ちなみに、視触診検診でありました16年度で申しますと、がん発見率が0.11%ということで、非常にがん発見率も高くなっている状況でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

これはそれこそ40歳から2年刻みということで2年に一遍検診できますので、本当に乳がんのマンモグラフィーを今受けましょうということでがん協会の方でも大きくキャンペーンで取り上げている中身だと思いますが、このマンモグラフィーの撮影する病院というのと日時が指定されておりますけれども、日時につきましては本人の都合によって変えられることがあります、この撮影の病院というのは、例えば指定された病院が余りにも自宅から遠いとかという部分で、もっと近いに指定病院があるのにという方とか、そういった声も今聞かれていますので、どのような基準でこれは決まっているのでしょうか。また、変更は可能なのでしょうか。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 乳がん検診におけるマンモグラフィー撮影ということで、塩釜地区、二市三町ですね、で5病院で割り振った形で撮影医療機関ということで、日時、病院等を指定させていただいております。本市、塩竈市におきましては市内に3病院幸いございますので、3病院での医療機関ということで割り振りをさせていただいております。

期間的には8月から11月末ということで4カ月間の中で指定させていただいておりますけれども、比較的塩竈市は3病院ということで恵まれてはおりますけれども、実は病院自体が比較的偏って3カ所あるということがありまして、なかなか難しい部分がございます。一応交通の便や地理的な配慮、そういったものを行いながら割り振りさせていただいているところではございますけれども、なかなか調整がうまくいっていない地域もあるというふうに考えてございます。

また、指定日についての変更ということ、それから病院の変更は可能かということでございますけれども、指定日については既にご存じの方も多いと思いますけれども、宮城県医師会変更センターに連絡を入れていただきながら変更していただいております。できるだけ医療機関についてもご希望に沿えばよろしいというふうに考えておりますが、なかなか受け入れ人数の調整等がありまして、希望に沿えない状況もあるというふうに聞いております。しかしながら、やはりいろいろ特別な事情等があってその病院ではという部分もあるかと思っておりますので、県医師会との調整がつかない場合は私どもも再度調整してまいりたいと思っておりますので、保健センターの方にご連絡いただければありがたいかなというふうに思っております。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 はい、ありがとうございます。ぜひこのようにせつかく受ける方の利便性といえますか、そういったことも図っていただきながら、より多くの方がこの検診を受けられて安心な生活を送っていただきたいと思います。

また、もう1点ですけれども、中にはやはり触診のときには毎年受けたけれども、マンモグラフィーになって2年に一遍だと、やはりその間隔があくのが不安だという声もあるんですが、前回市長の方からもリスクのこともあるということでご答弁いただいたんですが、また課長の方からもそういった点で明確にお答えいただきたいのですが。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 2年に一遍になったということで間隔があいたことによる不安ということでの話は私の方でもいただいているところでございます。なぜ2年に1回なのかということについて申し上げたいと思います。

まず、国のがん検診実施のための指針の改正がございました。これはマンモグラフィー検診でなければまずがん検診ではないよというふうな規定の中で、まず早期発見が必要だと。そのためには効果的なマンモグラフィーでの検診を行いなさいというふうになっております。その中で、あわせて対象年齢は40歳から、受診間隔については2年に1度というふうな形になってございます。

そのなぜ2年に一遍なのかという部分の根拠につきましては、国が設けましたがん検診に関する検討会というものがございます。その中でそういった検討をなされておまして、その報告書を見ますと、まず、1点目については放射線被曝の不利益を考慮する必要があるというふうに言っております。これはやはりマンモグラフィーはレントゲン検査ということで、一定の放射線被曝のリスクも考えていかなければならない。ただ、40歳代以上については乳がんからの救命効果、そういった利益を考えれば不利益を上回るだろうと。2年に一遍のマンモグラフィーでは不利益より利益の方が上回っているよということで40歳以上にしたということを行っております。まず放射線被曝の問題があると。

それから、もう一つは、早期乳がん比率と中間期乳がん発生率からの検証によって行っているよというふうに行っております。早期乳がん比率といえますのは、乳がんの臨床病期、ゼロ期からⅠ期というふうに分けているようなんですけれども、ゼロ期からⅠ期という部分が早期のがんというふうになっております。その発見率の部分。それから、中間期がんという

のは、検診から検診の間に発生してしまうがんのことを言うそうです。それが中間期がん発生率という内容でありまして、これまでの視触診検診では中間期がんの発生率は30%、マンモグラフィーによる検診では微細ながんが発見される、いわゆる早期がんの発生率が高いため、10%に減少する、こういったことが根拠となっているというふうに聞いております。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。

もう時間もありませんので、最後にもう1点だけお聞きいたします。

91ページの乳児・妊婦健診の委託業務の中ですが、現在妊婦健診は妊娠中2回まで公費の助成があると聞いておりますけれども、今後この回数はふえる見込みはあるのかないのか、お聞きいたします。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 妊婦健診につきましては、前期・後期ということで現在2回受診券を発行しております。ただ、このほど平成19年1月16日付の厚生労働省からの児童家庭局母子保健課長名での通知が1月末にまいりまして、妊婦さんの健診につきましてはできれば回数をふやしていくべきだというふうな通知を受けてございます。しかしながら、19年度については当然予算については審議終わっておりますし、また、どの程度の事業費でやっていくのか、その辺の検討につきましては時間がない状況、また、これに関しましては県医師会との県内統一した形での契約の中で行っているという事情もございまして、19年度についてはまず受け入れする部分につきましてもかなり厳しいことがあるだろうということで、20年度以降についての検討課題だというふうに考えてございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をしていただいて、安心して子供が受ける社会をつくっていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 おはようございます。

私からは順番があちこちになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

最初に、19年度の予算説明書の9ですね、65ページお聞きいただきたいと思います。

この中の敬老祝金のことですが、金額についてはございませんけれども、敬老祝金、長寿祝金、敬老の日記念品、これで681万4,000円という金額になっていますけれども、私ずっとこれ言い続けているわけですが、敬老祝金についてはまだ現金支給はしていないんだというふうに思いますけれども、この辺については現金でお支払いをするという考えはないのかどうなのか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えいたします。

長寿祝金につきましては現金でお祝いしておりますけれども、敬老祝金、77歳、それから88歳の方に関しましては商品券の形で支給しております。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 長寿祝金の方は本当に超高齢者の方ですからなかなかお買い物に行くというようなこともないと思いますけれども、敬老祝金もそのほかの祝金もやはり私は現金で渡した方がいいのではないかというふうに思います。というのは、商品券で渡す意味というのをこれまでも何回かご説明があったと思いますけれども、やはり「これどこで使えるんだろう」というのがさっとわからないんですね。そうすると、「あその袋に入れてたっけかな」とか何かで捜して、そして「ああ、やっぱりあそこに買いに行きたいけれども、これは使えないんだ」ということで、そのまましまっただけでまだ使っていないという部分がたくさんあるように聞いています。やはり皆さんどこでも使える。結局塩竈の商品券を扱っているところというのは全部のお店ではありませんから、これは私は不公平になるのではないかというふうに思いますので、その辺は私の希望としてはやはり現金でそれこそそのし袋に入れてお渡しするのが、皆さん本当に喜ばれるのではないかというふうに思いますので、これは一つお願いでございます。よろしく願いいたします。これはどうですか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 これについてはやはり現金にするべきなのか、そういった商品券にするべきなのかという議論はあるかと思いますが、私どもとしましては当時そういった商品券にしたという地域経済の活性化という観点でございますので、その方針で今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 商品券なら地域活性化になって、現金なら地域活性化にならないという、その辺

はどういうことなんでしょうか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 やはり現金でありますれば、他市町村でもご利用いただけるわけでございますので、そういった意味から考えますれば塩竈市の商品券ということで塩竈市の商店のご利用がいただけるということでございますので、わずかではございますが、塩竈市の経済発展効果が期待できるものと考えているところでございます。以上です。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 他市町村に行って使うとかと言っていますけれども、私は身近な自分の地域の商店でそれこそお米も買える、石油も買える、何でも使える。何でも使えるところにやはり祝金をあげるのが私は筋ではないかと思うんですね。特定の業者の方の特定のお店のところでしか使えないというのは、これはお店の側からすれば、「私たちだってちゃんと税金腹っているんだよ」というようなことで、やはり不平等性が出てくるというような感じです。何よりもやはり使う人の身になっておあげしていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。97ページ、不法投棄ごみ処理業務委託料27万3,000円ですね。大した本当に金額ではないんですけども、例えばこの間も管理課の方にお願ひしましたけれども、東塩釜駅手前のあの45号線下高架線下のあのJRのところのあの下が駐車場になっていたり、それから、JRの線路わきが非常にこう汚いということで、ごみを捨てられるんですね、あの辺は非常に。それでいつもみんなに地域的に「汚い、汚い」と言われるんですけども、そういうものをまずこう巡回してきれいにしていくようなそういう制度といいですか、そういうものは市としてはどうなんでしょうか。

伊藤委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 不法投棄のごみ処理の対応につきましては、市の清掃指導員もいろいろパトロールをしております。あとそういった立て看板もしておりますけれども、そういった不法投棄したところの部分の対応につきましては、まずその所有者にお願ひするというのが基本的な対応です。それから、公共的なことについてもそういったその管理しているところにお願ひしております。あと、やはり市道とかに捨てられておりますのは、土木課とか、環境課がバック車とかトラックでそういった不法投棄を回収しております。

それから、もう一つは、産業廃棄物の処理業者がボランティアで毎年やっていただきまして、

去年の12月には七ヶ浜と塩竈がその対象地区でそのかなりの量の不法投棄回収していただきました。基本的にはそういうその土地の所有者をそういった状況に置かれているということをお伝えして、その対応をお願いしているのが基本的な姿勢です。以上です。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 個人的な土地に捨てていかれたり、それから今言われたように、例えばそういう大きな会社のわきとか、公共施設のところとか、道路とか、そういうところに捨てていくわけですけれども、捨てられた方は大変迷惑ですよ。それを自分で自分の土地だからといって自分でやらせられるというのは、これまた本当に大変なことではないかと思います。例えば、個人のうちの門扉のところにジュースの缶二つ三つ置いていくというのは違うんだと思うんですよ。そういう点で、私はやはりまちをきれいにするという立場からいったら、余りごみがいっぱいにならないうちに、今、年に2回ぐらいボランティアをやっていただいているということで、年に2回では足りないんですね。やはり1週間に1回ぐらいはこう見回りをしながらごみを回収していってくれる、そういう私は委託業務があってもいいのではないかというふうに思います。今後そういうことで努力をしていただきたいなと思います。

その前に、やはりみんながごみを捨てないようにポイ捨て条例とか、そういうのをこれも私ずっと言ってきましたけれども、全然実施されていないんですが、やはりポイ捨て条例というものがあって、立て看板を立てるだけでやはり捨てる方はちょっと手を引っ込めるのではないかというふうに思いますので、ぜひそういうものも実践していただきたいなというふうに思います。ひとつお答えをお願いいたします。

伊藤委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 不法投棄する場所というのは意外とやはり不法投棄しやすい目につかないところですか、夜間に大型の不法投棄をするような場所があるわけです。そういうところがやはり一番そういった防止策に対応しますので、やはりそこは例えば中倉の処分場に行く坂道とか、あとはもう一つはお話ししてしまうと議事録に載ってしまうんですけども、やはりこう不法投棄しやすい場所のところにはきちっと目立つような看板をこう立てながら、そういった環境美化にする環境を進めております。今後とも市内のそういった場所だけでもなくて、そういった不法投棄のこうそういったしやすい環境に置かれているところにはそういった部分の注意をしていきたいなと思いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 産廃とか、そういう問題は業者さんがやるんですけれども、一般のごみがどんどん捨てられるという、そういう状況について私はやはりまちをきれいにするという立場からいって、ぜひそういうものを巡回してとっていつてくれるそういう業者さんがいれば、まちはいつもきれいになって、捨てる人もいないのではないかとということです、ぜひそういう点でお考えを今後よろしく願いいたします。あといいです。それはお答えいただかなくても。

次に、117ページ、観光物産関係ですけれども、振興費1,173万1,000円、こういう金額ですね。それから、観光物産として何を考えていらっしゃるのか。他の地域に比べてまた物販をするとかそういうことを考えているんだというふうに思いますけれども、この内容について、例えば何かことは新しいメニューがあって、そういうことで進出していきたいとか、そういう考えがあたりなのかどうか、お願いいたします。

伊藤委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 実際、今塩竈市観光物産協会とともにいろいろな形の事業を展開しております。その中でも1年中塩竈のどこかでイベントをやるようなまちにしたいというふうなことで、各協力団体についてはある程度の観光物産協会の方から助成をしまして、例えば4月には青年四団体が行います神社の月あかり、それから、もとまち宵市、花まつり、そういったもの、それから5月には門前市、それから塩竈神社であるお茶会、そういったものに対しても人的な支援とか、ある程度の助成とかして、いろんな形でこう毎日、毎月というような形の事業を展開させていただいております。ただ、あくまでも主体は各団体、市民の方々、そういったところで実施していただきたいということで、ほとんどの事業に対しては実行委員会組織で実施しております。

きのうもちょっとお話ししましたがけれども、今年度暮れのデスティネーションキャンペーン、それで来年は本番になりますけれども、デスティネーションキャンペーン、それが終わりました、それで終わりだよというようなことではなくて、継続して塩竈にいっぱいのお客さん誘客していくきっかけづくりをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 デスティネーションキャンペーンというのはきのうもご説明ありましたけれど

も、もうちょっとこう具体的にどうのことを考えていらっしゃるのか。塩竈もこの3カ月という期間ですけれども、3カ月間例えば塩竈でするときはっぱなしなのか、ほかを全部回って3カ月なのかですね。そういうことをちょっと。そして、お客さんの規模をどのぐらいに考えていらっしゃるのか。それから、JRとか、それから県あるいは仙台市、JR、地元、こういうものでやっていくというふうにお答えになったと思いますけれども、例えばバス会社とかはもちろん入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

伊藤委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 デスティネーションキャンペーン、きのうも説明しましたけれども、1年を3カ月単位で4期間に分けていろいろ全国の中で53年から実施しております。今年度も今現在千葉県の方で2月、3月、4月と。それ終わりました東北の方では7月、8月、9月と岩手、青森、秋田と開催する予定になっております。規模的については、予算面から言いますと宮城県の方では2億9,000万円を全体のキャンペーンの予定にしております。その2億9,000万円の内訳の約7割が宮城県とそれから仙台市が負担しております。その残りの分については、県内の市町村と民間団体で負担しております。

そのどういふふうなこう具体的な内容を実施していくのかというふうなことでは、その推進協議会の中では単純に年間宿泊者数を10%ふやそうと。ふやすことによってお土産品とかそういったもの、あと食事、そういったものもふえていくだろうと。目標にまず10%増を目指して頑張っていきましょうと。そのために先ほど言った予算を、例えば宮城県全体のポスターをつくったり、宮城県全体のチラシをつくったり、それから関東近辺のマスコミ関係の放映権を買い取って1年間PRするとか、そういったような形の予算づけになっております。そのほかに宮城県全体の推進協議会の中では地域部会というのがつくられておりまして、昨年の12月に設立されておりまして、それで私どもの方の塩竈市については、仙台市を含んだ2市6町1村、早く言えば宮黒地区が加盟しております。その中で広域で連携した取り組みをしていこうというふうな形で今現在進められております。

例えば、それを見据えて私たちの方では昨年からJRとともに「駅長の小さな旅」とか、それからあとびゅうバスを1カ月間走っていただいたり、そういうふうなこう見据えて実施しております。最終的にどういふふうな形になるのかというのは私たちもちょっとわからないんですけれども、今回のことしの暮れ、デスティネーションキャンペーンの中でエージェントさんを塩竈、それからいろいろな地区に来ていただいて、その地域で特色ある事業を展開

しているところについて、各エージェントさんが旅行商品をつくってお客さんを誘致してくれるというふうな形で、待っていてはキャンペーンであってもお客さんは来てくれないというふうなことなので、塩竈は塩竈独自のキャンペーンを独自にしていこうと。その中でも今年度1年間を通して塩竈のPRのポスターをつくろうと。それも全部東北6県の駅張りにしていただくというふうな形で、四季折々のポスターをまずつくって、今年度はPRをしていくというふうな形で考えておりました。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

そのエージェントさんにつくってもらうと、またこれとは別な予算がかかるということなので、ここにはそれは入っていないんですね。

伊藤委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 入っておりません。今回計上した100万円は宮城県全体の負担金として拠出させていただいております。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 その場合に、ポスターとか、チラシもつくるんだというふうに思いますけれども、その場合にももちろんそのつくった業者さん、業者さんというか、ポスターを発注する業者さんですね。それは負担になっていくわけですね。例えば、塩竈のどこどこすし屋さんとか、どこどこお菓子屋さんというのは、ポスターとかそういうのを頼むと思うんですが、そういうのももちろん業者さんの、業者さんというか、企業の方からもお金をいただくということですか。

伊藤委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 今現在「寿司街道」ということですし屋さんのことを言えば「寿司街道」という「寿司めぐり」というチラシをつくっております。それは市から補助は一切ありません。寿司街道の方々の負担金と各商店の協賛金で賄っております。だから、今回もその先ほど言いましたポスターをつくっていく上でも、協賛ないし今観光物産協会の予算の範囲の中で実施させていただきます。（「はい、わかりました」の声あり）

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 それは、別のところで質問していきたいと思います。

148ページ、教育費ですけれども、ここの給食費の関係ですが、小学校も一緒だと思います

けれども、145ページ、小学校ですね。145ページは小学校の部分ですね。ちょっと戻りますけれども、145ページと149ページについて共通するものがありますので一緒にお伺いしたいわけですが、例えば給食費、ここで中学校給食1,589万7,000円、この金額というのは子供たちからの集金の部分が入っているわけですか。

伊藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 それでは、お答えいたします。

今の給食費につきましては子供たちからの集金については入っておりません。子供たちにつきましては食材費のみの集金でございます。以上です。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 そうですね。大分少ないなと思ったものですから。

結局ですね、給食費の今子供たちから集めている食材費の部分ですけども、かなり今未納の部分があって、それで大変だというふうに思いますけれども、その食材費の部分で不足した分はどうなっているんですか。

伊藤委員長 佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長 今給食費の未納につきましては全国的に大きい社会問題になっている状況でございますけれども、本市でも少なからず給食の未納額がございます。それにつきましては、全納していただく、すべての給食費を払っていただくということを前提に給食をこう実施しているわけなんですけれども、栄養士が献立を立てて対応している状況でございますが、未納部分についてはコストの安い材料であるとか、あるいは栄養士の腕の見せどころということではないと思うんですけれども、そういう中で公平性を欠かないような形で実施している状況でございます。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 かなり割合として幾らぐらい未納部分があるのか。学校としても大変苦しいところだと思いますけれども、コストの安いもの、その辺と栄養とか量の関係ですね。カロリーとか、そういうものに私は影響を来すのではないかというふうに思うんですよ。そういうのが結局学校から帰ってくると子供が「おなかすいた」、「何でそんなに、給食食べたんでないの」と言うと、「こういうものとパンと何しか出なかった」とかね、そういうことが言われるそうなんですよ。ですから、もっと不足分のところについて、市として予算からしていないのかどうなのか、どうしていくのか、私は大変な問題であるというふうに思うんです。

子供の発育の関係にもありますし、それから、やはりおなかすいたというその子供にひもじい思いをさせるとか、そういうところが実際にあるんだと思うんですね。そのことを。

それから、関連しますけれども、給食だけではなくて、給食費を支払わないというお子さん、お子さんじゃないでしょうか、ご家庭は、いろんな教材費とか、それからPTA会費とかいろいろありますよね、学校で納めている。それから、何ですか、修学旅行費とか、そういうのも全部支払わないんだと思うんですね。かなり学校としては不足になってきて、それでそういうものもやり切れないので、今度は値上げをしなければならないのではないかということでPTAの中で問題になっているとか、そういうのもありますので、その辺について私は政治力として、政治判断として市長はどうお考えになるのか。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 東海林委員のご質問にお答えいたします。

小中学校の給食費お支払いが困難な方についてはそれぞれ別途手当をさせていただいているわけでありまして、本来払える能力が我々としてはあるのではないかという方々につきましては、やはり公平性、平等性を欠くこととなりますので、昨年度からそういった方々については裁判の場でそういうことをお願いするという方針を打ち出しまして、順次そういう取り扱いをさせていただいているところであります。

学校教育でありますので、当然すべての方々が平等な教育を受けられるということについてはそのとおりであります。しかしながら、受けられない方々については別途そういう手当をさせていただいているということもぜひご理解をいただきながら、やはり平等性、本来一生懸命払っていただいている方々の立場もぜひご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 もちろんそうです。私もそういう立場でお話しをしております。結局、言ってみればわざと払わないといいますが、意識的に払わない人もおりますね。義務教育だから給食も当たり前、不登校していても給食だけは食って来いと、中にこういう方もいらっしゃるというようなことも聞きましたけれども、結局さっき言われましたように、何かコストの安いものでその給食をつくって何とか間に合わせるとか、レトルト食品を使うとか、そういうことはないのかあるのかわかりませんが、そういうことに走ったら子供たちがかわいそうだなと思うんですよ。

ですから、やはりそういう点では別途手当をしているというふうにおっしゃいますけれども、そういうその別途がわからないんですね。例えば、給食費払わない人は生活保護の一部のそういうことをやってやっているのか、それとも、予算的にきちんと補正、手当をしているのか、その辺はわからないと、せっかく払っている人たちが何と言うんですか、減らされて余りおいしくないものを食べさせてられているような、そういうような状況はないのかなというふうな心配がございます。どうぞお答えいただきたいと思います。

伊藤委員長　ご静粛に願います。小倉教育長。

小倉教育長　今の給食費の問題ですけれども、まず、今もあったように食べたものは払うのが原則ですから、これは払ってもらわなくては、払ってもらうことに前提を置いて年間の予算を組み立てているわけです。確かにこの時期になってくるといろいろの不足分が出てくるかもしれませんが、先ほど課長が言ったように、それについては栄養士とも毎日新聞のあれを見ながらどこが安いとか、そういうのを見ながらいろいろ検討して工面をしているところです。

塩竈市も1%前後の未納はありますけれども、それらについてやはり去年も私の名前、それから市長名でも督促等をし、それで裁判所等をお願いして督促かけておりますので、今後ともそれらについては私たち塩竈市教育委員会としても学校任せでなく、市全体としてもそういう督促に励みたいと思っております。

伊藤委員長　東海林委員。

東海林委員　ちょっと言い過ぎたかもしれません。おいしくないものって。一生懸命その栄養士さんはおいしくないものは食べさせていないかもしれませんが、かなり栄養士さんにもご負担をかけていて、頭を悩ませている部分が私はあるのではないかと思います。そういう点で、当たり前な食事をできるような、そういう環境をやはりつくってほしいな、市の方で少し考えてやってほしいなという希望からそういうことを今申し上げたところでございます。

次に、159ページの青少年相談センターのことですが、嘱託員賃金、それからパート賃金、これは金額的に何人いらっしゃって、それで例えば夜間の指導とかそういうことはないのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

伊藤委員長　佐藤学校教育課長。

佐藤教育委員会学校教育課長　今現在職員は嘱託2名とパートが1名おります。

それで、夜間の体制ということでございますけれども、夜間体制は行っておりません。以上です。（「はい、わかりました」の声あり）

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 189ページ、職員及び職員体制の状況なんですけれども、平成19年1月1日現在の中身として、7級以上のところがちょっとなかったんですが、これは給料のあれが変わるわけですか。

伊藤委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 17年人勤におきまして給与構造改善がございました。その関係でこれまで9級制だったものが塩竈においては7級制というようなことになってございます。

それで、この9級が7級になったわけでございますが、このところにつきましては1級と2級が新1級です。3級については新2級、旧4級と5級については新3級、あと以下4、5、6、7というような形になってございます。以上です。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 ちょっと戻ります。111ページ、浅海漁業振興費ですけれども、ここの漁業後継者育成資金利子補給金、これは個人に出すものなんでしょうかね。そして、後継者育成というのはできているのかどうなのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 漁業後継者育成利子補給金についてご説明申し上げます。

これは漁業後継者の育成を図るために、塩竈市内の漁業協同組合の組合員に対して漁業後継者育成のために行う融資事業です。主な事業としましては、例えば漁船の建造ですとか、漁船の改造、そういった部分に対して行っているその融資事業、これの利子を補給する事業でございます。

それで、個人かどうかというような部分なんですけれども、基本的には組合員個人、あと場合によっては組合の協同者、グループを含むというような形での利子補給もしてございます。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 後継者がこう育っていただければ本当にいいんですけれども、なかなかそういう点でも難しいのではないかなというふうに思います。そういう点で、こうもうやめていっていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思うんですけれども、こういう点では未納とかそういうものはないんでしょうかね。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 仕組みとしましては、銀行、金融機関を通じての資金の貸し付け、あるいは資金の返済というような形になりますので、そちらの方に我々市として利子補給をしているというような形で、計画どおりの返済に対して計画どおりの利子補給を行っておるといような状況であります。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 それから、121ページ、その13節の委託料なんですけれども、構造計算適合性判定業務委託料のところなんですけれども、これは一般の住宅の方に、住宅の方に対するその業者さんがやった仕事に対する判定をする中身なんだというふうに思いますけれども、この中身というのは姉齒さんのようなああいうことに対する何と言うんですか、監督みたいなそういうようなことなんでしょうか。どうなんでしょうか。

伊藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 お答えします。

この構造計算適合性判定業務に関しては、今回初めてできた制度でございます。前回の産業建設常任委員協議会の方の資料にも出させていただきましたけれども、中規模程度以上の建築物に対して、知事が指定した構造計算の専門の場所に対してその建築確認で出てきた内容についてさらにチェックするという機関に対してのそこに委託する部分に対してのこの委託料になってございます。ですから、ダブルチェックするための今回の制度だというふうにお考えいただければと思います。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 ありがとうございます。

では、最後の一つですけれども、同じページの住居表示、これについてお尋ねします。

ことしはどこをする計画なのか、まだ地域的には残っているところもたくさんあると思うんですけれども、そういう点で今後の計画も含めてちょっと教えていただきたいと思います。

伊藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 この住居表示の委託料なんですけれども、この住居表示の委託は、例えば住居表示を実際につけていく場合に、地図のようなもの、住居がついている地図のようなものが市内全域に対してあるわけなんですけれども、それを更新していくことの委託でございます。毎年一括更新できませんので、地域割りしながら毎年更新していっているというふうなも

のでございます。以上でございます。

伊藤委員長 東海林委員。

東海林委員 今更新していくと言われましたけれども、前はですね、今は何と言うんですか、地域的に地番をつける場合にきちっと区画されていて、それでまだうちを建てないうちから番地がついていくわけですけれども、昔のはうちを建ててから番号をつけていたのであちこちになっているという部分があるんですね。こういうものも更新していく考えはあるんですか。

伊藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 住居表示のつけ方なんですけれども、今も建物を建てる前に住所はつけません。建てている最中もしくはそれが大体建造、でき上がる近くの段階、建てた後、そのときに申請していただきまして、そのときに住所をつけるというのが段階的になっています。

そして、今多分おっしゃっているのは、先ほどの住居表示の地図なんですけれども、例えば一つの区域、15番という区域がございましたらば、その中をその地図の中にポイントがこう振ってあるんです。10メートルおきとかというポイントが振ってありまして、その建物の玄関の口がどの場所にあるかによって、そのポイントが例えば1、2、3というふうに分かれていまして、その玄関の口が3番のところであれば、例えば「15 - 3」というふうな住所がつくというような段階になっている、そういった地図を整備しているというところでございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 一般会計について質疑を私も行いたいというふうに思います。

176億7,300万円の一般会計予算になっておりますが、説明では選挙の年であり、政策予算ではなくて骨格予算だと。しかし、今後どれほどの政策予算が組めるのかはわかりませんが、176億7,310万円といえは一定の予算が組まれているのではないかとこのように思います。私18年度の予算書と19年度の予算書をいろいろ節・目やら、あるいは区分の関係、事業の内容について対比してみたわけですが、感想として非常に細かい部分ですけれども、民生、総務、教育、土木、もういろんなところが細かく削減されているなというふうにも実感しました。そういう点で、その市長がこれまで言った財政再建団体にならないように行革を進めながら、特にその枠配分方式とか、一律10%カットなど、こういう流れがこの19年度の予算にも組み込まれているのではないかと私は思うわけですが、その点についてあればお

伺いしたいと。

そして、特に私も改選時期でありますから、これまで4年間いろいろな角度で市民のさまざまな要求を取り上げてまいりましたが、今度の19年度の予算でも改めてそういう角度で考え方をお伺いしたいというふうに思っております。

まず、一つは、70ページ、71ページですが、この3款7項20節に当たります。70ページ、71ページであります。ここの20節に障害者の自動車等燃料費の助成費が組まれております。これは昨年度と比べて若干ふえておりますけれども、私は実は「去年の暮れにペースメーカーを入れたんだ」と、「障害1級だ」と、「市役所に行って運転するものだからこの自動車の燃料費の助成申請すればもらえると思って行ったけれども、実は予算がない」と。断られたと。「来年度もう一度申請してほしいというふうに言われた」というふうに私聞いたんです、その人にね。「いやあ、そうかなあ」ということで、もう一度その辺をお伺いに行ったわけですが、そうであるならばですよ、その人が言っていることがそうであるならば、この辺についてはどれぐらいの予算を計上しているのか、その点についてまず伺いたいなというふうに思います。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 障害者福祉タクシー利用助成と、あと自動車燃料費なんですけれども、障害者手帳1・2級の方と、あと在宅酸素療養者、3級の中でもそういった方たちに支給しております。一定の基準がありまして、お金がないから支給しないということはないと思います。それで、まずタクシーの方では、身障者1,190人……（「タクシーはいいの。その燃料」の声あり）燃料の方ですか。割合としまして、タクシー券を利用するか、燃料助成を使うか、どちらかを選択していただきます。そして、基本となる数は1,280人、対象者1,280人の中でそれに1,000円を掛けて12カ月ということで、その中で申請率が大体2割程度と考えております。そして、2割、そういった形で予算化しております。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 つまり、途中からでも当初のときにその申請しなくても、途中でそうなったときでもちゃんと予算として組んでそれは対応するというのでいいわけですね。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 それは当然のことでございます。お金がないからお断りした事例はないと思います。それから、もし足りなくなればそれぞれの議会の中で補正予算ということで

皆さんに審議いただくつもりであります。（「はい、わかりました」の声あり）

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 では、ぜひそういうふうに親切に対応していただきたいと思います。この点についてはわかりました。

同じページの3款8目9項についてお伺いします。ここに特に自立支援の関係でございますが、地域生活支援事業費2,589万6,000円組まれておりますが、この内容と同時に、次のページの藻塩の里にかかわる部分だというふうに私は理解しているんですが、73ページの36万円、建物質借料、この点について、特に国の方が今回自立支援の関係で一定の助成をすると。例えば、この藻塩の建てかえる部分についても民生協議会の資料をもう一度読み直してみましたが、こういった藻塩の里のようなところを改築、増改築、建てかえについても一定の金額を国は組んだというふうに思うんですが、こういうことは活用できないのかどうか、お伺いします。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 それでは、私の方から前段の地域生活支援事業2,589万6,000円の内訳ですけれども、説明の項目を見ていただきたいんですけれども、例えば19節の身体障害者自動車改造費助成金、それから20節の扶助費の中の身体障害者日常生活用具給付費1,200万円でございます。次のページの障害児日常生活用具給付費170万円、その下の移動支援給付、それから更生訓練費、日中一時支援、それから訪問入浴サービス、これらが地域生活支援事業として市町村が独自に行う事業ということで予算を計上しております。

なお、藻塩の里のことについては別にお答えしていただきたいと思います。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 藻塩の里の関係でのご質問ということで、私の方から答えさせていただきます。

まず、73ページの14節36万円につきましては、現在暫定施設としてお借りしている部分についての賃借料ということで計上させていただいております。それから、藻塩の里の施設整備の関係で臨時特例交付金の関係で地域活動支援センターに移行する場合の基盤整備事業費の補助ができてきたと、そういった関連でのお尋ねというふうに考えてございます。

委員ご指摘のとおり、何とか藻塩の里の整備について、この補助を適用できないかどうか、そういった手法について残念ながら新築についてはだめだというふうなお話もいただいておりますので、その部分で何とか増改築そういった部分でもとにかく施設整備に結びつけられ

ないかどうか、今現在いろいろ動いている状況でございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 何度聞いても関係者の方々はやはり恒久策を市としてやはり早く示してほしいということが非常に強くなっております。それで、ぜひこの点についてはその国の制度もそれぞれ変わりますけれども、ぜひ検討していただいて、一日も早く藻塩の方々の関係者が安心できるように進めていただきたいということをまず要望しておきます。

次に、乳幼児医療費の助成制度であります。75ページの5,631万4,000円。これは前年度と比べても1,300万円ほど予算が減額というか、縮小というふうにされております。市長に改めて伺いたいんですが、この乳幼児医療費に対する要望というのは強くあるというふうな認識をしているのかどうか、まずその認識についてお伺いします。

伊藤委員長 市長。

佐藤市長 塩竈市子育て支援ということで、今さまざまな取り組みをさせていただいております。合計特殊出生率等がどんどん低下の一途をたどると。そういう中で塩竈市としてできるだけという気持ちはございます。一方では、やはり国の助成といったようなものも期待しながら行政運営をしていかなければならないということでもあります。年々乳幼児が減っていく現状、我々も大変憂いておりますが、このことにつきましても後ほど5,631万4,000円の内訳については担当よりご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りいただきたいと思います。以上でございます。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 乳幼児医療についてお答えをいたします。

17年度は確かに6,900万円ほど予算計上しておりますけれども、実質今年度の推移を見ますと、やはり推計では5,600万円ほどの推移になるかということで18年度は見込んでございますので、その見込みを勘案いたしまして19年度は5,600万円ほどの計上をさせていただくという経緯でございます。以上でございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 そういう見込みはその根拠があるんだと思いますが、やはり少子化で子供さんの対象者が少なくなっているのかなというふうにも思うわけであります。そうであれば、私も言うておりますように、あと1,400万円あればね、前年度と同じくらいの金額があれば、もう1年外来部分について拡充できるよというふうにも思っておりますので、その点についてまた

一般質問でも別な角度から質問したいと思いますが、その辺で人数の関係があるのかどうか、その点だけお伺いしておきたいと思います。

市長は子育て支援、確かに就任から壱番館の下に子育て支援センターをつくったりして、随分熱心に子育てについてはやってくられたなというふうな感を私は持っております。ところが、残念ながら次のページずっと児童福祉関係、例えば81ページ、この児童館管理運営費や行動計画、ファミリーサポート、子育てセンター、病後児保育、こういうもろもろの予算はすべてとは言いませんけれどもやはり縮小になっているんですね。だから、その点ではやはり充実させたいというのであれば、一定のやはりそういった関係の予算をどこにこう重点を置いてやっていくのかという点では、そういった予算を充実させていくべきだなというふうに私は考えております。その点について伺いたいと思います。

伊藤委員長 市長。

佐藤市長 予算についてご説明をさせていただければ、あくまでもその利用者数に見合う予算を計上させていただきますが、利用者数との見込みが違ったものにつきましては、議員もよくご存じのとおり補正予算でありますとか、その他の方法によりまして改めてまた議会の方にお示しをさせていただくということでもあります。今当初予算だけで減らしたから中身が薄くなったのかというような短絡的な評価はぜひお改めをいただければと思っております。

ちなみに、平成18年度の目的別の歳出を集計をとっております。民生費につきましては54億6,800万円でございます平成18年度から、平成19年度は57億1,500万円ということで数字を伸ばさせていただいているところでありますので、こういったことが我々の取り組みの方針であるということをご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 ぜひ私も引き続き充実を求めていきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願したいというふうに思います。

76ページ、77ページに関して伺います。

保育所費であります。保育所、実は保育所の運営費についてですが、これまで昨年の予算を見ますと、公立保育所に対しての運営費が所得譲与税、要するに補助金から変わって所得譲与税で国から来ると。ところが、今回はまた変えられまして、この所得譲与税見てもこの部分には保育所の運営費はもう入っていないんだろというふうに思うんですが、私立はちゃんと補助金として来ています。ところが、公立保育所の部分についての国の運営費という

のはどこに盛り込まれているのか、まずお伺いしたいと思います。お願いいたします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 所得譲与税の関係ということで私からお答えさせていただきます。

公立保育所の国庫補助金につきましては、補助の関係につきましては、三位一体改革の中で税源移譲を図る項目として整理されて、それが国庫補助金から所得譲与税に移されていたわけでございます。それは税源、本格的な税源移譲までの暫定期間ということで、本格的な税源移譲と言いますのは所得税から住民税にもう税そのものを移してしまうということなんです、それについては一定の期間かかるということで、暫定期間ということでその間は所得譲与税で補助されていたわけでございます。それが18年度までということで、19年度からはそれが本格的な税源移譲ということで、所得譲与税から住民税の方に今度はもう税そのものが移っておりますので、そういうことで市町村の方には従来の以前の三位一体改革前の国庫補助金につきましては、地方側に住民税の形で形を変えて税源が移されたというふうなことでございます。そういった経過でございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 それはどのくらい来ていると見ていますか。財政課では。来るというか。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 具体的な税の金額というのがあるわけでございますけれども、それはその具体的な税の増加額というのは各自治体のその所得のその状況によりまして異なってくるわけでございます。ですから、その税源移譲の金額ですね、住民税の所得階層によりまして所得譲与税と比べて多くなる場所もあれば少なくなる場所もあるというようなことなんです、本市では4億2,000万円の所得譲与税、18年度だったんですが、それが住民税では5億円ぐらい来るんですが、そういった……（「それはわかるんです」の声あり）はい。申し上げたいのは、そういったことが各自治体ごとに多い少ないはあるんですけれども、交付税の方でその基準財政収入額ということでカウントされて、交付税の中でその調整されるわけですので、そういったことで地方全体、各自治体にとりましても調整されてその財源は確保されているということです。

それで、委員からお尋ねの件なんですけれども、要するに幾ら来るかということなんです、それは交付税の中に幾ら見られているかということになってくるわけなんです。そうしますと、交付税の中に従来のその国庫補助金相当額はやはりその算出基礎の中には確認し

ておりますけれども、国庫補助金相当額が市町村のその需要額として、今度は市町村が一般財源として出さなければならない金額だということで振り替えられておりまして、ですから、その後については交付税の需要額の方に相当額が算出されているのを確認してございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 この三位一体というのは本当に地方にとっても見えなくて、なかなか大変だというふうに、事業はさまざま事業はやらなければならないし、大変だなというふうに思うわけがあります。だから、交付金化すれば何かその方が自由に使えていいように見えますが、やはり非常に働いている人たちにとっても市の職員にとってもきちんとそれは見られているよということがこう見ると、やはり非常に何と言うんですか、働いていても働きがいがあるというふうに思うわけですが、それでその働きがいの関係で次に移りますけれども、この2節を見ますと、保育所の保育士さんの給料が載っています。1億8,439万円、これは前年度より3,355万円少なくなっております。一方、パートの分はことしは7,968万円で、逆にパートさんの賃金というんですか、これが504万円多くなっております。これ前もよく正規職員、パート職員の関係で問題にしたこともございますが、19年度の予算を見ますと、その傾向が一層強まっているのではないかと心配するんですが、この点について伺います。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 18年度の予算と19年度の予算で職員の給与が少なくなっているというのは、18年度予算にはまだ南部保育所一応継続するものとして考えていましたので、その分実際は使わなかったわけですが、その分ことしとは職員数が違ってきています。

また、パート職員と正規職員の割合ということなんですけれども、ほぼ1対1の割合、同数ぐらいでやっています。中でも基本的な普通の保育、それから一時保育、障害保育、そういったものについてはパート職員合計が20名で、正規職員は36名として換算しております。ただ、延長保育とか臨時的なそういったものについては、パートさんで補うというような形になっておりますので、全体的にパートさんの比率が大きくなってきているという状況にあります。クラス担任も必ず正規職員とパートと組むような形で必ず正規職員が当たるような形になっていきます。それから、パート職員としても、といっても必ず保育士の免許を持っている方を採用しておりますので、その点は十分注意しているつもりでございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 そうですよ。私もこの間地域歩きましたら、「実はうちの娘、今塩竈市さんの保

育所でお世話になっています。幼稚園の免許も持っていますし、保育士の免許も持っています。ところが、同じように正規職員と同じように8時間、子供さんの記録も、それから計画書を立てたり、すべてやっているんだけど、ボーナスはゼロです。だから、もう間もなく塩竈で働くのをやめて、別のところへいこうかと。娘のことを考えると非常にかわいそうだな」というふうに親御さんから言われました。私も子供4人いますからね。非常にそういうことを聞いて、やはり若い人たちが意欲を持って働いてここに住むということが市長の目指す「塩竈に住んでよかったと言われるまち」だろうと。

よく市長はほかのところへ雇用対策でお願いしに行っていると。大変市長はあちこちに行ってお願ひしていて本当にご苦労なことだと思いますが、みずからのところで本来必要な保育事業に対して、本来きちんと正規雇用で雇わなければならないところを半分に切り縮めてパートで雇っていると。市長さんはほかの事業所に行って「ぜひパート職員を採用してくれ」というふうに話に行っているのかなと。やはりみずから必要な保育行政に責任を持つのであれば、きちんとした雇用をやはり全部とは言いませんけれども、これを上向きに変えていくというふうなことで、地域全体がやはりそのことによって潤うという、こういうことがやはり私は今の市にとってうんと必要なことだと。民間が厳しいから市役所も厳しく。じゃあ、どこで希望が持てるかというふうに私は思うんですね。だから、やはりよく市長は「役所も企業だ」と言いますが、企業という考え方があるのであれば、みずからきちんとした採用をして雇用をふやす。そして、同時にまちに出て行って事業所にもぜひ積極的に雇用拡大に取り組んでいただきたいと。こうすればすんと1本の筋でつながると思うんですが、この点についての考えがあれば伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 今議員の方からご質問いただきました件についてご答弁を申し上げます。

全体として今職員の定数の見直しということに一生懸命取り組まさせていただいております。5年間で100名と、100名削減ということに対して、4年間でほぼ100名を達成できたというような状況にあるかと思っております。で、今保育という部分について議員の方からご質問いただきましたが、私どもはやはり全体をにらんだ中でこの塩竈市をどうするかということに真剣に取り組まなければならないと思っております。今現在750名前後の定数ではあります、標準財政規模が同規模の自治体と比べると、依然としてまだ九十数名職員数が多いというような現実であります。こういったものを真摯に我々受けとめまして、市民の方々に塩竈市と

してはこういった行政サービスを提供させていただくということを条件を明示させていただくべきだと思っております。それが市民満足度調査等であります。大変厳しいご意見もちょうだいいたしました。そういった部分につきましては、できるだけ速やかに是正をしながら、全体として今塩竈ができる行政サービスがこういった状況でありますということにつきまして、なお情報発信させていただきたいと思っております。

新卒高校生の方々の職、採用、社員としての採用等がまだ完全な状況には戻っていないということではあります。昨年の同時期に比べますとかなり大幅に改善をされてきつつあると。一昨年の11月には新規採用率が4割程度であったということではあります。昨年の11月にも議長にもご同行いただきまして、市内の企業のみならず、市外の企業もご訪問させていただきながら努力をさせていただいたところであります。おかげさまで雇用率がかなり大幅に改善されつつあるという状況も確認をさせていただいております。

それぞれの分野でまだまだ足りない部分はあるかと思っておりますが、全体的なものを思考しながら、例えばワークシェアでありますとか、先ほども申し上げました延長保育等にそういった方々をご活用させていただくというような努力につきましても、なお一層今後取り組んでまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 次に移る前に一言ですが、実はその保育所の中でパートと正規職員の割合が、その職員の方がだんだんこう狭まってくる中で、実は非常にその正規職員のその何ですか、神経というか、仕事量というか、全体に目配りする部分というのは、やはり非常に重くなっていくことだけは市長さんは多分認識していると思うんですが、非常に大変な状況になっております。それで、私ももう56歳ですからそのころに香津町保育所できたりしたなんか時代ですから、大体もう更年期に入ってくるんですね。体としては。

ですから、やはりきちんとしたその後継者をつくっていくという立場で、やはり今の職員が大変な思いをしていると同時に、やはり後継者をつくっていくということで、やはりいつまでもその減らせばいいという流れはやはり大変ではないかというふうに思っておりますので、その点についてはよく熟知して職員の方々の労もきちんと担っていただきたいというふうに思いますし、市内を歩きましても、「いや、職員が多い。減らせ、減らせ」という声も聞きます。しかし、こういうところで減らしたらどうなるんだと。病院で減らしたらどうなんだと言うと、「いや、必要なところにはちゃんと職員配置してほしいんだ」と、「そうい

うことをおれたち言っているんじゃないんだ」という声も聞かれますからね。やはりきちんとしたそういったことを考えて対応していただきたいということだけ申し上げておきます。

次に、資料を求めた関係なんですが、救急医療の問題であります。資料ですね、予算資料の15であります。その28ページ、29ページに、これも私もあと小野団長もですが、何回か取り上げてまいった件でありまして、すぐにどうということにはならないかと思いますが、皆さんと一緒に救急搬送がどういう状況になっているかと。平成17年度、18年度の対比でいきますと、二市三町で搬送が6,586人、搬送でいきますと340人全体としてふえていて、それで塩竈市は2,359人の搬送人員があったと。90人ふえているという状況ですね。次項の救急の状況を見ますと、急病というのが最も多くて4,364人になっている。これらのじゃ年齢別にどうかというと、次の29ページの上見ますと、搬送人員状況は同じですね。6,586人で、成人と老人が5,800人、5,900人近くいると。今度ようやく市長さんの努力もあって、休日、土曜日ですね。夕方5時から準夜間帯の受け入れをします。二次病院としては宮城野病院でしたっけ、で診てもらう体制もできたので、それがやれるようになったというご報告もあったわけですが、新生児、乳幼児、少年を含めても698人であります。だから、やはり5,000人から6,000人の方々のこの夜間救急をどうするかということが問題になっているわけですが、いろいろ二市三町でも協議されたというふうに思いますが、アンケートとったところまでは私たちは伺っているわけですが、その後どのような状況になっているのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 その前に、最後にご質問いただきました職員の定数につきましては、職員定数適正化計画に基づいて計画的に実施をさせていただいているところであります。今議員の方から例えば市立病院というお話をいただきました。今回も条例を提出させていただいておりますが、その際担当の方からご説明させていただきましたように、市立病院につきましては199床が適正に運営できるような看護師の定数ということでご説明をさせていただいているわけでありまして、何も計画がなく、ただ一方的に首を切るということではありません。そういった計画をお示ししながら進めさせていただいているということについては、ぜひ議員にもご理解いただきたいと思えます。

また、夜間救急の問題についてご質問いただきました。今日まで管内、塩釜医療圏内の6病院輪番制で対応いたしてまいりました。しかしながら、6病院も医師の定数がなかなか確

保できないという大変厳しい状況にあります。一部の病院では医師が過重労働であるということで、労働基準局等からも改善命令が出されている大変厳しい状況にあります。こういった状況を我々行政、看過できないのではないかとということで、地元の医師会の皆様方をお願いをさせていただきました。内科、小児科両方ということでお話をさせていただいておりますし、今現在もそういったお願いをさせていただいておりますが、ことしの4月から医師会の特段のご協力によりまして、まずは小児科を土曜日の準夜帯、7時から10時になりますが、まずはスタートをいたすというところにこぎつけたわけでありまして。今後ともぜひ内科部門でありますとか、さらなる小児科部門の充実強化ということにつきましては、引き続き医師会の皆様方と話し合いをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 病院やお医者さんを取り巻く状況は非常に大変になってきておるようでありますし、そして最近はやはり医師確保でもそうであります、大学との関係とか、いろいろやはりお願いするのでもいろいろ大変なようでありますが、市長さんまごらんになっていたかと思うんですが、登米市で5年、6年のこう先を見越して、研修医には月20万円、医学生に対しては月30万円の奨学金制度を貸し付けて、そして将来そこで磨きながら勉強しながら将来はこの町でお医者さんになってもらおうと。そういうようなことをやり始めたようであります。やはり長いスパンでこの地域でやはり市民の命を守るそのお医者さんをやはりつくる点も含めながら、救急医療にもやはりこう充実させていくという点でそういった考えをぜひ今すぐとは言いませんけれども、ぜひ考えていくべきではないかと思っておりますので、その点があればお願いしたいと。

また、時間がなくなってまいりましたので、もう一つ別な問題ですが、110ページから111ページの漁業経営構造改善事業補助金9,300万円、これは私一般質問でも取り上げていきたいと思っておりますが、この、ただ国の分だけではないかと思うんですが、県の分があるとすればどの辺にあるのか、その辺だけをお伺いしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 漁業経営構造改善事業費補助金9,300万円の内容についてご説明します。

これにつきましては、桂島漁港整備に絡みまして、地元の漁業協同組合がカキ処理場とノリの陸上採苗施設、この2施設を一応生産する……（「県の部分はどこにあるの」の声あり）

それで、この2施設の全体事業費1億8,600万円になりますが、この部分の50%、9,300万円、これが国の補助として今回入るものでございます。

伊藤委員長 暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

田中副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

福島委員。

福島委員 それでは、予算説明書の9を中心にお尋ねをいたします。

まず、4ページ、5ページの関係で、市税の関係です。ここで記載をされております個人、法人、固定資産、それから軽自動車税、都市計画税等々の滞納繰越分、各項目ごとにこの中身を説明いただきたいんです。

田中副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 この滞納繰越分を算定するに当たりまして、平成18年度の滞納繰越分とほぼ同額の調定額で見てございます。さらに、収納率につきましては全体で15%ほどの収納率で見てございます。以上です。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 若干数字的に景気の回復も含んだ部分でそれぞれ算出をなさっているのかなと、こんなふうに見ておりました。それぞれ収納の担当に当たっている方、それから担当の税務課の皆さん、大変例年ですが日・祭日お客さんに合わせての集金業務等々、大変ご苦労さまでございます。ぜひ余りたまらないうちにぜひその辺の収納をしていただく形で努力をしていただければ幸いなと、こんなふうに思います。

それでは次に、35ページの退職手当の関係でお尋ねをいたしますが、5億1,401万2,000円、これは長いことお勤めになられた方の退職手当だということ、この分では何人分に計算されておられるのか。

田中副委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 こちらの退職手当につきましては、退職手当組合への負担金分を計上してございます。

それで、この内訳なんですけれども、年度の通常分の負担金につきましては、一般職員分につきましては職員の給与掛ける1,000分の190、特別職については1,000分の315を計算してございます。また、平成17年3月から退職手当組合に加入しておりますが、そのときの組合員への加入に当たって加入者負担金及び支払準備金というものが5年分割で納入することになってございます。その加入者負担金支払準備金、あと先ほど申しました年度負担金、それに事務費負担金というものを合わせたのがこの5億1,401万2,000円ということで、この委員が今ご質問なさっているような直接何人分という形での退職手当ではなくて、退職手当組合への負担金ということでご理解いただければと思います。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 それで、当初計画をしたこの適正な職員数の部分でいきますと、順調にあるいは順調以上に数字的にはいい形で出ているのかなと、こんなふうに思っております。そうした場合にあって、この3月期末いっぱいでおやめになる方々、そしてあと19年度で公職を終えられる方々、そういう方々の部分もある程度数字的にはこの予算の中で計上できているのかなと。とすれば、この欄はどの辺に目を向けていけば正確な数字と、それから大体のおおよその金額が出てくるのか、お知らせいただきたい。

田中副委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 これまでの実際の退職者数と退職手当組合への負担金とでどのくらいの差があるのか、退職手当組合への負担額と給付額、それがどういったバランスになっているのかというふうなご質問かと思えますけれども、大体実際にお支払いする額と退職手当組合への負担金、そういったものについては今のところ均衡を保っているというような内容でございます。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございます。

それでは、次に、各款の中で見られる電算業務委託料、この関係でトータルをすると幾らに計算されておりましたか、お尋ねいたします。

田中副委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 済みません、少々お待ちください。

電算業務委託のトータルでございますが、現在一般会計、特別会計、ちょっと企業会計は除かせていただきますが、それ含めまして電算業務委託につきましては1億2,220万3,000円

という数字が出ております。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございます。

それで、これはそれぞれの部署で違ったシステム等々の関連もあって、関連する部分で同じ業者でお手伝いをいただいてずっとこう流れがきているかと思うんですが、これを一部例えば変える、あるいは他業者とのこの変更を求めるようなことが可能なかどうか。一般的な民間の企業であれば、専門のパンチャーを置いて資料を送ってやってそこで入力をして蓄えていくと、こういうようなことなどもやっておるんですが、役所の場合は恐らくふくそうしているからそれは無理かなとこう思いながらも、各部署のそれぞれの電算委託業務の部分が数字的に結構いい数字かなと、こんなふうに見てしまうんですが、その辺の理解の仕方がもし間違っていたら教えていただきたいとこう思います。

田中副委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 電算業務についてのお問い合わせでございます。現在行政事務が大分複雑多様化している、それから事務処理量もかなり膨大になっているという中で、電算システムは行政処理に欠かせないものということになってございます。そういった意味で多額の経費ということにはなってはいるわけなんです、全体的には昨日も説明させていただきましたが、住民情報系、財務会計、それから内部情報系の大きな柱の三つになってございます。それぞれの業務の部分を分割して発注等が可能かどうかというふうに受けとめてよろしいでしょうか。そういったことにつきましては、こちらの電算システムにつきましては、システムの開発につきましてそれぞれの業者のいわゆる何というんでしょうか、権利というんでしょうか、そういったものがございまして、そういったものに一部の部分だけ他の業者が入るということは不可能ではないかというふうに考えてございます。

先ほど委員さんの方から例えばデータの入力とシステムの運用の部分をとのお話がございましたが、基本的には住民情報系の部分につきましては機械の操作、いわゆる情報の入力につきましては市の職員が直接市民とやりとりをしながら秘密の保持もあるということでこちらの方で入力をしているという状況にあるということです。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございました。

それでは、続きまして、65ページの緊急通報システム事業、これは現在何名の方々が装着なり、あるいは保有をさせていただいておられるのかをお尋ねいたします。

田中副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 緊急通報システムの利用者でございますけれども、現在約72名、72名くらいだと思っております。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 実はきょうは私にとっていい、3月1日って本当にいいあんばいにきょう質問させていただく部分が出たんです。実はこの緊急通報システム、このスタートは私が昭和62年の9月17日の一般質問で高齢者対策について取り上げてきたところなんです。そして、当時のこの厚生省ね、これの2分の1の補助を受けて素早く塩竈は手を挙げるべきだと、こんなふうにして提言をしながら、高齢者対策ですよ。これについてやってきたところなんです。そして、さらに昭和63年の3月1日、ここの一般質問でもこの緊急通報システム、これは独居老人についてどうですかと、ペンダント方式の発信器を備えて、おひとり暮らしの老人の方々、あるいは病弱な方々に早急にと、こんなことで当局の方々と、あるいは当時の菅原 廣さん、市民生活部長でありました。等々に迫りながら、その翌年に初めて5台塩竈で導入をさせていただいたと、そういうことで順次それぞれ装着をしてもらってきているんですが、思ったより72名だけでは少なく、それだけ健康で安心だなと、こういうことで理解をしていきたいと、こんなふうにして3月1日、記念すべき日かなとこんなふうに分で勝手に満足をしているところがございます。

続きまして、73ページのところに飛んでいきます。

ここの旧法の法律のこの施設の支援、これで3億1,626万円の関係が載っておるんですが、これはどことこの分で計上されているのか、お聞かせください。

田中副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 自立支援費の中の旧法施設支援ということですよ。（「はい」の声あり）済みません。これは自立支援法に前の支援費制度と自立支援法制度が改正になって、新法に移行する前の移行しない施設について支援するような形になっています。知的障害者について38名分、それから身体障害者、そちらについては療護13名、更生2人、授産4名、特定8名というような内容なんでございますが、ちょっと施設の数はいくらありまして、今のところちょっとまだ調べていませんでしたのでわかり次第お知らせしたいと思いま

す。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 次に、95ページと97ページに関連をさせていただきまして、ここで表示されております廃棄物減量化推進事業費 1億5,378万円と、そしてリサイクル推進費の1億3,693万9,000円、そして97ページにあります廃棄物適正処理推進費の1億7,527万2,000円、この関連と具体的にこれがこの部分はこうなんだよと、そしてこの部分はこんな形での費用なんだよということをお知らせいただきたいんです。

田中副委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 それではお答えいたします。

最初に、廃棄物減量化推進事業費という1億5,378万円というのがあります。これはし尿処理の広域化事業であります塩釜地区環境組合への負担金です。これは下の方に19節に負担金補助金があります。1億5,357万4,000円、これは金額がかなり大きいんですけれども、環境センターの管理費負担金、これが4,024万円。それから、投資的経費、つまり建設するときに起債を借りた償還金が2,027万6,000円で、この市の負担が6,051万6,000円があります。それに塩竈市が一括して交付税の算入を環境組合に支払っておりますのが9,305万8,000円ですので、合わせまして1億5,357万4,000円になります。

その下の塵芥処理費であります廃棄物適正処理推進費6,929万7,000円は、その隣にあります報償費、各種事業協力謝金とありますけれども、これは浦戸地区のごみ収集と岸壁集積所の維持管理についての224万5,000円と、次のページ、97ページの方に移りますけれども、13節の委託料があります。その部分の中で生活ごみの収集運搬業務委託料、その上にあります先ほどお話ししたのとはまた違う浦戸地区から出たごみの収集の運搬業務の527万6,000円合わせまして、そういった金額で先ほどの6,929万7,000円があります。

それから、下の方の廃棄物適正処理推進事業の1億7,527万6,000円は、これは清掃施設費でありまして、実際には委託料の清掃工場の清掃業務委託料とか、施設管理業務の1,500万円とか、そういった数字が入っております。そういった部分を含めて三つに分けられたような内容になっております。以上です。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 なかなかもっと細かくこう説明を受ければまたよけい理解できると思うんですが、また次長のところにお邪魔して勉強させていただきます。

続きまして、99ページの関係で、175万4,000円、小動物の焼却業務委託料、これはどのような形で区分されて、次長のおられる1階の車庫のところに動物、亡くなったものを預かったりいろいろしておるようなんですが、別なところにこれは委託なさっているんですか。

田中副委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 この小動物焼却業務委託料の175万4,000円につきましては、犬とか猫が亡くなった場合、家庭から死亡した猫とかを持ってくる場合は2,500円で焼却いたしますし、あと道路に交通事故か何かで亡くなっている猫を通報ありますと、そういった部分につきましてはそれを回収して焼却する業務があります。その清掃工場のわきに小動物の焼却の施設がありまして、そこで焼却の委託管理業務をしている部分と、先ほどお話ししました道路の路上で亡くなった犬猫を回収して焼却する、合わせた部分の委託料でございます。以上です。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 綿次長の方で処分して葬っていただく部分と、それから、袖野田の斎場の方に行ってお世話になる部分と、それぞれの利用者というか、そういう方もいらっしゃるんですが、そうした場合の向こうとの金額の差はどのくらい違うんですか。

田中副委員長 綿環境課長。

綿市民生活部次長兼環境課長 市の小動物の焼却の料金は1匹、体重に関係なく2,500円です。それから、ペット斎場で焼却しているのはいろいろ埋葬とか何かもありますけれども、やはり犬も大きかったり小さかったりするんで、大体その体重に合わせた3段階とか4段階の料金がありまして、通常平均8,500円とお聞きしております。8,500円ですね。以上です。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 袖野田の斎場の方で一番端っこの釜なんかはお使いにならなかったですか。

田中副委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 斎場の方の釜につきましては「胞衣」といいまして、動物ではなくすべて人間に関係する焼却だけでございます。以上です。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 人間だけと。いや、動物という形でとらまえておったものだから、そのような方法もあるのかなと。そして、先ほどおっしゃった環境組合に入っていくわきに、あそこにつくったやつの方にはちょっと触れなかったんです、私。そんなことでよろしくお願ひしたいと

思います。

次、107ページの方に入らせていただきます。

107ページのこの報酬の中で、農業委員会の部分があります。これ年何回ぐらいの開催なのか、あわせて本市にあつて農地と課せられる面積がどの程度であつて、合わせてこの農地が転用、農地転用ね。これにかかわる部分でどのぐらいの面積を市として押さえておられるか。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 まず、農業委員会の開催程度なんですけれども、定例的な部分については月に1回ずつ開催しております。

また、耕地面積の把握なんですけれども、本市の耕地面積として76ヘクタールを数えております。それで、そのうち耕地利用率としまして約6割ほどというような形で考えております。それで、あとは届け出制度になっておりますけれども、基本的に農業委員会の方にご報告をいただいて農地の転用が可能となっているというような形になってございます。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 今説明いただきました。それで、実際に宅地化したりいろいろするのに農業委員会のお世話になるわけなんです、月1回ずつですと大体月に何件ぐらいのそのような申請が上がってきて、農業委員会を開催しなければならないのか、その辺の動きちょっと教えてください。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 農地面積、対象面積は狭いんですけれども、そういった届け出件数は少なくとも月1件程度はございます。多いときは3件ないしその4件というようなときもございます。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 ありがとうございます。

次、131ページの関係で、土木費の中でこれは公園費、それで公園街路の維持管理費で載っております。それで、できるだけこの塩竈・松島、いい観光ルートにもなっておりますし、お通りになる方にちょっと目ざわりではないかなと、こんなふうにして気にしているところが北浜公園のフェンスなんです、あの辺の部分、ことし交換をするか、あるいはちょっと塗装は無理だと思うんですよ。下の方さびているからね。この辺の部分が入っているのかどうか。

田中副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えさせていただきます。

ただいま北浜公園のフェンスが非常に見苦しいというご指摘をいただきました。私どもも現況は確認をさせていただいておりますが、なお詳細に現地を確認の上、できるだけ美観に配慮したような対応を今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 土木課長、よろしく申し上げます。フェンスは白いんです。一応塗料はね。下の方向何かさびがきて別な色になってきていますので、ぜひお願いをしたいと思います。

次は137ページで、ここの消防団員の退職報償金306万円載っておりますが、これは何名ぐらいの方の分での計上されておったのか。

田中副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 これは退職報償金の支給に関する条例に従い支給するものでありまして、階級や勤務年数によって異なってまいります。30年以上務めたという場合、約60万円になりますので、5名分の予算を計上しております。以上であります。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 それで、予定されている塩竈市の消防団員としては決して多い方でなくて、いろいろ国の方からの指導などもあるのではないかなと、こんなふうに見ておるんです。それで、大変年齢的に召されている方が多く見受けられるのかなと。平均年齢でどのくらいになっておられるのか。あわせて、新たにできました女性消防団、この方々の団員数をあわせてお願いしたいと思います。

田中副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 お答えいたします。

塩竈市塩竈消防団の場合、平均年齢は47.3歳であります。現団員数は112名であります。それから、浦戸消防団、現在団員数73名ありますが、平均年齢は49.4歳であります。なお、女性消防団員につきましては18名であります。以上です。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 それで、従来いろいろ活躍されて、大変防火の普及なりに貢献されておった婦人防火クラブ連合会ですか、あの方々の構成組織と、今度新たに女性消防団ということでスター

トされた方々との何と申しますか、整合性というか、あるいはそちらにこれから移ってしま
って婦人防火クラブの連合会というのがなくなってしまうのか、その辺どんな動きに変わっ
ていくのか、お尋ねいたします。

田中副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 女性消防団の場合はあくまでも消防団ということで位置づけしておりま
す。これは本部の救護ということで位置づけしております、そういったような資格、研修
もいたしております。

それから、婦人防火クラブですが、これは今27クラブ、約5,000名の方々がおります。この
組織はなくしてはならないと。茶の間から防火、それから救護、それから自主防災組織でも
非常な大事な役割も担っておりますので、私どもといたしましては女性消防団は女性消防団、
消防団員の中での活躍、婦人防火クラブについては地域全体の中で私どもと一緒にあってそ
の組織を盛り上げていきたいと思っております。以上であります。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 大変今までも努力していただいたし、またこれからも活躍もしていただくと。そし
て、佐々木課長の下で頑張っていただくと、こういうことですので。ただ、婦人防火クラブ
の連合会の方のメンバーがそちらに移って、前のその構成人員なりそのスタイルが何かちょ
っと薄く見えてしまう、私だけでしょうか。そんなふうにも見受けられるんですが、その辺
は兼務のような形もあり得るんですか。その辺はどんな、運用の仕方。

田中副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 今婦人防火クラブの会員の中で9名おりますが、これは兼務という形で
やっております。以上であります。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 兼務の場合ですと、ちょっと兼務されていない方々との若干の矛盾はそこに出ては
きやしないかなという気もするんですが、別にそこは余りにしなくてもよろしいですか。

田中副委員長 佐々木防災安全課長。

佐々木防災安全課長 気にしなくても結構だと思います。

田中副委員長 福島委員。

福島委員 今までで一番いいはっきりした答弁だったなと思います。

それで、大変お手数をおかけしました 15の資料を求めた関係で、そちらに移らせていた

だきたいとこう思います。

15の37ページ、公共施設におけるガス湯沸かし器及び石油ストーブの保有台数を調べていただきました。大変今までそれぞれ国の方の指導が思うようにいかなかったのか、あるいは一部その業界にゆだねてしまっておった関係か、大変残念な形でこの中毒死あるいは事故等々が多発してしまったと思います。

それで、先日提出をしていただきましたこの数字を見てそれぞれ年式も詳細に出していただきました。その中でやはり古い方の部分については今回の日本ガス石油機器工業会が発表した数字の要注意の部分も何台かここに見受けられます。既に新聞報道等も出ておりますが、ここ約20年間の中でこの中毒死、これが199名に上っており。火災など、これはそれぞれのメーカーの27社の中で1,476件も発生をしておると、こういう状況下にあります。それで、先日それぞれの関係者が謝罪会見などもしてはりましたが、こうした部分、大変それぞれの部分で3ページにわたるところまで調べていただきました。感謝を申し上げながら、なお早めにこういう古い部分については交換をしていただくなり、何らかの方法をとっていただきたいなど、こんなふうにしておるところでございます。

特に私が今回求めたかったのは、それぞれの古いところまだここに出てこない部分が公共施設の中にあります。そうした部分と、それから、市営住宅で先日助役の方からこういう部分についてはまだ調べていないぞということで報告をいただきましたが、市営住宅の関係で、確かに役所の方のこちらの建設課の方で見て備えつけ、あるいは個人で備えつけている部分等々があるようですが、たまたま風通しのいいようにと、こういうことで開放しておった結果、瞬間湯沸かし器の種火が消えていた。そこにわずかのそのガスがそのまま流れておったと。そこに集金にお邪魔した人が「ちょっとにおいするんでねえすか」と、そういうことで大事に至らず、そういうことで未然に防げた一例などもありますので、ぜひそんなところも含めてご指導方をお願いをしていきたいなど、こんなふうに思います。

それぞれここまで調べていただいたんですが、このほかの部分でまだ数字に上がってこない部分が、それが私としては一番心配な部分なんです。そして、それぞれの関係の方々については、マスコミを通じながらいろいろやっております。テレビ報道、あるいは新聞紙上でおわびの広告等々も出してあります。幸いにして塩竈にあっては塩釜ガスさんが何回か各家庭全部にチラシなどを入れられて、こういうことで「まず換気を注意しなさいよ」と、そして「それぞれの不具合なところは気づいたら早く知らせてほしいよ」と、こういうことでよ

そのどのメーカーに限らずこういうことでお知らせいただくことに一つの安心を覚えておるところでございます。市当局として今後残りの部分のこの調査、把握等々を含めて今後どのように対処なさるおつもりか、お尋ねをいたします。

田中副委員長 加藤助役。

加藤助役 先日まだ調査していなくて提出できないというようなお断りをさせていただきながら、今回資料をまとめさせていただきました。なお、今ご指摘いただいている部分につきまして、公共施設、まずはそういった今入居されている、例えば市営住宅でありますとか、そういう方のご了解をいただきながら、早急にそういった調査を実施し、今いろいろ社会問題になっておりますような事故につながらない前段の中で対処できるような対応をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

田中副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 先ほどご質問のありました73ページの旧法支援の部分なんですが、施設数がわかりました。17施設になります。例えば、船形コロニーとか、それから塩竈市にある杏友園とか、あすなろ、さくら学園、そういったものが、あと県内で合わせて17施設ということです。以上でございます。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それでは、私の方からも19年度の予算について質疑を行います。

そこで、せっかく資料をまとめていただきました。資料 で言いますと15番の36ページのところが税源移譲に伴う税制改正による税額変更についてということで触れられております。給与所得者、夫婦2人のモデルケースにおける税の試算、こういうこと。もう一つは年金受給者の夫婦2人のモデルケースによる税の試算額と、こういうことで触れられておるわけですね。

それで、詰まるところ、この点で今回こういう増税の中身が触れられているんですが、いろいろその国の方ではきのうあたりかな、広報、それぞれ市の広報と一緒にあわせて配っている「所得税と住民税が変わるゾウ」というこういうチラシが配られております。

そこでお尋ねをしたいのは、そのいろんな議論はあるかと思うんですが、これはやはり詰まるところ増税だというふうにとらえてよろしいのかどうか、その辺について、この表に沿いながらひとつ確認をしたいと思います。

田中副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 この資料をごらんになっていただいて、右端の増減の欄ごらんになっていただければほとんどがプラス、ほとんどといたしますか、この所得階層では全部プラスになってございます。これは定率減税廃止に伴う分でございます。例の所得税と住民税の配分の違いについてのプラスマイナスはございません。それは「所得税と住民税が変わるゾウ」というあのパンフレット、これは国が入れたわけではなくて、うち、我々税務課が入手しまして入れさせていただいております。これに書かれておりますように、所得税と住民税足した部分は増減はございません。ただ、この欄にありますように、個人の方の場合にプラスの部分が出てまいります。これは定率減税廃止に伴うものでございます。定率減税は平成11年から実施されておりまして、本来であれば納める部分について一定程度の金額を減税してきたという経過がございますので、増税というよりももとに戻した、正しい姿に戻した。正しい負担増に伴うと、そういう内容になるかと考えてございます。以上です。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そうしますと、この国の方のパンフレットの説明等も含めて見ると、所得税の段階4段階から6段階にする。これは実施は1月からですから、例えばここで言うと300万円、400万円、400万円クラスで見ると月々の負担額といたしますか、その所得税の19年度分は二千何がしと。問題はその住民税、だからそのそういう点では所得者の分で三角ですね。1万9,600円というふうになっていますから、何かしら減るような感じが見受けられるというふうにごう思いがちなんだけれども、実質は6月からその住民税、つまり市税が割賦が届いて、例えばこの方の400万円のクラスで言うと、前年が18年が4万1,900円が今度は6万9,500円、こういう形でのいわば割賦が来て、初めてそこで増税感といたしますか、負担増を味わうということによろしいのかどうか。

田中副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 確かに我々税務担当としても危惧しているところなんでございますが、給与所得者の場合は1月から12月までの給料で年間の減額分が12分の1された形で減額になります。それから、年金受給者の方は2月分の年金受給額から源泉所得税が幾らかは減額になっているはずでございます。しかし、それは12月までなって初めて実感できる形になってございます。

ところが、市・県民税の場合はもう6月段階で1年間の税額がどっといきますので、どうしても負担増になったという気分といたしますか、気持ちをぬぐうことできないのかなと考え

てまして、3月号の広報に改正のチラシも配らせていただいていますし、現在受け付けております申告会場でもこのような状況であるということは説明させていただいております。また、私もいろんな会合の場に出た場合には独自のパンフレットづくりまして、所得段階の方、この方はこうなりますよということはお話しさせていただきます。さらに、広報に折り込まれたパンフレットのいいところは、一番裏面で前年の税と比べてことしどうなるのかということを試算できるページがございますので、そこを利用していただいて今のうちからどうなるかというのを考えていただければと考えてございます。以上です。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 つまるところ、6月の段階で初めてその増税感を味わうというのが恐らく多くの市民の方々のこれから待ち受ける姿だろうと思うんですね。これ札幌の方でつくった表らしいんですが、非常にわかりやすいですね。つまり、今言ったように所得税で減った分、しかし、6月になるとどっとう住民税の負担がこう押し寄せると。こういう形になります。ですから、私たちは改めてこういうその昨年の6月議会の時点でこういう増税になってしまうんだよという警告を発しながら、その関連する条例については反対したいきさつでございます。

そこで、そういうことで増税の問題での立場と、もう一つ仙台市の方での紹介の中で、5年間さかのぼってその還付請求ができるということで行うことができるということで、仙台市議会の方でうちの党の議員団も触れて積極的にこれは広報でお知らせしようというような方向での回答になっているようなんですが、いろんなその現場での説明なりあるかとも思いますが、こういう増税の関係で還付請求がさかのぼって5年間できる。そこら辺のお知らせをぜひその広報等でもう一度周知徹底を図りながら、少しでも救済できるような処置を市民の皆さんに周知徹底していただければと思うんですが、その辺の対応はいかなものでしょうか。

田中副委員長 福田税務課長。

福田税務課長 確かに委員おっしゃるように、申告内容が間違っていた場合とかは5年間還付請求することができます。ただ、それだけを広報の特集みたいな形でページつくるのはいかなものかと考えてございます。ただ、現実的にそういう制度はありますので、何らかの機会に一番効果的に市民の皆さんが理解できるような形での掲載については検討させていただければと思います。以上です。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

続いて、資料の関係で資料 の先ほど言った15番のところの23ページのところについて確認をさせていただきます。

そこで改めてその市の財源対策ということで新行財政計画に基づく事業のスクラップアンドビルドの実施概要というのが触れられております。これを見ますと、17年度の財源対策の取り組みとして17年、そして18年、これを合わせますと約17億8,000万円ほどの財源ベースをつくり出したと、財源対策なんだと、こういうふうに触れられております。下段はさらにそれを詳細に主な取り組みとして紹介をしておるわけではありますが、そこでちょっとこのまず最初のスクラップの部分で確認をしたいと思います。

一つは17億の財源対策ということのくりになっておりますが、その中で私がやはり一番大きいと思うのは、職員の適正化の部分で相当数、相当金額の部分がいわば減額になっているのではないのかというふうに判断するところであります。と言いますのは、例えばその下段に新行財政計画に基づく主要な取り組みの中で、勤勉手当ですね、独自削減と。これはここで言うと2億5,000万円ぐらいでしょうか。そうしますと、職員731名で割ると1人当たり34万円の削減という額になるかと思うんです。あくまでもこれは平均でございますのでいろんな差はあるかと思うんですが、問題はこういうたしか昨年の18年の当初予算の条例の中で組み込んで、18、19年のいわば削減分として充てたと、こういうことになっております。

だから、その全体の中で大変大きな比重を私は占めているんだろうというふうに思うところ、同時に、もう一つわからないのは、職員の適正化という段になりますと、先ほど市長、どなたかの質問にもこの4年、5年で100人減らしていったと、こういう回答がございました。そうしますと、この当初予算の平均給与額を見ると約1人当たり39万円ですので、100人掛ける39万円掛けるの12カ月ということになるのかな。そういうことだと、単純なその勘定で見ると、約4億円ぐらいの实质はその金額になるのではないのかと。単純な計算で見ますとね、100人掛けるの39万円を月々39万円ですから、そうすると、そのわきのところはところが100人、17年度空欄です。一方で18年度は事業効果として効果額が3,600万円ということで触れられている。この辺のよく考え方がわかりませんので、当局のいわばこの最初の前段の職員の独自削減の分について、どういうふうに判断をされ、いわば説明責任というか、職員に対するそこら辺はどういうふうに認識されておるのか、お聞きしたいと思います。

田中副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 伊勢委員にお答えいたします。

職員の給与独自削減ということで18年度、19年度の2カ年間実施させていただいたわけですが、18年度の予算編成におきましても7億を超す歳入欠陥が生じたということで、なかなか予算決めできないと。本来であれば、入りを量りて出づるを制すということですが、なかなか入りの部分が不透明な部分があると。そうすると、おのずとやはり事務事業の見直し、特に経費・職員の削減、あるいはまた、不要不急である政策経費の圧縮、そうする中においてもなおまた収支は整わない部分もあるということで、一昨年11月、年も迫ったころですが、職員組合にもう窮余の策としての独自削減を提案させていただいたということでございます。

それにつきましては当然市長を含め我々といたしましても、本来切り込んではいけない部分であるけれども、やはり市民の福祉サービスの低下を来してはいけない。また、あるいは教育環境、あるいはまちづくり等々でやはりスピードダウンをできないというふうな思いから、やはりまずは職員みずから我が身を削る、そういう姿勢でもってこの行財政改革に臨んだというのが基本でございまして、最終的には職員組合から基本的には了解を得たということでございます。

その結果、18年度の最終補正でご提案させていただきました、いわゆる退職手当債3億7,000万円も、定員適正化計画の実行と合わせて一定程度の国で示す基準に達したということで3億7,000万円の退職手当債が認められたということでございます。結果的にはそれが市立病院の不良債務の圧縮ということで、やはり市民の健康を守る公立病院としての市立病院存続のための肥やしという形で活用できた。それもやはり今言った職員の独自削減の一つの一定の成果ではないかなというふうに我々は見えております。

ことしも予算編成にあつて4億円の歳入欠陥があつたわけでございますけれども、職員のいろんな創意工夫、または協力等によりましてこういった形で19年度の予算を提案させていただいたということです。よろしくご理解いただきたいと思います。以上です。

田中副委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 私の方から後段の職員数の適正化に係る数字の内容についてお答えさせていただきます。

行革計画の中で職員数、いわゆる定数の適正化を大きな柱として位置づけて取り組んでおりまして、先ほど市長の方からもお話しいただきましたように5年間で91名の削減ということ

で取り組んできた内容でございます。その部分の効果額として18年度3,600万円は低いのではないかというお問い合わせかなというふうに思っておりますが、平均給与につきましては今回の資料にもお示ししておりますが、平均給与の月額が39万円です。年間ベースにいたしますと、約630万円ほどというふうに考えられます。しかしながら、ここで見ている分につきましては、いわゆる退職者不補充を原則として定数の適正化に取り組んでいるということでございますので、見通しの段階でおやめになった方の分をその分を新規採用をしないということでカウントしてございますので、新規採用職員の平均給与約200万円程度ということでカウントいたしまして、18年度につきましては18名の200万円で3,600万円というような形で数字を出させていただいているということでございます。

それから、数字が定数の分の18名ということにつきましては、これは一般会計ベースということで載せさせていただいておりますので、お願いいたします。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 先ほど総務部長が触れられておったその財政がなかなかやりくりができない、独自削減に踏み込んだと、こういうお話でした。教育とまちづくりのスピードアップを図らなければならない。そこでそういういわば職員の方々の私は気持ちが一体どうだったかということのをいまだに私も記憶しているんですね。ある職場にたまたま12月の暮れですかね、伺って、皆さん実はその一時金をいただく。で、そこで初めてびっくりしているんです。職員の皆さん自身が。「あれ、何でこんなに減ったんだ」と。だから、その確かに労働組合の合意はあったんだろうけれども、その全職員に対してですよ、やはりその削るからには、大幅に削るからにはやはりこういう問題で受け取った時点でやはり職員自身が驚きの声を上げると。これが今の職場の中での職員の皆さんの声なのかなというふうに改めて痛感した次第なんです。

だから、そういうことで、職場の合意での関係、労働組合との合意はあったかもしれないが、やはりその現場で働く職員の方々にとっては自分の将来の生活設計も含めて、これが一体どこに使われるのかと。自分のその削られた分での生活の見通しの関係も大幅に変えなければならないだろうし、同時に職員ですから、市の職員ですから市民に奉仕するという立場を踏まえつつ、じゃあこのやはりその点でも私はやはり削減が必ずしも納得と合意のもとでやられたのではないのではないのかと。現場の声でそういうふうな声が上がってきたわけですから。私も初めてこういう現場に立ち会ったんです。そういう点を市長さん自身どういうふうに承知しているのか、見解をお聞きしたいと思いますね。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほど来ご説明をさせていただいておりますとおり、本来職員給与を独自削減ということについては、本来はあるべき姿ではないということを再三再四ご説明をさせていただいております。

しかしながら、市民の皆様方のサービス水準を極力低下させない中で行財政改革をぜひ進めるべきだという判断のもとで、私からも組合初め職員の皆様方にそういう形で私の意思をお伝えしてまいりました。職員の皆様方には改めて文書でそういう独自削減についてのご協力等々もお願いをさせていただきましたし、さまざまな機会にそういったお話をさせていただいてまいりました。750名の職員一人一人にすべて伝わったかと言われると、その部分については私も「そうであります」ということは申し上げられませんが、大多数の職員についてはご理解をいただいたというふうに理解をいたしております。議員がどういう職員にどういう形で聞いたのか、私は確かめるすべがありませんが、職員が私は今回の場合、誇りを持って自分たちがやはりこういうことをやらなければならないんだという意識が私にはひしひしと伝わってまいりました。本当に感謝を申し上げているところでありますし、こういった状況を18年度、19年度の2カ年間にとどめるということが私に課された課題であるというふうに考えておりますので、なお一層行財政改革の推進に努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そういう市長の見解というか、そういうことも含めてやってきたというのはそのとおりなのでしょう。

それで、24ページの次のページを開いていただくと、今言ったスクラップのところ、そして改めてビルド、つまり新規事業としてのここには一定の事業ベース、17年度決算でしょうね、これはね。そして18年度予算、まだその予算はほぼ補正が終わりましたから、いろんな見方、判断はあるかと思うんですが、つまるところ、私たちが見たところの限りで、いろんな新規事業それなりに予算は組んでいることも事実であります。しかし、予算ベース、決算ベースで見ると、海辺のにぎわい地区事業に17年で5億1,000万円、あるいは18年で9億7,000万円、総額で15億円と。そうすると、先ほど言ったスクラップアンドビルドのスクラップの方でこういう17億、約18億近い財源対策を行ったそのいわば総額とは言いませんが、やはりここに集約されているのではないのかというふうに見受けられるのですが、その辺はど

うなんでしょうか。

田中副委員長 山本総務部長。

山本総務部長 私からお答えいたします。

前段の予算編成に当たっては、先ほど私も申し上げたような基本的な姿勢でもって予算編成させていただいたわけでありますけれども、必ずしもそのまちづくりだけにその職員を犠牲にして巨額の投資をしたというわけではございません。委員も前段触れたように、民生関係、あるいは福祉、それから教育関係でもかなりその手厚い予算措置をしてきているということは評価していただきたいということ。

それから、まちづくりにつきましても、いずれ特別会計の中でも恐らく大きな議論になると思いますけれども、これもやはり新しいまちづくりということでまちを再生するという意味での思いでもってやっている。今現在の塩竈市の姿勢そのものはやはり新たなまちづくりと、新たなまちの再生ということに力点を置いています。そのための重点配分だということ。もし、これがなければ、恐らくは座して死を待つような行政、それは決して行政はしてはいけないというふうに考えています。以上です。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そういう考えなんだということはまず確認をいたしておきたいと思います。いずれにせよ、先ほども述べたように、例えば職員の方々の意見の中でも自分の給与の消え去ったところは一体どこに行ったんだということもよく耳にいたしますので、その辺は私の方からそういう声もあるんだということを厳しく指摘をしておきたいというふうに思います。

続きまして、同じ資料の15番の33ページのところをお開きください。

地方財政計画、19年度の地方財政計画のポイントというのがここには触れられております。いろいろなことはありますが、この中で特に公債費の負担軽減という点で、これは後段の特会なり別の企業会計の部分もありますから、一般会計の分野でこの繰上償還について、これが実際に適用になるのかどうか、まず前段だけ確認をしておきます。

田中副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

今回この地方財政計画のポイントの方の一番の下のほうに載っております公債費負担の軽減の方でございまして、一定の条件を満たす地方団体会計を対象といたしまして公的資金の繰上償還を実施するというところでございます。

それで、本市におきましては公的資金の借りかえにつきまして既に取り組んでおりまして、現在のところ3%以上の公的資金というのではない状況でございます。それで、今回の公債費負担の軽減策として出てきているのが5%以上の高利率の起債について対象とするということでございますので、一般会計の方ではもう既にそのような措置をとっているということでございます。

残っておりますのが、企業会計、特別会計等ではまだ5%超えるものがございますので、そちらの方が対象になる可能性があるということでございます。一定の基準がまだ示されておりませんので、対象になるかどうかはまだ不確かであるということでございます。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 あとはその特別会計のところの部分の確認は後日行いたいと思います。

そこで、次に、こういった公的資金の借りかえ、一般会計はないということを改めて確認をさせていただいておきたいと思います。5%以上、一定の規定があるのでこの辺のくくりになるんだということです。

次に、予算説明書のところで何点か市民的な取り組みの中でお尋ねをしたいと思います。そこで、先ほど曾我議員が73ページのところで触れられておりました。藻塩の里の36万円、その建物賃借で借り上げていますよと。そうすると、これは年間なんでしょうから、借り上げで。先ほどの回答では新しい新規の補助事業は難しい。整備するために結びつきたいということです。問題はその何を確認したいかと言いますと、そういう制度の規定があって、新しい建物は無理。しかし、一方では以前あった藻塩の里のところ、梅の宮保育所の土地そのものは厳然として残っている。そうすると、その事業手法としては、土地があって、たしか借地になっているかと思えます。そこら辺の見きわめ方、あるいはその今後の整備のあり方についてどういう手法があるのか、その辺だけ確認をしておきます。

田中副委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 先ほど曾我議員からもご質問ありましたとおり、今後の藻塩の里についての恒久整備、非常に重要な部分だというふうに考えてございます。それで、これまでの施設につきましては、民間の土地を借用しまして保育所の跡地を跡施設を利用して施設運営をいたしましたけれども、残念ながら耐震補強工事を行おうとしておりましたけれども、シロアリ被害が想定以上にひどかったということで、建物の解体を余儀なくされたという状況でございます。今後、現在は暫定施設ということで運営をさせていただいておりますけれども、

今後の部分につきましてはいろいろ施設整備における補助等の手法についていろいろ各方面当たってきた状況でございます。

このたび臨時特例交付金制度というのが地域活動支援センターに小規模作業所が移る場合の支援事業として補助制度が国の方から打ち出されてまいりまして、その辺についての活用を現在いろいろこういった形での手法であればできるのか、その辺について家族会等という協議しながら現在模索しているという状況にございまして、現在これまで借りておりますというか、現在借りておりますあの土地の部分については、まだ新たな施設整備、その辺の考え方が定まらない状況ということで、今回は予算計上を見合わせていただいているという状況にございます。以上です。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 ひとつよろしく、そういうことですね。新たなその臨時特例交付金なるものがあるいは運用できるかもしれないということですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、75ページのところに民間保育所の運営費などが掲げられております。そこで、この中でちょっと何点が要望等といたしますか、市内に5カ所ほど民間保育所がございまして、そこでいろんな事業を行っておりますが、その五つのうちの一つの保育所は自前で車持っているようですね。つまり、マイクロバスというか。そういうことで送迎なんかでも、あるいは事業でも使われているようです。四つのいわば民間の保育所の関係で、年間一つの事業を例えば遠足とか、あるいはちょっと遠出するとか、そういうことでの事業があるんですが、なかなかその公用車、市の持っているその車が借りられないということで、もう少しこれは何とかその今現在二つの園で1回の行事をこなすというようなことで苦慮して対応しているようなんですが、そういう公用車の活用について、市で持っているそうした一定の人数乗せられる関係の車がありますので、もともとそうした点で市の持っている車の使用のまずその目的、あるいは規定なりをちょっと前段だけお聞きします。

田中副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

市で保有しているマイクロバスの件かと思えますけれども、マイクロバスの方は規定の方では市の行う業務、または市民の公共的な活動のための業務、または市内の公共的団体の活動における使用というふうなところが主な規定上で言われている、その規定している使用目

的でございます。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 そこで、例えばこういうその民間保育所のいろいろな諸行事の関係で使いたいという場合、もちろんほかの団体もありますからその辺の関係はいろいろ調整は必要なんだろうが、一番そのこういう点で相談できる窓口、まずどこら辺になるのか確認しておきます。

田中副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 市の事業の場合には当然担当課がございますので、担当課がそういった使用計画みたいな行程的なものをつくりながら、バスの担当課である財政課の方に申し込みをするわけでございますけれども、今委員ご指摘のような、言われたような使い方ですと、担当課の方、マイクロバスの使用の申し込みの方は、まずその担当課を通してそして担当課の方から申し込みいただくというふうな形になっておりますので、保育園ですとその福祉事務所の方に相談いただいて、福祉事務所の方から財政課の方に申し込みいただくといったような、そんな流れになってございます。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 ひとつその辺の民間保育所なりの苦勞の運用をしているようですので、ひとつよろしく取り扱いを進めていただきたいと思います。

続いて、65ページのところで、24万2,000円ですね、介護用ベッド貸出事業。これは昨年ですかね、曾我議員なんかもこの問題について触れて、その介護ベッド、車いすの貸与について、貸し出しについて、そのいろいろ国の方の一定の見直しがあって、その介護認定結果あるいは主治医の意見も参考にして利用者の状況の対応を踏まえていきたいと、こういうふうなくだりの、これは市長の回答答弁になっておりました。

そこで、非常に使い勝手が悪くなってしまったというか、こういうせっかく高齢者の方々が介護のベッド、福祉用具をこの借り出すという点では非常にこの規制が加えられたんですが、実はことしの2月の19日、厚生労働省でこの介護ベッドの制限の緩和をすることが全国担当課長会議で確認をされたようです。これは担当の方がつかんでいらっしゃるかどうか、その辺も含めてお聞きしたいんですが、ここの中でそのこういうふうになっています。介護保険制度によって軽度、つまり要支援、要介護1、同介護2の介護ベッド利用が制限されている問題で、2月19日一部を緩和すると。どういうことかという、「医師の意見書に基づいた判断があれば介護ベッドが利用できるものとする」と。4月から実施したいと、こ

ういう報道になっております。

それで、厚生労働省の方針で、一つ、関節リュウマチなど、時間帯によって頻繁にベッドが必要な方、二つ、末期がんなどの状態が急速に悪化することが確実に見込まれる方、三つ、福祉用具によって症状の重篤化が回避できる、こういうですね、など該当すれば意見書、医師の意見書をつけて適切なケアマネジメントの結果を踏まえて条件を緩和すると、こういうふうなものになっているようです。貸し出しのベッドがなかなか厳しいんだという話はいろいろな一般質問の中でも展開されておりましたが、この方針については担当の方で承知されているのかどうか、まず確認をしたいと思います。

田中副委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 資料 9の65ページにおきます介護用ベッド貸出事業につきましては、これは介護保険の福祉用具給付という形での、貸与という形での事業ではございませんで、これは介護保険始まる前から一般の福祉事業としてやっていた事業の介護用ベッドの貸し出しでございます、これは介護保険適用ならないような方の、病院から一時退院されたときの利用等でお使いいただくベッドでございます。

それから、後段委員さんおっしゃいました介護保険の方での福祉用具貸与につきましては、現在今のところ私どもの方にそういった通知は届いていない、正式には届いておりません。以上でございます。

田中副委員長 伊勢委員。

伊勢委員 失礼しました。審査区分ちょっと間違えてしまいました。いずれにしてもそういうことでの情報といたしますか、4月段階で新年度でそういうことも通知されることになっておりますので、ぜひ担当の方でも確認を急いでいただいて、速やかな対応をよろしくお願いをしたいと思いますというふうに思います。

時間もあと3分程度ですので、何点かお聞きします。

135ページのところの市営住宅のところ、その市営住宅外壁落下防止調査委託ということで84万円が計上されております。そこで、例えば私の住んでいる清水沢団地なんかも去年住宅のこう落下防止のためのいつてやったようですが、それは今回その調査というのはそのための必要な対策の調査費として組んでいるのでしょうか。

田中副委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 外壁今回の調査は清水沢のそれとはまた別でございます。市内全体としてかな

り地震等の落下に危険性があるかどうか、ちょっと改めて調査したいという形で今回計上させていただきます。

それから、今ご質問された部分に関しては、先ほどの資料15の方の27ページの方で、市営住宅の修繕箇所調べの補修工事の中に清水沢の方が今年度から何力年になるか、ちょっと1回でできるかどうかは別にしまして、年度事業の中で今19年度から清水沢の方が入っていきたいというふうに考えてございます。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 19年度一般会計当初予算額176億7,310万円の予算が提案され、今審議、皆さんで審議しているところでございますが、この金額提案されたことは、昨年18年の9月定例会の中で3日間17年度の決算特別委員会をやらさせていただきました。また、今回、18年度が終わろうとしている見込みの決算があろうかと思いますが、そういうものがこの19年度の予算において、どのように反映されているのか。大枠でよろしいですから、反映されているのであればその辺ちょっとお知らせください。

田中副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 決算、それから決算見込み等を踏まえた予算なのかということだと、ご質問かと思えますけれども、19年度の予算編成に臨むに当たりましては、やはり一定のその収支の見通しを得ないとなかなか臨めないということがございまして、その際にその17年度の決算、それから18年度の決算見込みをまず立てるわけでございます。その18年度の決算見込み等に基づきまして19年度以降の歳入歳出のおおよその、これは制度的には新たな制度わかりませんので、18年度までのその制度が全体なるんですけれども、それに基づきまして収支の見通しを一定の大づかみでございまして得るわけでございます。まず、そういったことで17、18年度についてつかんでございます。

それから、もう一つは、個別の事業につきましてでございますけれども、個別の事業につきましてもやはりその決算と予算との連動ということが重要なことでございますので、17年度の決算につきましては主要な成果が主なものでございますけれども、施策評価ということでやっております。それから、18年度、19年度につきましては、実施計画の作業というのがありまして、その実施計画の中で一定のその評価をして19年度の予算編成の中に生かしていくと、そういったような臨み方をしております。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 19年度の重要施策ということで9項目が並べられております。佐藤市長も最後の4年目の予算でございます。1期目ですね。それで、その市長の何をやりたいかということのとりえ方ですね。今まではこれだけ縮減、選択と集中と縮減、削減、いろいろしてまいりました。この4年間。この19年度もそうでございます。その中で佐藤市長が「今年度はこれをやりますよ」というもののとりえ方ですね。削減、削減というもののとりえ方、ご時世でございますから、財政再建何とかしなければいけない、行財政改革もしなければいけないということでございます。

そこで、今ちまたでこのごろもうやはり21世紀の20年近くなりますと出てくるのかと思いましたが、官庁会計はご存じのように皆さん我々今審議しているように単年度予算でございます。ちまたでは複数年予算のあり方がいろいろ取りざたされていると。事業内容によってはやはり今からは複数年予算のあり方もあっていいんじゃないだろうかと。これは民間企業では以前より、大分前よりもう採用されておるところでございますが、その辺市の考えはいかがでございましょうか。

田中副委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 私の方から複数年の予算というよりは、いわゆる市の重要方針としての実施計画の策定に当たっての考え方ということで述べさせていただきますというふうに思っております。

委員からもご指摘されておりますように、行政のいわゆる重要方針につきましては常に計画行政で進めるべきでありまして、その進捗状況を見ながら、いわゆるP D C Aサイクル、それに乘せたような形で一定の方向性を出していくことが今求められているのではないかとこのように考えてございます。そういった意味から、私どもの方におきましては、長期総合計画を基本にしながらも、各個別計画、それから行財政推進計画、そういったことをまず基本にし、そして時代の要請、それから社会状況の変化、塩竈市の現状認識、そういった状況を見ながら向こう3カ年の計画を実施計画として取りまとめ、そのうちから当該年度に係る分を単年度の方針としてつくり、そしてそれを予算化するという形で作業を進めているということでございます。

また、そういった分の単年度方針をつくるに当たりましては、先ほど申しました現状認識とか、それからこれまでの事業をトータルで評価しながら、そういったものの総括を踏まえて政策にいかに反映させていくかということで、委員からご指摘ございましたように、例えば

単年度事業の成果、評価、決算委員会での議論、そういったことも踏まえまして、さらには当該年度の事業の進捗状況、課題、それをとらまえ、そういったことを認識しながら次年度以降の方針なり考え方を整理し、実施計画を策定しているということでございます。以上でございます。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 今3年の計画予算で大体やっている。そこで単年度で出してくるということだと伺いましたが、よくこれも言われていることなんですが、今答弁された中でとてもいいことを言われたんですが、市当局もいろんな考え方でいかにその歳出を市民のために、市民の目線で執行していくかということを考えていることと思います。

そこです、その単年度こういう予算が出しましたとき、前にも私言ったことあるんですが、成果表を作成し、それをよく作成し、それをいかに執行されていくかというもののとらえ方があっていいのではないかと考えております。我々はこの予算書だけを見させていただきましていろいろここで審議しておりますが、そういうもののとらえ方になりますと、議会としてのチェック機能が物すごく働くのではないかと思うんです。今こういうものが市民から求められているのではないかと思うんです。今後どのようなその成果表と、「もうつくっておりますよ」と言われているのでしたら結構でございますが、年間で、1年間で計画したものが案外早くできちゃったと。6カ月でできちゃったよと。それも120%ぐらいでできた。さあ、次、余った月は何をするかと。もう先先といけるんじゃないかというもののとらえ方ですね。また、隣の部署のお手伝いもできるし、忙しいときの部署ですね。そういう成果表というもののとらえ方をどういうふうに見ているか、お聞きしたいと思います。

田中副委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 政策なりそういった部分の行政評価という考え方なのかなということにとらえさせていただいております。

私どもにおきましては、行政評価ということで平成16年度から試行的に導入をしております。内部的に評価を進めてきておりました。そういったところを市民の目線というんでしょうか、そういったチェック機能も含めまして公表すべきであるということのご意見もいただいておりますので、昨年9月の決算議会におきまして主要な施策の成果のところ、事務事業の評価の欄を各事業ごとに設けまして、そちらの方に掲載をさせていただいたという

ふうになっております。それらの評価について、それから、先ほども出ておりましたが市民満足度調査等の結果も反映させながら実計ないしは予算の編成ということに取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 大枠で今19年度の当初予算をちょっと大枠で尋ねてみました。

そこで、その市長はその骨格予算といっても政策的なものはもう2%ちょっとぐらいしかないんですね。金額的にはですね。これは6月で出てくると思いますが、この重要施策の基本方針というもののとらえ方、九つの中で何をしたいのかというものがこの19年度の政策的なもので出てくると思いますが、金額的に大した金額でないんですよ、大変。百七十数億の中から多分3億幾らだと思いましたが、それでじゃあ政策的には何ができますかということだと、ちょっとなかなか市民には見えてこない。気持ちだけが「これをやりたい。あれをやりたい。予算はついていない」と。こういうもののとらえ方で市民には見られるのではないかと。

そこで市長に一つだけ伺います。市長はそのこの予算をこういう予算を組みましたと。何を一番したいのかという、本当これは絶対したいんだと、市民にというもののとらえ方をちょっとお尋ねします。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 19年度の予算編成に当たりまして、塩竈市長は何を中心にとのお話であったかと思っております。

確かに歳出総額といたしましては18年度が173億、約173億円であります。19年度が177億円あります。4億円、当初予算で骨格と言いながら4億円ふやしております。理由については当初予算案の提案時にるご説明をさせていただきましたが、そういった社会増というものがあったということをご理解いただきたいんですが、そういった中で、しからば何をということでもあります。先ほどもご質問をいただいた際にお答えをさせていただきました。例えば民生費であります、54億6,800万円に対しまして、19年度は57億1,500万円。わずかではあります、予算を伸ばさせていただいていると。あるいは、学校教育費についても16億7,000万円から17億9,700万円ということで、やや予算を伸ばさせていただきました。また、衛生費につきましても15億6,600万円から17億700万円ということで、大変厳しい中ではありましたが、こういった分野については予算を上積みさせていただいたわけでもあります。

やはりこの地域社会の中で大変大きな課題となっております高齢者福祉、あるいは子育て支援、さらにはこの部分が大変に重要な課題ではないかなと思っておりますが、学校教育の充実強化、そして総体としてのメッセージといたしましては、やはり今塩竈のまちに活気・元気というものを取り戻すためには産業の振興・活性化というような分野であるかと思っております。残念ながら18年度につきましてははまだそういった部分について市民の方々に満足感を味わっていただけのような状況にはないというふうに判断をいたしておりますが、19年度には何とせよそういった分野に一定の成果が出るような予算をとるという思いでございました。

残った本予算につきましては、議員の方からもご指摘いただきましたとおりわずか2%くらいしか残しておりませんが、こういった中で年間を通じて今申し上げましたような分野について、何とか市民の方々にこの地域に住んでよかったと言ってもらえるような状況をぜひ創出してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 19年度の市長の入れた一端を吐露していただきました。よくよく見ますと、私たちもちょっとその資料請求のとき、やはりこの円グラフでその民生費だ、衛生費だ、教育費だと、こういうものをこう請求しなければいけない。そうすると前の膨らみがわかると。市長の手元には何かあるようでございますが、色分けして。我々も次回は請求したいと思っております。

そこで、その重要施策の重点的に取り組むという中で、にぎわいと活力のあるまちの推進ということが市長言われました。その中で、次に地域経済産業の振興、中心市街地の活性化、観光を機軸とした産業振興というところをちょっと奥に入りまして質問させていただきます。

予算資料、特別委員会で我々が6年前より資料請求しております資料15の1ページでございます。昨日も同僚議員が質問をいたしました生活保護扶助費でございます。ちょっと視点を変えまして質問させていただきます。こういう数字がその市民の方たちにわかりますと、「何、生活保護費がこんなに塩竈だけでたくさんやっているの」と、「お金どっから持ってくるの」ということでございます。その辺を国の公金、市の負担の割合、まずそこからちょっと教えてください。

田中副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 生活保護費12億6,682万6,000円の国の負担割合でございますけれども、予算資料9の15ページをお開きください。14款1項1目の3節生活保護費負担金としまして9億5,011万9,000円、ここにありますが、この生活保護費の4分の3を国が補助するというような形になっております。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 議員の皆さんもよくご存じだと思います。15ページの3節に出ております。4分の3は国で出しますよと。4分の1だけ市が出しますということでございます。

そんな中で、この資料の1ページの細かいことではございますが、施設事務費と出ておりますが、これちょっとこれをまず説明していただきまして、それで総額の85%が生活扶助費と医療扶助費、このことではございます。この三つをちょっと説明してください。

田中副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 施設事務費は生活保護の中でも施設に入られている方などがいらっしゃいます。そういった方たちに係る事務費でございます。

それから、医療扶助はこちらで見ますと、19年度は52%を予定しておりますけれども、よろしいでしょうか。生活保護と医療扶助を合わせますと、そのような形になりますけれども、全体で医療扶助は52%という形になっています。失礼いたしました。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 そこでいつも皆さんに質問されているとは思いますが、私も前にも質問いたしました。その就労なぜできないのかと。生活保護をいただかなければいけないと。いろんな状況あるでしょう。父子家庭だ、子供見なければいけないとかですね。そんな中でその後の成果、そういう申請されて認可された方の中で、そのどのような当局者がどういうふうにごその方たちと年間接しているのか、簡単でいいですからお教え願います。

田中副委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 就労支援でございますけれども、病気なんかを持たれている方は当然就労はできないということでの保護でございますけれども、体が健康でいらしてどうしてもそういった仕事がないために生活保護という形の方、そういう方にはケースワーカーが何度か本当に訪問しながら、それから、ハローワークと連携をとりながら、そちらの方で職を紹介しながら、そして持続していただくような指導ということで進めております。ただし、なかなか継続がならないというか、そういうのが実態でございます。そういった意味で、うち

の方でも大変事務所の方でも力を入れているんですが、結果に結びつかないというのが現状でございます。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 1ページの上の方の欄を見ていくと保護率推移表というのがございますが、どうしても塩竈がなぜこんなに高いのかということなんです。多賀城さんも幾らか16年からすれば上がってまいりました。なぜこの周りのこういう市と比べてなぜ、これはいつも私は疑問なんです。この辺をその大変だからそれを切り捨てるんじゃないと。それで結構です。ただ、この辺の問題で他の町との違いどこにあるんだろうかと。その辺を今後、これはお願いでございます。他の町との精査していただいて、塩竈市がどこが違っているのかですね。特に塩竈、特に進んでいるのか、逆にですね。その辺ちょっとお願いして、この件は終わらせていただきます。

次に、資料9の110ページでございますが、6款2項3目19節、先ほど質問もされましたが、その漁業経営構造改善事業補助金、途中まで説明受けました。桂島のノリの種苗の施設、それからカキということで、このぐらいかかりますよと。このことは以前は県が10分の1、市が10分の1その補助金を出していたのではないかと思うんですが、今回なぜなくなったのか、その辺ちょっと教えていただきます。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 それでは、今回の桂島の2施設の計画に至る経過をちょっと若干ご説明させていただきます。

桂島の組合では平成19年度に今お話しになられましたようにカキ処理場、あとノリの陸上採苗施設を計画することを決定しております。その中で県としましては今まで10%補助してきた上乘せ分の補助なんですけれども、これを平成19年度の新規事業から廃止することを決定しております。また、市におきましても従来まで県と同額の一応補助、10%を補助してきた経過があり、今回県が一応廃止したということと、あとは厳しい財政状況の中でなかなかそういった手当がつかないということを地元の漁業協同組合に説明させていただきました。組合としましては、高齢化が進む中、あるいは組合員のそういったよう減少が進む中で、2施設の平成19年度一遍にの計画はということで、とりあえず片方の施設だけでもというような声が拳がったようなんですけれども、結果的に事業規模を見直すような形で、ちょうど年明けになります、1月に国の方に国の50%の補助と、あと残りは組合の負担でというような実

施計画書を市、県を通じて国の方に提出しておるところでございます。

市としても、我々としてもこの事業の推進に関しては人的な支援を含めて今後とも協力していきたいというように考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 ぜひ組合の方にもお話し合って、理解してもらっているということでございますから、その辺をまた何かの形で10分の1ではできないと。ただ、ほかの町では県がやめても自治体では10分の1出していますよというところがあるようでございます。その辺も組合の方たちも知っていると思いますが、その辺をご理解いただいて、何かほかの形で協力してあげてはいかがかと思っております。

なぜかと申しますと、浅海養殖漁業というのは大変なお仕事でございます。それで、こういうところの振興策というものを大事にしないと、海が荒れてまいります。今からはやはり頭から食べられるものとか、そういう前浜物と、そういうものを大事にしていかなければいけない時代ではないかと思っております。

そんな観点で、次に、同じところの19節の松島湾浅海漁業振興協議会放流事業負担金20万円、これちょっと説明してください。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 これにつきましては、特に県の南部区域、三市六町で構成する漁業組合、これの漁業組合で構成する協議会になっております。主にヒラメ、カレイの放流事業になりますが、これに負担金を一応出しているものでございます。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 塩竈にも釣り船を職業としている方がたくさんおります。やはりそういうものを二市六町で皆さんとお話し合って、この金額でいいんでしょうとか、やはり今から観光的なものにとらえ方で釣り船を利用の増進というものにとらえ方ですね。また、魚種についてもハゼは釣れなくなったよと、ハゼを何とか釣る方法ないんだろうかと、放流はできるのかできないのかとか、やはりハゼですと子供さん、女性の方でもこの湾内で釣れるものですから、もっとこう前向きな姿勢で考えていただきたいと、要望でございます。お願いいたします。

それから、同じく117ページの7款1項5目観光物産振興費、それから、前に戻りますけれ

ども……、まずはこれでいきます。

この中で、その今私がちょうどちょっと前に浦戸の方に行ってまいりましたが、その菜の花畑ありましたですね。すばらしい景色でカレンダーにもなったと。すごく好評だったと。今はありませんと。菜の花が桂島にですね。それが何かこうやりましょうやという方たちが出てまいりまして、「去年はちょっと種まきがおそかったので、ことしからやりたいと思っております。議員さんとしては何かないんですか」と、「じゃあ、その市内からみんなで種まきに参ります」と、「じゃあ、種はどこから」というような話、細かいことですが、もう一度観光振興の面からそういう点を、「畑は貸します」と言われました。貸す人もおりますと。無料だというようなお話、種も有名な松島白菜のそちらの方にも何かコネがありまして、「うまく持ってこれます」と。こういうものとのとらえ方の中で、このこういう中には予算入っておりませんが、今年度予算は入っておりませんが、こういうものに対するその助成策とか何かあるんでしょうか。今後。

田中副委員長 荒川商工観光課長。

荒川産業部次長兼商工観光課長 桂島の今休田というか、休んでいる休耕作地のところに菜の花に対しての補助あるかどうかというようなことなんですけれども、119ページちょっとごらんください。その中の特別名勝松島をきれいにする会というふうな会があります。それは主に環境美化、松島湾内の環境美化事業に対しての協議会であります。一市四町、26企業団体が加盟しております。どういうふうなことを具体的にしているかということ、浦戸地区、松島地区の環境を美化した方々に対して年に1回感謝状とか、あとそれから、その清掃とかそういった形のものに対してのこの負担金をその会の方からお渡ししているというふうな状況があります。

それが今回今委員がおっしゃるような形の中に支援できるかどうかというのは、私たちは具体的には今回先ほど東海林議員の質問のときに、年に春夏秋冬とポスターをことしつくって全国的にPRしますよというふうな形でお話ししましたときに、春、今回4月、5月に対しては菜の花のポスターをつくろうというふうな形で検討、偶然にしておりました。そういった中でも現在朴島の菜の花しかないものですから、必ず私たちの問い合わせの中には「桂島でやってないの」とかいうふうな話がいっぱい飛び込んできております。だから、ぜひそういった民間の団体の方々がそういった形で動いていただけるならば、どのような支援、どのような協力できるか、関係団体、先ほど言ったような協議会等と検討させていただきま

すので、ぜひよろしく願いいたします。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 とてもありがとうございます。早速連絡いたしまして、78歳のおばあさんでございました。その方たちがその毎日歩きながらですね、運動しながらいつもそれを考えていたと。写真も昔の写真を持って自分の部屋に飾って、これをもう一回復活させたいと、こういう気持ちでぜひ我々も市内の人間たちも一緒になって、種まきやそういうものをしてみたいなと思っております。

もう一つです。資料9の123ページ、右側の方ですね。下から3番目、水路維持管理費2,054万3,000円、これちょっと簡単に短く教えてください。どこの水路か。

田中副委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 答えさせていただきます。

土木課の方で市内にあります水路及び側溝、これらの管理費用ということでこの金額を計上させていただいております。具体的な水路というお話でございますが、例えば宮町水路、それから石田川、玉川水路、最近ですとそういうところを重点的にというような考え方にさせていただいております。以上でございます。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 宮町水路と申しましても、そのいつも前にも私はこれは8年前から質問しているんですが、その通称「女郎山」という水路ですね。神社からおりてきた水路、観光バスも通ります。あそこを昔から全然改修、完全改修というのはいないんですね。補修、補修で。私があそこで川の中に入って遊んでいろんな舟遊びをしたり、何か網を持って魚をとったりした中でございますが、8年間お願いしても一切できません。何もできませんと言うと失礼ですけども、あちこちの予算を年度末に持ってきて最後にあそこでその泥をすくうというような状況でございます。もう水面というのは北浜沢乙線がそのような状況になったので、もう見れません。北銀の裏の方に行かないとですね。常に見れるのはやはり上の原から上へおりてきて、あの水面ではないかという、そういうものというものは物すごく大事なところではないかと思えます。防災面しかり、それから、心をいやすのではないかと。特に春先になりますと、オオガイの子供とか、ボラの子供が上がってまいります。満潮と一緒に。それをみんなで見れば、心が和やかになります。ぜひあの辺の改修をお願いたびたびしておりますが、完全改修、それで水がきれいになるように、上の方からその下水のようなのが入り込まない

ようなもののとらえ方を、ぜひ完全なもののとらえ方でその見ていただきたいと。

港奥部ができ上がる、でき上がると言ってももう何十年、戦後ずっとあのままの水路でございます。あれは市民が皆さん、また観光客もあの場所は自家用車で見ると思うんですよ。ガードレールのさびたところ。それから、向かい側の土台。その土のうですかね。いろいろあるでしょうが、大変でしょうが、この辺を何とかそのできないものかと思うんですが、いかがでしょうか。

田中副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 水路の改修の件でございますが、まず下水道整備計画の中で整備していこうというような計画がございます。半断面を道路にしてやっていくというような計画もございますが、やはり委員おっしゃるとおり、やはり歴史景観に配慮した水路改修というのもございます。おかげさまで下水道整備計画が進んでまいりまして、水も大分きれいになってきております。本当に自然豊かな水路になってきておりますので、自然景観に配慮したような水路改修について検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

田中副委員長 木村委員。

木村委員 最後に、大きいところから19年度の予算、また小さい細目にわたって質問させていただきました。ぜひ19年度完全予算執行で、120%の市民に、市民の目線で見たい120%、150%ぐらいの予算執行で成果が上がりますようお願いして終わらせていただきます。

田中副委員長 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時15分 再開

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

伊藤委員。

伊藤(博)委員 それでは、私の方からも19年度予算審査に当たりまして、審査区分の1につきまして質疑をさせていただきたいと思います。議案第19号から50号までが1かと思うので、その中で質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、議案第20号についてお伺いをしたいと思います。

資料としては議案資料12番の2ページになるかと思いますが。職員の勤務時間、休暇等に関

する条例の一部改正についてご質問をさせていただきたいと思います。

この問題の今回の改正点は休息時間の扱いについてだと思いますが、一つまず確認をしたいと思います。今回この第7条を削除するという事は、塩竈市の全職員に対象となることなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 今回の休息時間の廃止につきましては、全職員というような今お話しでしたが、今回の対応といたしましては交代制勤務、交代制勤務職場については従前のとおりということで考えてございます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

なかなかわかりづらい、交代制勤務と言われてもわかりづらいところありますので、要は現業の部分、要は私この休息時間の考え方について、これは労働基準法で定めがあるわけですが、これは有給で15分ずつ、午前の10時からと、それから午後の3時からと時間を休息を与えなければいけないと。これは精神的にやはり集中して仕事をしていった場合に、一定程度の時間、よく2時間ぐらいと言われますが、2時間を超えて労働した場合に事故になる可能性もあると。注意が散漫になって。そういった意味でのこの休息時間の設定ということであるんだと思っていましたものですから、それで以前ご質問を私はこの休息時間のあり方について質問をさせていただいた経過があったものでしたから、やはりその職域によってやはりきちっとこの休息の考え方というのはあるべきだと思います。国が一律に廃止をしたからとか、そういう意味ではないと思ったので確認をしたいと思ってご質問したので、もう一度わかりやすく教えていただければと思います。

伊藤委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 今回の委員のご質問にありました休息時間なんですけれども、この休息時間については労働基準法、これには定めはございません。労働基準法に定めがあるのは休憩時間ということで定めてございます。今回国家公務員について休息時間というものが定められておまして、それにならって本市においても条例及び規則の中で定めているものを今回廃止するというような内容でございます。

それで、今の委員がご指摘のありましたいろいろな職場で、休憩時間のことだと思うんですけれども、休憩がとられていて、それが例えば窓口ですと同じ時間帯にとれないとか、そ

ういったことが実際にはございます。そういったところにつきましては一斉休憩がとれない職場というような形で指定しておりまして、皆さんとはちょっとずれた形での休憩を取得するというような、そういった形の職場を設けてございます。

また、先ほどお話ししました交代制勤務職場というところなんですけれども、例えば本市で言いますと清掃工場、そういったところでは3交代制で今勤務しておりますので、そういったところについては従前のとおりですよというようなことでございます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

それで、重ねてお伺いしたいのは、今塩竈市の職員さんの勤務時間、これはたしか朝の8時半から夕方の5時15分までということになっているかと思えます。今回この休息時間を置くという条文を削除するということは、この労働時間が8時間ということもたしか取り決めてありますよね。ですから、休憩時間が1時間とれますと。60分ですね。ということになっていますよね。そうなってくると就労時間としては5時半というのがこれが8時間という労働の時間のカウントの仕方ではないかと思うんですが、その関連する改正の部分がないものですから、お伺いをしたいと思えます。

伊藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 伊藤委員にお答えいたします。

先ほど総務課長も申し上げましたとおり、我々の従前やっていた休息時間というのは国公準拠という形でもってありました。労働基準法上は32条で1週40時間の1日8時間労働、それから、34条で休憩時間で6時間を超えるものについては45分の休憩、8時間を超えるものについては1時間となっています。したがって、8時間を超えない、8時間以内の勤務時間でございますので、6時間を超える45分の休憩時間を保障するというふうな内容です。以上です。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 そうすると、塩竈市の職員さんは8時間を超える労働時間ではないということですね。そうすると、12時からお昼とられた方は45分でお昼を切り上げなければならないということで確認してよろしいですね。ぜひそういったところをきちっと規則でございまして、ルールはルールとして守っていただきながらやっていただきますようお願いをしたいと思います。そうしないと、1時間とと思っている方もいらっしゃるから、私も市の条例を

見る限りは職員の服務規程とかを見る限りにおいてはたしか8時間というものがありますから、今まではこの休息の扱いの問題で若干退庁時間等が考え方としてそれぞれ労使交渉の話ですから合意があったと思いますので、その辺ぜひもう一度職員教育の中でやっていただければと思いますので、お願いをします。

伊藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 なお、先ほどの答弁につけ加えさせていただきますが、基本的にはそうでございます。そして、特に窓口業務なんかの場合、つまり12時になって一斉に休めるという場合でなくて、お客様いらっしゃれば当然対応しなければならないということです。その時間ずれる場合がありますけれども、ただやはり休憩時間は45分だということでございます。

それから、やはり同条を中心といたしまして市民の方々に誤解されないような形で市の広報誌、あるいは簡単にポスターを張りながら、誤解されない形で周知していきたいというように感じております。以上でございます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 はい、ありがとうございました。それではよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、議案第24号、同じく12番のこれでいきますと8ページから10ページまでが関連議案の説明資料になるかと思えます。

ここでまず一つは、これは私も市内の開業医の先生方からいろいろ経過についてはお話を聞いておまして、医師会の会長さん初め中心になってアンケートをとりながら、やはり必要性を訴えてこのように実現してきたのかなという形で見えております。そういった中で、それに関しましてはまず感謝を申し上げたいと思います。

そこで一つお伺いしたいのは、一次救急、二次救急というか、基本的にはその時間外なのか救急なのかという部分での何というか、そういう振り分けとか、いろいろここでやられるということなんだと思うんですけれども、基本的には、そういった意味で、もしちょっと仕組みとしてわからないので教えていただきたいんですが、医療事故等が発生した場合に、訴訟になるという可能性もあるわけですね。今それが特に産婦人科の先生なんかは特にそういうことを気になさっているようでございます。そういう場合、産婦人科は今回余り関係ありませんけれども、そういう医療事故があった場合、その今負担金をそれぞれ二市三町で出しているわけですが、行政側の責任、それからそこに配属になっているその当番だった先生の

その責任というのはどういうふうな見方をなさっているのか、お伺いをしたいんですが。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 施設につきましては、今回塩竈市休日急患診療センター条例ということで一部改正をお願いしているとおりの、塩竈市の施設ということになっておりまして、設置者は塩竈市長でございます。施設の管理者は医師会の方にお願いしているという形での医療機関という形での形をとっております。医療事故等発生した場合におきましては、塩竈市の施設でございますけれども二市三町で共同運営の形をとっておりますので、合わせまして一緒にそういった部分については対応していくという形で、基本的には塩竈市が対応していくという形にはなるかと思いますが、まずその責任については二市三町で一緒に負っていくという形になろうかと思えます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 これから先ほどもお話しありましたとおり、この休日夜間帯、準夜間帯ですね。この部分での、または祝日等の昼間についてはやはり二次的医療機関がだんだんお医者さんの数の確保ができないとすると過密労働ということも出ていてこういう形になってきたわけですので、そうやってやっと地域の開業医の先生方も協力をしてくれるということになりました。

今、特に若い先生はこの医療訴訟の問題については相当神経をとがらせて、今医療事務に当たっています。そういうときに、やはりこれはリスクとして考えるわけですね。そうすると、行政側は話としてはじゃあ二市三町で負担をしていくという話で終わっているのかもしれませんが、やはりこういうものはしっかりと文書で確認をして、その費用負担のあり方、それからお手伝いいただくお医者さんのそういう気持ちの面もありますよね。そうやって不安を持ってやられるのと、いや、ちゃんとそうやってきちっと行政側もサポートしてくれるというものでは違うと思うので、やはりそういう契約をちゃんと結ばれてやった方が、利用する側も安心して利用できるんだらうし、そこでちょっと働いていただく方も働きやすくなると思いますので、その辺の今後の進め方、これは大至急用意された方がいいと思うんですが、お考えをお伺いしたいと思います。

伊藤委員長 阿部健康課長。

阿部健康課長 実は休日急患診療センター開設時におきまして、ただいま議員がおっしゃられたことについては一応協定書という形で一定程度明記されている状況でございます。ただ、

当時当然のことながら準夜帯の部分、土曜日の診療については記載されてございませんので、今般条例の改正の部分をお認めいただきました後には、速やかにその辺の改定も含めた形で手続をとっていきたいというふうに考えてございます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

ぜひそういうことで地元の開業医の先生方が安心して塩竈市、もしくはこの二市三町の、塩釜医療圏ですね。医療圏と見た場合のその一次的な救急の取り扱いの仕方、それから二次的な救急の取り扱いの仕方ということをきちっとそれぞれがそれぞれの協力で安心してやれるように、ぜひ早急に取りまとめていただければと思いますので、これはできたら参加される開業医の先生方ともそれぞれ、もしくは医師会とも契約を結ぶということが私はこれからの社会必要だと思いますので、その辺もご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、資料 9 番のページ数でいきますと70ページ、71ページですね。児童デイサービスにつきましても私の方からお伺いをさせていただきたいと思います。

昨日の河北新報に「児童デイサービスが危機」ということで新聞記事が載りました。これは皆様のご協力をいただきまして本市でも請願が上げられまして、その請願趣旨とほぼ同じ内容の記事だったかと確認をしているわけですがけれども、改めてこの請願の、請願じゃない、ごめんなさい。新聞記事の部分を読ませていただきますと、「障害のある子供が放課後施設で過ごす児童デイサービスの現場が揺れている」ということで、いわばこういう施設、こういう児童デイサービスに適切な療育支援ができる体制のある事業所に就学児童が通うことによって、会話がふえたり、それから人見知りが減ったり、またはここに通うということでその時間的なリズムをつくっていく。こういうことが今療育支援としてその子その子に合ったチャンネルに合わせて行われていると。これは午前中浅野議員も言われたかと思います。

それで、その後、じゃあこういう事業所がなくて、ただ見守りだけだったらどうなるか。これは「こういう場所がないと、障害のある子供は学校と自宅の往復だけで閉じこもりがちになる」と。そして、「何よりも親の負担も大きい」と。ということなんですね。これはだれしもそう見ているわけです。

そして、じゃあ児童デイサービスは昨年12月からの自立支援法に基づいてどうなったかという、「未就学児童が主対象になった」と。主な対象になったと。そして、「未就学児童

が7割以上などの要件を満たすと報酬単価が引き上がる」。だけれども、「就学児童中心の施設では定員が10人以下の小規模施設の場合、報酬単価が約23%も下げられる」と。「制度は施行3年後に見直されるが、国はまだ方針を示しておらず、就学児童を対象にした制度はなくなるのではという不安の声も出ている」と。「あわせて厚生労働省は「児童デイサービスは未就学児童を療育するのが本来の目的」と説明、就学児童については地方自治体による地域生活支援事業への移行を促す。だが、同事業は報酬単価などを地方自治体が決めるため、単価設定が低くなりがちで移行をためらう事業所もある」と。「地域生活支援事業の報酬単価を国より高い水準に設定するなどして、こうした施設を支援する自治体もある。しかし、小規模の施設は存続の危機に立たされている」と。「何よりも自治体によってサービスがまちまちになり、地域格差が生じる」と。これが現場の声として今回新聞に挙げられたわけですが、担当としてはこの新聞記事読まれたかどうか。もし読まれていたらどのように思われたか、ご感想を聞かせてください。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 お答えします。

ちょっと私きのうの記事はちょっと見ていませんけれども、委員がおっしゃったような問題は常々聞いております。確かに国は児童デイサービスというのはそれぞれお子さんたちにカリキュラムを組んで療育指導していくということで、就学児童は養護学校なり普通の学校なりでそれなりの療育指導を受けてきているので、その後放課後のデイサービスではなく、一時預かり的なものであろうというような考え方を示しております。朝から晩まで療育指導というのではちょっとお子さんたちにとってはきついのではないかと。放課後はのんびり体を休めるところであるべきではないかというような考えが今の国の考え方です。

ただ、委員がおっしゃるように、本当に障害児であるからこそ、いろいろ社会的な経験、より多くの接触を持つということも大事なことと思っております。そういった意味で、本市では本市独自で行っていますひまわり園、その辺をできるだけ利用しやすいようにという形で時間の拡大なども図ってきております。請願にありましたような、そちらの方に補助的なものを支援をすることも請願では出されています。そういった部分もこの二市三町の中で塩竈市だけ補助するとかそういう形ではなくて、ちょっと今二市三町の担当者の中でいろいろ集まって話し合っております。

ある施設に塩竈から10人ほど登録してしまして、利府にある施設でございますけれども、

そちらの方ではやはり10名の定員ということで、その中で就学児は3名ということで、その3名の枠に入るのが1週間のうち何回かということで、本当に回数に限られてきているということで、もっと放課後きちんとした時間を過ごせるようなということでたくさんお言葉を寄せられております。一応先ほど言いましたひまわり園もできるだけ使っていただくような取り組みをしておりますので、当面そのような形でちょっと様子を見ていきたいと思っております。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 まずそういった意味では、これまでいろんな議論をしてきましたが、担当課としても一定程度ご理解を示していただける姿勢が出てきたものと感謝をいたしたいと思えます。

そういった中で、今回地域生活支援事業として日中一時支援事業費、112万8,000円が予算化されているようでございますが、これはどのようにお考えになって、どういう要綱等をつくられたのか、それから、具体的には報酬単価表、これはたしか国のモデル、県から来ているかと思いますが、モデルがあるはずで。

で、私今回二市三町でこういう要望、請願の活動をしている中で、隣の利府町の町長さん、見事なものでございました。私も話を聞いていてびっくりしたんですが、障害児の児童の、特に発達障害とかダウン症、それから自閉症の子供の名前、すべてわかっています。それから、お母さん方も全部わかっています。そういうふう、それぐらい一生懸命支援をしているので、担当課長さんからはこの日中一時支援事業の中で二市三町の、何か今お話にあった二市三町の広域の中で、要は介護保険の中でもありましたよね、上乘せみたいな感じの。それがどうできるかということがぜひ広域で話をしてみたいということがありました。

その広域で話す場所というのは、たしか会澤所長さんが何か座長さんか何かなされている会合かと思うんですが、そういった立場でどう進められるのか、あわせてちょっとお伺いをしたいんですが。

伊藤委員長 会澤社会福祉事務所長。

会澤社会福祉事務所長 地域支援事業の中の日中一時支援費112万8,000円、これは今実際ご利用いただいている方がまず10名デイサービスの方があるということなので、登録が10名です。そういった中で9名分ぐらい日中一時支援で見ようということで予算化してあります。日中一時支援の費用でございますけれども、前にありましたショートステイとかそういったもの

を基本にして時間割で大体計算しておりますけれども、この辺もやはり二市三町いろいろ定期的に福祉担当者会議を開いております。こういった中でどのように取り組むかということで話し合い、また、必要であれば担当課長会議、所長会議を開いてどのような方針で進めていくかということも決めております。まだ今のところ先ほどおっしゃったように日中一時支援事業に対しての上乗せ、そういった部分についてはちょっとまだ考えがまとまらない状況でございますけれども、今後とも継続して考えていくつもりでございます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 たしか大和町さんとか大衡村さんなんかは結構具体的にもう上乗せをした形でやられていますので、そういったところもご参考にしながら、どうもやはりその中心になって進める方にやはり皆さんが期待しているという部分もあります。これははっきり言われてきましたので、その辺はぜひリーダーシップをとっていただいて、塩竈がリーダーシップとれるわけですから、ぜひその辺をお願いをしたいと思います。ところで、これはもう少し時間がかかるかと思いますが、ただ、実際に子供たちは去年の10月から家族も含めて大変なことになっておりますので、ぜひお願いをしたい。

それから、もう1点、これも独自事業にならざるを得ないんですが、中高生、中学生とか高校生等を含めた長期の夏休み、夏休みとか冬休みでのこれは日中の一時支援事業のあり方、これについてもぜひ親御さんからは大変もう切実な要望として、多分行政の方にも要望寄せられているし、アンケートの結果にもたしかそういうのが入っていたかと思います。そういうことを参考にさせていただきながら、その辺も含めてちょっと二市三町でご検討をいただきたいと思います。

それから、もう1点は、今学校の方ではやられている特別支援事業、これは以前たしか局長さんお話しになっていたと思いますが、議会の中で出てきたと思いますが、今具体的にその子供に加配として今モデル事業でやっているのは月見ヶ丘小学校だけですよね。あとはほかの学校は学校長さんとか教務主任、教頭先生とかがみんなで協力しながらやっているということで、学校でも残念ながら今そんなに集中してというのはできないんです。それで、できないというか、一生懸命やっというんだけですよ。だけれども、その子のためだけとか、専門的にやるというのがなかなか難しい状況、これから文科省が考えるということでございますので、そういう状況はよくご理解をしていただきたいと思います。

それと、もう1点、これは多賀城の太陽の家さん、ここ今たしか幼稚園の部分で、幼稚園

というか、保育所的にやってらっしゃって、要は健康な、健康なというか、その何だ、障害のない子と障害の子と一緒にやっているということで今大変独特な支援活動をなさっていますが、今大変そこ行き詰まりがあるのは、その健康な子供をどういうふうなこう指導をしたらいいいのか、これが計画的に見えてこなくて、今結構やめていらっしゃるということも出てきています。そういったこともありますので、その辺はやはり二市三町手を取り合って、ぜひ、どうも市長さんは二市三町と協力的な関係を構築なさっているようですので、情報交換をしながらぜひやっていただければと思いますので、この問題は大変重要な問題でございます。ぜひお願いをしたいと思います。これは要望です。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、続きましてお伺いしたいのが、私の方からも同じ……。その前にですね、この9の、資料 9のページ数21ページ、それから111ページを関連してお伺いしたいと思います。

これ先ほどもご意見としてあったようでございます。一つは、21ページの方の歳入を見ますと、県支出金として宮城県強い水産業づくり交付金9,300万円、それから、歳出として漁業経営構造改善事業補助金9,300万円と、これは同じ入り出て同じですね。ということなんです。ただ、ここで一つ聞きたいのは、今までは国の補助金でした。だから国支出金としてこれ本来9,300万円が載っていたはずなんです。それが県があたかも出したように県支出金として交付金に出ているわけですね。すると県の方からも1割もらいたいと思っても、これはちょっと県は出しましたよということになっちゃうんですね。そうなってきた場合、この交付金と補助金の違いって何があるのかどうか、この辺ちょっと教えていただければと思うんですが。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 まず、交付金と補助金の違いですけれども、県は今現在強い水産業づくり交付金というような形で交付金制度にしております。交付金についてはある程度裁量を持ちながら県としてはいろいろなメニューを掲げて、メニューを用意しながら事業のそういった支援をしていく考え方でありまして。あと、うちの方はまだ補助制度というような形で、これは国の方でもまだ補助制度生きている部分ありますので、そういった形で補助制度として国の補助制度を参考にしながら具体的なメニュー、今回のカキの処理場、ノリの陸上採苗施設、そういったメニューを掲げながらそういった目的に補助しようというような形で考えているものでございます。

もともとは今委員からご指摘ありましたように、国なり、国と県については国費については県を通すというのが一般的な形だったんでしょうけれども、直接補助をすると。事業主体

に対して国なり県なりからですね。そういった手法をとっていたのが、国から県、あと県から地元の市町村、そして最終的にその事業主体にというような形でこう間接的なそういった補助制度に、ここ昨年、この強い交付金事業を含めてそういった制度の見直しに変わっているというような状況であります。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

今ごめんなさい。私余り理解できなかったんですが、要は国がたしか一括交付費、地方分権の中でたしかそういうふうな制度に変わってきたのかなと思うんですけども、ただ、私のそのわからないのは、補助金であればその目的の事業をするために市町村なり、その地元にかわって市町村が県を通じたりあれして国の補助金をもらうために要望していくというのがありますよね。そうすると、それは事業のために来るわけですよね。交付金というのはどちらかというところないというイメージでいたんですが、その辺の縛りがどうなっているのかちょっとわからなかったのでお伺いしたかった。さっきの説明ではどうも補助金という見方をしているようにも聞こえたものですから、その辺のところをもう一度ちょっとお聞かせいただければと思います。

伊藤委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 宮城県としては交付金として取り扱っております。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ぜひ、多分地方分権が進んできて、これからは国なり県にこういうメニューがあるからそれをもらいにいこうというのではなくて、市町村がみずから財源を持って、そのやはりこれは国・県もお金出すべきではないかというものをやはり出させるというのがこれから必要な地方自治体に求められている姿かと思っておりますので、ぜひ今回のこの陸上採苗の部分について、浦戸地区では、桂島地区のところではノリ業者の方々も一緒になって「何とかみんなで島挙げて応援しようや」ということでやっている計画でございますので、ぜひこれは確かに組合が今一生懸命もう夜おそくまで計画練り直しながらやっておるようでございますが、ぜひまず地元塩竈市が1割負担、これは野々島でもそういうふうに来てきたわけでございますから、それを決めていただいて、県にもそういう交渉をしていただきますようお願いをしたいと思います。課長、いかがでしょうか。ということでいかがでしょうか。部長。

伊藤委員長 三浦産業部長。

三浦産業部長 先ほど来この件につきましては塩竈市の支援というふうなことがご意見として出されております。私どもも今回地元の組合さんが申請するに当たりましては、県の制度がこのように変わってきたということにつきまして、十分に事前からご協議をさせていただいてきた経過がございます。

そうした中で、例えば18年度この組合におきましては別の島におきまして同等の施設整備を既に行われたわけでございます。市内には四つの組合さんがございまして、また同じ組合が翌年度に同じような施設を二つ続けてということになりますと、短期間のうちに三つというふうなことになります。こういったことも含めまして、私たちとしてはいろいろ繰り延べをする方法もあるのではないかと、その中で我々も財政的な部分というふうなものがある程度の余裕が出てくればというふうなお話もさせていただいたわけですが、なかなか我々としても条件を整えるようなところまでいかなかったというようなことの中でできる限りの努力はさせていただきましたが、結果としてはこうした形になっているというふうな状況でございますので、この辺につきましてはぜひ経過、そしてまた、そうした交渉内容等もご理解を賜ればと、そんなふうにご考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 今浅海漁業の分野で、特に今回ノロウイルスを初め、一番打撃を受けたのが桂島地区です。やはりそういった部分では施設的なものも考えられるわけですね。で、はたから見ている人にすれば、「やっとあんたたちもそこまで気づいたのか」というところかもしれませんけれども、それでも歩みはおそくてもやっとここまで「じゃあノリをやっている人たちでカキの人たちを応援するから」ということで、今回こういうようにまとまってやっているわけですから、そうすることによってやはり離島の振興、やはり後継者育成ということにもなっていくんだと思うので、この辺のところは十分わかっていらっしゃると思いますので、何とか19年度中に一定程度の新しい見解を出して、前向きに見解を出していただければと思いますので、これはお願いをしたいと思います。

続きましてお伺いをしたいと思います。あと10分、5分ですか。5分ですね。じゃあ、時間もないので、次にお伺いしたいのが、資料 15番のこれは9ページですね。せっかく資料が出てまいりましたので、18年度の予定価格事前公表案件、落札率内訳の一般競争入札分の

7番目、7番目にあります株式会社イシケン、これは工事名18単ですね。松陽台1・3丁目汚水枝線改築工事、これは下水道事業所の発注ですが、下水道事業所の案件で、発注は総務部でやっていらっしゃるんでしょからお伺いするんですが、きのうの新聞にその株式会社イシケンが自己破産申請をして、負債額が6億6,000万円ということが載っておりました。それについて、今後この工事の件含めて契約者側はどういうふうになさるのか、お話を聞きたいと思います。

伊藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 伊藤委員にお答えします。

今ご指摘の件でございますが、事実でございます。昨日の河北新報に記載されたとおりでございます、本日をもって当該株式会社イシケンの方から工事続行不能の届けが市長あてに郵送してまいりました。直ちに破産手続に入るものというふうに理解してございます。

確かに入札、これは一般競争入札、これ予定価格事前公表に基づく一般競争入札でございます、1月の11日に執行してございます。したがって、それで入札金額が2,545万7,000円でございます、工期が1月15日から3月末まででございます。既に前払い金といまして801万円を東日本建設業保証株式会社の方に納めてございます。幸いと申しますが、今の現段階では準備工、準備のための工事でもって本工事には入ってございません。したがって、いわゆる恐らく委員もご心配かと思えますけれども、下請等々についても届け出もございませんし、そういったような影響はないものというふうに理解してございますし、これをもって契約解除の手続をとりまして、30日以内に先ほど申しました東日本建設業保証株式会社の方に前払い金の返還と違約金10%の全額を請求し、恐らく全額返還されるものというふうに考えております。以上でございます。

伊藤委員長 伊藤委員。

伊藤(博)委員 ありがとうございます。

この一般競争入札、どうしてもこれから中心となってやっていく入札制度でしょうから、こういったこともあり得るんだと思います。そういったときの対応、出来高が発生したときはどうするとか、それから地元の方が下請で入っていた場合の連鎖的なもの、そういったもののきちとした役所としてのやはり、どう防止しようと思ってもこればかりはなかなか中身まで踏み込んで経営審査する時間も労力も大変でしょうから、そういった意味では最小限のやはりリスクで済むようなことをやっていただきますことをお願いしまして終わりたいと

思います。ありがとうございました。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 では、私の方からも質問させていただきます。

最初に、議案第19号、20号、21号についてお伺いしたいと思います。

19号の職員定数条例の一部改正の内容であります。今回定数を805人から787人にすることで、その内訳として一般職が435人から421人、そして教育委員会の職員が114人が110人ということでありまして、前に協議会で総教に示された資料の中の改正前の部分をその後の部分に入れてその数にしているようであります。それで、実際はもっと減っているんだというふうなお話もありました。そこでお伺いしたいのは、よく市長さんは要するに類似都市と比べても、この議場の中でも「類似都市と比べてもまだ多いんだ」というお話をされております。そこでお伺いするんですが、類似都市との比較ということでお話しされているわけですが、類似都市のその何と言いますか、人口とか面積とか、さらには財政規模とかいろいろあると思いますが、産業の分野とか、それについてはどの程度入っているのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 担当課長からお答えをさせます。

伊藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 類似団体は私どもの方の塩竈市は2 - 5ということになってございまして、こちらは人口構成、それから産業構造、そういったもので基準となったものでございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 そうしたことだということでお話がありました。塩竈の場合には、先ほど市立病院については180名ですね。180名をこしは堅持していくということで曾我委員の質問にお話がありましたが、必要な部署にはそういうふうにしなくてはならないわけですね。それでお聞きしたいのは、塩竈のそういう意味では産業構造、港抱えて魚市場があって、いろんな事業がほかの類似団体にはないような事業が結構あるわけですね。それだけに、必要な人員も要されるわけです。そういった点を踏まえたときに、単に類似都市云々だけで言えるものなのかどうか、その見解についてお伺いしておきます。

伊藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 類似団体との比較でございます。17年4月1日現在は類似団体との平均との比較が88名、18年の4月1日になりますと91名ということで、さらに拡大をしておるということです。私どもの方が努力していても、ほかの市の方がもっと努力をしているという現状があるのかなと。それで、類似団体と私どもの方との違いがあるのではないかというお話がございました。確かに私どもの方の要因といたしまして、産業部門の方で港湾施設、漁港施設、そういった分の産業分野の人的な投入、それから、特定行政庁があることなどから、そういった部分については必要数があるというふうには認識してございます。

しかしながら、類似団体と比較しまして人数が多い部分を申し上げますと、例えば土木部門、それから教育関係の部門、それから衛生関係の部門ということでしょうかね。そういったところが同じような業務を抱えていても多いという実態があるということでございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 今四つの部門についてお話がありました。しかし、よく考えてみてください。部長笑っているけれどもね。教育委員会については自校方式という給食のですね。本当にこれは誇り高い、子供たちの健康を守っていく上での自校方式をとっているということが非常に長いこと塩竈ではそういう施策をとってきて、やはり一定の人数が必要だと。当然のことなんです。ですから、そういう点。それから、先ほど衛生の問題がありました。塩竈には保健師さんたちがたくさんいていただいて、そして本当にいろいろきめ細かくやってくれています。そういう歴史がこの塩竈にはあるわけです。さらには、何と言ったかな。その次何でしたっけ。教育、衛生……。土木、土木はいろいろ私たちも皆さんがご存じの、皆さんもすぐに土木に現場を見てもらったり何なりしながら、これは仕事が仕事量が多いと、そういう点があるだろうと思います。

要するに、私が言いたいのは、やはり塩竈が長いこと独自に行政の上で塩竈市民の生活や暮らし、営業をしっかり守る点で果たしてきた役割、そういうのがあるわけですね。そういうようなものを一定の人の配置をしながらやってきている。そういう点で簡単に類似都市との比較で云々というわけにはいかないのではないかとこのことを私はここで強調しておきたいというふうに思います。

それで、次に移りますが、先ほど伊藤委員の方から休憩時間の問題が出されました。それで、私もこの内容だけではほとんどわからないわけですね。何がどういふふうになるのかと

というのがわかりません。そういう点では参考までに、聞いている市民の方々もわかるように、今まで出されていた、第7条で出されていたこの任命権者の規定ですね。そういったものを今回は削除するという内容について、まず最初にわかるように説明してほしいと思います。

伊藤委員長 郷古総務課長。

郷古総務課長 今回の議案第20号に関してのご質問でございます。

今回休息時間の廃止というようなことを出してございます。それで、これは先ほど伊藤委員の質問にもありましたように、これは労働基準法に定めがあるものではなくて、国の、国に準拠して本市の条例、規程、または服務規程で定めているものでございます。それで、本市のこれまでの規則なり服務規程におきましては、休息時間については午前10時から15分間、そして午後3時から15分間というような定めがございました。ただ、それを運用上この休憩時間と、昼の休憩時間と合わせてこれまでは1時間というか、45分プラス15分という形で運用上取得してまいりました。それを今回この条例で休息時間を廃止することによりまして、昼の休憩時間につきましては12時から12時45分までの45分間ということになるものでございます。

また、先ほど伊藤委員からご質問ありましたけれども、労働基準法上では8時間だと1時間の休憩ではないかというようなお話しありましたけれども、先ほど総務部長からお答えしましたとおり、6時間を超えるものについては労働基準法においては45分間、少なくとも45分間、そして8時間を超える場合については1時間というようなことになってございます。ですから、本市の場合の勤務時間につきましては8時間ということでありますので45分間、今回の45分間の休憩ということについても法律に抵触する内容ではないというようなものでございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 私はここで一つの新聞に出ました内容についてお知らせしたいと思うんです。

盛岡で、昼休み時間1時間確保してほしいというのを商店街の関係者の方々が市の方に要請したんですね。それで、これは1時間にするという方向で回答が出されていたようです。それは何かと言いますと、1月から県庁職員の昼休みが45分に短縮された結果、売り上げが大幅にマイナスになったと。商店街の方々はね。食事もそうでしょう。ゆっくりと食べられないと。したがって、その周辺の商店の方々は盛岡市に対して岩手県職員の昼休みをもとに戻すよう求めておりましたし、同時に盛岡市に対しても、同等の検討がされているのであれ

ば商店街の存続のためにもご検討とご協力を申し入れたということで、それに対して市長と相談しまして、昼休みは1時間確保するよう職員団体とも相談したいという回答をしたと言
うんですね。

ですから、今わかりましたのは、6時間以上8時間以内というのは8時間も入るわけ
ですね。それは45分でもいいんだというふうな判断のようですけれども、そういう点でいけば、
やはり職員の方々、ここはやはり多いわけですから、その方々が昼休み町の中に出ていく。
そして食事をする。あるいは買い物をする。そういうような方々がやはりおられるだろうと
いうふうに思うんですね。そういう点からこれは商店街の方のご意見、岩手の商店街の方の
ご意見をご披露したわけですけれども、そういうこともありますので、当然組合とは了解さ
れたのかもしれませんが、そういった点を踏まえてやはり休むべきところは休んで、健康を
きちんと管理しながらやっていくということが重要ではないかということを特に強調してお
きたいというふうに思いますが、ご意見がありましたら。

伊藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 小野委員にお答えいたします。

我々の健康を大分ご心配いただきましてありがとうございます。我々公務員はあくまでも
ルールを守るのが我々の義務でございます。昨年の6月、国がこの休息時間を廃止したこ
とによりまして、我々もまず国公に準ずるとというのが基本でございます。ちなみに、県内各自
自治体調べましたら、この4月1日より同じような休憩時間でスタートするというござ
いまして、確かに地元の飲食店の方々の確かに懸念されることもあるかもしれませんが
も、これは肅々と制度を導入してまいりたいというように感じます。以上でございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 そういう市の方では検討はされないということだということに受けとりますけれど
も、そういうような状況で全国的にというよりも、お隣の盛岡市の方ではね、もう盛岡市さ
んの方ではそういう取り組みがされようとしているというのがありますので、やはり十分そ
ういう点では考えていただくことも必要ではないかということだけ申し上げておきたいとい
うふうに思います。

その次の条例であります、特別職の給与改正と合わせまして、地方自治法の改正で結局
助役さんの名称が副市長さんになり、そして収入役さんが今度はなくなるというふうな内容
だろうというふうに思うわけですね。そこで2点ほどお聞きしたいんですが、助役さんが4

月1日から副市長さんになることによって、行政がいろいろその市長さんだけの要するにその仕事がいろいろこう分担されるというふうな書き方が総教の中で出された資料を見るとあるようでありますけれども、そういった点では実際にどういうことを、全国的にそうなっているからそうなんだということなんだろうとは思いますが、この副市長としての役割、任務というのはどういうものなのか。それから、現在までの監査委員というのはどういう役割だったのか、その2点について最初お聞きします。

伊藤委員長 田中政策課長。

田中総務部次長兼行財政改革推進専門監兼政策課長 今回の地方自治法改正に伴うにつきましては、地方分権が推進されている中で地方自治体のいわゆる自己決定、自己責任の拡大の中で住民自治の拡大とか、そういったものを支えるために見直されたものでございます。

副市長の職務ということでございますが、改正前につきましては、長の補佐、職員の担任する事務の監督及び長の職務代理ということが規定されてございましたが、今回の改正におきましては、加えまして長の命を受け政策及び企画をつかさどること、さらには長の権限に属する事務の一部を委任を受けて執行することが可能になったということが挙げられてございます。ただし、こちらの事務の委任の方につきましては、告示が必要ということになってございます。こういったことを受けまして、今回の条例の改正の中では副市長の部分の定数の部分を改めて定めたということでございます。

それから、収入役制度の見直しもこの中に入っております。こちらの方につきましては、会計事務の電算化の進展、それから監査制度の充実などの現状を踏まえまして、特別職である収入役を廃止するという内容のものでございます。その上で会計事務の適正な執行を確保する仕組みを維持するため、会計事務に関し独立の権限を有する一般職の会計管理者を置こうとするものでございます。こういった改正内容でございます。

それから、監査委員につきましては、住民自治や情報公開制度の進展に伴いまして、行政全般に関する監視とチェック機能を行う監査委員制度の重要性が増しているという背景を踏まえまして、これまでの自治法では3人または2人ということで定数が決まっていたが、改正後は原則2名ということになりまして、しかしながら、先ほど説明しました監査の重要性ということから条例で定数を増加させることができるとされているものでございます。こういった状況を踏まえまして、今回の条例改正は、まず法改正の基本的な枠組みの部分ののっとりまして私どもの方の体制について条例を改正しようとするものでございます。

それから、法の経過措置といたしまして、現に助役である者は副市長に選任されたものとみなし、それから現に在職する収入役につきましては、その任期中に限り従前の例により在職するものとみなすということがございますので、それを受けましてそのような改正を行っているということでございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 はい、ありがとうございます。

結局、収入役は将来的にはなくなるという状況ですね。それで、改めて収入役の役割という、今お話がありましたけれども、収入役は助役さんの場合とはまた異なって、この……、失礼しました。その前にその収入役の廃止そのものは市長へのですね、首長へのチェック機能を弱めることになるというふうに、チェック機能、首長へのチェック機能を弱めることに、これは会計上ですよ。会計上でいろいろ見ていった場合ですね。で、そういうことが言われております。収入役というのは議会の同意によって特別職で務められてきたわけですね。だから、市長さんが任期中の一方的な解職というのは認められないということで、現に私たちが市長さんがかわっても収入役さんはそのまま任期期間中おられたというのも経験しております。まさにそれくらいのきちんとした役割を持っているというところなんですね。そういう意味で、要するに今の首長さんから独立してその職務を遂行する責任をこう負っているのが収入役さんの仕事だろうというふうに思っているわけです。そういう役割があったと思うんですね。そして会計事務の公正と継続性を確保してきたものというふうに理解しているわけですよ。電算化が進んだとかいろいろありますけれども、しかし、根本的なところについてはその辺の検討はどの程度されていたのか。地方自治の改正だからといえばそれまでですけども、中でそういった点は検討されたのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

伊藤委員長 山本総務部長。

山本総務部長 基本的には地方自治法の改正に伴って我々自治体はそれに基づいた条例を改正するというのが基本でございます。

それから、今小野委員おっしゃったように、そのいわゆる収入役の存在ですけども、それは地方自治法ができたときの収入役の位置づけがまさに会計独立の原則ということで、これはもう首長からも全く独立してございました。（「そうですね」の声あり）解職もできなかったということですけども、それは結局はその政治的に左右されないで、とにかく公金

をきちんと確保するといったことからその収入役制度があったと思います。ただ、時代は変遷してきて、今言ったように情報公開制度が徹底するというような中、また、さらにはOA機器も発達しているという中で、かなり透明性がなってきたということですから、それはもう事務職ということでの出納責任者ですか、置けばいいということでの自治法の改正の趣旨だというふうに理解しています。以上です。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 そういうことで、今部長から説明はありましたけれども、収入役はこの改正ですね、これについてはやはりいろいろ意見があるところだということだけ申し上げておきたいというふうに思います。

それで、予算書の関係で 9に基づいて少し私もご質問したいというふうに思います。

最初に、吉川議員も住宅の問題で取り上げておりましたが、ちょっともう少し取り上げた方がいいのではないかといういろいろご意見もあるようですので、私の方からまた改めてさらに取り上げさせていただきたいと思います。

それは市営住宅の関係で、収入の部でね……（「何ページですか」の声あり）今言います。

9の11ページに、公営住宅使用料1億2,441万2,000円、これは金額、節の金額ですが入っております。この中には公営住宅使用料現年度分が1億600万円ですね。公営住宅の過年度分がちょっと省略しますが790万円、そして特定公共賃貸住宅使用料というのが68万4,000円、公営住宅。これらを全部合わせますと、下の分の目的外使用料とか、これを外せば1億2,441万円というのが家賃収入なんですね、結局はね。家賃収入と。それと、それから15ページをお開きいただければ、住宅費の補助金というのがあります。これは国の方から来る国庫補助ですが、国庫住宅家賃対策補助金というのが5,325万6,000円、この公営住宅家賃対策補助金そのものは4,437万3,000円ですね。3,000円です。で、これを合わせますと1億7,000万円の歳入になるという状況ですね。市営住宅に関しては。

それで、さらに見ていただきますと、支出の分ではありますが、132ページであります。132ページですね。そこに132ページの住宅管理費がありますね。132ページ、そうですね。4,174万7,000円が入っていますね。それと、恐らくこれは出る分だと。要するに、この住宅の修理費ですね、修理費を含めたものが入っている。あるいは、職員の人件費等が入っているということだと思います。それでお聞きしたのは、さらにこの住宅を考えた場合に、出る分としては当然建物建てた、市営住宅を建てた、そのときの支払い関係が当然出てくるわけですね。

そうしますと、19年度でその支払いとして見ている部分はどれくらいあるのか、それをお聞きしておきたいと思います。

伊藤委員長 千葉建築課長。

千葉建築課長 今回の質問は、建築、市営住宅を建てたときに、そのときの借入金の支払いのことでしょうか。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 当該年度で支払いをすべき金額。19年度で支払いをするのがどれくらいなのかということですか。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 ちょっと手元に資料ございませんけれども、元利の元金と利子の償還ということで、公営住宅で借り入れた金額の返済額があります。それについてはちょっと調べさせていただきますと思います。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 それが出てこないとちょっと次の質問が出ないということになるんですが、要するに何を言いたいかといいますと、住宅の問題ではいろいろすれ違っていたりしているようですが、要するに使用料として、19年度の市営住宅に関して、使用料は1億2,400万円入るとのことですね、簡単に言えば。国庫支出金からは4,400万円入ると。そうすると、そうしますと1億6,800万何がしが歳入として入っていますよと。ところが、住宅費でかかっている分は人件費含めてですね、4,174万7,000円ですよと。

それとかかる分は何なのかといえば、恐らく当該年度支払いをする。元利についての利息も入っているのかもしれませんが、その支払い分じゃないのかと。それを差し引いた分は一体どこにいつているんですかということですか。最初にお聞きしたいのは。

では、まだ来ていないからちょっと保留にして、次のに移ります。時間ありませんので。委員長。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 それでは、それをちょっとそのまま預けたままにしまして、次のに入りたいと思います。時間もなくなるとお思いますので。

それで、ちょっとその間簡単なものから入りたいと思うんですが、127ページお聞きください。127ページの河川水路整備事業費1,000円がこれは科目設定でついているわけですね。佐

藤市長になってから全然変化がないんじゃないかと。予算が全然組まれていないのではないかと。それはなぜなのか、まずそれを最初お聞きしておきます。

伊藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えさせていただきます。

河川水路費1,000円しか予算計上されていないのではないかとのお話でございますが、総体的に普通建設費そのものにつきまして、若干圧縮というような中で整理をさせていただいておると。河川につきましては、当然市内かなりの河川がございますが、一定程度の整備がなされているものがほとんどでございますが、近々的に実施をしなければいけない箇所もございますが、今現在ではすぐという状況にないという判断をさせていただいております。以上でございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 実はなぜこれ聞いたかといいますと、伊保石処理場線、ちょうど環境組合をつくる時に伊保石処理場線の整備をしました。そのときに迂回路としてある方の土地をお借りしたわけですね。そのときに、後から私はお聞きしたんですが、水路の整備をするというお約束になっていたというふうな状況であります。ところが、担当課が大変頭を痛めておりますけれども、なかなか予算がつけられない。そういうことで、この約束がまだ守られていないという状況であります。この場所は塩竈市の場所になりますが、持ち主は利府の方であります。そういうことで、塩竈市が約束をしてもしないのかということになってしまうと、これまた私も大変申しわけないというふうに思いますので、これについてはどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。要するに水路の予算がつけなければできないのか、別な予算でやるつもりでいるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

伊藤委員長 内形建設部長。

内形建設部長 今、その地権者の方に水路整備をすると約束をしているということでございますが、ちょっと我々のところではそういったようなお約束をするというのはちょっと現実的に、すれば必ず予算を裏づけして約束するわけですので、この辺ちょっと我々経過を追っていませんので、これは調べさせていただいて、しかるべきところでお答え申し上げたいと思います。以上です。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 部長までいっていないということだとすれば、やはりこう物事が進んでいない原因

がそこにあるのかというふうに思いますので、私はそういう点で直接本人から言われて現場を見て、その旨もう2年前からこれ言ってきたというのがありますけれどもね。担当課は大変頭痛めていると思いますが、大げさなその水路を整備するということではなくて、恐らく側溝の改修的なところで済むんだらうというふうに思うんですが、何しろ名目は水路でやらなければならないのかなというふうにも思っているのだらうと思いますので、それは状況をぜひ見ていただいて対応されるように求めたいというふうに思います。この件はわかりました。

それから、先ほど大変恐縮な話ですが、水路の質問が、汚泥処理関係の質問がありました。この際に、宮町、石田、玉川地域という、全部並べればいいんでしょうけれども、言えなかったといえばそれまでですけどもね。越の浦の水路がいつも入ってきていないというのはあるんですね。これはダブル踏切のところに続いていく越の浦のため池に続いていく水路がありますが、雨が降れば本当にダブル踏切が冠水してしまうというような状況です。歩道橋がありますので、直接的にそここのところは越えていってもやはり水がいっぱいになるところは歩かなければならないという状態があるわけですよ。子供たちが出た後もね。歩道橋をおりたところも冠水しているわけですから、そういう関係でやはり水の流れをよくすると、これはここでは述べませんけれども、下水道を早く整備してもらおうというのが基本になります。ですが、それは求めると同時にやはり水路の汚泥処理を含めた清掃関係、これはしっかりとやっていただきたいということをここで申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 千葉土木課長。

千葉土木課長 お答えさせていただきます。

越の浦水路のしゅんせつといいますが、土砂に対する対応ということで、以前から委員初めいろいろご要望いただいていたかと思えます。越の浦の部分につきましては、ご回答今までさせていただいていますのは、東北本線と仙石線が非常に近いところ、そこが一番ご要望箇所ということで図面等も明示させていただいていると。その箇所につきましては非常にその基盤そのものが軟弱な部分もありまして、なかなかその思うようにしゅんせつというような計画も立てにくいというようなことで今に至っているということでございます。

水の流れを阻害しないようなということでございますが、私どもといたしましてはため池の中に生えてございますアシですとか、ヨシとか、そういうたぐいのものをできるだけ刈り込

みをすることによって水の流れをよくするような対策というようなことで考えてございます。
以上でございます。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 まだ先ほどご質問ありました住宅に係るその償還金の方の数字ちょっとつかめていないんですけれども、元金の償還が大体5,000万円ぐらいではないかと思えます。それから、公営住宅関係の借り入れ残高が15億円ぐらいでございますので、借り入れ時期のその利子次第ではあるんですけれども、例えば15億円の4%であれば大体6,000万円ぐらいが利子ということですので、おおむねそのような数字ではないかなというふうに考えてございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 そうしますと、5,000万円の6,000万円で1億1,000万円ということですか。19年度での支払いは。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 お答えいたします。

公営住宅債の元利償還金でございますが、元金の方が約4,300万円、それから、利子の方の支払いが2,800万円ほどでございます。ただ、ちょっと詳細はつかめていませんので、公営住宅債として把握したものでございます。このほかに単独分に充てている分でほかの地方債があたっている場合もございますが、その辺はまだちょっと確認できておりません。以上でございます。

伊藤委員長 小野委員。

小野委員 大ざっぱに言えば元金とそれから利息入れて6,900万円ぐらいだと。そうすると、先ほど私言いました住宅管理費が4,100万円、見積もっても1億ぐらいということになりますね。そういう意味で、1億、先ほど言いました市営住宅の使用料と、それから国庫支出金を入れると1億6,800万円。これ、ところが使う分が1億円ということになれば、残りの6,800万円、約7,000万円は一体どこにいつているんでしょうと。だから、これが一般会計に入っているんだろうというふうに思うんですね。そういう意味で、私は時間がないので簡単にしますけれども、そういう点ではこれを財源にして軽減措置を考えていくべきではないかと。まず一つは最低家賃制度ですね。そういうものを設ける財源にするとかにすべきではないかというふうに思うのが一つです。

それから、きのうも吉川議員が建てかえの問題いろいろ言っていました。そういう意味では

建てかえをすれば収入はこう入ってくるわけですね。ですから、そういう点でそういったこの公営住宅の建てかえの問題についてどのように考えているか、あるいはその辺のところについてですね。それから、古い建物とか、それから新しい建物でいろいろ家賃の差がありますね。そういった点をどういうふうに考えていくのかとか、その辺もあろうかと思うんですが、いずれにしろ改めて申し上げますが、6,800万円、7,000万円ぐらいはいろいろ使えるお金ではないかと。住宅のためにというふうに思うんですが、それについてどうでしょう。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 先ほどちょっと補足をさせていただきます。

建てかえ時に住宅のその建設に要する経費といいますと、起債借りたものの償還というのはあるんですけども、もう一つは充当が100%というわけではございませんので、その建設年次に公営住宅の建てかえの財源が当然かかるわけございまして、そういったものも加えていかなければならないと思いますし、それから、年度によっては使用料とその経費のバランスがどうなっているかということもございまして、そういった意味ではちょっとトータルで見る必要があるのかなというふうに考えてございます。（「委員長、終わったんですね。終わったの」の声あり）

伊藤委員長 鈴木昭一君。

鈴木委員 もう時間ということで最後になりましたけれども、皆さんからご質問あるかと思って期待していたんですがございませんでしたので、私から大事なところだけ3点にわたりお聞きをいたします。

9番の、資料 9番のまず45ページ、集会所の修繕費の補助金128万2,000円でございますが、この件については非常にいろいろな町内会から修繕要望があると。しかし、残念ながら予算がないということで、大分断られているというようなお話がございました。そこで今回のこの19年度の集会所の修繕費については、もう既にこの支出先が決まっているのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

伊藤委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 では、お答えをさせていただきます。

この今回の128万2,000円ほどの予算でございますが、これにつきましては平成18年度の予算をキープさせていただきました。これはほかの予算を削ってでもこの額を、マイナスシーリングの中でもこの額を確保させていただきました。来年度にもうこの額が決まっているのか

と申しますと、まだ決まっているわけではございません。と申しますのも、大体前年度あるいは今年度末あたりに総会等で各町内会でいろいろ集会所の修繕等の要望整理をしてきますので、そういった相談を積み上げながら大体年度末あたりまでに整理をして、さらにはどうしても緊急的に直したいというところもございまして、そういったものの予算とのバランスを見ながらこれまでやってきております。

確かに委員今お話しのとおり、町内会の中で要望してももう予算が底をついて次年度にお願いしますと言ったときに、「いや、市に迷惑をかけたくない、町内会独自でやります」というところも何件か最近出てきてはおります。私ども非常にありがたいことではございますけれども、できるだけそういったことのないように整理をさせていただいて、優先順位なんかもつけさせていただきながら、町内会の理解を得ていただきながら進めていきたいと思っております。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 実はやはり集会施設いろいろな方々がお使いになる。また、高齢者もかなり使いますし、また、身体の不自由な方も使うということから、やはり何といたってもバリアフリー的なやはり集会施設でなければならないと。しかし、残念ながらその紹介あったところはトイレが全部和式であると。とてもじゃないが用が足せないということでそういったお話があるわけでありまして。何としてもその洋式的な仮設の部分もあるかと思っておりますけれども、なかなか後々の掃除や何かが大変だということで、ぜひあの点改善をしたいと。やはり地元としてもある程度の負担もしながら、市の方でも少し補助をしていただきたいというのが要望でございますので、どうぞその辺について、先ほどまだ今年度決まっていないということでありますので、ひとつその辺そういった回答先とも協議の上、ぜひ進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員長 澤田市民課長。

澤田市民課長 平成19年度の分がまだ決まっていないというお答えでございます。今年度につきましては残念ながら消化をさせていただいております。確かにトイレにつきましては、もう平成15年度に3カ所、16年度で1カ所と、あるいは今年度も1カ所と要望というか、改修ですね。和式から洋式にということで出てきておりますし、かなり老朽化した施設が多々ございますので、今後もかなりそういった要望も出てくると思っておりますので、できるだけ予算をうまく整理をいたしまして、優先順位をつけて対応していきたいと思っております。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

では、次に、47ページのカメイこどもの夢づくり基金20万円ですが、これは積立金ということでございますけれども、どうもこのカメイこどもの夢づくりの事業がどのようなことを今なされているのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

伊藤委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育部教育委員会総務課長 それでは、現在基金を使って事業を行っている教育委員会の立場でお答えさせていただきたいと思います。

カメイこどもの夢づくり基金につきましては、小中学校の図書の整備ということで平成17年度から3カ年で計画的に図書の整備をまずひとつしております。それと、感動支援プロジェクト事業ということで、これは5カ年の計画で行っているというような状況でございます。以上です。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 以前はその海外に行ってやっていたプロジェクトもあったようですけれども、何か以来このごろなくなったということで非常に寂しい思いがしているわけありますので、予算的な問題もありますでしょうけれども、ひとつぜひご努力をお願いしたいと思います。

最後に、また教育委員会でございますけれども、141と165ページの中学校、また体育施設の自動体外式除細動器の設置事業でございますが、ここには中学校では30万9,000円、体育施設では12万4,000円という予算がついているわけありますけれども、ご存じのようにこれは1器当たり30万円ぐらいするのではないかと思います、この辺の内容についてお聞きをしたいと思います。

伊藤委員長 小山教育委員会総務課長。

小山教育部教育委員会総務課長 お答えいたします。

こちら中学校はリース契約で5台保有してございまして、1台当たり月額5,000円、約5,000円で12カ月で1台当たり6万円年額かかっております。それが5台で30万円程度の予算となっております。また、生涯スポーツ課の方でも2台持っておりますので、12万4,000円の予算というふうになっております。なお、生涯スポーツ課におきましては、企業から寄附を受けました除細動器が別に2台ございますので、そちらを加えますと生涯スポーツ課では4台保有している形になっております。以上です。

伊藤委員長 鈴木委員。

鈴木委員 今リースということですので、できればこの説明書にリース代とでも書いてもらえれば質問の必要がなかったのかなと、このように思いますけれども、やはりこれでも一般質問でまた取り上げておりますので、これについてはまたその中で詳しくお聞きをいたします。ぜひこういった不慮の災害のとき、非常にやはり効力を発揮するわけですから、ぜひそういったことを充実を図っていただければ、このようにお願いをして終わりたいと思います。ありがとうございました。

伊藤委員長 お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分1については、これで一応の質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 異議なしと認め、審査区分1については一応の質疑を終了いたしました。

さらにお諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、明2日午前10時より再開し、審査区分2についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日の会議は、これで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時42分 終了

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月1日

平成19年度予算特別委員会委員長 伊藤 栄一

平成19年3月2日（金曜日）

平成19年度予算特別委員会
（第3日目）

平成19年度予算特別委員会第3日目

平成19年3月2日(金曜日)午前10時00分開会

出席委員(21名)

菊地進委員	田中徳寿委員
伊藤栄一委員	志子田吉晃委員
鈴木昭一委員	今野恭一委員
嶺岸淳一委員	浅野敏江委員
吉田住男委員	佐藤貞夫委員
木村吉雄委員	志賀直哉委員
香取嗣雄委員	曾我三三委員
中川邦彦委員	小野絹子委員
吉川弘委員	伊勢由典委員
東海林京子委員	福島紀勝委員
伊藤博章委員	

欠席委員(2名)

武田悦一委員	鹿野司委員
--------	-------

説明のために出席した職員

市長	佐藤 昭 君	助 長 役	加藤 慶 教 君
総務部長 兼危機管理監	山本 進 君	市民生活部長	大浦 満 君
健康福祉部長	棟形 均 君	産業部長	三浦 一 泰 君
建設部長	内形 繁 夫 君	総務部政策調整監	小山田 幸 雄 君
総務部次長兼行財政改革 推進専門監兼政策課長	田中 たえ子 君	市民生活部次長 兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長 兼保険年金課長	木下 彰 君	産業部次長 兼商工観光課長	荒川 和 浩 君
建設部次長 兼都市計画課長	茂庭 秀 久 君	総務部総務課長	郷古 正 夫 君
総務部財政課長	菅原 靖 彦 君	総務部税務課長	福田 文 弘 君
市民生活部市民課長	澤田 克 巳 君	市民生活部 浦戸交通課長	佐藤 俊 行 君
健康福祉部 社会福祉事務所長	会澤 ゆりみ 君	健康福祉部 介護福祉課長	高橋 敏 也 君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷 統 君	建設部 下水道事業所長	金子 信 也 君
産業部 水産課長	渡辺 常 幸 君	総務部総務課長 補佐兼総務係長	佐藤 信 彦 君
会計課長	橋内 行 雄 君	市立病院長	伊藤 喜 和 君
市立病院事務部長	佐藤 雄 一 君	市立病院事務部 次長兼業務課長	伊藤 喜 昭 君
市立病院事務部 医事課長	安部 弘 章 君	市立病院医療福祉部 医療福祉情報企画室長	山本 邦 男 君
水道部長	佐々木 栄 一 君	水道部次長	大和田 功 次 君
水道部総務課長 兼経営企画室長	尾形 則 雄 君	水道部営業課長	鈴木 清 君

水道部工務課長 鈴木幸寿君

水道部浄水課長 黒須精一君

監査委員 高橋洋一君

監査事務局長 丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長 佐久間 明君

事務局次長兼
議事調査係長

安藤英治君

議事調査係主査 戸枝幹雄君

議事調査係主査

斉藤 隆君

午前10時00分 開会

伊藤委員長 皆さんおはようございます。

ただいまから、平成19年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日欠席の通告がありましたのは武田悦一委員及び鹿野 司委員の2名であります。

これより審査区分2の特別会計・企業会計の審査を行います。

発言のお一人の持ち時間は申し合わせにより答弁を含めておおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

質疑に入ります。

浅野委員。

浅野委員 おはようございます。

私の方からは交通事業の特別会計についてまずお聞きいたしたいと思います。

資料 9の195、196をお開き願いたいと思います。

離島の定期運航費としまして、本年度は前年度よりも約436万5,000円の削減というふうな形で歳出もなっておりますけれども、歳入の方も同様に680万円マイナスを予算化されている状況を見まして、今後の定期便についていろいろ質疑をしていきたいと思いますが、まず、その点で一つお聞きしたいのが、航路の最終便、一番最後に塩竈を6時に出て、そして朴島に着いたその船が、その日は空のままでもう一回塩竈に帰って、翌朝また空の船が朴島の方に行って、そこから出発するというふうに聞いているんですけれども、その辺のことについてお尋ねいたします。

伊藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 朴島から船が回航されているということでございますが、現在の運航ダイヤでは午後6時の下り最終便、これが折り返し朴島から塩竈に戻る日が火曜日と金曜日の2日でございます。この際は、主に学校の先生や郵便局の方々がご利用されておりますけれども、そのほかの曜日にも下り最終便が折り返し塩竈の方に回航していることも確かでございます。週により違いますけれども、2日ほどある現状でございます。

これは、これまで経費の削減をするため、いろいろと対応を図ってきておりますが、この一連の対応の中で運航体制の見直し、それから小型船の導入を行うなどしまして船舶職員、正規職員の定数の削減もしてきたところでございます。現在、船舶職員は10名でございます。それで、これに合わせた形で甲板業務の一部を行ってもらうためにパートの職員も雇っている状況

にございます。

船舶を運航する際は、3名で班を組みまして運航しております。船長、機関長、甲板員ということで3人で班を組みまして運航しております。職員のローテーションの関係で、下り最終便にパート職員に乗ってもらうということも出てまいります。できるだけ正規職員が乗船するようにしておりますけれども、どうしてもローテーションの関係でパート職員が乗船することが出てきます。そのため、次の日の乗組職員の配船のために、どうしても塩竈の方に回航するという状況が発生しているということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 大分前のお話ですと、浦戸の方たちが市の職員になって浦戸の活性化のためにというふうにお聞きしていたんですが、こちらの方にお住みになっている方もいらっしゃる。ただ、実家の方が浦戸の方にあるので、そのときは向こうに宿直するとは聞いていたんですが、パートの関係の方はその件どのようになっているのでしょうか。

伊藤委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 2月現在で言いますと、パート職員4名のうち1名が浦戸在住の方で3名が浦戸以外といたしますか、こちらの方に在住している職員でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 パート職員の方がこちらの方にいらっしゃる関係もあってお戻りになるということも考えられるのでしょうか。

伊藤委員長 佐藤課長。

佐藤浦戸交通課長 そのような状況でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 このパートの職員の方は浦戸の方の方に募集なされたということはないのでしょうか。

伊藤委員長 佐藤課長。

佐藤浦戸交通課長 募集をかける際、回航の問題もありまして、できれば浦戸在住の方ということで募集を、ある意味で最初をお願いしておりますけれども、それに反して、やはり甲板業務ができる年代の方というのがいないということで、どうしてもこちらに住んでいる人をお願いをせざるを得なかったという状況がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 わかりました。島の方たちの中には、そのような事実がわからなくて、パートの職員の募集がなかったかのようなお話もありましたので、もしかして市の方から直接でなくてハローワークさんの方からという部分であれば、ちょっとなかなか伝わらない部分もあるのかなと思いますので、今後の採用の際はそのように徹底していただければと思いますが、いかがでしょうか。

伊藤委員長 佐藤課長。

佐藤浦戸交通課長 実は、先ほどパート職員4名というふうにお話ししたんですが、実は、2月末でその4名のうち1名、浦戸に在住している職員が正式に違うところに就職が決まったということでやめました。それで、現在は今3名になっておるんですが、その1名分を補充するため、いわゆる船舶職員は全部浦戸出身ですので、その職員を通して島の方に声をかけたんですが、やはりそういった甲板業務ができるという年代の人がいなかったという事実もあります。

それで、今、委員に言われたそういった点も考慮しまして、今後対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、介護保険事業特別会計についてお聞きしたいと思います。

ページ数の方ですけれども、同じ資料の365、366の方になります。

恐れ入ります。この居宅介護支援事業、始まったばかりでありますけれども、これまでの状況と今後の見通しとございますか対策とございますか、そのような今の現状をお聞かせ願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 お答えいたします。

介護サービス事業勘定につきましては、地域包括支援センターの方で要支援者に係るケアプラン等の作成のケアマネジメント業務を行うために、会計処理区分を明確化するために設けたものでございまして、現在、要支援の認定者の数につきましては約300人弱という状況になっております。この方々に対しまして包括センター、一部委託しておりますけれども、包括センターの職員が中心になりましてケアマネジメントを行っている。これに対する会計処理のための会計でございまして、当初見越しておりました人数よりも若干下回っている状況があると

ということ。それから、介護報酬改定によりまして、これまで8,500円の介護報酬だったわけでございますけれども、それが4,000円という大幅な減額改定になった関係がありまして、今般、こういった大幅な減額の予算組みとなっている状況でございます。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 要支援の方たちを把握するというのが第1段階の流れだと思いますが、これ、一番初めは各中学校区に一つというふうな部分で把握なさっているようなことを聞いたんですが、浦戸の方の部分においてはどのような感じで把握なさっているのでしょうか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 包括支援センターにつきましては、昨年4月から市直営で1カ所の体制でやっております、塩竈市全域を包括支援センターの方でやっております。認定申請が浦戸の方からもあった場合には、私どもでお受けいたしまして、その中で介護認定が要支援になった方につきましては、私どもの方の包括支援センターの方でケアプランづくりを行うという形になります。以上でございます。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、要支援のプランはどのような中身なのか、ちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ケアプラン自体につきましては、従来の要介護者に対するケアプランとは変わりませんが、要支援でございますので介護のお世話をするというのではなくて、自立の支援をお手伝いするというようなプランニングになっておりまして、例えばお買い物ができるのか、お料理ができるようになるか、あるいはお洗濯ができるようになるか。そういった目的を定めまして、それに向けた支援をしていくというようなケアマネジメントを行っております。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 これに関連しまして、やはり各、今年配の方たちが、うちからなるべく出て活動できるようにというふうな働きもあると思うんですが、行き場所がないというような声も聞かれているんですね。行き場所がないというのはちょっと変な言い方ですけども、結局、お年寄りたちが集まってさまざまな、懇談したり、あとまたいろいろ支援を受けたりと、そういった場所がまだ塩竈の方にはそこまでは行っていないのかなと思うんですけども、その辺はどの

ようにこれからなっていくのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 この要支援の方に関します予防給付のメニューといたしまして、通所型のデイサービス施設とか、あるいはデイケアですとか、そういった施設がまずございます。それから、それ以外の、要支援以外の特定高齢者、介護になる恐れのあるような方、あるいは一般の高齢者の方に関しましては、私どもの方でいきいきデイサービスとか、あるいは今般民設民営化しますけれども、老人福祉センター、そういった福祉関係の施設運営を行っております。そのほか、また生涯学習の伸展という観点からエスプですとか、あるいは図書館ですとか、そういったことをご利用いただいているという状況と考えております。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 市内の方においては、市内のある施設をお使いになっていただけるという可能性はあるんですが、やはり今、離島の問題の中でかなり高齢者の方がふえているにもかかわらず、やはり行く場所がなかったり、昔はさまざま農作業とかいろいろな部分で健康維持していた部分もあるんですが、そういったものもなくなったし、あとできればあいている学校を利用させてもらいたいと。そして、市内の方から、それこそ「脳いきいき」の関係者の方が来て、一緒に軽い運動をしていただいたり、さまざまなケアのことを教えていただければというような要望の声もあるんですが、その件についてはどのようなお考えがあるかお聞かせください。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 浦戸の方に関しましては、私どもで、こちらからの訪問ケアのサービスといたしましては、介護状態にならない方に対しまして、また訪問指導というような形で生活面の指導行ったりしておりまして、また、一般の方々に対しましては介護予防事業の一環としまして地域の方が中心になって認知症予防教室ですとか、転倒予防教室ということでダンベルを使った体操ですとか、そういうような事業を展開しておりますけれども、その中に私どもの職員が参りまして、そういった指導を行っておるとともに、またいろいろな相談等をその際に受けるというような形で、地域主体の事業に私どももサポートするという形で、できるだけまた島の方々の健康づくりに資してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 私もその話をお聞きいたしました。ブルーセンターの方で行うとき、とても楽しかったと。でも、そこに行ける方たちがやはり限られている、元気なお年寄りでさまざまほかの

島に行きたくても行けない方もいらっしゃる。そういった事情も考えていただいて、浦戸の1カ所ブルーセンターということでなくて、桂島、また寒風沢、朴島というふうに考えていただいて、人数は少ないかもしれませんが、そこまできめの細かいご配慮を願えればと思いますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ただいまの転倒予防教室等につきましては、朴島を除きまして3地域で開催させていただいておりますので、今後もそういった面を充実してまいりたいと考えてございます。よろしく願いします。

伊藤委員長 浅野委員。

浅野委員 ぜひよろしく願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 では、私の方から議案第31号国民健康保険事業について伺います。

資料要望いたしましたけれども、15の資料で30ページになります。

30ページの下段ですけれども、県内12市比較の税率による総所得金額別世帯平均課税額比較、これがありますけれども、この12市比較しますと、トップは全世帯平均額で石巻市、17万2,500円となっております。石巻市の場合は、町と合併して今後町の方が国保税が引き上がり、あと旧石巻市は下がって行って、塩竈市の方が大体トップになるのではないかと、こういうふうに思います。

それからあと、3番目の東松島市、ここが15万5,505円と。本市と比較しますと本市が1万2,410円高いと、こういう状況になっております。

そういう中で、本市の昨年度の資料を出していただいた中では、世帯平均額は去年の場合は16万6,364円と、こういうふうになって、18年度と比べて、18年度が1,551円高くなっていると。税率は変わらないわけですから、私は思うに公的年金控除の縮小、これによる影響が一番大きいのかなというふうに思いますけれども、その辺について伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

18年度と比べまして約1%ほど調定額が伸びております。税率はそのままでございます。主な要因につきましては、今おっしゃられたように公的年金の部分もございまして、私どもの被

保険者の構成が年金生活者が多くなったということで、基本的にはそういう年金生活者、いわゆる退職被保険者が増加をしているということで、そのような方の調定増ということでこのような結果になっているということでございます。以上です。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 年金生活者がふえているということで、やはり年金生活者の場合公的年金、これが140万から120万になった結果、特に本市の場合は県内12市の中で所得割が11.7%ということで一番高く、それだけに一番大きな影響を受けると。そういうことで、これが2カ年の経過緩和措置はありますけれども、やはり、18、19とさらに引き上がっていく、そういう内容ではないかというふうに思います。

あと、続いて、31ページの上段になりますけれども、滞納世帯の所得階層別分布、この表がありますけれども、全体としてのやはり割合、これが滞納世帯21.9%にはなっておりますけれども、しかし、特に所得の中堅、それから高額、200万から600万未満まで、このところが30%を超えて、そういうやはり滞納になっていると。そういう面で、やはり低所得だけでなく、やはり本当に高額所得者にとっても国保税が高いのではないかと、そういう結果、やはり滞納割合が3割から4割を超えているところもありますけれども、そういう点で、やはりどのように見ているのか伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 確かに前年と比べますと100世帯ほどふえておりまして、その中心が200万以上の世帯の滞納が非常に多くなってございます。委員おっしゃるような状況があるとは思いますが、ただ、分割納付の件数が非常にふえておりまして、このような方々、やはり8期に分けますと1回あたりの金額が結構多額になりますので、分割納付の手続をしていらっしゃる方が多いと我々は理解してございます。

今後も、納税者の方の状況に応じまして、納税相談に力を入れまして分割納付なり延納なりの手続をしていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに分割納入額がふえているということで、それだけなかなか納め切れない、そういう実態ではないかというふうに思います。

戻りまして30ページの下段の方になりますけれども、これ、所得別、ずっと出ておりますけれども、特に所得が200万円以上の国保税、やはり200万円以上の場合になると、旧石巻市、こ

のところをやはり国保税を追い抜いて、それ以降はトップになっていると。さらに、400万円以上では、本市の場合、限度額の53万円に到達しているという状況があるんですね。ですから、そういう意味で非常にやはり中堅層から高額者まで、やはり高い税金になっていると。

そういう中で、ことしの2月22日、厚生労働省の調査結果、これが発表されておりますけれども、その中で、国保税の滞納世帯、これが全国で480万世帯、全世帯の19%を占めていると。これが昨年6月1日現在の状況でありますけれども、大変なそういう滞納世帯がふえているというのがあります。

それとあわせて、資格証明書の発行が35万世帯。あとさらには短期保険証、これが122万世帯と、そういうことで、やはりこういう結果が出ておりますけれども、やはり重大なのは滞納世帯、それから資格証明書発行、それから短期保険証、これらのそういう数が年々ふえているというのがあります。

あとあわせて重要なのは、滞納世帯の伸びとあわせて資格証明書発行、これが同時並行でふえているということなんですね。ですから、やはりこういう結果は、これまで国の言い分として資格証明書の発行、これが保険税の支払いの向上に役立つんだと、こういう言い分だったわけですが、しかし、これが全くやはり実際はそうはなっていないというのが示している、そういうものだというふうに思います。

それで、資料の32ページになりますけれども、ここで短期保険者証及び資格証明書の発行状況が出ておりますけれども、資格証明書で見れば17年度84世帯だったのが、18年度は152世帯と80%伸びているんですね。さらには短期保険証を見れば、対象、17年度736世帯ありますけれども、とりにきた世帯がありますけれども、とりにこない世帯が数を差し引きますと119世帯ですね、17年度。18年度はとりにこないのが217世帯と、これも同じように82%、やはり資格証明書の発行とあわせて同じように80%、82%ふえているという状況があります。この辺については、どのように見ているのか伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 資格証の世帯がふえましたけれども、我々資格証を発行する目的は、納税相談に応じてほしいということでございます。ご自身の置かれている状況がどうなのかというのをぜひとも電話1本でも構いませんので、うちの方に相談してほしいというのが我々がこの資格証を発行する大きな目的でございます。

昨年、150数世帯になりましたけれども、この中で20世帯が納税相談に応じてくれました。

このような動きが広まって、この20世帯が30、40になっていくことを我々期待してこの資格証の発行を行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 結局、資格証発行、これがやはり納税の向上に役に立つということ、そういう内容だというふうに思いますけれども、これは先ほどの厚生労働省の調査結果を見ても、やはりそういう向上につながっていないと。やはり本当に今滞納世帯がどんどん年々膨らんできている。そういうことはやはり本当に今の格差社会の中で納めたくとも納められない、そういう世帯がふえているのではないかというふうに思います。

2月26日の全国保険団体の連合会、この調査では資格証明書を発行された人が病院受診する割合、これが一般被保険者と比べてどのようになっているのかと、そういう調査結果が出ております。それを見ますと、神奈川県では一般被保険者に対して30分の1、それから福岡県では113分の1、それから一番とにかく少ないのは京都府ですね、200分の1と。ですから、この数字はやはり事実上は病院にかかれない、そういうことを物語っているのではないかというふうに思うんですね。

ですから、確かに国のそういう資格証明書の締めつけというか、そういう指導はあると思いますけれども、しかし、隣の利府町は資格証は発行していないんですよ。ですから、そういう面ではやはり市長に伺いたいと思いますけれども、やはり資格証明書については発行しないということと、あと短期保険証については、これは窓口に取り取りに来るのではなくてやはり実際納入されている方と同じように郵送すると。そして、郵送料だけですから。あとほかは何も費用これにかかるわけではないので、そういうことを行って、やはり郵送しないということは滞納を理由に制裁措置だというふうに私は考えるわけですがけれども、その辺で、ぜひ病院にかかれる条件をつくっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺でのご見解をお願いしたい。

伊藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 何度も申し上げますが、我々としては納税者いろいろな状況があるのかと考えております。そのようなことを確認させていただいて、その方が納められないのであれば減免制度なりもございまして、そのような取り扱いをするために、ぜひとも相談してほしいという形でこのような制度を利用しているわけでございます。ですから、短期証になっていらっしゃる方も現実的にどうなのか、納められる状況、あるいは今後の生活の状況がどうなっていく

のか、そのような相談をさせてほしいということで窓口に来ていただいて受け取るような制度をつくってございます。

何度も申し上げますが、納税者の方と我々税務担当職員が意見交換というわけではないですけれども、お互いの状況を確認してよりよい方向に持っていくといえますか、それが基本だと考えてございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。以上です。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私にというご質問でございました。お答えをさせていただきます。

繰り返しお願いを申し上げますが、財政、納税者の方々に税金を払っていただいて、我々それを活用させていただいているわけでありまして、当然のことながら、多くの市民の方々の福祉の向上にという目的であります。この国保につきましても、大変恐縮でありましたが、15年、16年と値上げをさせていただいたわけでありまして。

そういう中で、この地域としてあるべき姿ということでいろいろお示しをしながら、議会に一定のご理解をいただいてきたと思っております。そういう中で、今ご質問いただきました資格証明書でありますとか、その他の問題につきましては、担当課長が一生懸命ご説明させていただいております。話し合いの場をまず持たせていただきながら、個人個人の方の実情をきちっとお聞かせいただきたいと。そういった中からいろいろ減免措置でありますとか、そういったものをお示しをさせていただきまして、できるだけ多くの方々にご理解をいただきたいという趣旨でございます。

給食費の問題のときにも同じようなことで郵送ということで送らせていただいたこともございますが、受け取り拒否でありますとか返ってこないという事例が多々あったわけでありまして。この問題につきましても、私ども誠心誠意滞納されている方々の実情をお聞かせいただきながら、塩竈市としても一定の努力をさせていただきたいという趣旨でございますので、よろしくご理解をお願いいたします。以上でございます。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 16年度、17年度、本当に大幅な値上げによって、当初市長は4年間連続して引き上げると、そういう計画だったわけですがけれども、しかしこの大幅な値上げの結果、18年度、19年度は値上げしなくてもいいと、そういう状況で本当に大変な国保税、高過ぎると、そういうのが実態だというふうに思います。これまでも資料を出していただいておりますけれども、やはり滞納者の9割が生活困窮と。今の本当にリストラ、あと格差社会の中で本当に納めたくと

も納められないと、そういう状況にあります。確かに話し合いの場と、それはやはり大事なことだというふうには私は思いますけれども、しかし、実際として保険証なし、こういう世帯が今本当にふえているわけですから、やはり金の切れ目が命の切れ目、これは絶対あってはならないと、そういうふうに思います。

そういうことで、確かに減免のことを言われますけれども、では減免についてちょっとお聞きしますけれども、低所得者のための法定減免、このほかに申請減免がありますけれども、やはりこの件に関しては昨年の決算委員会でも質疑させていただきましたけれども、そういう中で、申請減免、これが16年度は11件、それが17年度は3件と、このように報告を受けています。そして、税務課長は、この減免規定には制度としてはまずい状況であり、少し状況を見させていただくと。そういう件数が少ないというか、そういうことではないかというふうに思いますけれども、そういう状況を見させていただいて、必要であれば改定もやむなしと、こういうふうに考えていると、このように答弁しておりますけれども、その後どういう検討がされたのかお伺いしたいというふうに思います。

伊藤委員長 福田課長。

福田税務課長 私の答弁は制度がまずいというふうに答弁した記憶がございませんので、件数が低いところの原因と、それから制度がこれでいいのかどうかについて検討したいということでございます。それで、ことしに入りまして、確かに17年につきましては3件ということですので、うまく機能していないのかなと思いましたが、18年になりまして相談件数も10件以上、さらに該当者が7件、金額で29万円というような実績が出ております。

要は、相談がふえてきたこともありまして、減免該当者になってくる方も出てきたのかなと私はこの状況を理解しております。そのために、今後とも推移を見させていただいて、それで再度この制度について考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 確かに制度がまずいということではないと。そして件数がやはり少ないことが問題なんだと。確かに3件とか11件、あと18年度は10件という、そういう数にはなっておりますけれども、しかし、17年度の決算で見ましても、国保加入世帯というのは1万1,683件と。それに対して現年度分だけでも滞納になっているというのが2,578件、22%なんですよね。ですから、やはりその数からすれば本当に少ない数ではないかというふうに思います。

そういう面で、やはり私としては現在のそういう制度、やはりもっと本当に機能するような実効ある制度について考えていただきたいと、そういう面でやはり今後推移を見せていただくというのを、ぜひそういう制度のあり方についても検討していただきたいというふうに思います。

あとあわせて医療費、医療費の減免については国保法の第44条、この減免制度がありますけれども、この医療費の減免制度としてこれが認められた件数というのはどうだったのか伺いたいというふうに思います。

伊藤委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国保法44条に規定してございます減免につきましては、被保険者の方が医療機関で一部負担金、いわゆる通常3割でございますが、支払うことが困難と認められる特別の理由がある場合ということで規定をされております。これは、平成17年4月1日から取り扱い要綱を定めて実施しておりますが、現在のところ、制度発足当時は若干相談がございましたが、現在は申請がない状況でございます。

伊藤委員長 吉川委員。

吉川委員 この制度についても、確かに制度は確立されたということはいずれのことですけれども、この件についてもやはり実際にそういう実効あるものにしていくということが大事だというふうに思います。本市の場合、やはり基準としては生活保護基準の100分の110というふうになっております。仙台市の場合は100分の115ということで、仙台市の方に聞きましたけれども、やはり仙台市の方もなかなか申請がほとんどないと、そういう状況になっているわけなので、ぜひこの制度についても、今後ぜひ実効あるものに検討していただきたいというふうに思っています、私の方は以上で終わります。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 それでは、私の方から特別会計の分野について質疑を行いたいと思います。

資料 9、平成19年度塩竈市特別会計予算説明書、ページ数でいいますと382ページが土地区画整理の特別会計事業の事項別明細書ということで触れられております。19年度の予算で触れられているのは、本年度予算額で7億2,560万円ということになっております。それで、説明資料等などを見ますと、いろいろ工事請負1億5,023万円、尾島天神橋グレードアップとか、そのほか移転補償5億2,570万円ということで事業枠が振られているようであります。

18年度との関係では、18年度は9億6,660万円ですから、2カ年またがって約19億、総額で20億円の予算の執行と。予算が執行され、あるいは今回予算化していると、こういうことでもあります。そこで、改めて今回の土地区画整理事業についてお聞きをしたいのは、こういった点でやはり改めて過去をさかのぼって洗い出しをする必要があるのではないかというふうに思います。

平成17年5月24日に、当時塩竈市長に、佐藤 昭市長にまちづくり参画事業者審査委員会、当時の委員長の村大村さんの方から、こういうまちづくり参画事業者最優秀提案事業の選定ということで答申が出されました。その答申の中で、いろいろな答申の意見はありますが、答申の中身を、ポイントを絞れば、参画予定者、事業者の提案でまちづくりの観点が不十分だと。あるいは本塩釜駅のまちづくりの歩行者の専用道路。しおかぜ通りということで名称がありますけれども、こういったことについて不十分だというような点とか、応募者自身が商業ゾーンの分野に関心があると。したがって、当時の審査会の中では2度にわたる、公募対象者に対して必要な質問を繰り返して検証してきた。最終的に、総合評価方式で評価選定したというのが審査委員会、当時の記録になっております。

大事なことは、結論から申せば、審査委員会は決定した事業者が地元企業となって塩竈の発展に協力する立場を明確にしてほしいという、こういういわば審査委員会としての必要な注文といえますか、提案を行っているわけでありまして。したがって、今後市と基本協定、覚書で協議要請をする際、そういうことを行ってほしいと。当時のいわば記録をひもとくと、そういうことが触れられております。

そうした点で、当初イオン、大型店といってもいいでしょう、そこで公開プレゼンテーションの、私たちが目に触れたものでいいますと、当時触れられていた資料でいいますとプレゼンテーションで示されたのはこういう図柄といえますか、そして、どういうことなのかということとでプレゼンテーションでは触れられています。4社の中のイオンで限定をすると当時そういうことになります。その中で、スーパーを核にした物販、飲食、賑わい軸に建物を配置する、2階をデッキで結んでオープンモールにするという方式。だから、海側のいわば景観もある程度配慮すると、こういうことでとらえていいんだろーと思います。同時に広場側に地元のにぎわい市場、飲食を配置します。建物の構造の考えは鉄骨2階建てで5棟ですと。これが当時の考えでした。プレゼンテーション。16億円、投資額で当時の関係で16億円でございます。

そこで、こうした点で、さてその後どうなったのかということで改めて昨年9月29日、宮城

県の産業経済部長に大規模小売立地法に基づく届け出に関する地元説明ということで県に出され、市長にもこの写しが回ってきて、改めてこれを見ました。見た限りでは、公開プレゼンテーションの時点で示した売り場面積8,400平米が8,637平米に拡大をしております。それから、もう一つは、当時公開プレゼンテーションで示した車で来るという対応の、いわばショッピングセンターですから、当時150台だったのが367台になっております。あわせて、にぎわい広場もこの図面から見ると、にぎわい広場と言われていた部分に駐車場の展開がされると。ここの部分だと思えますね。こっちがお店ということになりますから。もう一つは、だからにぎわい広場そのものはなくなってしまったというふうはこの図面からはうかがえるわけでありまして。あわせて、国道45号線からもうちょっと入ったところで67台の駐車台数の駐車場を設けます。全部で計算しますと367台。

こういう点で、いわばまちづくり審査委員会というのは、ある意味では条例で17年度の2月補正の冒頭で出されて、いろいろな議論がありましたけれども、審査委員会が立ち上がる。ある意味では市民参加の関係だったろうと思うんですね。そこで議論がされると。こういう点で、まちづくり審査委員会の先ほどのいろいろな最優秀の選定の中でも、さまざまな意見、提案、そして先ほど結論から言いますと事業者が地元企業となって塩竈の発展の立場で明確にしてほしいという、こういう意見、注文などもつけられると。ところが、先ほど言ったように公告・縦覧の関係でいいますと、そういうものは駐車場も含め、面積も含め、そしてあそこの海辺の賑わい商業ゾーン、あるいは広場のゾーンも含めて駐車場に変わるような変更がされております。

そこで、改めてこうした点で、私ども改めてこういった点を振り返りながら、もう既に完成というかほぼでき上がりつつある。そうすると、塩竈市として、先ほどまちづくり審査委員会の中で必要な市と協定、覚書を進めてほしいという、こうした注文というか答申が出されておるわけですが、この点についてはどのような対応がされているのか。まず最初にお聞きしたいと思えます。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 まちづくり協定に関してだけ限定してお答えさせていただければ。まちづくり推進協定を締結させていただいておりますが、その中ではやはり地元への貢献ということを目的として一応締結をさせていただいております。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 では、こういった中身でしょうか。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 まちづくりに寄与するということで、具体的な公募や何かには具体的には結んでおりませんが、あくまで理念的な協定として結んでおります。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 理念的な協定というのは、私はやはり問題ではないのかなというふうに思いますね。本来、こういうふうな審査会がこれほどの、いわば注文をつけて、ある意味では市の地域経済、地元企業となって経済発展に協力する立場で明確にしてほしいということで、これほどの意見が示されて、一方今の段階では当初のプレゼンテーションから離れて店づくりが始まっていく。やはり、この辺は重大な問題だと思うんですが、市長としては、それはやはりのんだんですか。そういう協定なるものは。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 まず、最初にグランドデザインとの相違点について若干ご説明をさせていただきたいと思います。

駐車場に、最初提案のにぎわい広場が大きく変わってしまったのではないかというようなことでございますが、これに関しましては大店立地法の改正や何かがありまして、町中立地であっても郊外と同じ基準で駐車場を設けなければならないということで、当初提案の150台が360台以上になってございます。

あと、それから、2階を結ぶオープンデッキの件は、一回大規模事業者の建物に入ってから2階に出ていくというのは余りにも利用者が限定されてしまうということで、私どもとしてはこの実現に向けてJRと2階デッキで結びたいというふうに考えまして、駅の方とも協議をさせていただきました。

あと、それから、早期の仮換地を受けた民間の私人の方のところでも、大規模な建築の計画をお持ちでしたのでそちらの方から2階部分をデッキで連絡をしたいというようなご提案もいただきました。まずJRの駅舎の方は、2階にデッキと連結する通路を設けるというのは1階の券売機から何からをすべて改札を2階に移すことになって、非常に多額の費用が発生してしまうということで、これは駅舎の構造とそれから費用の問題で断念をいたしました。あと、それから、仮換地を受けた方との建築物をデッキで結ぶという案も、建築計画がちょっと一緒にやる予定だった方が抜けられたこともあって全く白紙になってしまいましたので、これも仮換

地だけで終わっております。そういうことで、2階のデッキ案というのが消えたということでもあります。

こういふことでありますから、具体的に地元との連携や何かは共催できるイベントや何かということへの協力ということもありますし、あと、それから、歩行者専用道路でありますしおかげ通線、こういったところでのイベントに対しての協力ということは具体的に要請しております。そういう中で、給水関係の水道の配置でありますとか、それから電源コンセントの配置でありますとか、しおかげ通線を使ってイベントをやる場合の、何かそういったベースとなる電気でありますとか、水道でありますとか、そういったものの供給に対しては、現在の建築の方でも配慮していただいております、こういう部分が具体的に現在お答えできる共催できる、一応内容でないかと思っております。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 結局、どうも話を聞いてみますと、つまり、やはり来たお客さんを離さないという、そこを前提に物がくられて、今言ったような協定なり覚書というか、そういうものになるような内容になっているのではないかと。元来、地域貢献といった中身から、やはり乖離しているのではないかというふうに思うんですね。これを承認したとすると、やはり私は事は重大だと。

そういう問題点を指摘しながら、やはり今後を考えていく上で、こういういわば土地区画整理事業46億、いわば市税の投入という点から言って、やはりこういう企業の社会的責任と役割をより明確にしていくと。地域貢献という問題についても社会的責任という点でも明確にしていく必要が私はあるのではないかというふうに思うんですね。

例えば、イオンのいわば経営戦略の中では、例えば環境に優しく取り組みます、これはよくテレビでも報じております。そういうことをやる。植栽をやるとかいろいろなそういうことでの報じ方をしておりますが、さて、それを塩竈に置きかえてみるとどういうふうに考えればいいのかというと、やはり観光の町ですから、塩竈は。しかも景観条例というさきにつくり上げた条例もありますから。こういうもので、例えば塩竈のジャスコなんかは神社から見ると真っ白に塗りかえたと。あれはやはり景観条例の一つの力だったんですね。そういう必要な観光資源の町としての景観条例を生かして、必要な取り決めを行う、こういうことも私は必要だろうと思えます。

それから、雇用と税収に結びつくというだけではなくて、先ほど地域的な貢献、社会的な責任と言いました。例えばしおかげ通り云々、こういうことも言われておりますが、やはり必要

な施策を雇用だけではなく税収だけではなくて、やはり必要な地元との協力協働という形をもっと明確にする。具体的には、商店街自身があそこの地の利で、やはり必要な参入を行う。あるいは市の商店街のいろいろな諸行事にみずから参加する。問題は、地元製品の取り扱いをしっかり行うということその中に盛り込まないといけないというふうに思うんですよ。こういうふうな形で進んでくるとすると。その辺の中身が余り触れられないまま、いわば店づくりが先行して、それに付随した中身での協定なるものの中身ではないのかなというふうに思うんですが、その辺の関係で、出店は目前でありますから、そこら辺のいわば考えについて、今現在ありなのかどうか、確認したいと思います。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 387ページに今年度予算の詳細をお示ししているわけですが、今の委員ご指摘いただいたようなお考えに基づいた予算配分等には残念ながらなっておりませんので、何とお答えを申し上げていいのかちょっと非常に、どうしたらいいのかわからなくなっているところであります。

伊藤委員長 内形建設部長。

内形建設部長 今、委員は、雇用、税収ばかりではなくて観光の町、観光に配慮した建物とかそういう施策が必要ではないかということでございます。建物につきましては、今担当課長が申し上げましたとおり一定の変遷を経て現況になっておりますが、一方では、海に面した部分で観光客に配慮した、いわゆる海から見た建物ということで海辺を醸し出すような色合い、あるいは窓の配置、建物の形状とかをしておるところでございますし、またあと、地元商店街との協働、いわゆる協力協働という部分につきましてはイオンの窓口の方にもお話し申し上げておりますし、いわばこちらの地元の対応をどう組み立てていくかという部分がこれからの我々の仕事かなと思っております。

またあと、地場産品をイオンの中で展開すべきだということでお話ありましたが、これはもとより議会でもお話し申し上げているとおり、地元の店舗をどんどん入れてくれということをお願いしております。今、入る店舗数についてここで明言は避けたいと思いますが、入るといようなことでお話をいただいております。そういう部分でも、イオンの方では努力をしておるところでございますし、我々も市挙げて努力しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 次長が答弁に窮するというのは、私は前段の答弁の中でやはり答弁不能になってしまったと思うんですよ、一言で言えば。それで、部長がかわりにお答えになりました。そこで、ではもう一回確認をしますが、協定はつまり今言ったような形でしかないということ、今後どうするかというのは白紙だということですね。全然何もないということですね。地元経済に貢献するということの、そういった、いわば最大公約数での考え、それについてはないということとで考えていいんですか。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭都市計画課長 貢献の考え方がないとかということを申し上げたわけではなくて、あちらもやはり一定の地域貢献をしたいという、きちんと意思表示をされております。私どもとしては、地元商店街との共同開催でありますとか、関東以北のブロックでの各グループ店での塩竈フェアの開催でありますとか、そういうことはご要望申し上げます。しかし、こういったことは具体的になって発表させていただきたいと思いますので、協定としてはあくまで理念をお互いに示し合ったという段階でございます。その中に具体的な項目をすべて書き込むということではありませんので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 やはりそこがあいまいだと、理念だけのとらえ方ではだめだと思うんです。実際、長野県のイオン進出の関係では協定を結んでいるんです。だから、やはりそれは自治体として、しかも税の投入を図ってこれだけの、いわば換地あるいはそれに伴う道路づくり、そして必要な基盤整備はやっているわけですね。だとすると、やはり市の責任というのは、そこにきちんとスタンスを置くと。こうでないと、結局、まちづくり審査委員会の前段で述べたこうした地元企業となって地域経済に協力する立場を明確にしてほしいというものは、単なる理念に終わってしまう。やはり、合意文書、確認文書というのが私は必要ではないのかと。やはりそれが私は市の果たすべき現段階での責任ではないのかというふうに思うんですね。

これは、この議論だけでずっと推移するわけにはいきませんので、そこで、そういう点も含めながら次に進みたいと思うんですが、当時、昨年6月議会で建設部長の答弁の中で、市としてはこの間進出事業者には賑わいまちづくりをどうかかわるかを貢献していただけるか、そういった視点でよりよい実施プランを検討していただけるものというふうに、こういう答弁をしております。そして、近々本社の方で最終プランの決定がなされる。間もなく具体的な計画が出ると、そういうことをおっしゃっていますし、市長も地元テナントの出店は商工会議所を通

じて7月下旬地元テナント出店説明会が開催され、地元業者15社が出席、その半数から出店申し込みが出されていると、こういうことになっております。

先ほどの話の中でも地元の店舗が入ることなんですが、ではしからば具体的にどのくらい、企業名はもちろん言えませんから、その15のテナントの中で一体幾らぐらい入るのか。そこはどうなのか確認をしたいと思います。

伊藤委員長 加藤助役。

加藤助役 私の方からちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、きょうは予算特別委員会であります。これまでの経過を一つ一つ確認する場ではないだろうと思いますので、そういった問題につきましては一般質問等々でいろいろ議論していただければ結構かなと思います。

そういった中で、今、先ほど担当部長の方から地元の出店、あるいは商材を提供するというようなことが、今実際、私もイオンの担当責任者とお会いした中でいろいろお聞きをしております。地元の方にも昨年からいろいろ説明会、会議所をお願いをしてその場で説明会をし、15あるいは20社ぐらいの皆さんにおいでをいただいて、最大限の事業者の方では条件をお示しながら、いろいろお話をして今日に至っていると。その中では、やはりそれぞれの地元の企業の、あるいは出店したいという皆さんの事情がそれぞれに違うわけでございます。そういったことを、できれば最低の事情に合わせたいということをお願いしながら、いろいろお話をさせてきていただいているようでございますが、その中では、最終的にあきらめる方、やはり何とか家族で会議をして入ってみたいという方、いろいろ分かれて今日に至っておるようでございますが、今、何社というような具体的な数字は、責任者の方からもう少し私どもも努力をしたいということもいただいておりますし、なおかつ、地元塩竈の商材をぜひということで、もう確実に出していただく方は相当数に上っていますよというお話もいただいております。ただ、相当数というのがどこまでかは確認はまだしてありませんが、とにかく出店に向けて、どちらかといえばこの出店を待ち望んでいる方がたくさんいらっしゃるわけですから、それによってこの塩竈に息吹を出していきたいということでここまで進めてきておりますので、ぜひともそういった、これまでの事情をいろいろご議論あったわけでございますが、今、ここへきてどうのこの問題ではなく、ひとつご理解をいただきながらご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

伊藤委員長 伊勢委員。

伊勢委員 時間もさほどありませんから、私はやはり、こういう予算措置が講じられていく。しかし、この予算措置の、いわば問題を明らかにするには、過去の出発点からさかのぼって洗い出しをするということが私は前提でないのかと。だから、やはりそこをはっきりさせる必要があるんです。助役の回答では、やはり問題だと、私は一言言っておきます。

そういう点も踏まえて、やはり地元の方々にとって何社か応じられたようですが、しかし、あきらめられた方もいるというのは、やはりこの店舗そのもののテナントの負担が大きいという問題もあるんだろうと思うんです、背景としては。やはりこういう点でも、今後の対応について、より一層明確にしていく、目前の出店の中で改めて、先ほど言った、さかのぼりますが地元の地域経済に貢献をするという、その立場は絶対握って放さない。そこを外したら、まさに今やっていることが大手の出店中心の開発になってしまうと、こういうことに私はなるのではないかということを一言指摘しておきたいと思います。もし市長の方でご回答があれば。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 私に回答を求められたと思いますのでお答えをさせていただきます。

まず初めに、ぜひご理解をいただきたいんですが、この区画整理事業のスタートは平成14年度であります。その時点で40数億の費用を投入してこの事業を進めるということが議会で決定をいただいたわけでありまして、その決定に基づきまして、我々、今、本塩釜駅前の空き地を何とか活用しようということで、第1期、第2期、第3期というような事業計画をお示しながら今日まで取り組んできているわけでありまして。段階段階で議会の方に内容等についてはきちっとご報告をさせていただいてきております。40数億が全くむだではないかというような喧伝もされているようでありますが、我々、今一生懸命この実現のために取り組んでいるということとぜひご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 私の方からも、本年度の予算について質問させていただきます。

その前に、一言。産業を活性化するということは、役所が今まで持つ規制を撤廃することに根幹があると考えております。町を活性化しなければ、塩竈市も夕張と同じようになっていくと思います。そのためには、今までかぶせてきた規制を新たに見直し、活性化させていくことが塩竈市を救う唯一の道だと思って質問させていただきます。

まず、今の関連で、海辺の賑わい地区の 12の40ページ、移転補償費5億2,570万円、これで海辺の地区の移転補償が全部終わるのかちょっと教えていただきたいんですけれども。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 お答えさせていただきます。

今年度計上しました移転補償費5億2,570万円は、17件ほどの移転計画でございます。執行率といたしましては、全体といたしまして42.3%まで一応到達していく見込みとなっております。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 それで、いつごろまで移転補償が完了するのか教えていただきます。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 区画整理事業計画期間としましては、平成23年まで設定しておりますが、目標といたしまして平成21年度末目標ということで現在頑張っております。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 海辺の賑わい地区に住んでられる方もいらっしゃるの、そのように頑張りたいと思います。以上です。

次に、資料 15、20ページ、それですけれども、この海辺の賑わい地区土地区画整理事業の事業費財源内訳の市単独合計が10億3,150万円、この一般財源が29億6,550万円、これはどうということなのかちょっと教えていただきたいんですけれども。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 お答えさせていただきます。

ここの土地区画整理事業におきます事業費割合なんですが、一般的には国庫補助がつきます国庫補助事業という中に、交付金事業でありますとか、まちづくり交付金等が入ってまいりました。そのほかに市単独事業といいますのは、国庫金が全くつかない市単独事業ということでありまして、長期の起債と一般財源でもって事業を行っていくということをもって、上段では市単独というふうに表現をさせていただいております。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 この一般財源は、どのぐらいが起債であとは市の税金がどのぐらい入って、そして交付税がどのぐらい措置されるのかちょっと教えていただきたい。

伊藤委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 交付税措置まではちょっとわかりかねますが、29億6,050万円のうち大体75%までは普通建設事業債が充当されるものというふうに考えております。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 交付税措置の方でございますけれども、充当される起債が何種類かございまして、それによって異なるんですけれども、全くないものもございまして10%から30%ぐらいで元利償還の際、算入されるものがございます。以上でございます。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 そこで、そういうものを明確にした資料をつくっていった説明することが肝要ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、29ページ、資料 15です。

市立病院に、この間の補正予算で18年度で約10億円近くの金を投入して財政を建て直し、病院を継続するという意思を示された以上、市立病院の塩竈市民に対するより大きな責務が発生するのではないかと推察するのであります。それが一番最初に思われることは何かというと、診療時間と救急車の入り込み数ではないかと。本当に困ったときに市立病院が塩竈市民のためにあるという法制が見えるのかどうか1点お聞きしたいのです。以上です。

伊藤委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 まず、市立病院、公的病院としての大きな使命というふうなことを整理いたしますと、今、田中委員がおっしゃいましたように救急医療にどのように対応するかということが一つ上げられるかと思っております。そのほかに、政策医療として他の私立病院では実施し得ない不採算部門を担当するというふうなことが公的病院としての大きな役割ではないのかというふうに考えてございます。

平成18年度もおかげさまで医師の充実が図られましたことから、院長先生の指示によりましてできる限りの救急を受け入れるというふうなことで消防の方とも連絡をとりながら、特に消化器関連の患者さんにつきましては積極的に受け入れるという方針のもと取り組んでいるという実情でございます。ただ、なかなか現実的には、例えば夜間の救急につきましても当直医は一人でございまして、ほかの救急に当たっていたり、そういった場合にはなかなか一人の医師で二人の患者を診るというふうなわけにもいかないということもございまして。

それから、市立病院、どちらかといいますと消化器系を中心とした先生方でございますので、脳疾患とか循環器疾患につきましては、それを専門とする病院の方に搬送せざるを得ないというふうな状況もございまして。ただ、今、病院の方針といたしましては、申し上げましたようにできる限りの救急患者を受け入れるというふうな方針で取り組んでおりますので、ひとつ、ご

理解のほどをよろしくお願いいたします。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 今の答弁では、不満なのであります。お金を使うということは、それだけの責務があるということです。それは担当する者がそのような医者を集めてこななければならないという責務を負っていくはずなのであります。それが今、財政の厳しい塩竈では急務なのであります。それだけ述べておきます。以上です。

次に、ページ32、 15です。短期証及び資格証明書の説明と、短期証あるいは資格証明に陥った人に対する、滞納したときの病院にかかる者の市民への説明が必要な時期が来たのではないかと。22%が滞納するような状況にあり、それを怠っているのでは広報の体制が不備ではないかと言われたらどのように答えるのかお聞きしたいです。

伊藤委員長 福田税務課長。

福田税務課長 まず、短期証と資格証の違いなんですけれども、短期証といいますのは滞納のある方に対しまして3カ月有効の保険証を渡すこととございます。これにつきましては、通常の負担割合で受診することができるという形でございます。資格証の場合は、資格があるというだけでございまして、医療費については10割負担という形になります。

それで、ここら辺、滞納が20%になっているということなので、その辺の状況をどういうふうに広報していく、あるいはどのような取り組みをしていくかというのをどうするのかということとございますけれども、当然、我々滞納20%以上あるのが、それがいいとは思っておりません。ただし、地方税、それから交付税もそうなんですけれども、どうしても前年度の所得に基づいて計算されるというような税制になってございます。その人の現在の資力がどうなっているのかということが、担税能力がどうかということがなかなか問われないような制度になってございますので、それは、やはり納税者の皆様の状況をよく確認させていただいて、分納なり延納なりの手続をさせていただいている状況でございます。

我々的には、できれば資格証を使わないで短期証で何とか3カ月ごとに納税状況を確認させていただきながら、きちんと納めていただくという、そちらの方をできれば使いたいのでございますが、残念ながら百数十名の方は全然市役所の方に連絡されていないという状況でございます。

広報につきましては、当然納税通知書等に制度の仕組みなり、算定例とか、いろいろなことを盛り込んで送っておりまして、この取り組みについては県内でも非常に親切な取り組みだと

ということで宮城県の方から評価されてございます。以上です。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 そこで問題なんですよ。なった人しかわからないわけですよ。そこなんですよ。広報というものは、こういう状況であるということにかかわってきたときに、陥った人しかわからないということが問題なんですよ。いつだれがなるかわからないんです。だから、事前に広報することが必要なんです。いろいろな問題があるんです。なった人しかわからないんです。すべてです。それに、あなた方は安定した分野で生きていらっしゃるからわからないんです。市民は、いつそのような目に遭うかわからないんです。だから、知識として啓蒙することが必要なのであります。その視点が欠けていると言っているんですよ。塩竈市は、そのものはやっているのはわかっているんです。ただし、これからいろいろなことが起こるんです。その視点が少し欠けていると言っているんです。以上です。

次、資料 15の33ページです。平成19年度から公債費負担の軽減が図られる措置が出てきたと。これに対してどのような取り組みをなされているのか、ちょっとお聞きします。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 公債費負担の軽減措置ということで、19年度から新たにこのような制度ができたということで、地方財政計画上明らかにされたわけでございます。それで、概要はこのようなところで示されているんですけども、この制度の活用にあたっての基準があるということで示されているんですが、その基準値として何をを使うのか、どのような計算をするのかという具体的なところがまだ示されておりませんので、具体的に企業会計、特別会計等でどのぐらい本当に当たるものなのか。これはその基準がこれから年度途中に示されてくると思いますので、それに応じて対応していくということではないかと思えます。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 基準が示されなければできないなら、そのときからまた基準が出てから数歩おくれでまた上っていくんだと思います。事前にどのような基準のときはどう対応するかという想定問答をつくりながら、財政を行動的に動かす時期がきたのではないかと思っているんですよ。そのときに、据え置きがあるかということが問題なのであります。これは、塩竈市にとって物すごく財政のチャンスなのであります。もし据え置きになったら最大限活用して、内部の金をためていただきたいのであります。今がチャンスなんです。だからお聞きしているんです。あなた方はきれいに払うことばかり考えてやってきました。資本費平準化はきれいに払ってい

る考え方ではないです。厳しい地方財政を国家が考えて、財政を健全化するための方策の一端なんです。それを、悪の起債だという考え方から物を発している制度の根本の概念が違っているのだと思います。この起債はいい起債だ、この起債は悪い起債だという考えだったら、塩竈市は破綻しています。すべての起債は国が認めた制度なのであります。

この間、総務庁が、我々公務員は法律に従ってやっていると言いました。起債に法律があるならば、悪い起債もいい起債もないはずなのであります。それを活用していくのが地方自治体だと思います。1件よろしく願います。

伊藤委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 委員、起債の十分な活用ということで、常々ご指摘いただいているわけでございます。市で行っている実績を見ていただきたいと思うんですけれども、これまでに起債制度の活用ということで平成17年度に公的資金の借りかえ制度を既に行っております。その以前に、16年度では下水道の資本費平準化債、これについても県内では多分最初だったと思うんですけれども、それで活用しているわけでございます。ですから、これだけ大変いろいろ悪条件が重なっている財政運営の中で、起債制度の拡充が行われているものにつきましては十分に活用していくということが基本的なスタンスとしてこれまでも臨んでいるわけでございまして、今後につきましても、そのような考え方で臨んでまいりたいと。この19年度の新たな起債につきましても、スタンスとしてはそのようなことで考えているわけでございます。

伊藤委員長 佐藤市長。

佐藤市長 起債制度の活用についてご答弁申し上げます。

ただいま大変温かい叱咤をいただきましてありがとうございます。

今、我々、この塩竈市の財政健全化のためには活用できるあらゆる制度を活用していこうということで取り組みをさせていただいております。この制度につきましても、今、担当課長が申し上げましたとおり、この制度をまず活用すると。そういった中で、やはり据え置き期間がどれくらいあるかということがこの制度のポイントになるかと思っています。

そういったことにつきましては、私も市町村課等に足を運びながらいち早く情報を入手してまいりたいと思っております。例えば、18年度の補正予算でお願いをさせていただきました一小、二小の耐震補強であります。補正予算を活用することによりまして、市負担分が100%補正債が活用できますほか、50%につきましては後年度に交付税措置がされる。それを1年待つことによりまして、確かに75%の学校債を活用はできますが、交付税措置がゼロであります。

5,000万円近い金の違いが出てまいります。

こういったことを勘案いたしまして、補正予算という形で大変恐縮ではありましたが、お願いをさせていただいたわけでありまして。今後とも、塩竈市の財政健全化のためになお一層制度の活用に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくご理解をお願いいたします。

伊藤委員長 田中委員。

田中委員 なぜこのようなことを議会で申しているかということ、退職手当債を病院の赤字の穴埋めに使ったということが悪手だという評判が立っております。そういうことではないんです。お金に色はないのであります。それは、公務員の心の壁であります。今は違う時代が来たのであります。その心の壁を皆さんから取っ払ってほしいのであります。すべてを活用し、塩竈市が再生することが大事なのであります。

それだけが、1点市民の生活を守るという市役所というもののあり方だと私は思っております。制度そのものがこうだから、ああだからということを書いていただけるのは、お金持ちの発想であります。今、塩竈市はこれほど追い込まれております。それならば、皆さん一人一人がそれをあさりながら市長に意見具申して前向きなものの財政をつくり上げていくことが大切なのであります。

先ほど申しました、塩竈市の財政を立て直すということは、そういう手法のほかに産業の振興のために規制を撤廃し、塩竈に活力ある産業をつくっていくことなのであります。それができなければ、やはり夕張と同じような目に遭う自治体が日本全国あちこちに出てくると思います。それをしないためには、ひとつ、塩竈もいいことが起こっております。9の下水道の起債残高が来年度末で減り始めるのであります。こういうことを皆さんに知ってほしいのです。塩竈市は広報がへたなのです。そういうことを考えて述べる人が出てこなければだめなんです。それで、1点。下水道の起債残高のこれからの見込みをお伺いいたします。

伊藤委員長 金子下水道事業所長。

金子下水道事業所長 先ほどのご質問、資料 9の273ページでございます。現在の起債高369億3,500万円ということになってございます。これを、今下水道としては事業の重点化やコスト縮減、それからあと、これまで取り組んできました汚水事業が縮小してまいりますので、まず、事業費の圧縮にまずかかっていこうかなというふうに考えてございます。あくまで試算でございますが、今の状況をこのまま推移させますと、元利償還あわせましてピークが平成27年ということになります。そのピークを過ぎますと、現在借りている利率の高いやつも、ここ数

年で終わっていく状況になりますので、加速されるものと、このように考えてございます。以上です。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 私は介護保険事業特別会計について伺いたいというふうに思います。

それで、19年度の介護保険事業は 9の329ページから、全体では389ページまでになっています。大きく分けまして、保険事業の勘定と介護サービス事業の勘定ということに、二つに分かれております。まず、一つは、介護保険を取り巻く状況が毎年のようにいろいろ国の方で変えられて、本当に職員の方々はその都度大変目の回るような忙しさになっているのではないかというふうに考えるわけです。本当にご苦労さまでございます。

一つは、介護保険事業は介護保険料、これを中心にしながら国・県などの予算もありますけれども、介護保険料を振り返ってみますと、昨年度、18年度に3年間の介護保険料の大幅な改定がされた。その流れでことしの予算も組まれていますし、来年度もそういうふうになってくるんだろうと思いますが、この331ページ、介護保険料、これは第1号被保険者の保険料だというふうに記載されておりますが、2,661万1,000円、前年度よりふえている。この増加している内容はどういう内容なのか、まずお伺いします。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 介護保険料の増加の理由ということでございますけれども、当然、高齢化が進んでおりますので、そういった被保険者の方の人数の増加等を見込んだこととございます。以上です。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 高齢者が自然増加の中での保険料だということではありますが、昨年のときに私ども共産党議員団は、特に公的年金の控除とか、これが140万円だったのが120万円に引き下げられた結果に、所得段階が1から2ランク引き上がってしまったので、そういうために激変緩和というのがとられてきたんだけれども、そういう影響が今後2年間の激変緩和がとられているけれども、そういったことの反映はここに出ているのですか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 激変緩和分を見込んだ保険料の予算になっております。見込んでおります。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 そういうものも含まれているというものと。ですから、皆さん一般的にはどこに

行っても年金が引き下がっているのに、こういった非課税の限度額が引き上げられたために介護保険も上がってきて大変だと、こういうのが一般的に市民から言われてくることであります。その影響があると。

では、一方給付の方はどうかということで見ますと、341ページに書いてございます。居宅介護サービス、施設介護サービス、介護サービス計画の給付と。トータルではふえているわけですが、施設介護給付の金額が2,871万1,000円減っていると。ほかは伸びていますね。居宅は伸びています。この減額になっている理由は何でしょうか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 施設介護サービス給付費でございますけれども、現年度、18年度の利用者の実績等踏まえまして予算要求させていただいておりますけれども、利用者数的にはほとんど対前年比増減のないような状況に今推移しておる状況でございます。そういうようなことを反映しましてマイナスとなっているところでございます。以上です。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 全体的には前年度のそういう予算というか、実績を踏まえた形での予算計上だというふうには思います。全体としてはそうだと思います。

ただ、全国的に、今、国の制度の改正の中で直近のサービス給付者の実態を見ても6.7%伸びるだろうと、国全体で6.7%給付が伸びるだろうと思っていたけれども、3.2%になったと、給付が。それで、直近だけを見ても、もう本当に半分ぐらいまでしか給付が、つまりサービス給付が伸びなかったということで、やはり国の介護給付法、圧縮する、そういうものがこういう形で出ているというふうに、ほかの新聞や本を読みますとそう出ております。

それで、では今年度はどうかと見ますと、介護予防の10カ年戦略というのを国は今度の新年度予算で出したようであります。いわゆる予防介護を重視するということですが、全体として予防介護を見ますと、このページでいいますと347ページ、地域支援事業、これがいわゆる介護予防重視といわれる中のできた項目であります。

ところが、介護予防の特定高齢者の施策も、介護予防の一般高齢者の施策も、ケアマネジメント事業も年間で国のベースでは1,500万円を削減するという中身で国の方向は示しております。それで、ここにいろいろ出ておりますけれども、全体では地域支援事業が437万円減額と、この事業について。こういうことが言われているわけですが、塩竈の新年度予算にそういうことの影響が出ているのかどうか。この点について伺います。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 昨年度、介護予防を重視した観点からの介護保険制度の見直しが行われておるところでございますけれども、介護予防の対象としましては、大きく三つぐらいの段階がございます。まず第1は元気高齢者の方はそのまま元気でお過ごしいただきたいという、一般高齢者の方に対します介護予防という観点がございます。それから、要支援にならないための対策としまして、要支援になる恐れ、あるいは要介護になる恐れのある、そういった水際で介護予防をやっていこうという観点から、これは特定高齢者対策という位置づけでございます。それが先ほどの地域支援事業におきます特定高齢者対策として実施しております、通所型の介護予防事業ですとか訪問型の介護予防事業という観点でございます。

それから、3番目としまして要支援になった方、この方々を介護状態にならないように、サービスを提供することによって、自立を継続していただくというような形で行う、これは新予防給付という概念でございますけれども、こちらにつきましては介護給付費の中の居宅サービス費等の中で介護給付費と予防給付費というふうに、内容的にはあるわけでございますけれども、その一般高齢者、それから特定高齢者、それから要支援になった方に対する予防給付、この3段階の介護予防事業が大きな柱として展開されているところでございます。

今回、347ページ、地域支援事業の総額としまして437万円の減額となっておりますけれども、こちらにつきましては総合相談的な業務につきまして、18年度は2カ所の地域の在宅介護支援センターの方に委託を行ってございましたけれども、これにつきまして、現在、本市直営で行っております地域包括支援センターにつきまして、なかなか業務量が手いっぱいになっている部分がございます。その部分を今後、6月に向けまして調整していきたいということで、一部減額させていただいているというような内容でございます。以上です。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 だから、鳴り物入りでいろいろ予防介護、介護を受ける前の前段でいろいろなことをやっていくということを言われましたけれども、ここで言われるように、やはりサービス自体がなかなか進んでいないと。なかなか利用者が利用しやすい状況になっていないと。そういうことが、全国での数字も出されております。それで、結局筋トレ、栄養相談なども全国では見込んだより、65歳の高齢者の3%から5%がその対象だろうと言われていたんだけど、実際には0.2%しかなかったと。だから、これもこういうふうに予算計上しておりますが、なかなかこれが一体どうなっていくのかということも心配するわけです。

特に、さっき私、前段で言いましたが、介護予防といいながら介護予防を10カ年戦略で、これをまた1,500億円を減額するというふうに私言いました。それは、ちゃんと書いてありますから。ところが、どうやってやるかということ、ここに348ページに特定高齢者施設評価事業費、それから介護予防一般高齢者施設評価事業費、これの評価というのは、一次判定から二次判定されたときに、これがまだもう一回チェックをすると。審査委員会を審査する内容の評価ではないかと、こう思うわけですが、その点はどうなんですか。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 第5款地域支援事業につきましては、先ほども申しましたけれども、要支援とか要介護の認定を受けた方に対するサービスではございませんで、その前の、先ほど言いました一般高齢者、特定高齢者の方に対する事業を行っておるものでございます。あくまでも、認定を受けてない方の事業でございまして、その方々に対しまして、今般、私どもの方で特定高齢者の方を把握しまして、その方々に対して通所型ですとか、あるいは訪問型のサービスを提供することによってこういった改善効果があったのかなということ、私どもで評価しながら、その次の対策を講じてまいるという観点からの施策の評価ということでございまして、あくまでも認定をお受けになった方の事業ではございません。以上です。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 いずれ、国会の改正の中で、そして新年度の予算の中では、判定についても一次判定と二次判定の変更比率の大きい保険者に対する認定の調査をさらに進めていくということが言われておりますので、これはまた大変になるのかなというふうに考えるわけです。やはり、いろいろなサービスも形が変わってきておりまして、例えば、今まで塩竈市独自の福祉施策として紙おむつだとか、シルバーハウジング生活支援事業、配食サービス、生活管理指導、短期痴呆予防啓発事業、るるこういう事業があったと。

ところが、昨年からこれも介護保険事業の中に組み込まれたと。それがどこに行ったかというところ351ページから352ページの、これは5款3項1目、2目、3目あります。任意事業に、こっちに移ったと。これで、佐藤 昭市長のときにこれが移行されて、それで介護に移ったときに、例えばおむつ支給が今まで220人の人が受けていたのに55人になったと。4分の1になったと。こっちに移ってからですよ、任意事業に移ってから。それが、昨年は193万1,000円計上されているんですよ、予算のときに。これが、ことしはまたさらにここで減らされていると。今、もう安いおむつを買いに行くのにみんなてんやわんや、あっちこっち行っているのに、こ

の事業もここでは、これも非常に限定されておりますよね。非課税世帯のみ支給に変更と。

そういう中で、去年よりもこういうものが減らされていますし、介護の慰労金も去年40万円あったのが30万円に減らされるとか、あるいは各種事業の委託料、これは多分シルバーだとか配食サービスだと思いますが、こういうものが今まで537万あったのが、ことしは127万円です。だから、市長は、きのうの私の質問に「当初予算だから」と。だから、補正があれば幾らでもつけられるという話をしましたけれども、私が言っているのは当初予算の比較です。当初予算の比較。決算のときと比較はできません。去年の、18年度の予算ではそれだけ見込んでいたのが、ことしの予算では減らされていると。ますますサービスが後退していくのではないかというふうに私は心配するわけですが、この点についてお伺いします。

伊藤委員長 高橋介護福祉課長。

高橋介護福祉課長 ただいまの紙おむつとほかのサービスでございますけれども、委員ご指摘のとおり、平成17年度までにつきましては国・県の補助事業の地域支え合い事業ということで4分の3の補助事業で行わせていただいたところでございます。

それから、平成18年度におきましては、その補助金が三位一体改革等の影響を受けまして廃止されまして、それがあつた部分につきましては一般財源化されたもの、あるいはある部分につきましては介護保険の中の地域支援事業の中で行っていいということになりまして、補助金が廃止されたものにつきまして一部を第5款の地域支援事業の中で実施させていただいたところでございます。

それに合わせまして、私ども、これは当然保険料が皆様方でお支払いいただいている1号被保険者の方の保険料で賄わせてございますので、他市町村の状況も踏まえまして、一定程度的見直しをさせていただいたところでございまして、紙おむつにつきましては他市町村でも所得の低い方にのみ支給しているというような状況がございまして、そういった意味で、私どもも他市町村に合わせまして、大変申しわけございませんけれども、所得の低い非課税世帯の方のみに限定させていただいたものでございます。

それから、配食サービス等につきましても、介護保険ということで食事費、やはり一定程度的負担はいただかなくてはいけないということで、他市町村の状況も踏まえまして見直しさせていただいたところでございます。

それから、家族介護慰労金につきましては、介護度4、5の方が1年間全くサービスを利用しない場合に、そのご家族の方の介護の労に報いるために支給している制度でございますけれ

ども、これにつきましては、毎年広報等で周知させていただいておりますけれども、残念ながらそういった方、介護度4、5になりますと、当然サービスをお使いになりますので、該当者がいないというような状況でございます。

大体そういったところで対象者が若干減っているというような状況でございます。以上です。
伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 だから、要するにこういうふうに介護保険事業に地域支援事業を設けて、そして市民の福祉介護にかかわるサービスの一連としてやろうと思っているけれども、結局ここに盛り込んでいくと、結局規定があるから、非課税世帯だとか、いろいろなことがあるから利用者が激減して、これだけの款項目、紙使っても、どんどん本当に10万円足らずの予算にしかならないと。外へ行って実態を見ればどうかというと、今、ベッドを初め、それから介護保険料の高さ、それから1割負担の利用料、施設に入れば部屋代だ、それから食事代だと、もう悲鳴を上げています。

市長は、淡々と国の事業を進める立場にあるのかもしれませんが、そういった今の高齢者を取り巻く状況を市長自身はどのように、一人の市民としてでもいいし、為政者としてでもいいし、どのように考えているのかお伺いしたいというふうに思います。

伊藤委員長 棟形部長。

棟形健康福祉部長 それでは、私の方からお答えいたします。

今、介護保険についていろいろご質問いただいておりますが、特に委員がご指摘のとおり、今まで福祉関係についてはいろいろなメニューがありまして、介護保険導入に伴ってそれに移行されるものとそうでないものといったものがあるという現実、基本的にあるということはご指摘のとおりであろうかというふうに思います。

ただ、私ども、基本的に福祉の問題を考えると、介護保険の個別のメニューという部分を個別に指摘するのではなくて、やはり一般会計の中でもいろいろな福祉施策を実施しておりますし、介護保険の中では制度の中で、あるいは法律改正の中で限定的にやらざるを得ない、そういった事業もあろうかと思っておりますけれども、やはりここは介護保険、それから一般会計の福祉全体を含めて、私の方で、かなり福祉の分野というのはメニューが多い状況にありますので、そういった中でプライオリティーといったものを基本的に踏まえて、これまで整理すべき事業とそうでない事業、新たに実施すべき事業と、こういう整理をする中でメニューの選択でありますとか、事業の実施というものを常に心がけている状況にございますので、そういった

意味では全体でぜひごらんいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

伊藤委員長 曾我委員。

曾我委員 そうはいつでも、今、言いましたから、この一般会計の方をしてみるけれども、では前のおり福祉サービスが充実しているかということ、中にはありますよ、確かに。新たにふえているのもあるかもしれません。だけれども、全体としては、老人の福祉は介護に移ってからますます高齢者の福祉はやはり受けにくくなっているというのが実態だと思います。

確かに、高齢者や福祉を一生懸命やろうという、そういう気持ちは理解するところであります。だけれども、国の制度によってますますこういうふうに先細りの実態になっているのではないかというふうに思います。

それでも、やはりそこに痛みを感じ、同じように市民の苦しみを感じて、もう一度福祉施策に振りかえて支援をしようという取り組みをやっている自治体もあります。例えば、介護保険料の減額とか免除、独自の削減、これは保険料では555自治体になっています。それから、利用料の軽減は395であります。これは、実はちょっと減ったのは合併によって、もっといっぱいあったんだけど、これは合併によって吸収されてしまったために395という数だというふうに記載されていましたが、このように、やはり今の流れを大変だと思いながら、独自の施策も軽減策もやっている自治体も、財政はどこも苦しいと思います、今、これだけ三位一体でいろいろやられていますから。だけれども、そういうことに心を置いてやっている自治体もあることを申し上げて、ぜひ、この介護保険、先ほど言われましたように、介護保険料の値上げも、そういった非課税世帯の限度の引き上げだとかの影響がありますので、そのことを申し上げて終わりたいというふうに思います。以上です。

伊藤委員長 暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

田中副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中川委員。

中川委員 それでは、資料 10、市立病院の事業会計予算について、まず最初に伺いますが、できるだけ、余り時間をかけないでやりますので、単刀直入にお答えいただければというふう

に思います。随分いろいろ出ますけれども。

では最初に、まず伺う点から言いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、4ページの収益的収入及び支出、2項にあります医業外収益の中で、他会計からの負担金と補助金、これについてまず伺うのと、それから6ページの4番、一般会計からの出資金、負担金等4億2,000万円とありますが、この点についてまず最初伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 一般会計からの繰入金についてのご質問でございますので、お答え申し上げます。

今、お話がございましたように、4ページ、これは収益的収入ということで一般会計の方から他会計負担金、他会計補助金といたしまして、それぞれ1億5,000万円、3,200万円ほどの予算措置がなされているところでございます。

一方、市立病院企業会計でございますので、資本的収入という内容で区別されている分があります。5ページをご参照ください。

5ページの上段の収入の中に、他会計出資金、他会計補助金、それぞれ9,700万円、4,500万円という数字が記載されてございます。この金額と先ほど申し上げました収益的収入の金額を足し上げますと、先ほどおっしゃられました6ページの、一般会計からの繰り入れ4億2,000万円という数字になりますので、ひとつご理解いただければと思います。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 もう一つ伺いますが、国の方では一床当たり、普通交付税措置ということで見られていると聞いておりますが、この部分についてはどこの中に含まれてくるのか伺います。

田中副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 今、ご質問のとおり、普通交付税で一床当たり約50万円の算定がされてございます。大体そうしますと、市立病院の病床数が199床でございますので、1億円の普通交付税算入されているというふうにご理解いただければと思います。

加えて、病院の特殊事情、特に救急医療等に対する特別交付税措置というのがございまして、これが大体4,000万円程度でございます。あわせて1億5,000万円ぐらいが交付税措置されているというふうにご理解いただければと思います。この1億5,000万円につきましては、先ほど説明申し上げました4億2,000万円の中に加味されてございまして、普通交付税でございます、

なかなかどこにというわけにはまいりませんが、今申し上げました資本的収入、収益的収入のそれぞれの繰入金の中に、今申し上げました1億4,000万円が加えられているというふうにご理解をいただければと思います。以上でございます。

田中副委員長 中川委員。

中川議長 そうすると、市からの一般会計からの繰入金ということで約1億5,000万円というふうに見ていいわけですね。

それで、もう一つ伺いますが、3目にその他の医業外収益として2億860万円くらいあるんですが、これはいろいろ収入の中で、どんなふうなものが入っているのか、最後の方に行くと、ここの18ページに、3目その他の医業収益ということでもありますので、この点もここに書いてあるのかどうか、もう少し詳しい説明を求めたいと思います。

田中副委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 医業外収益の2億200万円の内容かと思います。これは、18ページの方に記載のとおりでございます。1目、2目につきましては他会計、これは一般会計からの、今、部長から申し上げました負担金補助金でございます。

また、3目から6目まで、これも18ページ記載の付記書きのとおりでありまして、患者外給食の収入、あるいはその他医業外収益といたしまして、販売手数料、公衆電話料等となっております。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 それで、2の室料の差額、入院の個室ベッドの多分使用料だと思うんですが、1ベッドあたりといたしますか、いろいろ入院するによって多分違うんだというふうに思うんですが、その段階といたしますか、その説明をお願いしたいと思います。

田中副委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 ただいまの1款1項3目の室料差額収益の部分でございますが、ここに付記書きにありますとおり、入院個室使用料となっております。差額料ベッド料でございますが、これは市立病院の場合は1種類だけでありまして、4,000円となっております。これに消費税を加えて4,200円という形です。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

次に、6ページにある、前に戻りますが、前年度の未収金、3億1,286万4,000円というのが

ありますが、これの内訳をお聞きしたいと思います。

田中副委員長 伊藤市立病院業務課長。

伊藤市立病院事務部次長兼業務課長 前年度未収金でございます。これにつきましては3億円以上という大変大きな額になっておりますが、これは17年度決算のときにもご報告を申し上げたとおり、このほとんどが前年度の2月、3月のいわゆる診療報酬の収入分、これが年度を越えて入ってまいりますので、そのまだ入っていない分2カ月分がここにほとんど計上されているという形でありまして、本当のいわゆる未収金というのは、大体300万円程度かと考えております。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 そうすると、未収金というのは300万円ぐらいあるということなんですが、やはりただ単なる払えないからということばかりではないと思いますが、患者さんによっていろいろな状況があると思うんですけれども、国保の44条の適用ということで、そういうことも含めて話をされているのかどうか。そういう点はないんですかどうか。

田中副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 未収金問題は、今、自治体病院にとっても大きな課題となってございます。本院でも積極的に取り組んでおりますが、その取り組み方法といたしまして実務的には医療相談室と連携をしながら事前に高額療養費の返還制度、それから委任払い等の各種制度を説明申し上げまして、分割払いの相談等利用できる制度に対する広報活動を積極的に行いまして利用してもらうことにより、未収金の発生予防、防止に努めているというところでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 何とか解決の方向に手だてをとっていただきたいというふうに思いますが、大きな問題として伺うんですけれども、病院の経営というものは、やはり国の医療費の抑制のそういう施策のもとで経営の赤字や医師不足などの深刻な問題に直面しているんだというふうに思いますが、市立病院は地域医療の中核的病院として、また民間の病院で取り組みにくい医療など、不採算部門、そういうものなどを担って市民の命と健康を守ると、そういうために大きな役割を果たしているのではないかなというふうに思いますが、やはり何といても繰入金を無制限に認めるというのではなくて、やはり内部での努力というものが多く求められているというふうに思うんですけれども、その点について一つ伺いたいというのと、自治体病院としての使命

というものがあると思うんですね。その使命というものがやはり市立病院にとっての存続にとって大きな意味合いを持つと思いますので、その使命と今後の取り組み、そういうものについて伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 ただいまの質問にお答えをいたします。

市立病院は、この地区唯一の公的病院でございます。いわゆる病院の役割というものは病める人、ぐあいが悪い人、やはり常にいつでも診てあげるといふか、そういう役目がどこの病院でもあるわけですけれども、公的病院は特にそういう役割が多く求められていると思っております。

そういうわけで、うちの病院としましては、スタッフの充実も図ってまいりまして、急患の患者さんをできるだけ多く診る。それから、19年度からは午後の診療もやるようにしまして、市民の方に大いに病院を利用して貢献していきたいということを考えております。

それから、どこの病院もそうなんです、これからは病院として生き延びていくためには、特色がないと非常に難しいところもありまして、うちは消化器の専門の先生が多く集まっているということもありますので、やはりそういうのを大いに利用して、質の高い医療、内科、外科を含めましてそういう消化器系を中心にやっていきたいということも思っております。

それから、高齢者が非常に多くなっています。塩竈市でも17年度末で23.6%、26年度になりますと30%を超えるというようなことが出ていましたので、我々の役目はやはり高齢者、お年寄りの医療も大事にしなければいけない。そういうもので、在宅医療、現在の療養病床とも思っておりますが、在宅医療も力を入れて、積極的にやっていきたい。現在も全部の医師が参加して、私も含めまして全員で訪問診療に行っておりますが、そういうものも含めましてやっていきたいということ。

それから、うちには小児科の先生がおります。塩釜地区で小児科の専門医ってほとんどいないんですね。非常に優秀ないい先生でございます。多くの患者さんが病院を訪れております。入院も持っております。そういうことで、非常にこういう面においても高齢者、小児科、そういう面において病院としてはやはり地域の住民に役立っていきたい。もちろん、そして、病院が継続して経営していけるように、経営の健全化といふか収支改善には全員で一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

もう一つ、述べたいと思うんですけれども、院内での検討ということはどうなっているのか伺いたいですけれども、市民から、先ほど院長先生も述べられたように、信頼と市民への医療ニーズにこたえる病院、そういうものに向けていくという展望も示されているわけですが、病院そのものへの要望とか苦情など、そういうものを生かしていく、そういう医療改善、それから病院運営にもどういうふうに生かしていくのかなど、これからやはり大きな方向に向いていくのかなというふうに思うんですけれども、やはりその中で一定の専門的知識を生かしていく、職員はもちろんだと思うんですけれども、専門家の助言や協力を得ていくということも必要にはなってくると思うんですが、その点について、もしもありましたら一言でも結構ですがお願いしたいというふうに思います。

田中副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 その問題に関しまして、病院でも常々皆で会議を持っておりまして、やはり市民に信頼されて選ばれていく、そういう病院を目指していかなければいけないということを常々考えております。そして、サポーター制度といいますか、市民が身近に病院に来ていただきまして、そして我々と身近に接して、そしてまた病院のためにも、あるいは病める患者さんのサポートをするというか、そういうものも含めましていろいろ市民の方と一緒にそういうのを考えながら病院を運営していきたいと、そう思っております。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 再生プランが当然立てられて17、18、19、多分3カ年だというふうに思うんですけれども、その中で19年度は黒字に転換していくんだというのであれば、どのようにもっていくのか、改めて19年度以降についてもこういうふうにしていきたいんだということを持っていければお聞かせいただきたいというふうに思います。

田中副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 19年度の取り組みでございますが、おかげさまで医師の体制というのが平成17年度の4月は10名でスタートしております。18年度が13名、19年度は何とか16名でスタートできる見通しが立ちました。これは、平成14年度当時の医師数と同数でございます。このことによりまして、入院患者を確保しながら医業収益の増を見込んでいるというところでございます。

あともう一つでございますが、先ほど院長先生の方からもお話がございましたように、平成

19年度は今申し上げました医師の体制が充実することによりまして、内科の外来診療も3年ぶりに再開いたしまして、患者の皆さんの利便性に努めて医業収益の確保につなげていきたいというふうに考えてございます。

さらに、4月からは肝臓の外科外来を立ち上げまして、本院の得意分野を生かしたさらなる診療体制の強化ということで、患者の皆さんから選ばれる病院づくりというふうなものを目指していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 最後に市長に伺いますが、やはり開設の責任者として市長の態度並びに今後のこういう方向でというものがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 市立病院経営健全化の問題につきましては、本当に各議員の皆様方から大変ご心配をいただいております。心より感謝を申し上げるところでございます。

そういった中で、再生緊急プラン、いよいよ19年度が最終年度になります。再三申し上げますように、この19年度をもって単年度収支を何としても整えるということをご説明を申し上げてまいりました。単年度収支の前提条件としては、先ほど院長も申し上げました。一つは新しい医師の確保であります。特に今までは外来として受け入れられなかったような診療科目についてもぜひにという希望を大学病院の方にもお願いをさせていただいております。また、もう一つには、不採算部門をどのように整理するかということでもあります。いわゆる一次医院と二次病院との違いというものを明らかにしながら、我々はできますれば診療科目の絞り込みといったようなことも行ってまいりたいと思っております。

その他、いろいろご提言いただきましたような診療時間等につきましても、午後の外来を再開するでありますとか、先ほど病院長が申しておりました在宅医療への取り組み、確かにこの部分については採算性ということでは若干厳しいかとは思いますが、市民の方々のニーズが非常に高い部門であります。こういったところに取り組むことも公立病院としての役割ではないかなというようなことを考えておりまして、それぞれ今申し上げましたようなことを総じて、平成19年度には何としても単年度収支を整えさせていただくという意気込みで頑張っております。私も、当然開設者として最大限の責務を果たしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 市立病院の件について、もう1点だけ伺いますが、院長先生もおられますので医師の問題について若干伺いたいというふうに思います。

全国的な統計で、勤務医の先生方が夜勤をしながら次の日の日勤もしているとか、そういう実態が数多く聞かれるんですけども、市立病院の先生の場合に、どのような先生方の状況になっているのか。相当過酷な状況ではないかなというふうに思うんですけども、ありましたらお願いします。

田中副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 お答えいたします。

うちでは、当直体制は医師一人でやっております。そうしますと、例えばきょうの朝から勤務しますと、次の日の朝、そして夜まで通算しますと34時間から36時間ぶっ通して仕事をするようになっております。ですから、きのう、今度入っていただきました若い先生に当直をやっていただきましたら、ほとんどオールナイトで、朝の様子を見たところ、全部ほとんど何も一睡もしないでやっております、心肺停止の患者さんが来ましたら、それにつき合っていますと大体5時間ぐらいずっとつき合っていましたら、終わったと思ったら7時ごろおなかの痛いという患者さんが来まして、ほとんどその先生は寝られなかったと。こういうことばかりではありませんが、私としましては、そういう優秀な先生というか、元気のある先生に来てもらって、できるだけそういう面に、救急の面も、先ほどもありましたけれども、やっていただきたいと思っていますけれども、やはり36時間というのはかなり過酷な労働になりますので、こういう点に関しましては、またぜひ病院の中でもいろいろ考えていかなければいけないと思っております。以上です。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

なかなか先生方の勤務時間というのは相当大変な状況を出されておりますが、こういう中で、病院の経営をどうしていくかという、そういう課題でもなかなか大変だというふうに思いますが、先ほど市長が言われましたように、そういう決意であれば、少しでも解消できる方向で進めていただければというふうに思います。

次に、水道会計の問題について伺いますが、一つは収納状況について伺いたいと思いますが、17年度と18年度の状況についてまず伺います。

田中副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 平成17年度の収納率は99.8%になっております。平成18年度の収納率ですけれども、平成19年1月末現在では98.8%になっております。最終的には、99.8%程度になるものと見込んでおります。以上です。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 前の協議会のときに、コンビニでの収納制度を導入していくんだということが出されましたが、協議会のときにコンビニでの手数料だけ話されたんですが、銀行の手数料とコンビニの手数料と郵便局の手数料、それから銀行で何割、コンビニでどのぐらいになったのか、その状況をまず伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 銀行の手数料については7円50銭です。それから郵便局は10円、それからコンビニについては55円となっております。その割合については……。

田中副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 ちょっとこちらで計算してから答弁させていただきたいと思います。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 割合でいいんですが。全体の収納率で銀行では何割、コンビニはどのぐらいになっているんだという、そういうところの割合で結構です。

田中副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 銀行が約26%、それから水道窓口で24%、それからコンビニで50%になっております。以上です。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

結局、口座振替の方が多分圧倒的に多いとは思いますが、今、99.8%、18年度で今98.8%なんだということなんですが、こういう高い収納率でやっている中での口座振替の方が多いわけで、窓口を持ってきたり、それからどうしても来られない部分についてコンビニでの活用というものになっているというふうに思うんですが、今後の方向について、余り時間がないので伺いますが、どういう方向に持っていくのか。コンビニ収納についてもこんなふうにしていくんだとかいうのがあれば伺いたいというふうに思います。

田中副委員長 鈴木水道部営業課長。

鈴木水道部営業課長 今後についてですけれども、現在、80%を占めております口座振替によ

る納入のPR等を図りながら、さらに拡大していきたいと思います。

それから、コンビニに対する利用についてもPR等を行いながら納付者の利便性の確保をし、現金の早期回収とともに高い収納率の維持を継続をしていきたいと考えております。以上です。

田中副委員長 中川委員。

中川委員 最後の質問になりますが、全員協議会の際に藤倉PCの配水池のでき上がったということで皆さんで見えてきたわけですが、今、実際使われているのか、どんなふうになっているのか、その点ちょっと説明していただきたいというふうに思います。

田中副委員長 鈴木水道部工務課長。

鈴木水道部工務課長 藤倉PC配水池の状況なんですが、12月末に工事は完了しております。その後、配水池内に3,000立方メートル水張りしと消毒を行っております。その後、排水をいたしまして、配水池内の洗浄と清掃を行いまして、現在は空の状態になっております。時期的に、通水するのは4月の初めごろということで、これから水張りをして水質検査を、50項目ほどあるんですが、この結果が3週間ぐらいで出るということですので、それに合わせて安全を確認したら配水池から切りかえるという作業に入っていきたいと思います。

ただ、濁り水が予想されますので、仲卸市場とかその周辺の水産加工業者、あるいは1,500世帯ほどの住民の方が一番影響の受けない日にちとか、時間帯を検討しているということでございます。以上です。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 私も何点かお尋ねします。

まず、特別会計の全体を見てもらうのに資料 12の29ページ、ここに当初予算額総括表の比較が出ていまして、特別会計。それで、これを見ると特別会計は全体で16億円、前年と比べてふえていると。その中でも、国民健康保険特別会計が12億円、それから老人医療事業特別会計が6億円ほど前年度比較でふえているという状況です。

そこでお尋ねしたいんですが、この国民健康保険特別会計がこれほど、前年と増減比で22.3%も予算を余計に計上している原因についてお聞かせください。

田中副委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

資料 9の207ページ、208ページをお開きをお願いしたいと思います。

ご説明いたしますが、19年度確かに前年度と比較いたしまして22.3%、12億5,790万円とい

う大きな伸びとなっております。一つの主な要因でございますが、歳出の方の5款の部分をごらんいただきたいと思えます。共同事業拠出金ということで、前年対比5億453万5,000円ほど増になってございます。これは、保険財政安定化共同事業ということで、30万円を超える医療費については各県内の市町村が拠出金を出し合いながら対応しようということで、昨年10月から始まったものでございますので、前年度、当初予算に計上してございませんので、この分が増になったということでございます。

あと、もう一つが、2点目が医療費の伸びでございます。2款保険給付費をごらんいただきたいと思えますが、歳出で6億9,300万円ということで、約7億近い増になってございます。これは、主に退職被保険者が増ということで、このような伸びになってございます。退職被保険者だけ取り出しますと、16年度から推移を見てございますが、16年度は15%、それから17年度では17%、18年度では25%ぐらいの伸びが見込めますので、19年度では35%ぐらいの伸びを予測して計上してございます。このような伸びということで、ここに7億近い伸びとして計上させていただいているものでございます。あわせますと約12億5,700万円の歳出増がここに計上されてございます。

ただ、財源といたしまして、右側の207ページをごらんいただきたいと思えますが、5款の方の共同事業に係る財源といたしましては、7款共同事業交付金ということで、財源補てん5億400万円ほど増ということで、この分については財源補てんがなされておりますし、それから医療費につきましては、5款療養給付費交付金ということで、約7億6,300万円ほどの増を見込んでおりますので、基本的には国保税に影響させないような部分ということで見積もってございます。以上でございます。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 それで、その説明でいうと、この9の219ページのところを見てもらうとわかるんでしょうか。この退職被保険者等療養給付費だけのところが7億9,600万円と、このところだけ突出伸びていると。その理由をお聞きしたかったんですよ。それで、毎年毎年そういう制度的に伸びてくるからなんでしょうけれども、その辺のところを、それにしても1年で7億9,000万円、退職被保険者のところだけが伸びるところがよく理解できないんですが、その辺のところのご説明、もう一度お願いします。

田中副委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

退職被保険者につきましては、制度上退職医療制度というものがございます。退職医療者に該当する方につきましては、厚生年金や共済年金で20年以上掛けた方が年金の受給権が発生した場合に一般の被保険者から退職医療制度に移行いたしますので、国保の場合高齢化が進んでおりますので、一般被保険者から退職医療の方に移行をしていく方が大分ふえてございます。

それから、会社をおやめになって社会保険で任意継続をされていて、任意継続が終わった方についても順次ふえてございますので、国保の被保険者の構成が現実的に年金生活者の方が大分多くなっているということで、その方の医療費については、一般の方よりもやはり年齢的に相当医療費が高い部分もございますので、このような大きな伸びになっているということでございます。以上でございます。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、ずっと先の話になりますけれども、また1年後の予算審議のときなんか、ここやはりこういうふうは何億円という伸び、2年後もまたその何億円という伸びになる予定になるという理解でよろしいのでしょうか。

田中副委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

退職医療につきましては、その年金受給権から老人医療に変わるまで、いわゆる今ですと74、間もなく75歳になりますが、その間の医療ということで、75歳以上になりますと、今度は別な医療制度に変わりますので、その間の医療ということになります。

あと、もう一つは、今回の医療制度改革で、この退職医療者制度は平成20年度で原則廃止になる予定でございます。基本的に、5年の経過措置がございますが、団塊の世代が65なるまでは若干継続されるようでございますが、その後についてはこの退職医療者制度は廃止をされるということで、その辺、今後国保財政を検討する上では大きな課題だろうというふうに考えてございます。以上です。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもわかりました。ありがとうございます。

それで、ここの国保のところの 9の216ページのところ見ていただきたいんですけども、ここには総務管理費として一般管理費が載っていますね。1,500万円。そして216ページの区分のところを見ると、最初に始まるのが区分9の旅費、それから11番の需用費、それから役務費、委託料とありまして、ほかのところの普通の、一般会計でいいますと一番に最初は報酬が来て、

2番に給料が来て、3番に職員手当が来て4番に共済費が来て、あと7番目に賃金が来てというふうに人件費の説明があると思うんですけども、この国保事業特別会計には、何でこの人件費のところの項目が載っていないのか、その辺のご説明をお願いします。

田中副委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国保事業につきましては、市町村が責任を持って運営をするということになってございますので、基本的に国税につきましては医療費にすべて充当するということになってございます。運営に係る経費につきましては、市町村の責任で運営をしていくということで、一般会計からの繰り入れということで、ここには人件費は計上してないということでご理解をいただければと思います。以上です。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 ここには入れてないけれども、一般会計から繰り入れで人件費だけは見ているけれども、この項目には入れないと。そうすると、実際に国保のこの制度というのは、負担分を全員で払うという、市民の負担という互助会的な制度かなと思っていたんですが、その医療費の中でも、市役所の、この国保にかかわる人件費の分だけは、そこにはみんなの医療負担と言いながらも人件費分は入ってない。本等に医療費だけの負担を市民の国税加入の方で互助会的にみんなで分担して払っている制度だと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

田中副委員長 木下保険年金課長。

木下健康福祉部次長兼保険年金課長 お答えをいたします。

国保の医療費につきましては、基本的に国や県の公費負担と、あとは保険税で賄っていただくということと、それから国保を運営する経費につきましては市町村の責任でやるということで区分けをしてございますので、ご理解をいただければと思います。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 どうもありがとうございました。

次に、魚市場の特別会計のことを聞きたいので、9の239ページ。

ここに魚市場特別会計のおおまかな総括の歳入歳出あります。そこで、歳入の方では繰入金金が3,991万4,000円、前年度比較で700万円ほど余計に繰り入れになっていますが、この予算の組み方が。そうすると、700万円ほど余計に繰り入れ予定になっているということは、その分だけ、決算のときでしたら累積赤字の3億6,800万円の累積赤字、繰上充用をやっているわけ

ですけれども、これは予算ですけれども。この累積赤字分を減らすために、少し700万円ほど繰入金を入るといふ予算の組み立てなのかどうか、どういう組み立てなのかお聞きします。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 一般会計からの繰入金につきましては、通常の営業費用の30%、あとは要するに起債償還分の元金の50%という、そういったルール分をここに一応計上させていただいております。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 そうすると、そういうことに使うわけではなくて、このまま決算時になれば、これから1年たってまた決算になったときには、やはりそのまま繰上充用分は3億6,800万円が残るといふような、そういう予算の組み方だと思うんですが、それで、この会計の人件費のところ、245ページから246ページお聞きください。市場管理費として総務管理費が報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金とありまして、この人件費の分だけの合計は幾らになりますか。足し算してくださいということかな。お願いします。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 合計で1,858万9,000円になります。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 なぜ聞いたかという、魚市場会計をずっと、ここ10年以上3億6,800万円で累積赤字が繰上充用でやっていてそのままになっている。このところの根本的な問題を解決しなければならない。それで、私も何回か決算のときには、政策的にこれを減らしていかなければ、いつまでたっても残るのではないのでしょうかと。

それで、国保事業の方は特別会計で人件費の分は一般会計の一般管理費から出ていると。そうしたら、魚市場は特別会計の方も水産課の方の一般管理費の人件費でやられたらどうかということ、私、2年ほど前に聞いたと思うんですがけれども、そのことをちょっとここでもう一度確認したいと思うんですがけれども、そういうふうにしてでも、何か予算上の考え方、この繰上充用金を消すという考え方が全然見えないので、その辺のところの基本的な考えをお聞きします。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 魚市場の会計、累積赤字の解消につきましては、まず、単年度収支の均衡を図

ること、これが大事だろうというように我々考えております。それで、今回、水揚げが116億円というような形で、業界の皆様の努力によりまして前年度対比しまして相当数伸びております。こういった水揚げ増による増収を含めて、我々も昨年度より行っていました定数の見直しなり、あるいは業界の皆様からの協力による業務委託による清掃、あるいはこれは今年度分の取り組みとして額的にはそんなには多くはないんですけども、例えば自販機手数料の徴収なり、あるいは洗濯機のプリペイド化による、そういった形での増収。そういった取り組みに取り組みさせていただいておるところです。

業界の皆様も、例えば今回行いました防潮ネット、これにつきましては業界の皆様からの多大なるご負担により、そういった事業が行われております。こういったいろいろ事業を行っていく中で、116億円の水揚げ収入、この水揚げ収入でどうにか収支均衡を図れないかというような形で、今年度努力をしているところでございます。

我々、いろいろと職員ともどもできるだけ直営で行えるところは直営でというような形での努力も行っており、収支均衡に到達できるかどうかわかりませんが、できるだけそれに到達できるような努力を、今、そういった努力に取り組んでいるというような形でご理解していただければと思います。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。

まず、初めに単年度収支、均衡化しないといけないと。そのことはわかりました。でも、累積赤字の方の減らす方のことについては、そういう方法ではちょっと無理だなということも同時にわかります。そこで、この246ページなんですけれども、委託料なんか単年度収支均衡のために改善されていると思います。そこに警備業務委託料1,325万6,000円とあります。そして、この項目が同じ本の251ページのところを見ると、債務負担行為という表に載っているんですよ。施設機械警備業務委託1,325万6,000円。そして、これが財源の内訳なんかありますけれども、この債務負担行為という考え方、あるいは財源が違うという考え方、それからこの警備委託料という項目は、今までと比べて変わったのか同じなのか、その辺のところ、お願いします。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 それでは、まず246ページの警備業務委託料についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、現在行っております市場の夜間の警備、あるいはちょうど正門のところで警備員の方、一応立哨警備を行っているんですけども、そういった警備を外部の警備会社に委託する費用であります。これにつきましては、内容的に19年度につきましては、今まで立哨警備員が2名でした。これについて、業界の皆さんとの、今度は協議になってくるかと思うんですけども、立哨警備の体制を幾らか縮小して、今度は場内警備なりそういった建屋の警備の方に回せないか、今、検討しているような形です。そういった中で、警備業務委託料、幾らかでも経費の節減ができればというような形で考えております。この中には、当然、職員もそういった立哨警備に参加していくというような形で考えておりますので、どうぞご理解くださいますようお願いいたします。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 それで、その施設管理業務、この警備の件については、たしか昨年からは債務負担行為ということを導入していただいて、市場の方は機械警備の方は5年分の入札でしたか、それで落札率が相当低くなったということを知っていたんですけども、その辺のところの金額というのは、この中に含まれているんでしょうか。そして、そういうのはこの債務負担行為では今年度はどういうふうに理解したらいいのか、その辺の表の見方、説明よろしく願います。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 債務負担行為分につきましては、2月に承認いただいた部分との関連で、施設管理等業務委託費4,638万円につきましては、これは市場の中の排水処理なり、あと市場の中の電気設備の点検委託料となっております。（「警備業務については」「予算的に同じなのか、下がったのか聞きたいんです」の声あり）

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 失礼しました。251ページの債務負担の関係の表の中なんですけれども、下から3段目、施設機械警備業務委託の、そのところの名称の機械の部分、これは削除していただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。こちらのミスプリントでした。どうも済みませんでした。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 それで、どうも、だったらわかりました。それで立哨とか何とか言っているのかなと思って。たしか機械警備業務委託の件は、相当な、まとめて落札して、今まで私も質問し

てきましたけれども、市場会計を改善するためにずっと同じ業者に、入札しないで随契という形で20年ぐらいやられてきたと。そういうことで、どうして機械警備まで随契なんですかということをご提案いたしまして、たしか昨年の2月補正で債務負担行為制度というものを導入していただいて、そして4月前のぎりぎりの入札ではなくて、競争性を高めるために機械警備していただいたら、私の記憶では予定価格の35%ぐらいで機械警備が落札したという、私、記憶しているんですけれども、そのことについてどういうふうに予算表が変わったのかなと思ってお聞きしたんですが、その辺のところはいかがですか。

田中副委員長 渡辺水産課長。

渡辺水産課長 18年度の警備委託につきましては、そのような形で2月に債務負担行為をとらせていただいて、一応競争入札というような形の手続、今まで随契だった部分、競争入札というような形の手続をとらせていただきました。

ただ、この中で結果的に予定価格を下回らなかったというようなことで、最低入札業者と協議を行い、結果的にその業者と随契を行ったというような形になっております。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 余り予算審議で細かく聞いてもあれなので、では後でゆっくりお聞きしにまいます。

別のことを聞きます。

土地区画整理事業について、この12の40ページの方、ここの40ページに賑わい地区の地図が出ています。それで、この地図の中の尾島町天神橋線の駅前交通広場のことについてお聞きしたいと思います。

予算的なことではなくて、工事の中身について、せっかくの駅前広場ですからタクシープールとかバスがとまるようなスペースとか、これだけの、普通の道路よりは広い広場ですから、当然、そのような施設は考えられていると思うんですが、そういうタクシー待合所とかなさる計画とかあるのか、その辺をお聞かせください。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 お答えします。

現在のところ、タクシーに関しましては客待ちゾーンでありますとか、そういったものは設定がなされておりますが、台数を西側から全部持ってくるというような、ちょっとご要望もあったんですが、それはちょっと無理でございます。

あと、それからバスプールに関しましては、臨時的にバスが入っても大丈夫なようにしてありますが、バスプール自体は設定には至ってはおりません。しかし、面積的にはそういったバス停車帯を設けますので、十分対応可能かと思えます。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 ありがとうございます。それを聞いて安心しました。せっかく広場をつくったのにタクシーもとまれない、バスもとまれないというようなことでは困るなと思って、ぜひとまれるように。でないと、町の再開発するとき何のための広場かなというのでも困るなと思ったので、一応確認のためお聞きしました。そういうことであれば、タクシーを利用して南側へ行く方も便利になると思いますので。ありがとうございます。

では、次の交通事業についてお聞きしたいんですけども、資料 15の7ページ、うちの会派の方から資料要求していました離島航路事業に対する国・県・市の負担割合という表ですけども、それでここの国負担額というところ、14、15、16、17と見てもらうと、15年度は国負担額が5,400万円しかなかったのに、16年度から今の市長になられてから4,100万円、それから17年度は5,300万円と国負担がふえて、そして4番目の市負担の方は15年は1億700万円あったんですが、16年、17年と4,600万円、5,600万円と市の負担は一般会計繰り入れ減らして相当経営改善された表ではないかなと、こう思ってお聞きしますが、その辺の制度の変わった点とか、当局の努力についてちょっと市民の皆さんにご説明お願いします。

田中副委員長 佐藤浦戸交通課長。

佐藤浦戸交通課長 15年度の国の補助金が540万円から次年度、16年度で4,000万円、4,190万円ほどに急激にふえたと。これについては、以前は赤字に関しては国が50%、県が30%、市が20%というような定率の補助だったというふう聞いております。

さらに、16年度に国の補助制度が変わったということも聞いておりまして、さらにこの時期に議員各位の皆様が国とか県の方にも陳情していただいたということも聞いておりまして、そういったことで補助額がこのようになったのかなというふうにとらえております。以上でございます。

田中副委員長 志子田委員。

志子田委員 経営改善、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

時間が少ないので病院の件について。病院は 10ですか、この1ページのところに説明を受けたときに、初日の日に説明を受けました。それで、一日平均患者数159.4人を計画している

と。そして、18年度はどうかという説明で、118.92だったと。そうすると、今までは病床利用率が56%なんだけれども、80%を目指すという説明だったので、80%頑張っていたのは結構なので、ぜひ目指してほしいなと思いますが、果たして56%から緊急プランの最終19年度、収支均衡するためには80%ぐらい上がらないとだめなんだろうと思うので、その辺のところを目指すといって56から80ですから、大丈夫かどうかお聞きします。

田中副委員長 佐藤市立病院事務部長。

佐藤市立病院事務部長 先ほど、中川委員の方にもお答え申し上げたんですが、平成19年度、何とか医師数が16名でスタートできることになりました。特に、その中でも病院の要となります内科医師数でございますが、平成17年度は5名でございました。これが平成19年度の4月には10名、2倍の体制が確保できるというので、何とか先生方に頑張ってもらって、医業収益の確保につなげてまいりたいと。

先ほど申し上げましたが、加えまして先生方の体制が充実しますことから、やはり午後の診療も開始するというふうな予定でございます。あわせまして、今、人間ドックに対しましての根本的な見直しを行いまして、二次検診予約の簡素化とか、それからドック室の改修によるアメニティーの改善、さらにはリニューアルする病院売店との連携をしまして、食事サービスの見直しを行いながら、受診者の増を図っていききたいというふうに考えてございます。今後、企業訪問など行ってPRに努めまして、新規患者の確保に努めていききたいというふうに考えてございます。ぜひ先生方も人間ドックをご利用する際には市立病院を利用いただければと思います。以上でございます。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 では、私から区画整理事業に関して質問させていただきたいと思います。

今回のこの土地区画整理事業、海辺の賑わい地区の区画整理事業は、7万4,000平米のところを45億6,000万円基盤整備として投入して整備するというので、市長が先ほど述べられましたように、14年の時点で提案されて、それは私どもも賛成しました。しかし、その後、その時点でも私どもは市の財政圧迫になるような時点では引き返せるかと、要するにそれ以上強引に進めるということはないでしょうねという確認を当時の市長にも、今の市長にも確認した記憶がございます。これは議事録に出ております。

それで、なぜ私どもが急にこの事業に対して大きな関心を示して、これではだめだとなったかというのは、何度もご説明申し上げますように、この土地利用について7万4,000平米

の土地を区画整理45億6,000万円かけて整備するのに、市民の大変な税金をかけて整備するのに、突如として利用の仕方に、平成16年11月に事業の参画の応募をインターネットでしたというところから始まったわけですね。結果的にイオンが進出するということになりました。

そこで、おわかりのとおり、あの土地の、大体6分の1、道路なども入れてですけれども、6分の1に当たる面積に大型店が誘致されるということになるわけですね。ですから、そういう点で大変な状況に変わってきているということで、私どもは、このままでは市の発展は心配だということから始まって、こういうふうな取り組みになってきているわけでありませう。

それで、予算の関係でお伺いしたいんですが、最初にお伺いしたいのは、資料に基づきまして15と12の資料がありますので、それを使いながら質問させていただきますが、12の今回の資料の中に、先ほどもありましたが移転補償費5億2,570万円、今回も19年度の事業内容は7億2,560万円だと。そのうちの移転補償が5億2,500万円だということで、内訳が書いてあります。しかも、これが終わると42%の進捗率になるということでもありますから、既に5億分は終わっているんだらうというふうに解釈するわけでありませうが、最初の事業書を見ますと、24億2,600万円の移転補償費を組んでいるわけでありませうが、これは大方変わらないのかどうか。そして、既にことしの19年度も入れると、42%というのは10億相当分が、金額で言えば、完了するという事なのかお聞きしたいと思います。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 まず最初に、5億2,570万円の件でございますが、14年から18年までの移転補償費、この累計をちょっと申し上げます。

累計で15億1,251万7,000円ということになってございまして、それで今年度5億2,570万円ということで、最終年次以降に残っている分が、そうしますと約10億強という、今のところ見込みを立ててございます。

これは、45億6,000万円の中で移転補償等につきましても、その後で採択になりました都市再生事業、これは委員会の方にもご報告をさせていただいておりますが、こういったものは区画整理該当ということで国の補助金ベースを23年までの補助ベースでございませうので、これを21年に前倒しするために、こういった有利な制度の導入も図って、こういった累計になっているということでございます。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 そうしますと、移転補償費は30億円に膨れ上がるということですね。今言われまし

た都市再生事業ということは、要するに区画内容は変わらないわけでしょうから、その地域は変更ないんでしょうから、そういう点で何が変わったんだったんでしょうか。ちょっともう一度お伺いします。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 お答えします。

当初、13年の認可ベースでの移転補償費でございますが、24億数千万円という概算見込みになってございます。しかし、そこに生活されておる方の移転を図っていくためには、外観調査等の詳細調査はこの時点ではなされておりませんので、建物外観調査等でこの見込額をはじいております。

今度、実施に入りますと、前年度に大体測量試験費を使いまして建物細部調査という業務委託を行います。その結果、その建物の中にいろいろな動産等がございますので、こういったものを移転先への引っ越し費用でありますとか、こういっては失礼ですが、外観はそれほど高い建物だと思わなかったけれども、中を見せていただいたら柱が非常に銘木が使われていたとか、そういった外観調査ではわからない部分等がどんどん加算されてまいります。そういったものがふえてまいります、45億6,000万円という縛りがかかっておりますので、工事費の圧縮でありますとか、それからほかの移転補償品目、電柱でありますとか、そういったものを圧縮しながら、こういったスキームの中で整合をとっていっていると。

それで、今度はさらに市の単独事業だけで行うような内容に対しましても10%から30%程度の交付金がつくような、都市再生整備事業計画というものを後付けでここに重複で決定をさせていただきまして、そういったものを乗せてこういった補償肩がわりをしながら市の財政負担の軽減化に努めているというふうにご理解をいただければと思います。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 それで、今回の予算の関係で、資料の 15の中に、道路の工事費関係 1億5,000万円が計上されております。尾島町天神橋線、しおかぜ通り線区画街路線、1億5,000万円が予定されておりますが、これは全員協議会で示された資料ですけれども、18年で整理された分、そして19年度で整備する分ではほぼ区画道路の一角を除いては終わるのではないかというふうに思うわけですが、それでいいのかが一つ。

それから、そういう意味で港町海岸通線、これは工事費としてどれぐらいかかっているのか。それから、しおかぜ通り線、これはどれぐらいかかっているのか。街路としてあとどれぐらい

かかっているか。尾島町天神橋線、これらそれぞれに分けてお知らせ願いたいと思います。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 今現在、若干の設計変更等の作業も行っておりますけれども、発注額段階での集計がございますので、それでちょっとお示しをしてみたいと思います。

港町海岸通線は約1億3,000万円程度。千賀の浦公園前の一般会計負担分、あれも含めて一体で発注してございますので、そういうことでございます。それから、しおかぜ通線、これはちょっと、まち交の基幹事業のグレードアップ分を含んでおりますけれども、18年度で3,450万程度と、それから19まで若干債務負担をいただいている部分もありますので約4,560万円。足しますと8,000万円強と。それから、あともう一つは駅前の方の尾島町天神橋線、これが約3,000万円弱でいっているはずで。この辺、ちょっと詳細は集計が手元に届いてまたお答えさせていただきたいと思います。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 それから、もう一つですが、本塩釜駅から駅の要請だかどうだか、港町海岸通線に通ずる道路を整備しましたね。それはどれぐらいかかっていますか。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 駅から高架のわきを通過して海岸通の港町海岸通線の高架下に接続される道路、6 - 1道路と申しておりますけれども、あれにつきましては一体施工でしたので、先ほど申しあげました1億3,000万円の中でやっておるはずでございます。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 わかりました。

今回の区画整理事業の中で、ちょっと街区の関係を聞いていませんでしたけれども、後で教えてください。

そういう意味では、区画整理で一番大きいのが移転補償だということは区画整理事業の中では当然出てくるんだろうというふうに思います。それから、道路の整備、こういった整備、その建物なり、その敷地が生かされるのは道路がどう整備されるかということになると思うんです。それで、私がきょうお聞きしたかったのは、今回、この港町海岸通線は都市計画道路ではあるでしょうけれども、現在2車線、両側1車線というんですか、そういうときは、1車線が将来的には2車線、4車両が通れるような状況を確保しているというふうに聞いております。しかも、今回は進入路、そういう関係がある関係上、その部分については3車線になるという

ふうにも聞いております。

そういう点で、しかもこのしおかぜ通り、メインを打っていたしおかぜ通りは当時事業を始めるときには何と言っていたかということ、やはり駅とマリングートを結ぶ道路として、このしおかぜ通りは歩行者専用道路としてつくることが当初の計画書の中に、その当時出されました、この海辺の賑わい地区土地区画整備事業の自主計画の中に載っているわけです。

そういう点からして、今回、イオンが間近に開店するというような状況の中で、これは既に取り上げてきていますけれども、国道45号線から車が入り出すというふうな状況も生まれてくるという状況の中で、このしおかぜ通りが分断されるとか、そういう状況の中で、特に私はそういう点で、どこの塩竈の市内の大型店の状況を見ても、例えば杉の入にありますそれぞれの大型店のところでは、それぞれが道路を広げるのに自前でやっている。恐らくそれに対して市が新浜泉沢線上で、これは市がすべて出して整備したということではないと思うんですね、出入りするところについて。それについて、それは市が全部やったんだというのであれば、やったんだという返事をいただければいいと思いますが、いかがですか、まずその前に。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 新浜町杉ノ下線での大型店の進入路設置というのは、ちょっと申しわけないんですが、新浜町泉沢線といいますと、今大型店立地というのは……、あれは拡幅……、ちょっと拡幅をどちらの負担でやったかというのは、ちょっと余りあれですけれども、その交差点の付近でもまた、同じような形態がありまして、そのとき側溝整備から何から市の方で行って、電柱移設とわきから入っていく道路、この分は砂利道だったところは駐車場整備と一緒にあわせて舗装していただきました。

一方、国道側からの出入り口もお店がありますけれども、そのときは国道側でレーンの設置分とそれから中に赤とかオレンジで今あるんですが、車が乱暴に曲がれないように仕切りをつけるろうそくのような棒があるんですが、ああいったポールの設置は開設者負担と。それから、歩道の乗り入れの舗装形状の負担も、こういったものも開設者負担と。今回、私どもで港町海岸通線の整備に当たって道路工事の中で進出事業者の計画と合わせて市が負担をしていっているというのは、今のところないんですね。しおかぜ通り線を渡る部分についても、舗装構成の変更等はすべて進出事業者側の原因者負担をお願いをしていると。それから、今後つく予定の港町海岸通線の中に、松島方向から仙台に向かう車が右折して入ったり、それから今度は左折で駐車場を出た車が右折を無理くりできないようにということで、また同じようなポールがい

っぱい立つわけですが、これに関しても開設事業者側での負担ということで、しかし、舗装終わった後、私どもでも若干負担をする部分がありますので、その部分は一体整備で後で費用負担をお願いしますよというような、多分施工になっていくかと思います。

しかし、この辺明確にした方がいいなと思いますので、場合によったら、これも分けてしまって、市の工事は市の工事、それから進出事業者さんの工事は進出事業者さんの工事と。通行する方々には大分ご迷惑かかりますが、そういった方法も2回に分けてやるということも考えられます。

あと、一般的な開発行為でやる場合の宅地造成と今回の場合は、あくまで公共施工の一応区画整理事業での道路整備でありますので、宅地利用者の方に特に道路整備の負担を求めたりというようなのは、もう減歩で十分にご負担いただいておりますので、特に開発行為と一緒に考えられるのは、ちょっと、特にこういった公共施工の部分に関してはそこまでは一緒にしなくてもいいのではないかなと思われまます。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 私が言っているのはそういうことではないですね。そういうことを求めているのではないです。聞いたのは、例えば利府ジャスコが進出するに当たって、町道八幡崎前線というんですか、そういうのはジャスコの西側の道路に新設したようです。当然、用地を買って整備をしなければならぬと。1億5,300万円かかったそうです。その中で、町から出した分は4,000万円だったということなんですよ。そういう点では、例えば多賀城ジャスコは一円も出していませんね。私が言いたいのは、こういうふうに整備した一等地に、やはりイオンが来ると。このことがやはり、しかも6分の1のところを占めているということですから、そういう点で、やはり相当大変な財政負担になっているということを言わざるを得ないというふうに思います。

それで、下水道工事が27億円という、これもまた今回雨水はたったの6,000万円ですよというようなことで出されていたようですけれども、何の変更も議会には示されておりません。それで、私がここで申し上げたいのは、当時、下水道の値上げが出されましたときに、この地域の下水道の整備について、当時Fゾーンという考え方でしたけれども、汚水に6億、雨水に12億、流出抑制に8億5,000万、あわせて27億3,000万円というのを示していたんですね。それに基づいて27億円という計算が出たのかと思いますが、計画書では16年から23年までで27億円だというふうに出されているんですね。そういう点で、どういう形で変更になり、実際には今こ

うなんだということを含めて、雨水の6,000万円で済むのかどうか、その辺をお聞きしておきたいというふうに思います。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 14年当時、使用料改定説明、私、連合町内会や各町内会を回って説明してまいりました。その中では、こういった事業費ベースが、これからこういう金使うから使用料値上げしてくださいという、そういう説明ではなかったんですが、そういう資料を一部前段配布されたということもありますので、それを前提にちょっとお答えをさせていただきます。

約27億円で認可が既に一応おりておりまして、変更や何かというのはまだ認可手続中でありますから、手続に着手するだろうと思われませんが、現場の実態としては、あそこまでの事業費を投入してやっているような、今、財政状況ではないという判断から、雨水に関しましては目先の、すぐ目の前にあります海面放流ということでやって、約6,000万円。それから、汚水に関しましては、約1億9,000万円ぐらいの総事業費で何とかやっていこうと。あと、それから、下水道事業特別会計と土地区画整理事業特別会計の分け方の問題がありますので、私どもとしては汚水に関しては、あそこは一度処理開始告示済み区域であります。もちろん、中には水洗化されてない方もいましたけれども、そういう意味で汚水はあくまで私どもの方での、あくまで区画整理でその污水管の配置がえをしていくと。新しい道路に合わせて配置がえをしていくということで、区画整理側負担とさせていただきます。雨水は、未供用区域でありましたので、雨水に関しては下水道事業特別会計負担ということでお願いをしております。

あと、これは正式に一応認可変更まで発展する話ですので、お互いに認可の修正をした中で正式にご提示をさせていただけるものと思っております。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 議会への報告が後から後からという感じでは困るなというふうに思いますので、その辺は十分注意していただきたいというふうに思います。

最後の方になります。先ほど申し上げましたように、45億6,000万円が区画整理事業で進められているわけですね。それに雨水が今回新たに2億5,000万円になりますね、1億9,000万円の6,000万円。違うんですか。1億9,000万円かな。汚水が1億9,000万円で6,000万円が雨水ですから2億5,000万円。こういうふうなことで27億がこの2億5,000万円に変更になるということが、後、出されるということのようですが、いずれにしても、大変な経費のもとで事業が

進められて、それで私たちが願っているのは、あの地域を、先ほど伊勢委員も申し上げましたけれども、地域の本当に活性化のために、そして何度も問題になったマリゲートをぽつんとさせておくのではなくて、早く流れをつくって、それで再生できるようにというのが議会の願いであったわけです。

ところが、イオンが来て一体どうなるのかということは、市民の中でも大変心配されております。要するに、市民の税金を使ってやったところに誘致するわけでありますから、まさに塩竈市の経済発展や地域活性化につながるということが重要なわけです。そういう点で、そこに公金支出の前提があるというふうに私どもは思います。先ほどありましたように、雇用や税収が上がるだけでは不十分なわけです。問題は、やはり地域貢献や社会的な責任、そういうものを明確にする必要があるというふうな観点から、やはり協定書をきちんと結ぶ必要があるのではないかという取り上げをしているわけです。協定書については、先ほど、結んでいるような、結んでないような、これからなのかどうか分からない返事でしたけれども、明確にお答えください。

田中副委員長 内形建設部長。

内形建設部長 協定書につきましては、12月定例会でもご答弁申し上げましたとおり、協定を結んでおります。社長名と市長名で結ばせていただいております。この社長名で結ぶというのは全国的にも例がないというような件で結ばせていただいております。それだけに、イオン側も塩竈のまちづくりについては積極的に参画、協力したいというようなあらわれだと我々とはっておりますが、その中で、覚書の中には「お互いにまちづくりにつきまして提案し、協議してまいる」というような、そういったようなくだりを表現をさせていただいております。

したがいまして、担当課長が理念と申し上げていたのはそういったような部分であります。一つ一つの事案をとらえながら、提案し合ってお互いに協議し合っってよりよいものにしていくという部分でありますので、お互いに提案し合い続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 協定書は結ばれたと。まちづくりについては、今後考えていくということのようでもあります。それで、先ほど伊勢委員の提案の中で抜けた分で、営業時間の問題があります。営業時間は24時間ということで出されているようですね、マックスバリューについては。そういう点で、やはり24時間の営業だったら大変ですね。同じようにほかのところは10時のように

ありますけれども、そういう点で、例えばそれを10時にきちんと変更させて、10時まで守ってもらうとか、これは青少年の影響の問題とか、いろいろ出てきますよ。そういう点についても、どういうふうに協議なさっているのか、もうこれは受け入れたのか、それについてお聞きしたいと思います。

田中副委員長 茂庭都市計画課長。

茂庭建設部次長兼都市計画課長 この辺は、たしか公開シンポとか、その後の公募の審査の中でも24時間営業に対してご質問が大分出ていたと思います。一部店舗が24時間営業ということで、これは何かその中に入る核になる店舗の方と、それから個店の方は10時かそこらということで分けてやっていくということで、これに関しましては私どもは一切意見は差し挟んではおりません。

田中副委員長 小野委員。

小野委員 例えば、協定書についてはそういうことが必要なんですよ。ですから、その辺も十分、これから手直しできるでしょう。まちづくりについていろいろ相談していくというような協定を結んでいるのであれば、そういう点で、もっと中身のある協定書につくり変えてほしい。そういうことを希望しておきたいと思います。

最後になりますが、しおかぜ通り。これはさっき今次長が申し述べていましたけれども、説明会があったときの資料だと思います。この中で、しおかぜ通りで歩いて目につくのは何ですか、市長。これはイオンの建物、ロイヤルの建物ですね、両側は。そして、ロイヤルの駐車場、もう少し行くと今度は海辺の賑わい広場と言われたところが駐車場です。その向かいの駐車場です。それで、ここに来た人たちがここのこの道路を歩いてマリンゲートまで行きますか。しかも、こういうような状況の中で、活性化になると思いますか。それだけお聞きして終わります。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 よく質問の意図がわからないんですが、恐らくは、今、しおかぜ通線沿いにさまざまな植樹でありますとか、それから目隠しのものがありますとか、いろいろなされるわけがあります。ですから、そういった形を十分にござんいただいて、またご意見をいただければ大変幸いかと思っておりますし、マリンゲート近辺にはまた新しい公園等も整備させていただくことになっております。今現在、駐車場としている部分につきましても、将来利用計画というのはまた違った形になっているわけがありますので、私どもは再三申し上げますように、この

海辺の賑わいの先導的な施設として、まず立ち上げさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ温かく見守っていただければ大変幸いかと思っております。以上でございます。

田中副委員長 佐藤委員。

佐藤委員 それでは、私からも市立病院を中心としてご質問申し上げたいと、こう思います。

19年度の市立病院の事業会計予算、特に資金計画を見ますと、これで十分やっていけるのかなと、いろいろ不安があるわけでございます。

そこで、私も長年議会におりまして、あのおときこうだったなと、特に昭和四十五、六年だったでしょうか、いわゆる市立病院をめぐって存続か縮小か廃止かという議論が審議会が設けられた。それで、たしか、市長のお父さんがその審議会の会長だったのかなと私は思いまして、これも一つの運命かなと思ひまして、今、市立病院をめぐって大変な苦勞が続いているなど、こう思っているわけでありませう。

当時、いろいろな経過がありましたけれども、ポイントは昭和58年の新病棟の建設で前向きに変わってきて、この20年間いろいろやってきましたけれども、特にこの17年、18年、19年、いわゆる再生プランの中でいろいろ示されましたけれども、この期間のいわゆる不良債務がむし多いのかなと、こういう形でびっくりをしているわけでありませう。特に、これを見ますと、17年のいわゆる不良債務が6億3,000万円。これで24億累積になっているわけですね。今度18年度で8億を投入して24億を何とか資金繰りをしようと、こういろいろ、我々も賛同を示したものの、果たして最終年度、19年度で本当にこの資金計画でやれるのか。こう疑問を持っているわけでありませう。

そこで、今、いろいろな質問の中で答弁がありました。特色ある病院にしなければ生き残れないんだと、こういう意見も当局から答弁がありました。具体的には、いわゆる消化器専門の病院としていろいろ考えていきたい、こう思っているいろいろありましたけれども、実際どうなのかなと。具体的に、新しい先生、若い先生が入ってきて、36時間の勤務の実態も明らかになりました。果たして、有能なる、優秀な先生方が来るようでありませうけれども、これは大変なことだと思ひますが、いわゆる院長を中心として全職員が本当に意識改革をしなければ、本当に生き残れないのではないだろうか、こう思っているわけでありませうので、具体的に生き残るための施策をもう一回、ひとつ、院長から申し述べていただきたいと思ひませう。

田中副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げておりますが、18年度診療報酬改定、ここ20年ぐらいの経過を見てみますと、診療報酬に関しましてはたかだか二、三%しか上がっていませんが、人件費等の値上げ、そういうものも含めると、かなりアンバランスな状態がきていることは事実でございます。ですから、職員、医師も含めて働けど働けどという状況はもちろんありました。それから、もう一つ、16年度には医師が集団をやめていったこともあります。その後ががたがたと来たというのは皆さんもご存じだろうと思います。

そこで、どういうふう到医院を再建していくかということ、昨年から私、院長になりましたけれども、現在、大学から来ている先生、内科、外科、それから整形、小児科とおります。内科、外科に関しましては、もともとそういう消化器を専門にしている先生が非常に多いということは事実でございます。ですけれども、医院におきましては医療疾患はいろいろでございます。もちろん、高血圧、糖尿病。我々内科でありますので、内科の専門医としているわけで、もちろん、自分の得意分野とか、それぞれ持っておりますけれども、内科一般に関しましてもそれぞれみんな対応できるような、そういう体制はとっております。外科に關しますと、消化器外科の先生でございますが、何度も議会でもお話し申し上げていますが、非常に有能な先生でございまして、肝臓、胆のう、膵臓、ほとんど手術できないものはないというぐらいのことでやっております、肝臓の切除をできる施設というのは宮城県内で限られております。大学とがんセンター、あとこの近隣では年金がありますけれども、年金なんかにはむしろ行って指導しているぐらいな立場の先生もございまして、やはり、我々常々いろいろ内科とか外科の連携を考えると、やはり専門分野を中心としながら患者さんを救命していくというか、特に塩竈から海岸地域、肝臓の疾患が非常に多うございます。肝臓ばかりでなくて、肝臓が悪くなりますと、もちろん消化器も悪くなるものですから、胃や腸やら一緒の関連のものがありまして、一番中心とするところはそういうのをメインに置く。非常に最近若い先生が来てくれて、やる気も出ていまして、非常に積極的に内視鏡的な治療、そういう周りの医院に負けないぐらいの腕を持っておりますので、そういうものを中心に、一つはまずいくということはありません。

それから、あとは高齢化の問題もございまして、やはりお年寄りの医療をどうするかというのは非常に大事な問題でございます。ですから、我々も常々いろいろな施設からの疾患の患者さんも受け入れておりますし、在宅にも力を入れまして、一人一人の患者さん、なかなか病院に来られない方、病院から我々が行って治療する、そういう問題。そういうことも含めまして、急性期から慢性期となりますけれども、ある程度医療行政上の考えからいきますと、急性期に

非常に高い点数が配置されまして、慢性は逆に今の医療政策からいきますと非常に抑えられているというのがありまして、病院の経営的なことを考えていきますと、やはりある程度急性期の疾患を大勢診ながら、もちろん慢性期も診ながらいくというか、そういうことで我々としては全員で力を入れて経営、収支改善というか、それに努めていきたいと思っております。

田中副委員長 佐藤委員。

佐藤委員 伊藤先生が院長になられて、非常に意欲的に積極的に医師の確保その他初めとして、いろいろ取り組みをなされていることについては心から敬意を表しているんです。たまたまこの経過の中には、やはり大学病院の系列として、やはり大学の援助、本当に信頼関係をつくって、そしてきちんとした、やはり消化器専門なら消化器専門のいろいろな取り組み、そして先ほど在宅医療を積極的にやるとか、あるいは訪問看護をやるとかいろいろ言われました。具体的に、これをなされないと、やはり市立病院は変わったのだという形で、イメージアップを図るためにどうすればいいか。基本理念はいろいろ何年か前につくりましたけれども、そのとおりやってきたのかどうか。そういう面では、非常に疑問を感じているわけです。院是と称していろいろな一つの目標をつくりましたけれども、本当にそれだけやってきたのだろうか。もっと積極的にやれば、こんなにひどくはならなかったのではないだろうか、こういう気持ちにもなるわけであります。

そういう意味では、ちょっと、本当に最終的な局面を迎えているなど。ここの19年度をどう乗り切るか。これによって市立病院の運命が決まるような感じもするわけでございますから、院長を中心として一体的な取り組みを、我々お願いせざるを得ない、こう思っているわけであります。

特に、この中で僕は驚いたんですけれども、3億何ぼの未収金がある。これをどうやって回収するのか。具体的な方策があるのかどうか、その辺もひとつお尋ねを申し上げたいと。
(「300万円」の声あり)

田中副委員長 伊藤市立病院長。

伊藤市立病院長 これは、先ほどもお話がありましたが、未収金ではなくて、診療報酬の2月、3月が後から入ってくるものですから、未収金として応じていますが、実際の未収金は300万円程度ということでございます。

田中副委員長 佐藤委員。

佐藤委員 具体的には、いわゆる18年度、8億を我々最終的に認めました。何とか、市長の決

意も聞きましたし、あるいは院長の決意も聞きました。

そこで、今度の連結した決算指標、これがもたらす状況から見て、これをうまく活用していた方がいいのかどうかと私は思いますけれども、その辺の考え方、財政的に見て連結決算方式がいいのかどうか、それを活用した方がいいのかどうか、その辺のひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思います。

田中副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 病院会計の方の会計の状況と、それから連結の会計の関連性のとらえ方なんですけれども、再生法制の中で連結での決算、その実質赤字が指標化されるということなんですけれども、17年度の本市の連結の状況を見ますと、やはり病院会計の方の不良債務等がございますので、連結全体で十七、八億ぐらいの実質の赤字になっております。これが再生法制化の中でどのような位置づけがされるのかというのは、大変理念が必要なんですけれども、そういったことからいたしますと、一定の指標が一定の率に達しますと、財政健全化の計画が策定が求められるということがございますので、そういった意味からいたしますと、この各会計の累積の赤字額を早期に縮小する方向にもっていかなければならないというような、これは大きな課題であるということは間違いのないというふうに考えてございます。

田中副委員長 佐藤委員。

佐藤委員 連結方式をうまく活用して財政運営をとということで考えていきたいということではありますが、それはそれなりにうまく活用してほしいなど。特に、私、この市立病院をめぐっていろいろなことがあったと思います。特に、私は今でも心の中に残っているのは、あの透析の機械を購入して病院の再生にかけた、あれもほとんど活用しないで、やはり廃棄したというか、あれも計画性あったと思いますね。ああいう状態を考えますと、本当に信頼していいのか。あれだけ機械を購入して、財政を投入して、そしてやってきた、この市立病院が、ほとんど透析の機械を活用しなかった。これも尾を引いていると思うんです。

ですから、そういう面では、これは病院だけでなく市当局一体となって、やはり病院のあり方を根本的に考え直す。そして本当に市長を中心として、開設者が中心として全力投球やらなければ、いろいろな、人間ドックの問題からなんか、かつては市の職員も随分人間ドックを活用したと思います。異常なくらいやったと思います。今それはどうなのかわかりませんが、やはり、共済組合を活用していろいろなことをやりましたけれども、これもあらゆる努力をしなければ、私は市立病院は生き残れない。そういう意味では、19年度は正念場であります

から、本当にこの資金計画がうまくいくように、そして事業計画がうまくいくように全力を投球していただきたい。そのことについて、最終的に市長の決意をお尋ねして終わりたいと思います。

田中副委員長 佐藤市長。

佐藤市長 先ほど申し上げました平成18年度補正予算で、市立病院の方に一般会計から多額の繰り出しをお願いいたしました。大変恐縮なお願いでありましたが、議会の皆様方から「頑張れ」というご声援をいただきまして、病院関係者大変喜んでいるところであります。早速、院長を中心に19年度の病院運営をどうするかというようなスタッフミーティングも始まったと聞いておりますし、我々もただ単に医師数がふえたから健全化が図れるという認識ではございません。今、議員の方からもご指摘いただきましたように、診療各科目の細部にわたりまして、本当に小さいことから一つ一つ積み上げていかなければ、病院の再生は大変厳しいというふうに関自身も認識をいたしております。

そういった観点で、19年度改めて再生のために全力を傾けて努力をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

田中副委員長 佐藤委員。

佐藤委員 これは先ほどの志子田委員の質疑の中で、この予算説明の誤りを認めて、その場で済んでしまったということは重大なことなんです、こういうこと。重大なことなんです。ですから、本来であれば、差しかえをやるのかなんかの、本当は一言欲しかった。やはりそういう信頼関係ですから、このままもらってわからない人もいるわけですよ。さっきのやりとりだけで。ですから、そういう面では差しかえを、きちんとやはり院長から求めていただきたいと思っております。以上です。

田中副委員長 菅原財政課長。

菅原財政課長 私から、若干先ほどの件について補足させていただきたいんですけれども、債務負担行為の方の表示が施設機械警備業務委託というふうになっておりまして、歳出欄の表示が警備業務委託ということだったわけでございます。それで、志子田委員のご指摘が、機械警備であれば、もっと縮小されているのではないかとというふうなご指摘だったんですけれども、市場の方の施設機械警備業務委託につきましては、ゲート等を使用して、機械を使用しながらの立哨とかの警備ですので、機械警備には違いないんですけれども、債務負担行為を設定いたしましてまとめた機械警備委託の方につきましては、建物の中で機械を設置して無人で警備を

するということを一緒にしたわけございまして、債務負担行為を複数年設定したものの中には、市場の委託は入っていないということでございます。

そういうことで、表示のより一層の正確性を期したいと思うんですけれども、そういったことをご理解をいただきたいと思います。

田中副委員長 暫時休憩いたします。

再開は15時20分といたします。

午後2時46分 休憩

午後3時20分 再開

伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままでの審査を行ってまいりました審査区分2については、これで一応の質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらにお諮りします。すべての付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、すべての付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議案第19号について採決いたします。

議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤委員長 起立多数であります。議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号について採決いたします。

議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤委員長 起立多数であります。議案第20号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号ないし第28号、第30号、第32号ないし第37号、第40号ないし第50号について採決いたします。

議案第21号ないし第28号、第30号、第32号ないし第37号、第40号ないし第50号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤委員長 起立全員であります。よって、議案第21号ないし第28号、第30号、第32号ないし第37号、第40号ないし第50号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、第31号、第38号及び第39号について採決いたします。

議案第29号、第31号、第38号及び第39号については原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤委員長 起立多数であります。議案第29号、第31号、第38号及び第39号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上ですべての審査を終了いたしました。

委員の皆様にはここ3日間審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。また、当局参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて平成19年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月2日

平成19年度予算特別委員会委員長 伊藤 栄一

